

別紙1-2-4-1-2-7

系統として機能、性能を達成する設備

(放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設
塔槽類廃ガス処理設備 (設計基準対象の施設のみ))

目次

1. 概要	1
2. 要求される機能、性能と主流路の考え方	2
(1) 要求される機能、性能について	2
a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能.....	2
(2) 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る主流路の考え方	3
a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能.....	4
(a) 第 24 条：廃棄施設.....	4
i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】	4
(i) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）	4
(ii) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 溶媒処理廃ガス処理系.....	6
(iii) ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	8
(iv) 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備.....	10
(v) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 低レベル濃縮廃液処理 廃ガス処理系	12
(vi) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃溶媒処理廃ガス処理 系	14
(vii) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 雑固体廃棄物焼却処理 廃ガス処理系	16
(viii) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系	18
(ix) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	21
(x) ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備.....	23
(xi) 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	25
(b) 第 10 条：閉じ込めの機能.....	27
i. 【室等の漏えい拡大防止】	27
ii. 【放射性物質の保持機能】	29
iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】	30
iv. 【フードの面速維持】	31
(3) 主流路範囲の設定.....	32
a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能.....	33
(a) 第 24 条：廃棄施設.....	33
i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】	33
(b) 第 10 条：閉じ込めの機能.....	33
ii. 【放射性物質の保持機能】	33

iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】	33
iv. 【フードの面速維持】	33
(i) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）	33
(ii) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 溶媒処理廃ガス処理系.....	35
(iii) ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	36
(iv) 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備.....	37
(v) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 低レベル濃縮廃液処理 廃ガス処理系	38
(vi) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃溶媒処理廃ガス処理 系	39
(vii) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 雑固体廃棄物焼却処理 廃ガス処理系	40
(viii) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系	41
(ix) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	42
(x) ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備.....	43
(xi) 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	44
(b) 第10条：閉じ込めの機能.....	75
i. 【室等の漏えい拡大防止】	75
(4) 主流路として設定しない範囲及びその考え方.....	77
a. 主流路として設定しない範囲.....	77
b. 主要機器として抽出しない範囲	93
3. 要求される耐震クラスの考え方	94
(1) 事業変更許可申請書の耐震クラス.....	94
(2) 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る系統機能と耐震クラス	108
(3) 下位クラス接続等の留意すべき設備	108
4. 抽出結果.....	123

添付1：別紙2 機能要求②抜粋（塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ））

- (1) 系統機能及び基本設計方針番号の整理表（塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ））

添付2：申請対象設備リスト（塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ））

添付3：申請対象設備抽出結果（塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ））

- (1) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）

抽出リスト（機器）

抽出リスト（配管）

- (2) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 溶媒処理廃ガス処理系

抽出リスト（機器）

抽出リスト（配管）

- (3) ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備

抽出リスト（機器）

抽出リスト（配管）

- (4) 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

抽出リスト（機器）

抽出リスト（配管）

- (5) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系

抽出リスト（機器）

抽出リスト（配管）

- (6) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃溶媒処理廃ガス処理系

抽出リスト（機器）

抽出リスト（配管）

- (7) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系

抽出リスト（機器）

抽出リスト（配管）

- (8) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系

抽出リスト（機器）

抽出リスト（配管）

- (9) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

抽出リスト（機器）

抽出リスト（配管）

(10) ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備

抽出リスト (機器)

抽出リスト (配管)

(11) 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備

抽出リスト (機器)

抽出リスト (配管)

共通09 別紙1-2-4-1-2-7 塔槽類廃ガス処理設備(設計基準対象の施設のみ) ②

ー b の理由整理表

EFD矢羽根取合い概要

色塗り結果 (設計図書等)

1. 概要

本資料は、共通09 補足説明資料 別紙「各条における申請対象設備」にて整理した系統として機能、性能を達成する設備のうち、放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備において、安全上重要な施設以外の塔槽類廃ガス処理設備であって、重大事故等対処設備を兼用しない精製建屋塔槽類廃ガス処理設備（塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）及び溶媒処理廃ガス処理系）、ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備（低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系、廃溶媒処理廃ガス処理系、雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系及び塔槽類廃ガス処理系）、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備並びに分析建屋塔槽類廃ガス処理設備（以下、「塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）」という。）に係る系統機能として達成する機能、性能についてについて塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）の設計図書等の系統図を色塗りし、機能が要求される対象範囲や対象機器を抽出する。

2. 要求される機能、性能と主流路の考え方

(1) 要求される機能、性能について

塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る系統機能として達成する機能、性能について設計インプットである機能要求②が要求される条文の基本設計方針（共通09 本文 添付-3 第1表及び本別紙 添付1：別紙2 機能要求②抜粋（塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ））参照）との関係について以下に示す。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能

条文	系統機能名	別紙2との関係 (基本設計方針 紐付け番号)
(a) 第24条：廃棄施設	i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】	24条-3
(b) 第10条：閉じ込めの機能	i. 【室等の漏えい拡大防止】	10条-6
	ii. 【放射性物質の保持機能】※	10条-1
	iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】※	10条-15
	iv. 【フードの面速維持】※	10条-18

※ 「ii. 【放射性物質の保持機能】」、「iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」及び「iv. 【フードの面速維持】」は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に含む。

(2) 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る主流路の考え方

基本設計方針の要求を踏まえ、塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る主流路を設定する。

塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る機能、性能について、「2. (1) 要求される機能、性能について」に示した「a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能」の系統機能毎に事業変更許可申請書における系統概要図等を用いて機能全体に係る系統構成及び主流路となる範囲を示す。

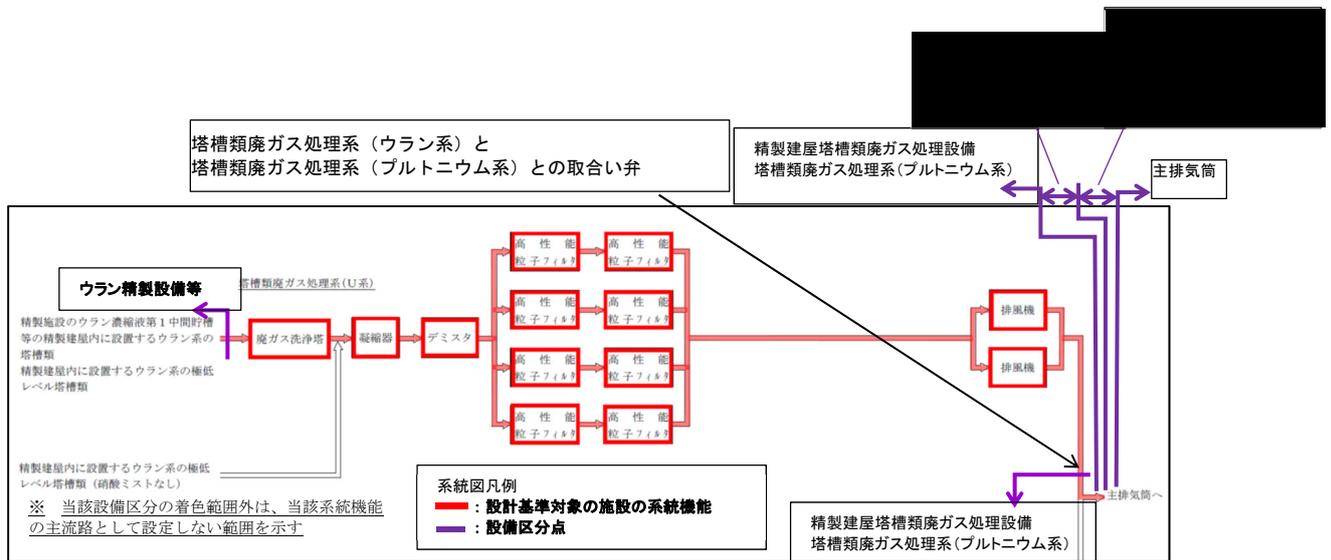
塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る機能、性能及び主流路の特定にあたっては、機能、性能及び主流路の基本となる「第24条：廃棄施設」に着目してその範囲を特定した上で、当該設備に関連する「第10条：閉じ込めの機能」に関する範囲を特定する。

構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)の主流路の範囲は、以下のとおり。(第2-1図参照)

- 廃ガス洗浄塔、凝縮器、デミスタ、高性能粒子フィルタ、排風機、廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管のうち、塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)と精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)の取り合い弁まで

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (i) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系)」に示す。



第2-1図 塔槽類廃ガス処理系(ウラン系) 系統概要図
(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-7 (1) 図抜粋)

(ii) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 溶媒処理廃ガス処理系

放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備
精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 溶媒処理廃ガス処理系（以下、「溶媒処理廃
ガス処理系」という。）は、再処理設備本体 酸及び溶媒の回収施設 溶媒回
収設備 溶媒処理系（以下、「溶媒回収設備 溶媒処理系」という。）の第1
蒸発缶及び溶媒蒸留塔から発生する廃ガスを、真空ポンプにより精製建屋塔槽
類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)に移送し、精製建屋
塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)の高性能粒子フ
ィルタ等のろ過装置を組み合わせて廃ガス中に含まれる放射性エアロゾル、放
射性トリチウム、放射性よう素を除去し、排風機により精製建屋塔槽類廃ガス
処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)、

主排気筒へ移送するとともに、接続される塔槽類の内部を真空ポンプにより負圧に維持する設備である。

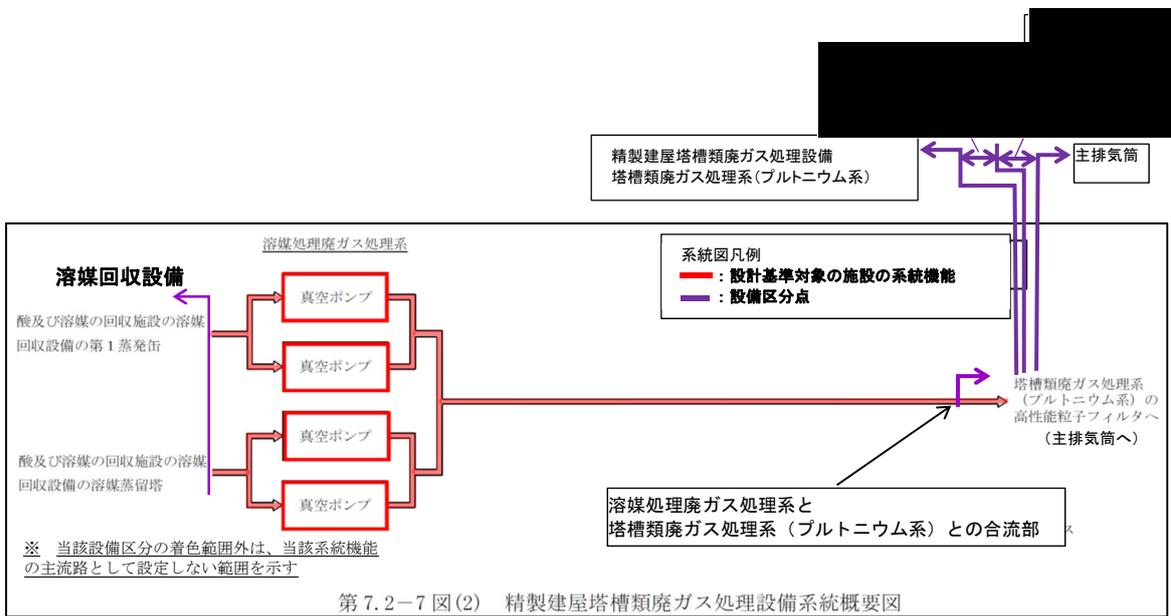
溶媒処理廃ガス処理系は、真空ポンプは第1蒸発缶用及び溶媒蒸留塔用として各2系列で構成し、塔槽類から発生する廃ガスの精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)への排気及び塔槽類の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、溶媒処理廃ガス処理系の廃ガスを精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)へ移送する真空ポンプ、「別紙1-2-2-6-2-2 溶媒回収設備 溶媒処理系」において、主流路として抽出した廃ガス発生元の塔槽類から精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る溶媒処理廃ガス処理系の主流路の範囲は、以下のとおり。（第2-2図参照）

- 真空ポンプ、廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管のうち、溶媒処理廃ガス処理系と精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)との合流部まで

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (ii) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 溶媒処理廃ガス処理系」に示す。



第7.2-7図(2) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図

第2-2図 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備

溶媒処理廃ガス処理系 系統概要図

(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-7(2)図抜粋)

(iii) ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備

放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備
ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備（以下、「ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス
処理設備」という。）は、再処理設備本体 脱硝施設 ウラン脱硝設備（以
下、「ウラン脱硝設備」という。）の脱硝塔、硝酸ウラニル貯槽及び濃縮液受
槽等の塔槽類から発生する廃ガスを、凝縮器、廃ガス洗浄塔、高性能粒子フ
ィルタ等のろ過装置を組み合わせて廃ガス中に含まれる放射性エアロゾル、放射
性トリチウムを除去し、排風機により

主排気筒へ移送するとともに、接続される塔槽類の内部を排風機により負圧に維持する設備である。

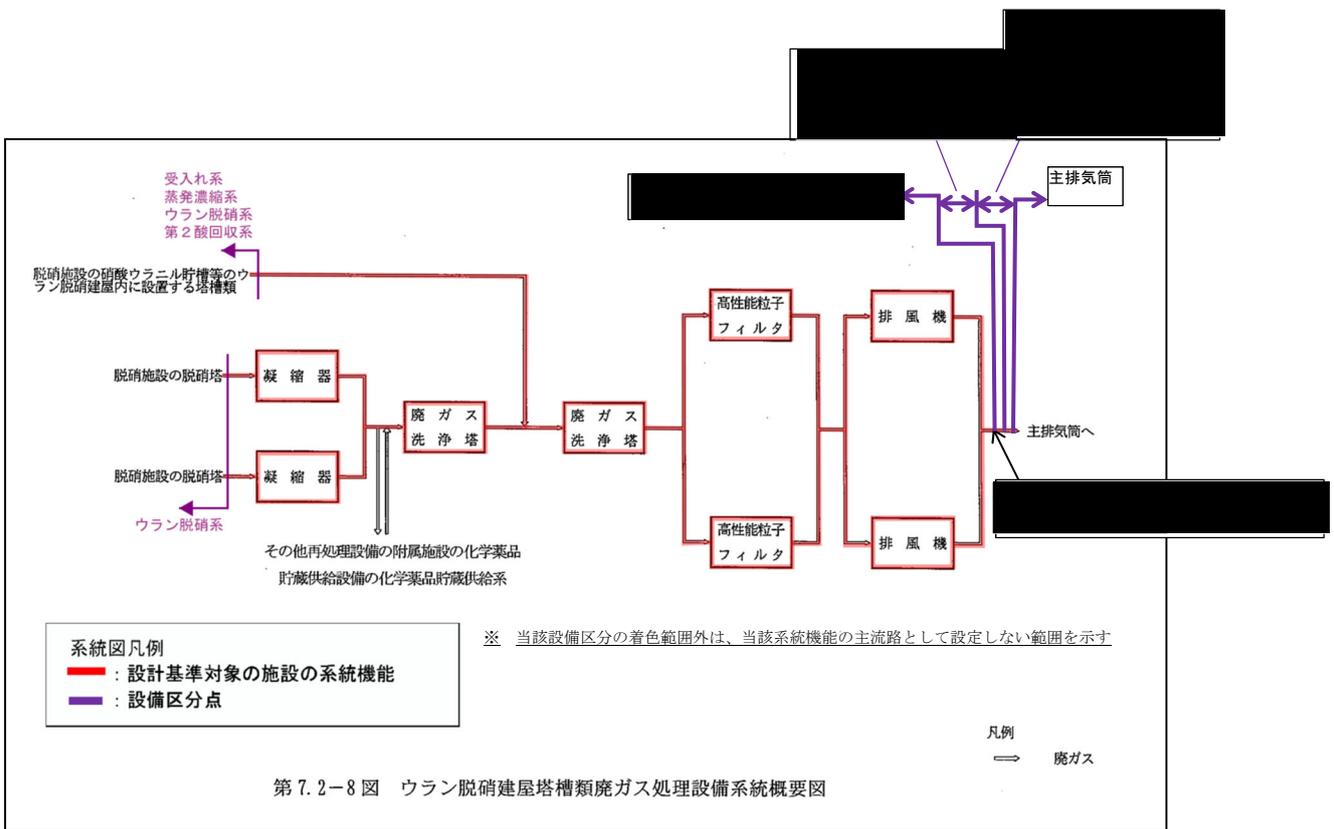
ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備は、高性能粒子フィルタ及び排風機は各々2系列で構成し、各設備の塔槽類から発生する廃ガスの浄化、主排気筒への排気及び塔槽類の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃ガスの浄化を行う凝縮器、廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ、浄化後の廃ガスを主排気筒へ移送する排風機、廃ガスを廃棄するための主排気筒、「別紙1-2-2-5-1-1 ウラン脱硝設備 受入れ系」、「別紙1-2-2-5-1-2 ウラン脱硝設備 蒸発濃縮系」及び「別紙1-2-2-5-1-3 ウラン脱硝設備 ウラン脱硝系」において、主流路として抽出した廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係るウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の主流路の範囲は、以下のとおり。（第2-3図参照）

- 凝縮器、廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ、排風機、廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管のうち、

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (iii) ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備」に示す。



第2-3図 ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統概要図
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-8図抜粋)

(iv) 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備
低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備（以下、「低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備」という。）は、放射性廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物の廃棄施設 低レベル廃液処理設備（以下、「低レベル廃液処理設備」という。）の廃液受槽、放出前貯槽、蒸発缶等の塔槽類から発生する廃ガスを、廃ガス洗浄塔、凝縮器、高性能粒子フィルタ等のろ過装置を組み合わせる廃ガス中に含まれる放射性エアロゾル、放射性トリチウムを除去し、排風機により

主排気筒へ移送するとともに、接続される塔槽類の内部を排風機により負圧に維持する設備である。

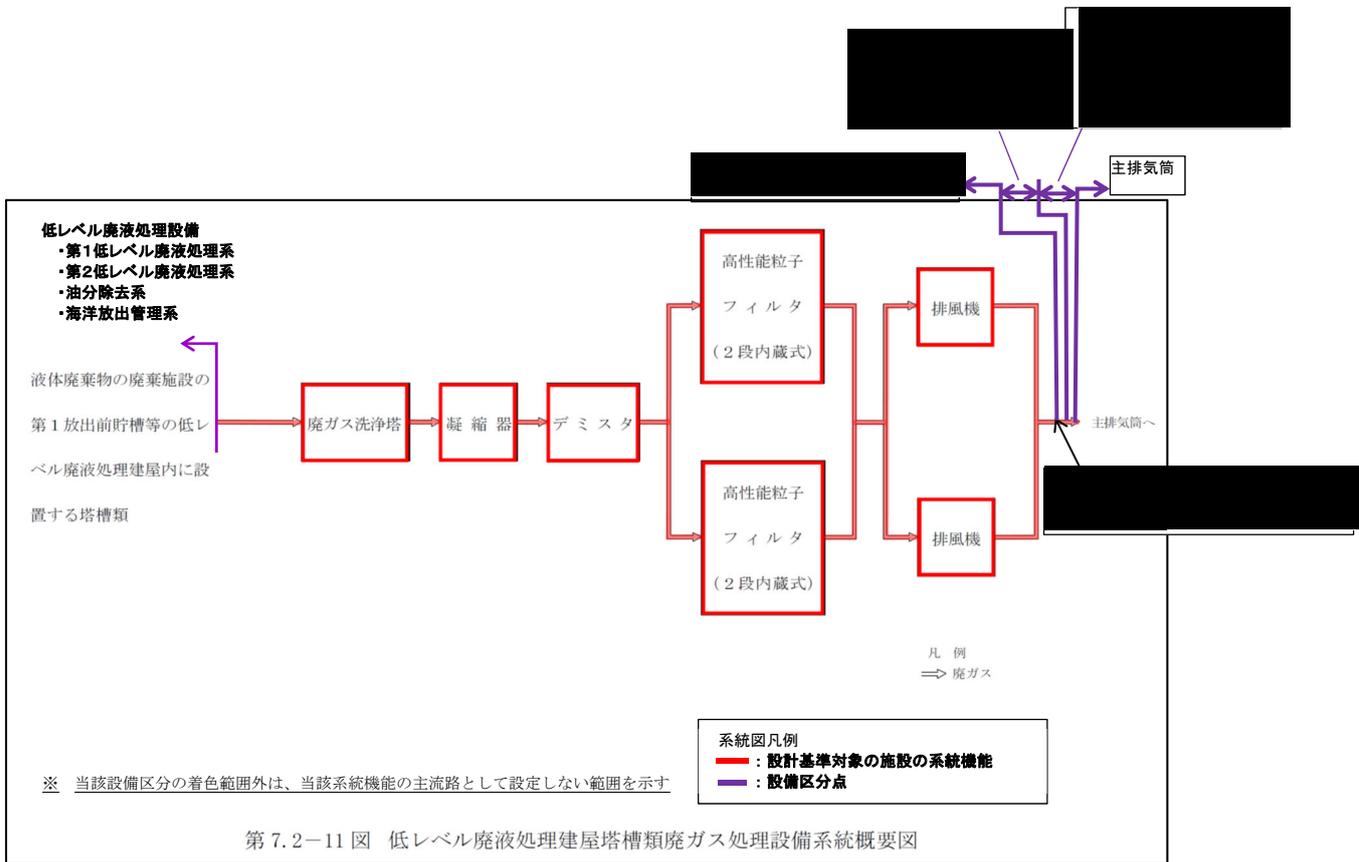
低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備は、高性能粒子フィルタ及び排風機は各々2系列で構成し、各設備の塔槽類から発生する廃ガスの浄化、主排気筒への排気及び塔槽類の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃ガスの浄化を行う廃ガス洗浄塔、凝縮器、デミスタ、高性能粒子フィルタ、浄化後の廃ガスを主排気筒へ移送する排風機、廃ガスを廃棄するための主排気筒、「別紙1-2-4-2-2-1 低レベル廃液処理設備」において、主流路として抽出した廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の主流路の範囲は、以下のとおり。（第2-4図参照）

- 廃ガス洗浄塔、凝縮器、デミスタ、高性能粒子フィルタ、排風機、廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管のうち、
まで

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (iv) 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備」に示す。



第2-4図 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統概要図
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-11図抜粋)

(v) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系

放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系（以下、「低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系」という。）は、放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄施設 低レベル固体廃棄物処理設備（以下、「低レベル固体廃棄物処理設備」という。） 低レベル濃縮廃液処理系の乾燥装置から発生する廃ガスを、凝縮器、廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ、よう素フィルタ等のろ過装置を組み合わせる廃ガス中に含まれる放射性エアロゾル、放射性トリチウム、放射性よう素を除去し、排風機により低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃溶媒処理廃ガス処理系、放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 換気設備 低レベル廃棄物処理建屋換気設備（以下、「低レベル廃棄物処理建屋換気設備」という。）、放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 換気設備 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備（以下、「チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備」という。）及び

を經由して主排気筒へ移送するとともに、接続される乾燥装置を排風機により負圧に維持する設備である。

低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系は、高性能粒子フィルタ、よう素フィルタ及び排風機は各々2系列で構成し、乾燥装置から発生する廃ガスの浄化、主排気筒への排気及び乾燥装置の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

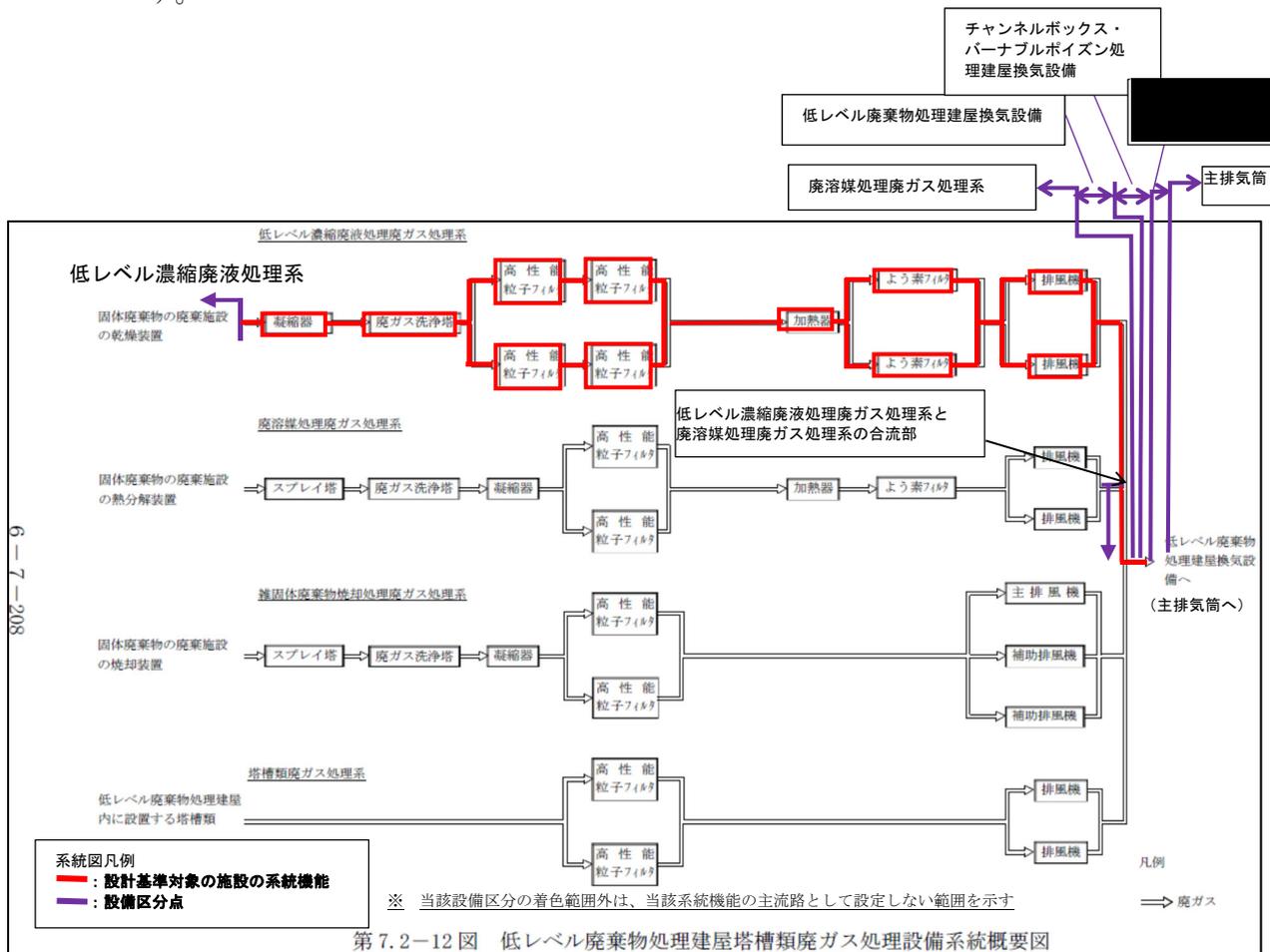
【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系の廃ガスの浄化を行う凝縮器、廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ、加熱器、よう素フィルタ、浄化後の廃ガスを主排気筒へ移送する排風機、廃ガスを廃棄するための主排気筒及び「別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備」において主流路として抽出した廃ガス発生元の乾燥装置から主排気筒まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系の主流路の範囲は、以下のとおり。（第2-5図参照）

- 凝縮器、廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ、加熱器、よう素フィルタ、排風機、廃ガス発生元の乾燥装置から主排気筒まで廃ガスを移送する配管

のうち、低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系と低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃溶媒処理廃ガス処理系合流部まで

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (v) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系」に示す。



第2-5図 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系 系統概要図
(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-12図抜粋)

(vi) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃溶媒処理廃ガス処理系

放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃溶媒処理廃ガス処理系（以下、「廃溶媒処理廃ガス処理系」という。）は、低レベル固体廃棄物処理設備 廃溶媒処理系の熱分解装置からの可燃性ガスを燃焼する燃焼装置から発生する廃ガスを、廃ガス洗浄塔、凝縮器、高性能粒子フィルタ、よう素フィルタ等のろ過装置を組み合わせて廃ガス中に含まれる放射性エアロゾル、放射性トリチウム、放射性よう素を除去し、排風機により低レベル廃棄物処理建屋換気設備、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備及び

を經由して主排気筒へ移送するとともに、接続される熱分解装置を排風機により負圧に維持する設備である。

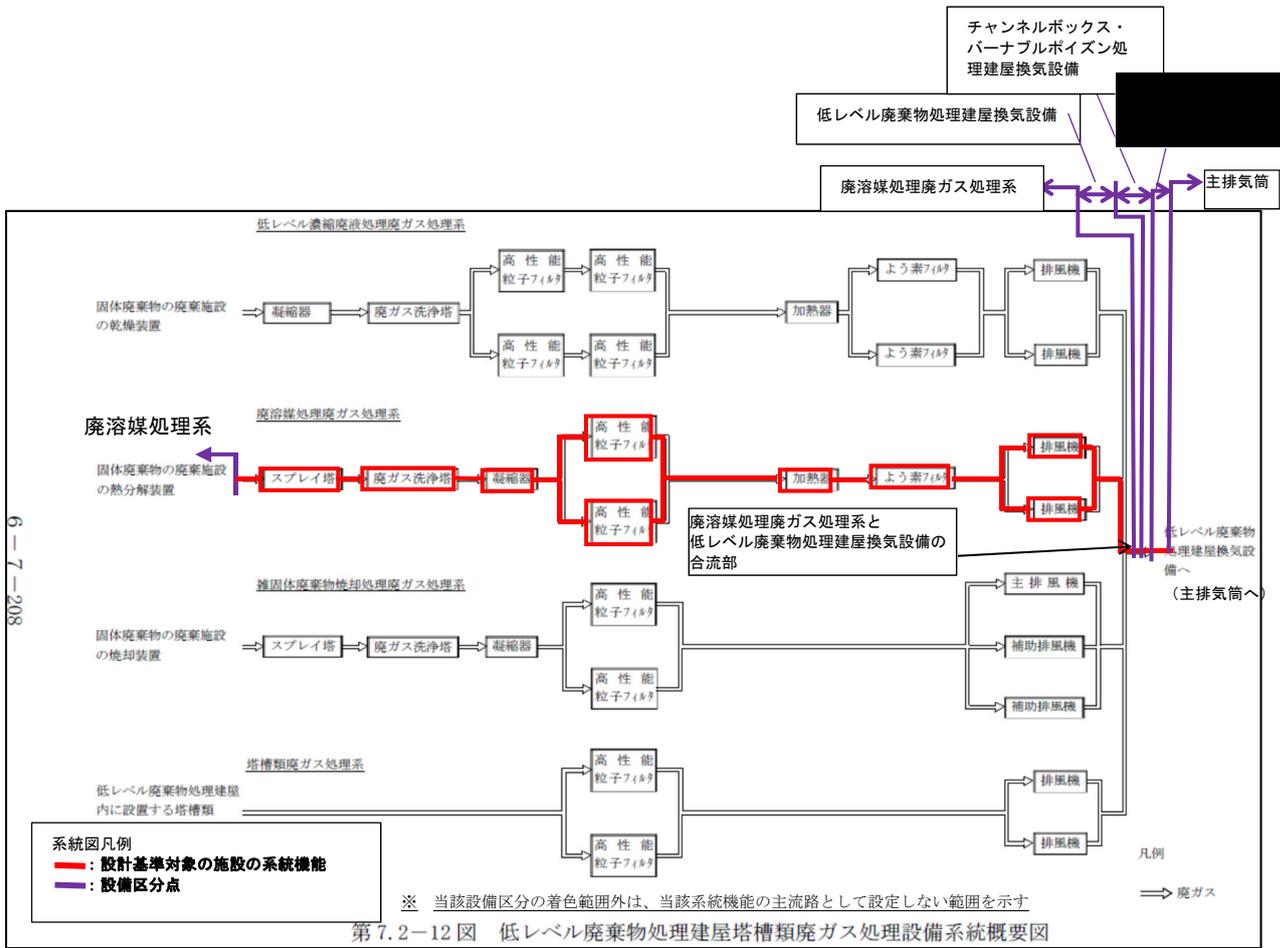
廃溶媒処理廃ガス処理系は、高性能粒子フィルタ及び排風機は各々2系列、よう素フィルタは1系列で構成し、熱分解装置からの可燃性ガスを燃焼する燃焼装置から発生する廃ガスの浄化、主排気筒への排気及び熱分解装置の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、廃溶媒処理廃ガス処理系の廃ガスの浄化を行うスプレイ塔、廃ガス洗浄塔、凝縮器、高性能粒子フィルタ、加熱器、よう素フィルタ、浄化後の廃ガスを主排気筒へ移送する排風機、廃ガスを廃棄するための主排気筒及び「別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備」において主流路として抽出した廃ガス発生元の熱分解装置から主排気筒まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る廃溶媒処理廃ガス処理系の主流路の範囲は、以下のとおり。（第2-6図参照）

- スプレイ塔、廃ガス洗浄塔、凝縮器、高性能粒子フィルタ、加熱器、よう素フィルタ、排風機、廃ガス発生元の燃焼装置から主排気筒まで廃ガスを移送する配管のうち、廃溶媒処理廃ガス処理系と低レベル廃棄物処理建屋換気設備との合流部まで

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (vi) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃溶媒処理廃ガス処理系」に示す。



第 2-6 図 廃溶媒廃ガス処理系 系統概要図
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-12図抜粋)

(vii) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系

放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備
低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系（以下、「雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系」という。）は、低レベル固体廃棄物処理設備 雑固体廃棄物処理系の焼却装置からセラミックフィルタを經由して発生する廃ガスを、廃ガス洗浄塔、凝縮器、高性能粒子フィルタ等のろ過装置を組み合わせて廃ガス中に含まれる放射性エアロゾル、放射性トリウムを除去し、排風機により低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃溶媒処理廃ガス処理系、低レベル廃棄物処理建屋換気設備、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備及び [REDACTED] を經由して主排気筒へ移送するとともに、接続される焼却装置を排風機により負圧に維持する設備である。

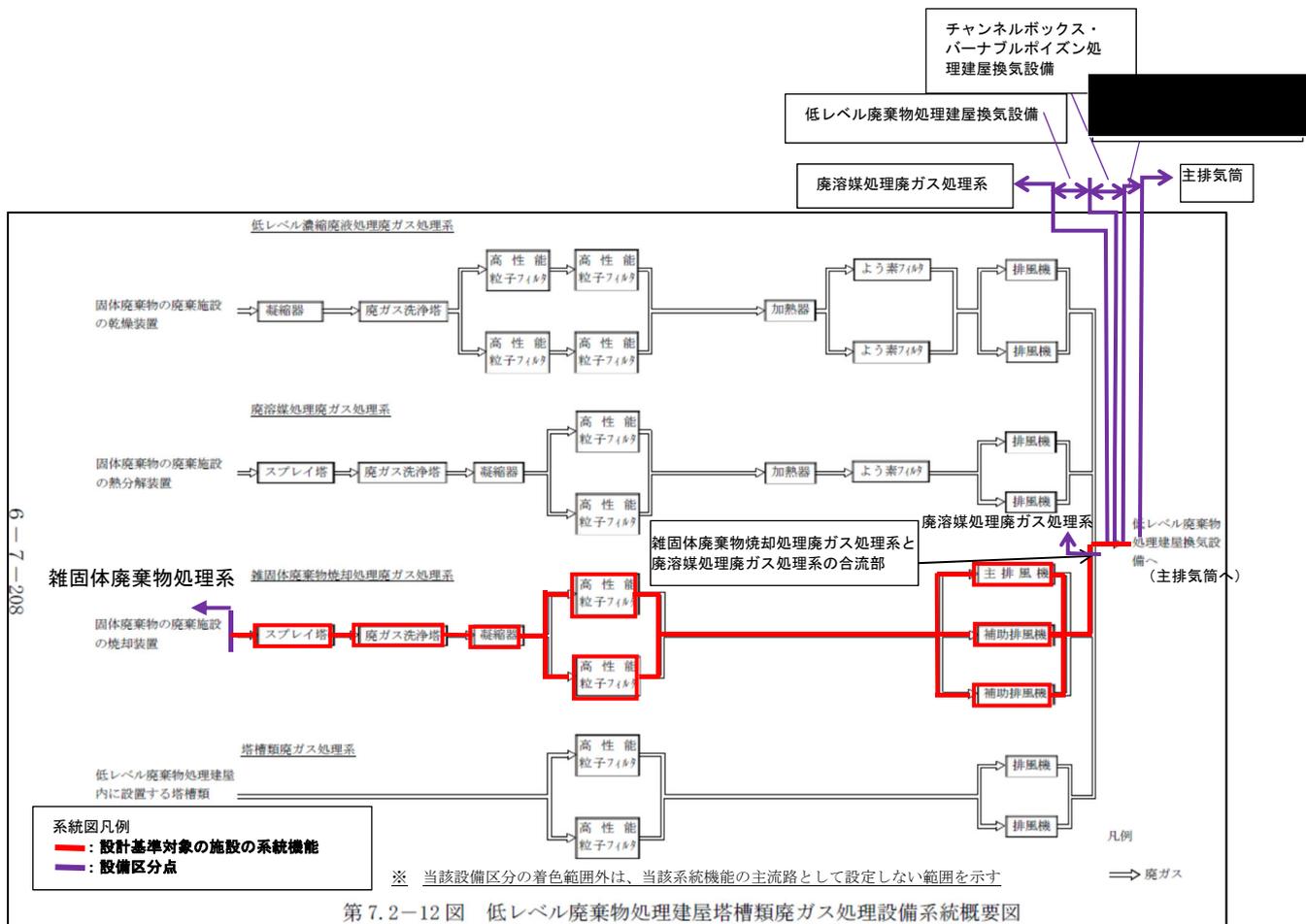
雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系は、高性能粒子フィルタは2系列、排風機は主排風機1系列及び補助排風機2系列で構成し、焼却装置からセラミックフィルタを經由して発生する廃ガスの浄化、主排気筒への排気及び焼却装置の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系の廃ガスの浄化を行うスプレイ塔、廃ガス洗浄塔、凝縮器、高性能粒子フィルタ、浄化後の廃ガスを主排気筒へ移送する主排風機及び補助排風機、廃ガスを廃棄するための主排気筒並びに「別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備」において主流路として抽出した廃ガス発生元の焼却装置から主排気筒まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系の主流路の範囲は、以下のとおり。（第2-7図参照）

- スプレイ塔、廃ガス洗浄塔、凝縮器、高性能粒子フィルタ、主排風機、補助排風機、廃ガス発生元のセラミックフィルタから主排気筒まで廃ガスを移送する配管のうち、雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系と廃溶媒処理廃ガス処理系との合流部まで

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (vii) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系」に示す。



第2-7図 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系 系統概要図
(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-12図抜粋)

(viii) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系
放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備
低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（以下、「低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系」という。）は、低レベル廃棄物処理建屋内に設置する低レベル廃液処理設備 第1低レベル廃液処理系の低レベル廃液受槽、低レベル固体廃棄物処理設備 低レベル濃縮廃液処理系の低レベル濃縮廃液受槽及び廃溶媒処理系廃有機溶媒残渣受槽等の塔槽類並びに密封されていない使用済燃料等を取り扱うその他再処理設備の附属施設 分析設備（以下、「分析設備」という。）の低レベル廃液サンプリングフード、廃ガス洗浄塔廃液サンプリングフード及び廃有機溶媒サンプリングフードから発生する廃ガスを、高性能粒子フィルタにより廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去し、排風機により低レベル廃棄物処理建屋換気設備、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備及び[]を
經由して主排気筒へ移送するとともに、接続される塔槽類の内部を排風機により負圧に維持する設備である。

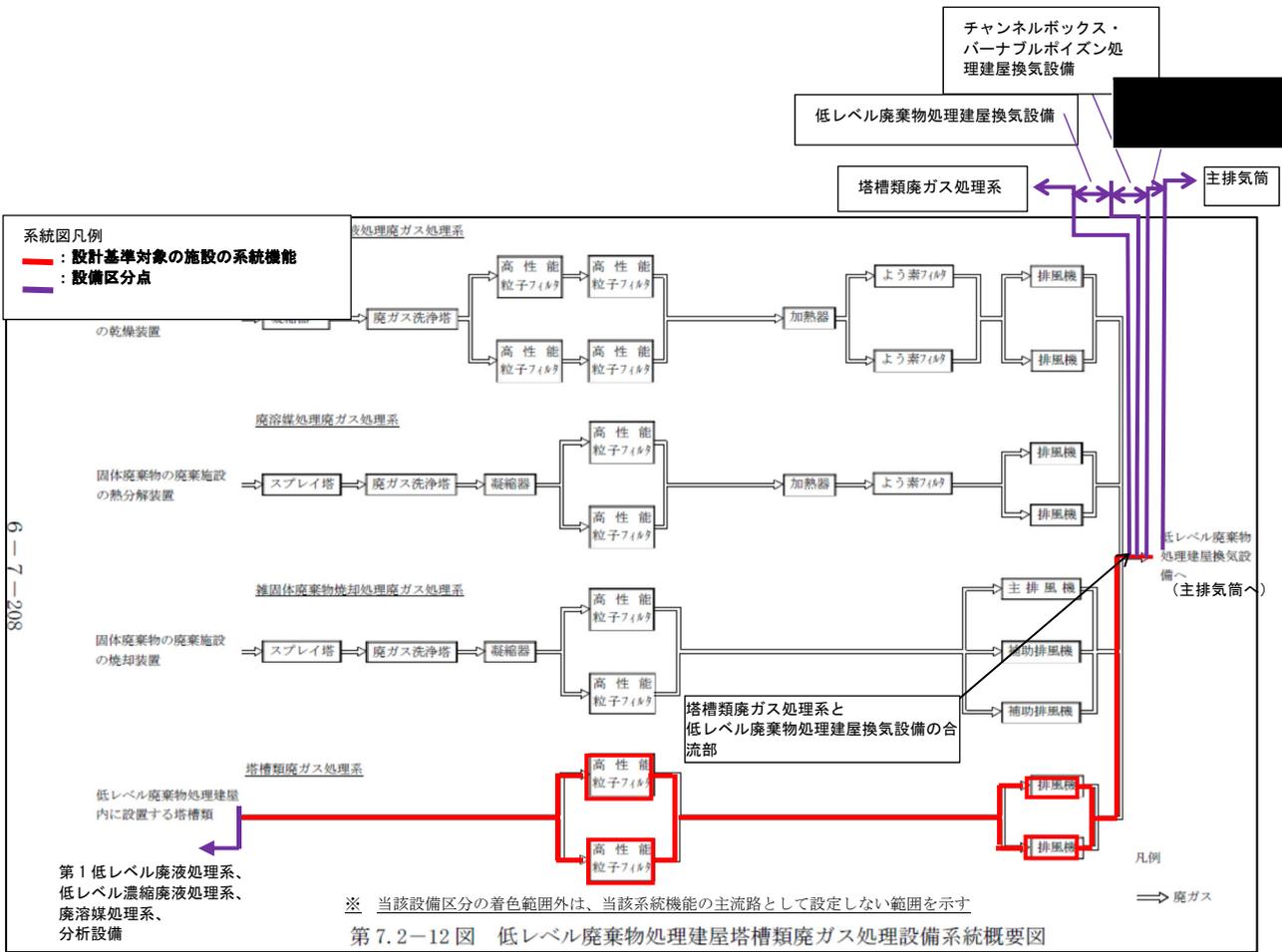
低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系は、高性能粒子フィルタ及び排風機は各々2系列で構成し、各設備の塔槽類から発生する廃ガスの浄化、主排気筒への排気及び塔槽類の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系の廃ガスの浄化を行う高性能粒子フィルタ、浄化後の廃ガスを主排気筒へ移送する排風機、廃ガスを廃棄するための主排気筒、[]、
「別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備」、及び[]
[]において、主流路として抽出した廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系の主流路の範囲は、以下のとおり。
(第2-8図参照)

- 高性能粒子フィルタ、排風機、廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管のうち、低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系と低レベル廃棄物処理建屋換気設備との合流部まで

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (viii) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系」に示す。



第 2-8 図 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備
 塔槽類廃ガス処理系 系統概要図
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-12図抜粋)

(ix) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

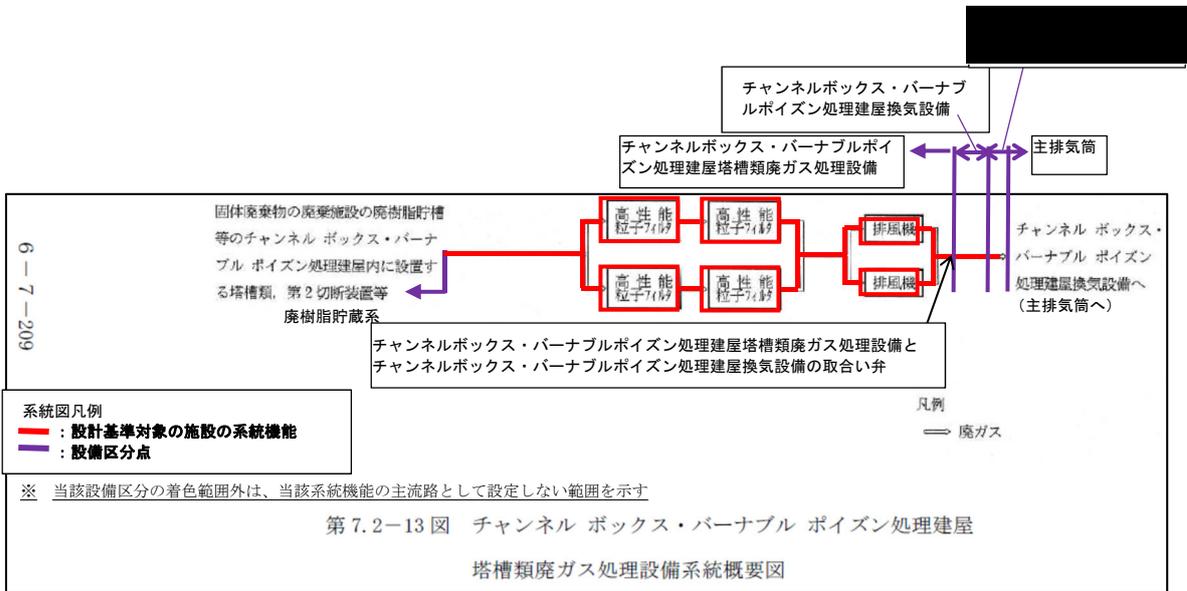
放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備（以下、「チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備」という。）は、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に設置する低レベル固体廃棄物貯蔵設備の廃樹脂貯蔵系の廃樹脂貯槽等から発生する廃ガスを、高性能粒子フィルタにより廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去し、排風機によりチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備及び[]を經由して主排気筒へ移送するとともに、接続される塔槽類の内部を排風機により負圧に維持する設備である、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備は、高性能粒子フィルタ及び排風機は2系列で構成し、廃樹脂貯槽から発生する廃ガスの浄化、主排気筒への排気及び塔槽類の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃ガスの浄化を行う高性能粒子フィルタ、浄化後の廃ガスを主排気筒へ移送する排風機、廃ガスを廃棄するための主排気筒、「別紙1-2-4-3-3-1 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 廃樹脂貯蔵系」において、主流路として抽出した廃ガス発生元の廃樹脂貯槽から主排気筒まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係るチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の主流路の範囲は、以下のとおり。
(第2-9図参照)

- 高性能粒子フィルタ、排風機、廃ガス発生元の廃樹脂貯槽から主排気筒まで廃ガスを移送する配管のうち、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備とチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備との合流部まで

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (ix) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備」に示す。



第2-9図 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋
 塔槽類廃ガス処理設備 系統概要図
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-13図抜粋)

(x) ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備

放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備
ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備（以下、「ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備」という。）は、ハル・エンドピース貯蔵建屋に設置する [redacted] [redacted] 及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備 廃樹脂貯蔵系 の塔槽類から発生する廃ガスを、高性能粒子フィルタにより廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去し、排風機により放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 換気設備 ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備（以下、「ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備」という。）及び [redacted] [redacted] [redacted]

[redacted] 北換気筒へ移送するとともに、接続される塔槽類の内部を排風機により負圧に維持する設備である。

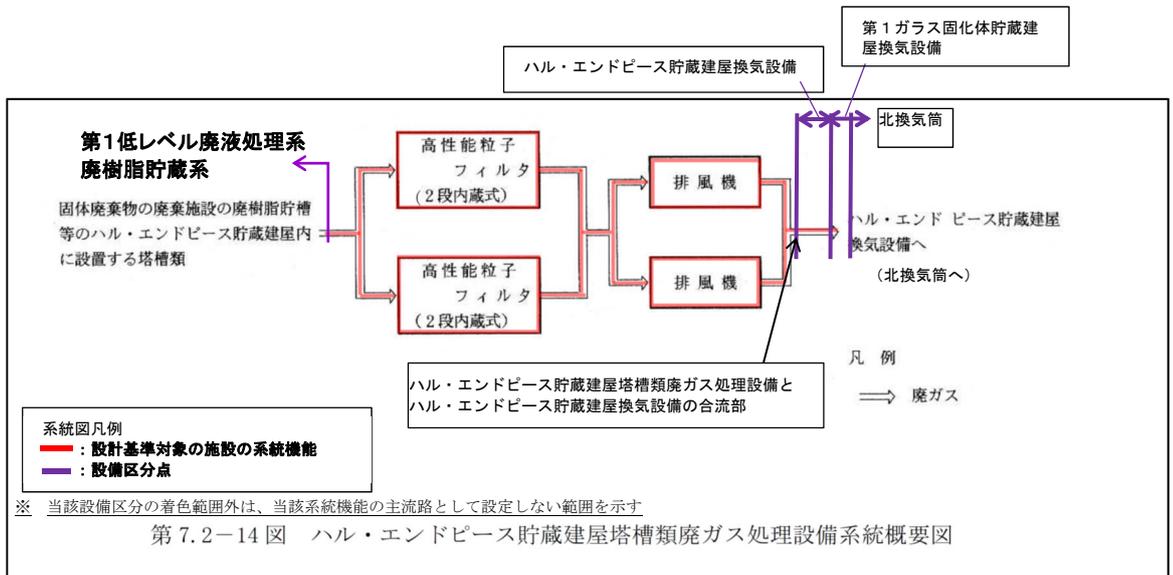
ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備は、高性能粒子フィルタ及び排風機は各々2系列で構成し、各設備の塔槽類から発生する廃ガスの浄化、北換気筒への排気及び塔槽類の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃ガスの浄化を行う高性能粒子フィルタ、浄化後の廃ガスを北換気筒へ移送する排風機、廃ガスを廃棄するための北気筒、 [redacted] [redacted] 及び「別紙1-2-4-3-3-1 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 廃樹脂貯蔵系」において、主流路として抽出した廃ガス発生元の塔槽類から北換気筒まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係るハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備の主流路の範囲は、以下のとおり。（第2-10図参照）

- 高性能粒子フィルタ、排風機、廃ガス発生元の塔槽類から北換気筒まで廃ガスを移送する配管のうち、ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備とハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備との合流部まで

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (x) ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備」に示す。



第2-10図 ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統概要図
(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-14図抜粋)

(xi) 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備

分析建屋塔槽類廃ガス処理設備は、分析設備の分析済溶液受槽等の塔槽類から発生する廃ガスを、高性能粒子フィルタ等のろ過装置を組み合わせる廃ガス中に含まれる放射性エアロゾル、を除去し、排風機により [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 主排気筒へ移送するとともに、接続される塔槽類の内部を排風機により負圧に維持する設備である。

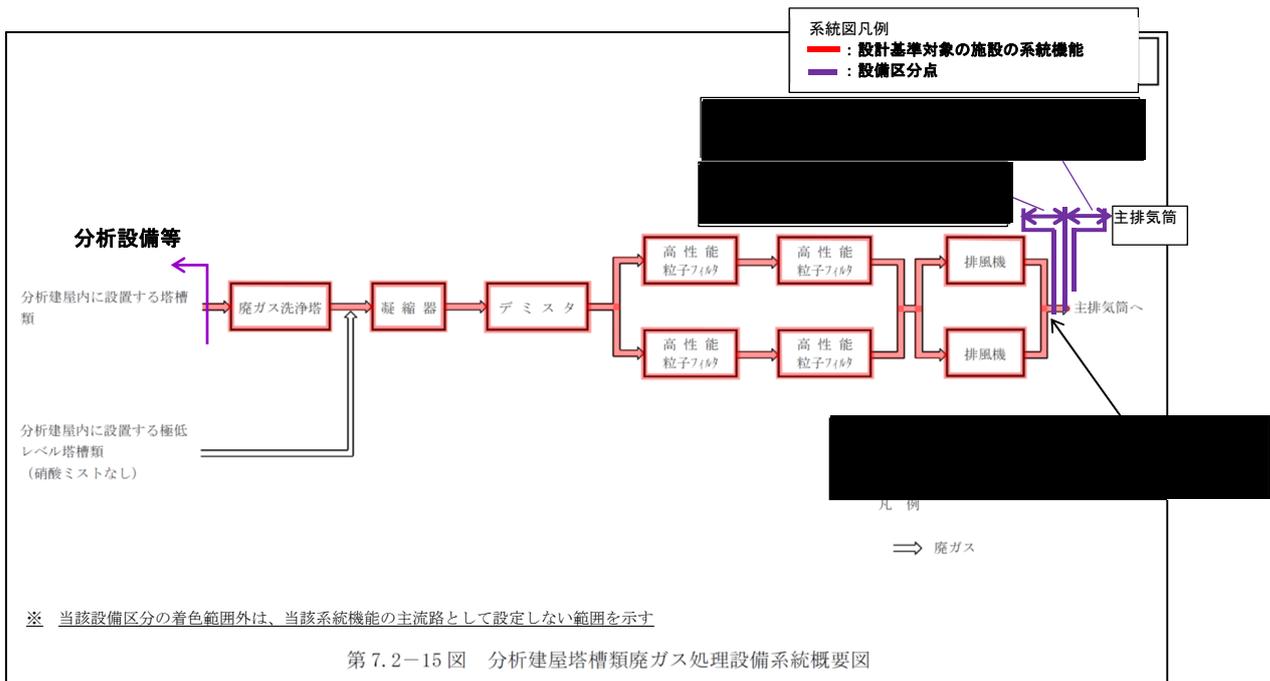
分析建屋塔槽類廃ガス処理設備は、高性能粒子フィルタ及び排風機は各々2系列で構成し、各設備の塔槽類から発生する廃ガスの浄化、主排気筒への排気及び塔槽類の負圧維持を行うための系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃ガスの浄化を行う廃ガス洗浄塔、凝縮器、デミスタ、高性能粒子フィルタ、浄化後の廃ガスを主排気筒へ移送する排風機、廃ガスを廃棄するための主排気筒、 [REDACTED] [REDACTED] 及び「別紙1-2-5-3-1 分析設備」において、主流路として抽出した廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の主流路の範囲は、以下のとおり。（第2-11図参照）

- 廃ガス洗浄塔、凝縮器、デミスタ、高性能粒子フィルタ、排風機、廃ガス発生元の塔槽類から主排気筒まで廃ガスを移送する配管のうち、 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] まで

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】 (xi) 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備」に示す。



第 2-11 図 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統概要図
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-15) 図抜粋)

(b) 第10条：閉じ込めの機能

i. 【室等の漏えい拡大防止】

(i) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）

塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）のうち、塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）には、低レベル廃液を保有する系統の配管から漏えいが発生した場合には、漏えい液を低レベル廃液処理設備 第2低レベル廃液処理系（「別紙1-2-4-2-2-1 低レベル廃液処理設備」で抽出）の貯槽まで回収するための漏えい液受皿及び重力流で貯槽に回収する配管がある。漏えい液受皿により漏えいした溶液を保持（重力流で他の漏えい液受皿に回収する配管を含む）し、計測制御系統施設 計測制御設備（以下、「計測制御設備」という。）の漏えい検知装置（「別紙1-3 計測制御設備」で抽出）で漏えいを検知する。

低レベル廃液の漏えいした溶液は、漏えいした溶液を回収せずに保持した状態であっても、沸騰するおそれがなく公衆への影響が拡大することがないため、漏えいした溶液の保持に必要な漏えい液受皿のみを主流路として設定する。また、重力流で貯槽に回収する配管も主流路として設定する。（第2-12図参照）

計測制御設備に関する機能、性能については、「別紙1-3」に示す。

【室等の漏えい拡大防止】に係る塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）の主流路の範囲は、以下のとおり。

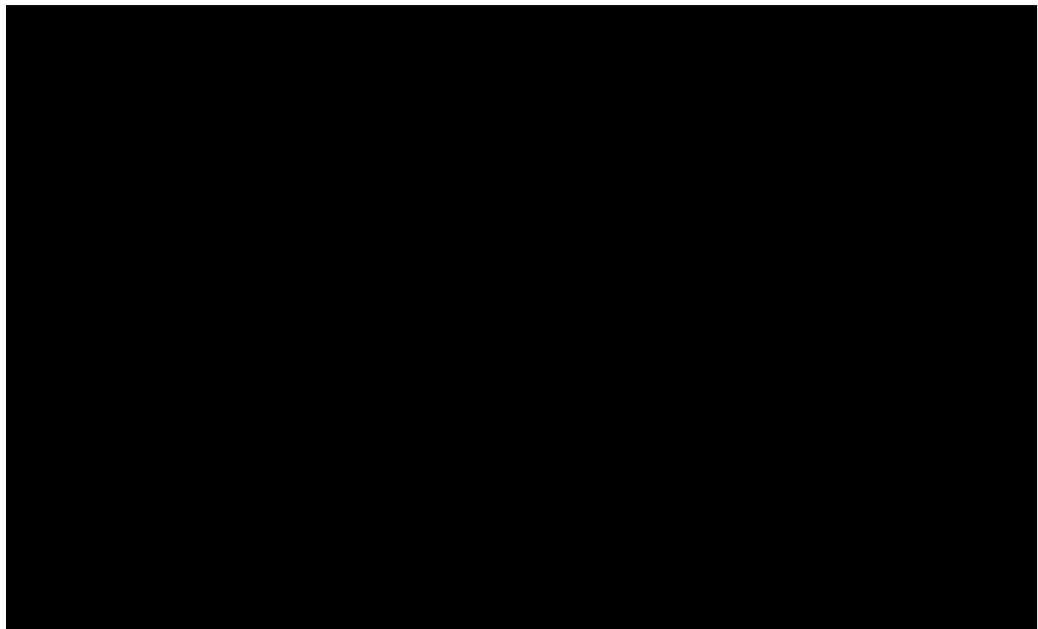
- 漏えい液受皿（第2-1表参照）
- 重力流で貯槽に回収する配管

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(b) 第10条：閉じ込めの機能 i. 【室等の漏えい拡大防止】」に示す。

第 2 - 1 表 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）

低レベル廃液等を保有する系統の配管が設置されるセル

セル	数
[Redacted]	



第 2 - 12 図 低レベル廃液等の漏えい液の保持
(漏えいした溶液の保持、重力流による回収)

ii. 【放射性物質の保持機能】

塔槽類廃ガス処理設備で取り扱う放射性物質として廃ガスがあり、これらを取り扱う系統のうち廃ガス発生元の塔槽類からの廃ガスを主排気筒又は北換気筒まで移送するラインを主流路として設定する。この範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」で示した主流路の範囲と同じである。(第2-1図～第2-11図参照)

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(b) 第10条：閉じ込めの機能 ii. 【放射性物質の保持機能】」に示す。

iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】

塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に接続される塔槽類のうち、負圧に維持する必要がある廃ガス発生元の塔槽類から排風機まで廃ガスを移送するラインを主流路として設定する。この範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」で示した主流路の範囲に含まれる。

【放射性物質を保持する系統の負圧維持】の機能を達成するために必要な範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に示した範囲のうち、以下のとおり。（第2-1図～第2-11図参照）

- 排風機又は補助排風機^{※1}並びに廃ガス発生元の塔槽類及びフード^{※2}から排風機又は補助排風機^{※1}まで廃ガスを移送する配管

※1 補助排風機：低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系が該当

※2 フード：低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系が該当

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の(b) 第10条：閉じ込めの機能 iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】に示す。

iv. 【フードの面速維持】

低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系は、分析設備（「別紙1-2-5-3-1 分析設備」で抽出）の低レベル廃液サンプリングフード、廃ガス洗浄塔廃液サンプリングフード及び廃有機溶媒サンプリングフードがあり、これらフードの面速を適切に維持する必要があるフードから排風機まで廃ガスを移送するラインを主流路として設定する。この範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」で示した主流路の範囲に含まれる。（第2-8図参照）

【フードの面速維持】の機能を達成するために必要な範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に示した範囲のうち、以下のとおり。（第2-8図参照）

- 排風機及びフードから排風機まで廃ガスを移送する配管

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(b) 第10条：閉じ込めの機能 iv. 【フードの面速維持】」に示す。

(3) 主流路範囲の設定

塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）の主配管名称を設定するにあたり、系統機能に係る主流路の範囲を「2. (2) 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る主流路の考え方」で示した主要機器及び主配管を用いて示し、主となる系統機能【放射性気体廃棄物の処理及び排気】単位を基本とし、機能を期待する範囲等を踏まえて主配管名称を設定する。

設定した主流路範囲内の主要機器及び主配管は、「添付3 (1) 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）」の抽出リスト及び「添付2 申請対象設備リスト」に整理するが、配管については、系統機能、流体が異なる単位毎（主配管グループ）に纏め、配管の系統機能が【放射性気体廃棄物の処理及び排気】の場合は「主配管（廃ガス処理系）」と記載する。また、系統概要図（第3-1図～第3-13図）と「添付3 (1) 色塗り結果（設計図書等）」として添付している各EFDの関連性を明確にするため、系統概要図上には各EFDの境界およびシート番号を図示している。EFD境界を跨ぐ配管は、それぞれのEFDでは矢羽根で取合いを示しており、EFD間の矢羽根の取合いの概要及び具体的な取合い表示は「添付3 EFD矢羽根取合い概要」のとおり。

なお、上記の主配管グループを、それぞれ個別の主配管に展開していく際に、個別の名称の付け方は、添付する「別紙1-2-6 別紙1-2における共通的な記載事項」に従い、仕様表作成段階までに詳細化（from-to形式）を実施する。

塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）は「2. (2) 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る主流路の考え方」の第2-1図～第2-11図で示したとおり、「第10条：閉じ込めの機能 ii. 【放射性物質の保持機能】」に関する機能、「第10条：閉じ込めの機能 iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」に関する機能及び「第10条：閉じ込めの機能 iv. 【フードの面速維持】」に関する機能を発揮するための主流路の範囲が「第24条：廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に関する機能を発揮するための主流路の範囲に含まれることから、これらを合わせて各系統機能に係る主流路の範囲を示す。

- a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能
 - (a) 第 24 条：廃棄施設
 - i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】
 - (b) 第 10 条：閉じ込めの機能
 - ii. 【放射性物質の保持機能】
 - iii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】
 - iv. 【フードの面速維持】

塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）の【放射性気体廃棄物の処理及び排気】、【放射性物質の保持機能】、【放射性物質を保持する系統の負圧維持】及び【フードの面速維持】に係る主流路（第 3-1 図～第 3-12 図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（廃ガス処理系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を記載するもので、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

- (i) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）
- [ウラン精製設備、精製建屋一時貯留処理設備、第 2 酸回収系、溶媒再生系（ウラン精製系）、低レベル廃液処理設備（第 1 低レベル廃液処理系、第 2 低レベル廃液処理系）の塔槽類^{※1}] ⇒ 廃ガス洗浄塔 ⇒ 凝縮器 ⇒ デミスタ ⇒ 高性能粒子フィルタ ⇒ 排風機 ⇒ 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）と精製建屋建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の取合い弁^{※2}

⇒ [主排気筒]

（第 3-1 図、第 3-12 図及び第 3-1 表参照）

- ※ 1 ウラン精製設備、精製建屋一時貯留処理設備、第 2 酸回収系、溶媒再生系（ウラン精製系）、低レベル廃液処理設備（第 1 低レベル廃液処理系、第 2 低レベル廃液処理系）：各設備の塔槽類と塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）の設備区分点は、各設備の塔槽類の管台（溶接線）とする。
- ※ 2 精製建屋建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）：塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）と精製建屋建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）の設備区分点は、精製

(ii) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 溶媒処理廃ガス処理系

- (溶媒回収設備 溶媒処理系の第1蒸発缶及び溶媒蒸留塔^{※1}) ⇒真空ポンプ
⇒溶媒処理廃ガス処理系と精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)の合流部^{※2}

⇒ [主排気筒]

(第3-2図参照)

- ※1 溶媒回収設備 溶媒処理系：溶媒回収設備 溶媒処理系と精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の溶媒処理廃ガス処理系の設備区分点は、溶媒処理廃ガス処理系の取合い弁とする。
- ※2 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)：精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)と溶媒処理廃ガス処理系の設備区分点は、精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)合流部とする。

また、主流路の始点、終点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙 1-2-2-6-2-2 溶媒回収設備 溶媒処理系

別紙 1-2-4-1-2-3-1 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系
(プルトニウム系)

[Redacted text block]

別紙 1-3 主排気筒

(iii) ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備

<廃ガス発生元機器から第1廃ガス洗浄塔への廃ガスライン>

- [ウラン脱硝設備のウラン脱硝系の脱硝塔廃ガス出口下流のバックアップフィルタ^{※1}] ⇒凝縮器⇒第1廃ガス洗浄塔⇒第2廃ガス洗浄塔⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備と分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の合流部^{※2}⇒

⇒ [主排気筒]

(第3-3図、第3-12図及び第3-2表参照)

<廃ガス発生元機器から第2廃ガス洗浄塔への廃ガスライン>

- [ウラン脱硝設備(受入れ系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系)の濃縮缶及び貯槽^{※1}] ⇒第2廃ガス洗浄塔

(第3-3図参照)

※1 ウラン脱硝設備(受入れ系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系)：ウラン脱硝設備(受入れ系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系)とウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備区分点は、ウラン脱硝設備(受入れ系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系)の貯槽、濃縮缶、フィルタの管台(溶接線)とする。

※2 [redacted]
[redacted]
[redacted]とする。

また、主流路の始点、終点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

- 別紙 1-2-2-5-1-1 ウラン脱硝設備 受入れ系
- 別紙 1-2-2-5-1-2 ウラン脱硝設備 蒸発濃縮系
- 別紙 1-2-2-5-1-3 ウラン脱硝設備 ウラン脱硝系

[redacted]
[redacted]
[redacted]
別紙1-3 主排気筒

(iv) 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

- [低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、油分除去系、海洋放出管理系）の凝縮器、貯槽^{※1}] ⇒ 廃ガス洗浄塔 ⇒ 凝縮器 ⇒ デミスタ ⇒ 高性能粒子フィルタ ⇒ 排風機 ⇒ [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED] ⇒ [主排気筒]

(第3-4図、第3-12図及び第3-3表参照)

※1 低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、油分除去系、海洋放出管理系）：低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、油分除去系、海洋放出管理系）と低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備区分点は、低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、油分除去系、海洋放出管理系）の凝縮器、貯槽の管台（溶接線）とする。

※2 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]とする。

また、主流路の始点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙 1-2-4-2-2-1 低レベル廃液処理設備

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]

別紙1-3 主排気筒

(v) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系

- [低レベル固体廃棄物処理設備 (低レベル濃縮廃液処理系) の乾燥装置^{*1}] ⇒ 凝縮器⇒廃ガス洗浄塔⇒高性能粒子フィルタ⇒加熱器⇒よう素フィルタ⇒排風機⇒低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系と廃溶媒処理廃ガス処理系の合流部^{*2}⇒ [低レベル廃棄物処理建屋換気設備] ⇒ [チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備] = ██████████ ⇒ [主排気筒]

(第3-5図、第3-13図及び第3-4表参照)

- ※1 低レベル固体廃棄物処理設備 低レベル濃縮廃液処理系：低レベル固体廃棄物処理設備 低レベル濃縮廃液処理系と低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系の設備区分点は、低レベル固体廃棄物処理設備 低レベル濃縮廃液処理系の乾燥装置の管台（フランジ）とする。
- ※2 廃溶媒処理廃ガス処理系：廃溶媒処理廃ガス処理系と低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系の設備区分点は、廃溶媒処理廃ガス処理系の合流部（溶接線）とする。

また、主流路の始点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備

別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）

██████████ ██████████
別紙1-3 主排気筒

(vi) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃溶媒処理廃ガス処理系

- [低レベル固体廃棄物処理設備（廃溶媒処理系）の燃焼装置^{※1}] ⇒ スプレイ塔 ⇒ 廃ガス洗浄塔 ⇒ 凝縮器 ⇒ 高性能粒子フィルタ ⇒ 加熱器 ⇒ よう素フィルタ ⇒ 排風機 ⇒ 廃溶媒処理廃ガス処理系と低レベル廃棄物処理建屋換気設備の合流部^{※2} ⇒ [低レベル廃棄物処理建屋換気設備] ⇒ [チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備] ⇒ [主排気筒]

(第3-6図、第3-13図及び第3-5表参照)

- ※1 低レベル固体廃棄物処理設備 廃溶媒処理系：低レベル固体廃棄物処理設備 廃溶媒処理系と廃溶媒処理廃ガス処理系の設備区分点は、スプレイ塔の管台（溶接線）とする。
- ※2 低レベル廃棄物処理建屋換気設備：低レベル廃棄物処理建屋換気設備と廃溶媒処理廃ガス処理系の設備区分点は、低レベル廃棄物処理建屋換気設備の合流部（溶接線）とする。

また、主流路の始点、終点となるカッコ内の設備~~低~~の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備

別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）

別紙1-3 主排気筒

(vii) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系

- [低レベル固体廃棄物処理設備(雑固体廃棄物処理系)のセラミックフィルタ^{*1}]⇒スプレイ塔⇒廃ガス洗浄塔⇒凝縮器⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系と廃溶媒処理廃ガス処理系の合流部^{*2}⇒[低レベル廃棄物処理建屋換気設備]⇒[チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備]⇒⇒⇒[主排気筒]

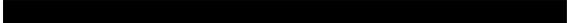
(第3-7図、第3-13図及び第3-6表参照)

- ※1 低レベル固体廃棄物処理設備 雑固体廃棄物処理系：低レベル固体廃棄物処理設備 雑固体廃棄物処理系と雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系の設備区分点は、スプレイ塔の管台(溶接線)とする。
- ※2 廃溶媒処理廃ガス処理系：廃溶媒処理廃ガス処理系と雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系の設備区分点は、廃溶媒処理廃ガス処理系の合流部(溶接線)とする。

また、主流路の始点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備

別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備(設計基準対象の施設のみ)

 
別紙1-3 主排気筒

(viii) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系

- [] 低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系）の塔槽類^{※1※2}及び []^{※3} ⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒塔槽類廃ガス処理系と低レベル廃棄物処理建屋換気設備の合流部^{※4}⇒ [低レベル廃棄物処理建屋換気設備] ⇒ [チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備] ⇒ [] ⇒ [主排気筒]

(第3-8図及び第3-7表参照)

- ※1 [] []
[]
[] []
[]
- ※2 低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系）：低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系）と低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系の設備区分点は、低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系）の塔槽類の管台（溶接線）とする。
- ※3 []
[]
- ※4 低レベル廃棄物処理建屋換気設備：低レベル廃棄物処理建屋換気設備と塔槽類廃ガス処理系の設備区分点は、低レベル廃棄物処理建屋換気設備の合流部（溶接線）とする。

また、主流路の始点、終点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

[] []
別紙 1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備

別紙 1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）

[] []
[] []
別紙1-3 主排気筒

(ix) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

- [低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系）の廃樹脂貯槽^{※1}] ⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備とチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備の合流部^{※2}⇒[チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備] ⇒ [主排気筒]
(第3-9図及び第3-8表参照)

※1 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 廃樹脂貯蔵系：低レベル固体廃棄物貯蔵設備の廃樹脂貯蔵系の廃樹脂貯槽とチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備区分点は、低レベル固体廃棄物貯蔵設備の廃樹脂貯蔵系の廃樹脂貯槽の管台（溶接線）とする。

※2 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備：チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備とチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備区分点は、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備合流部とする。

また、主流路の始点、終点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙 1-2-4-3-3-1 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 廃樹脂貯蔵系

別紙 1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）

別紙 1-3 主排気筒

(x) ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備

- [] 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系）の貯槽^{※1※2}] ⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備とハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備の合流部^{※3}⇒ [ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備] ⇒ [第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備] ⇒北換気筒
(第3-10図及び第3-9表参照)

※1 []) とする。

※2 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 廃樹脂貯蔵系：低レベル固体廃棄物貯蔵設備の廃樹脂貯蔵系とハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備区分点は、低レベル固体廃棄物貯蔵設備の廃樹脂貯蔵系の貯槽の管台（溶接線）とする。

※3 ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備：ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備とハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備区分点は、ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備の合流部（溶接線）とする。

また、主流路の始点、終点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

[] 別紙1-2-4-3-3-1 廃樹脂貯蔵系

[] 別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）

[] 別紙1-3 主排気筒

(xi) 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備

- [redacted] 及び分析設備の貯槽[※]
1※2] ⇒廃ガス洗浄塔⇒凝縮器⇒デミスタ⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted] ⇒ [主排気筒]
(第3-11図、第3-12図及び第3-10表参照)

- ※1 [redacted] [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted] とする。
- ※2 分析設備：分析設備と分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備区分点は、
分析設備の貯槽の管台（溶接線）とする。
- ※3 [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted] とする。

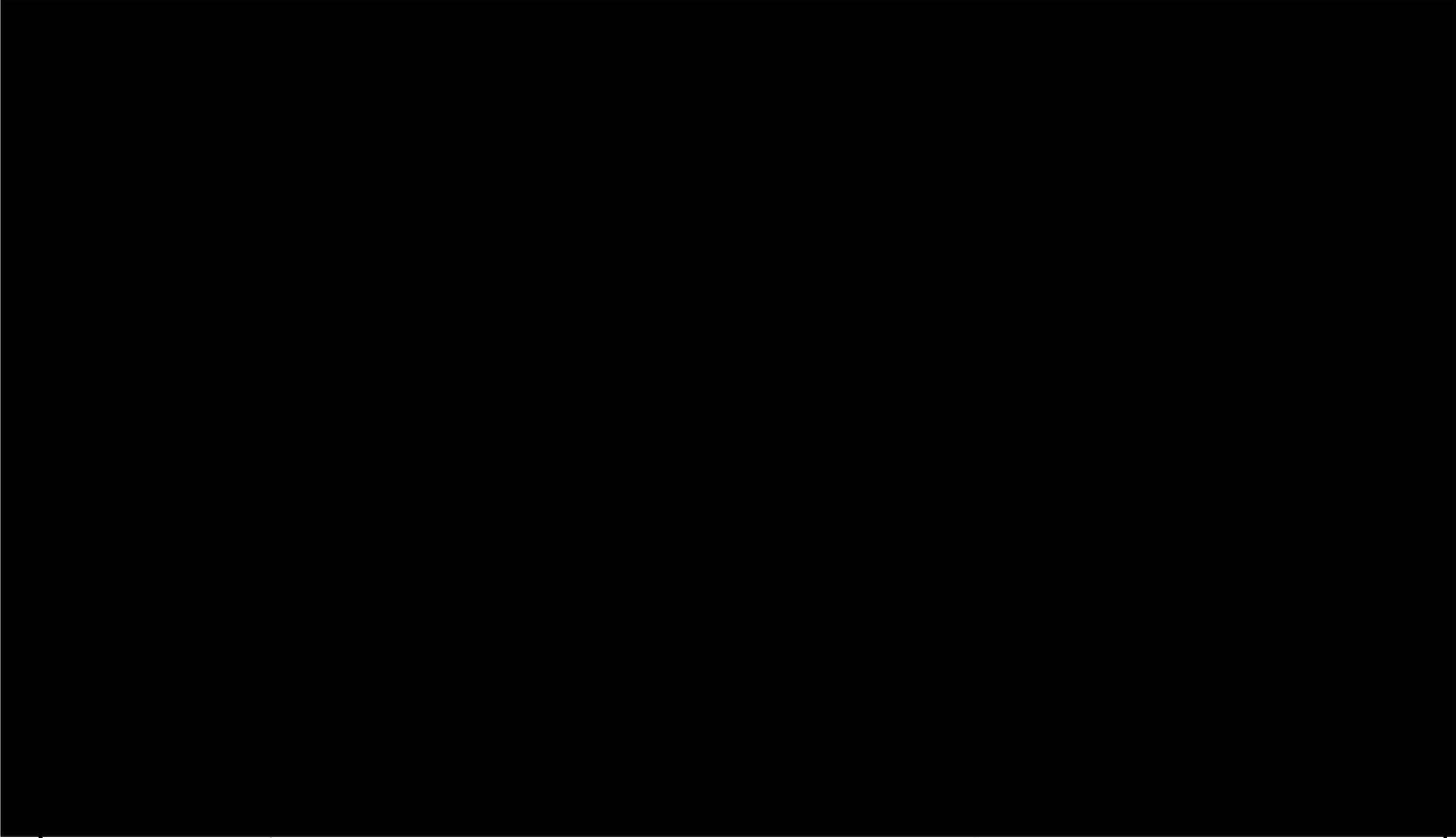
また、主流路の始点、終点となるカッコ内の設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

[redacted] [redacted]

別紙1-2-5-3-1 分析設備

[redacted] [redacted]
[redacted] [redacted]
[redacted]

別紙1-3 主排気筒



放射性物質の保持機能 (EFD 流体記号 : AV 配管)

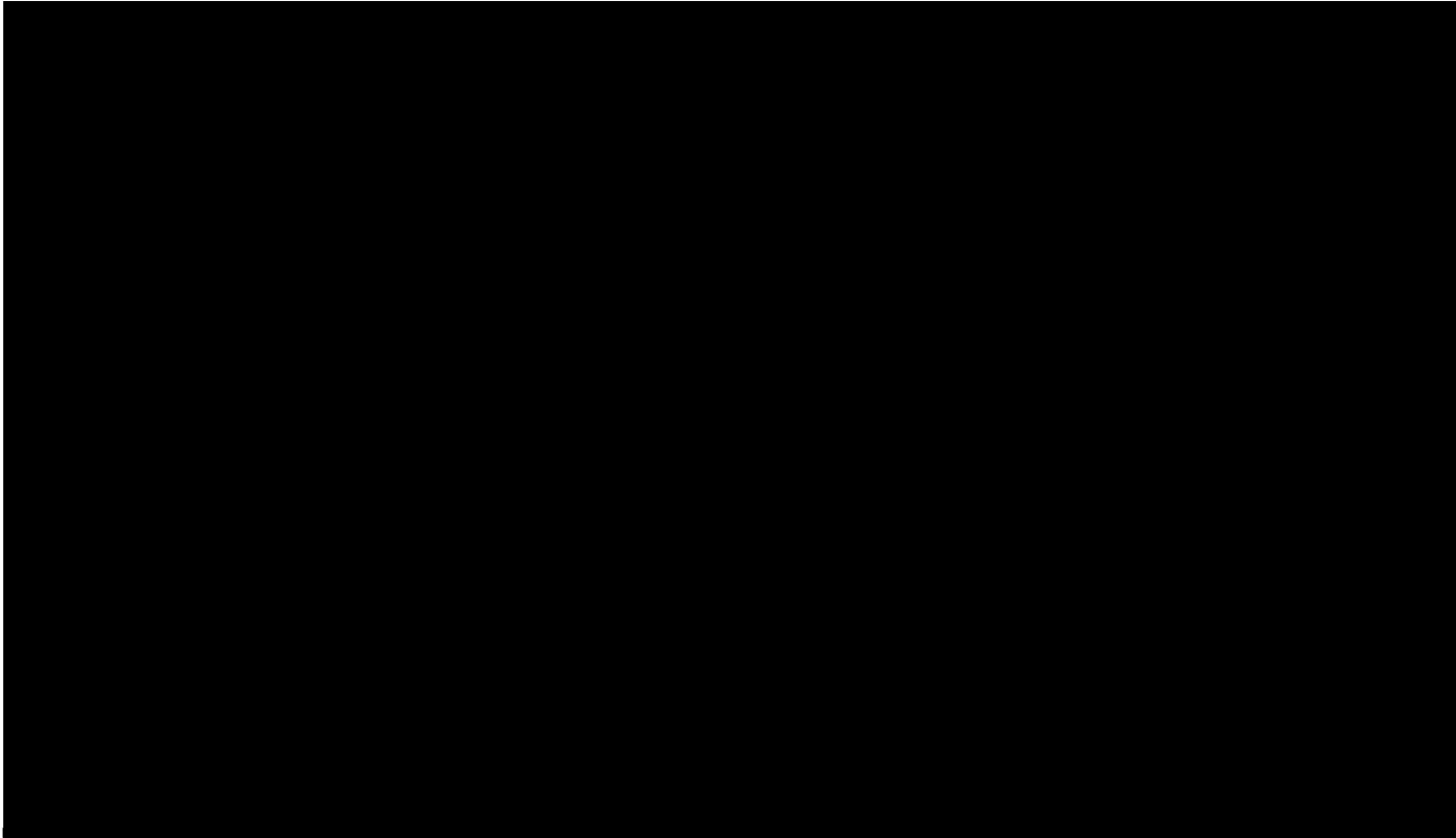
- [ウラン精製設備、精製建屋一時貯留処理設備、第2酸回収系、溶媒再生系 (ウラン精製系)、低レベル廃液処理設備 (第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系) の塔槽類] ⇒ 廃ガス洗浄塔⇒凝縮器⇒デミスタ⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系) と精製建屋建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系 (プルトニウム系) の取合い弁⇒ [主排気筒] 【配-04-1】
- [ウラン精製設備、精製建屋一時貯留処理設備、第2酸回収系、溶媒再生系 (ウラン精製系)、低レベル廃液処理設備 (第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系) の塔槽類] → EFD_2,3,4,5,9,10,11,12,13,14,15,16,17,20,70,71,72 → EFD_1 → EFD_73 → []は他設備を示す。

第1.2.1.2.3.1-1図
塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系) の系統図

図-へ-1-4-1

H

第3-1図 塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系) 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)



第1.2.1.2.3.2-1図
塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の系統図

図-へ-1-5-1

H

系統図凡例
— : 設計基準対象の施設の系統機能
— : 設備区分点
□ : EFD シート番号

第3-1(2)図 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系） 系統図（放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持）

第3-1(1)表 塔槽類廃ガス処理系(ウラン系) 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.3.1-1表 (1/3)
 塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)の主な廃ガス発生元

接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	酸及び溶媒の回収施設 ウラン精製系	[Redacted]	
	精製施設 ウラン精製設備		
	精製施設 精製建屋一時貯留処理設備		

図-へ-1-4-2

凡例

[Blue Box] のうち、[Red Box] が排気対象の塔槽類

E

第3-1(2)表 塔槽類廃ガス処理系(ウラン系) 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.3.1-1表 (2/3)

塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)の主な廃ガス発生元

接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	液体廃棄物の廃棄施設 第1低レベル廃液処理系	[Redacted]	
	酸及び溶媒の回収施設 第2酸回収系		
	その他再処理設備の附属施設 分析設備		
	酸及び溶媒の回収施設 溶媒処理系		
B	精製施設 ウラン精製設備		
C	精製施設 精製建屋一時貯留処理設備		
D	酸及び溶媒の回収施設 第2酸回収系		
E	精製施設 ウラン精製系		
F	精製施設 ウラン精製系		

図-1-4-3

凡例

□のうち、■が排気対象の塔槽類

第3-1(3)表 塔槽類廃ガス処理系(ウラン系) 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.3.1-1表 (3/3)

塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)の主な廃ガス発生元

接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
G	精製施設 精製建屋一時貯留処理設備		
H	精製施設 精製建屋一時貯留処理設備		
I	精製施設 精製建屋一時貯留処理設備		
J	精製施設 ウラン精製設備		
K	酸及び溶媒の回収施設 第2酸回収系		
M	酸及び溶媒の回収施設 溶媒処理系		
N	酸及び溶媒の回収施設 溶媒処理系		
O	酸及び溶媒の回収施設 溶媒処理系		
P	精製施設 ウラン精製設備		
	バルセータ廃ガス処理系		
	酸及び溶媒の回収施設 プルトニウム精製系		
	精製施設 プルトニウム精製設備		
	液体廃棄物の廃棄施設		
	第1低レベル廃液処理系		
	酸及び溶媒の回収施設 第2酸回収系		
	液体廃棄物の廃棄施設		
	第2低レベル廃液処理系		
	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)		
酸及び溶媒の処理施設 溶媒処理系			
Q	精製施設 ウラン精製設備		
	精製施設 プルトニウム精製設備		
	酸及び溶媒の回収施設 第2酸回収系		
	酸及び溶媒の回収施設 溶媒処理系		
R	分離施設 分配設備		
	酸及び溶媒の回収施設 分離・分配系		

E

図-1-4-4

凡例

□ のうち、■ が排気対象の塔槽類



放射性物質の保持機能 (EFD 流体記号 : AV 配管)

・ [溶媒回収設備 溶媒処理系の第1蒸発缶及び溶媒蒸留塔] ⇒真空ポンプ⇒溶媒処理廃ガス処理系と精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)の合流部⇒
[] ⇒ [主排気筒]【配-04-1】

[溶媒処理系] →EFD_74→EFD_75→ [精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)]

[]は他設備を示す。

第 1.2.1.2.3.5-1 図
溶媒処理廃ガス処理系の系統図

図 - へ - 1 - 7 - 1

D

第 3 - 2 (1) 図 溶媒処理廃ガス処理系 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)



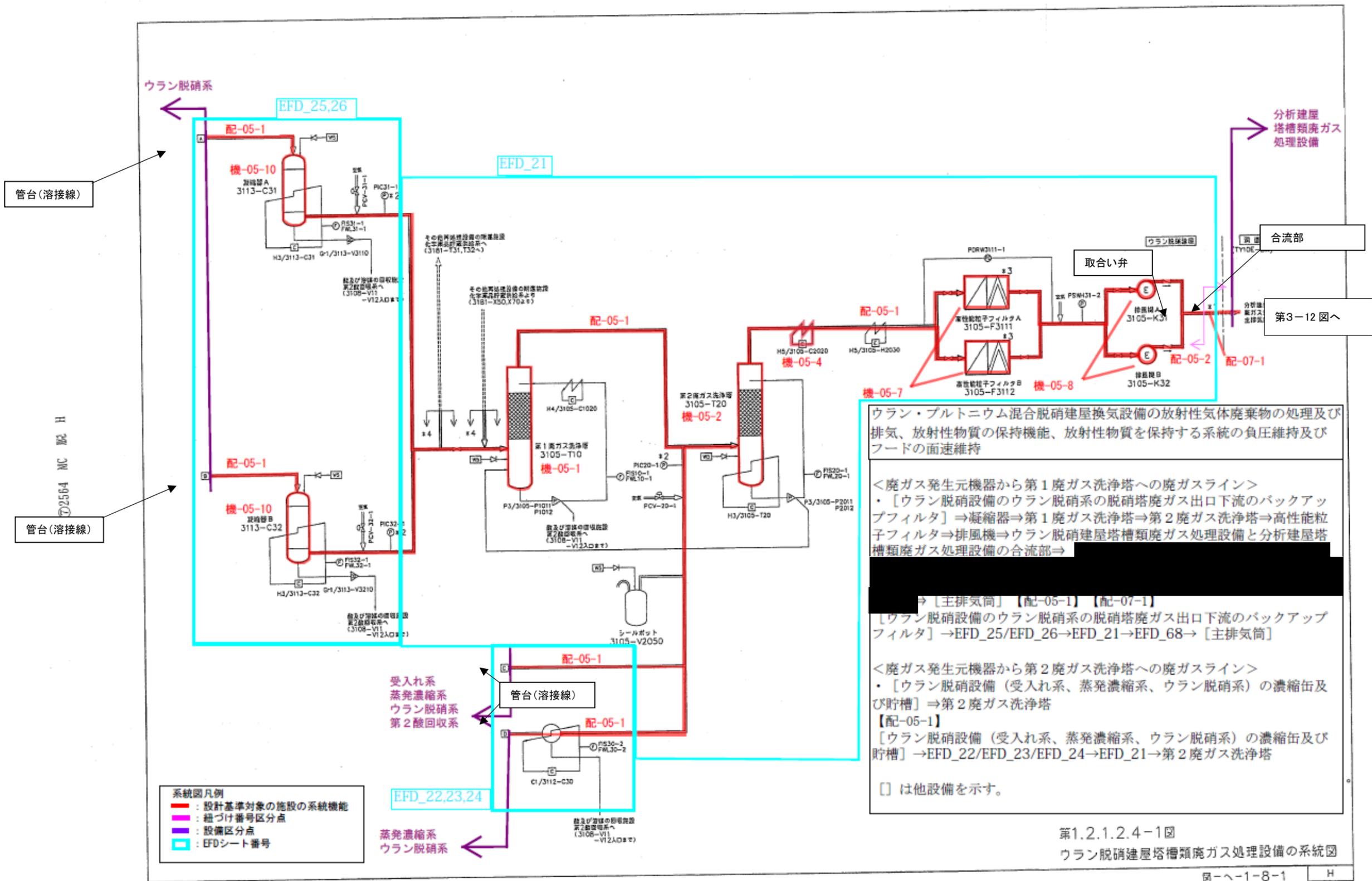
第1.2.1.2.3.2-1図
塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の系統図

図-へ-1-5-1

H

第3-2(2)図 溶媒処理廃ガス処理系 系統図（放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持）

系統図凡例	
—	設計基準対象の施設の系統機能
—	設備区分点
	EFD シート番号



ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持及びフードの面速維持

<廃ガス発生元機器から第1廃ガス洗浄塔への廃ガスライン>
 ・ [ウラン脱硝設備のウラン脱硝系の脱硝塔廃ガス出口下流のバックアップフィルタ] ⇒凝縮器⇒第1廃ガス洗浄塔⇒第2廃ガス洗浄塔⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備と分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の合流部⇒

⇒ [主排気筒] 【配-05-1】 【配-07-1】

[ウラン脱硝設備のウラン脱硝系の脱硝塔廃ガス出口下流のバックアップフィルタ] ⇒EFD_25/EFD_26⇒EFD_21⇒EFD_68⇒ [主排気筒]

<廃ガス発生元機器から第2廃ガス洗浄塔への廃ガスライン>
 ・ [ウラン脱硝設備 (受入れ系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系) の濃縮缶及び貯槽] ⇒第2廃ガス洗浄塔

【配-05-1】
 [ウラン脱硝設備 (受入れ系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系) の濃縮缶及び貯槽] ⇒EFD_22/EFD_23/EFD_24⇒EFD_21⇒第2廃ガス洗浄塔

□ は他設備を示す。

第3-3図 ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)

第3-2表 ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.4-1表
ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の主な廃ガス発生元

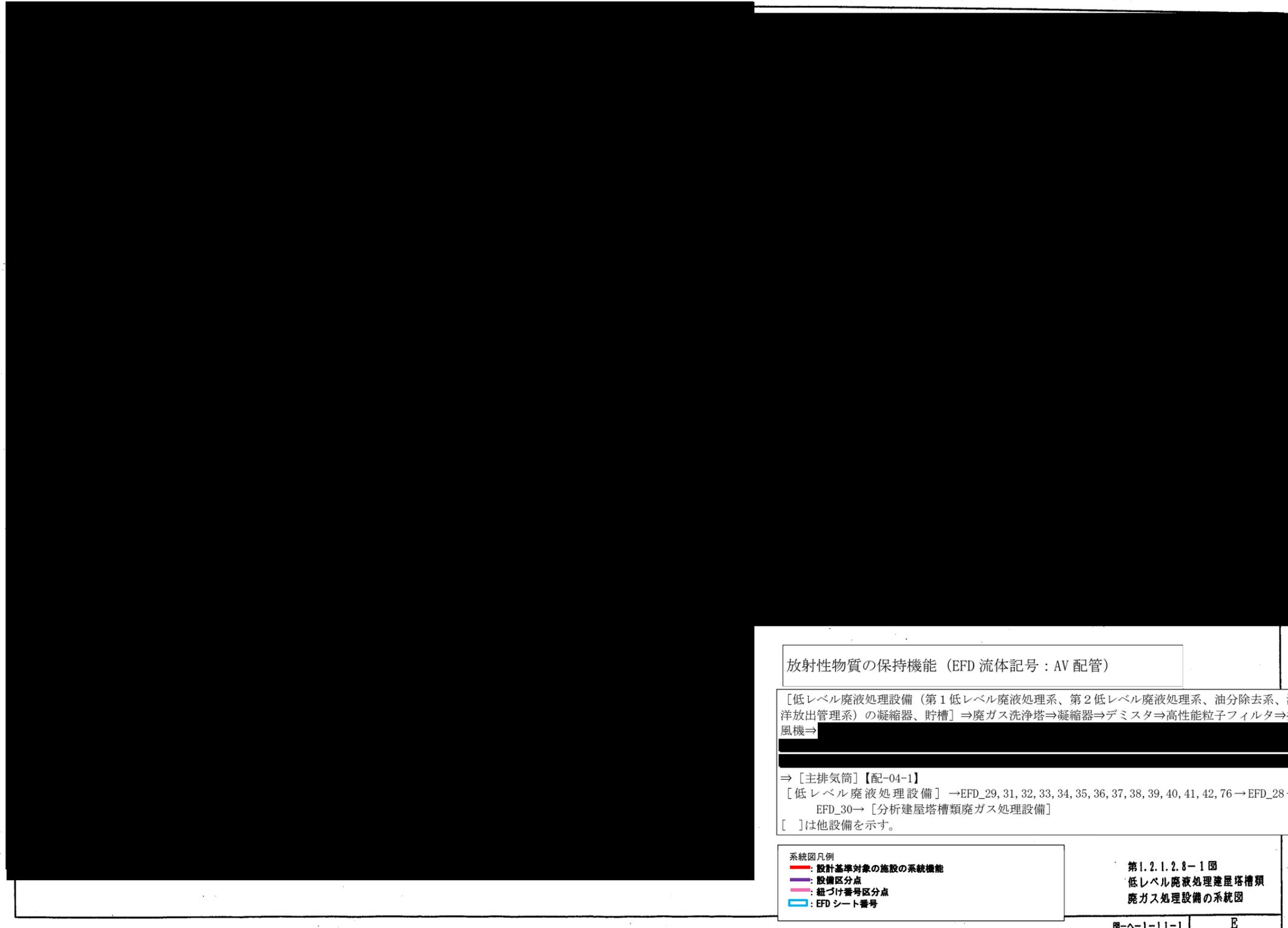
接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	脱硝施設 ウラン脱硝系	<u>3113-R21(脱硝塔A)</u>	
B	脱硝施設 ウラン脱硝系	<u>3113-R22(脱硝塔B)</u>	
C	脱硝施設 受入れ系	<u>3111-V11, V12(硝酸ウラニル貯槽A, B)</u>	
	脱硝施設 蒸発濃縮系	<u>3112-V10(硝酸ウラニル供給槽)</u>	
	脱硝施設 ウラン脱硝系	3121-V10(UO ₃ 溶解槽)	
		3121-V20(UO ₃ 溶解液受槽)	
酸及び溶媒の回収施設 第2酸回収系	3108-V11, V12		
D	脱硝施設 蒸発濃縮系	<u>3112-E20(濃縮缶)</u>	
	脱硝施設 ウラン脱硝系	<u>3113-V10(濃縮液受槽)</u>	

凡例

のうち、 が排気対象の塔槽類

図-へ-1-8-2

D



第3-4図 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)

第3-3表 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.8-1表 (1/1)
低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の主な廃ガス発生元

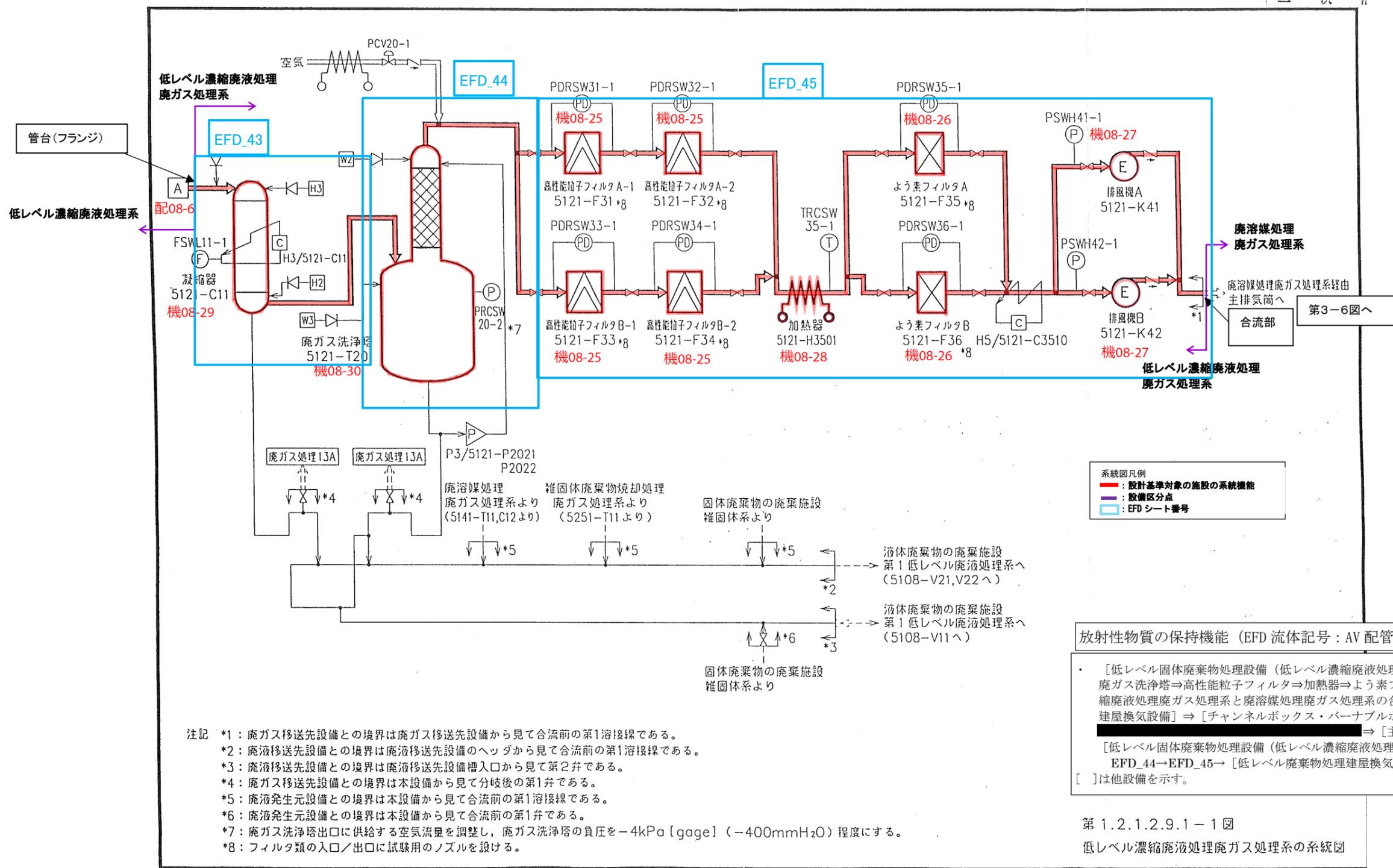
接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	液体廃棄物の廃棄施設 第1低レベル廃液処理系	[REDACTED]	
	液体廃棄物の廃棄施設 第2低レベル廃液処理系		
B	低レベル廃液処理建屋 塔槽類廃ガス処理設備		
	液体廃棄物の廃棄施設 第1低レベル廃液処理系		
	液体廃棄物の廃棄施設 第2低レベル廃液処理系		
	液体廃棄物の廃棄施設 油分除去系		
	液体廃棄物の廃棄施設 海洋放出管理系		
C	液体廃棄物の廃棄施設 第1低レベル廃液処理系		
	液体廃棄物の廃棄施設 第2低レベル廃液処理系		

凡例

のうち、 が排気対象の塔槽類

☒-へ-1-11-2

D



第 3-5 図 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)

第3-4表 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系 廃ガス発生元表

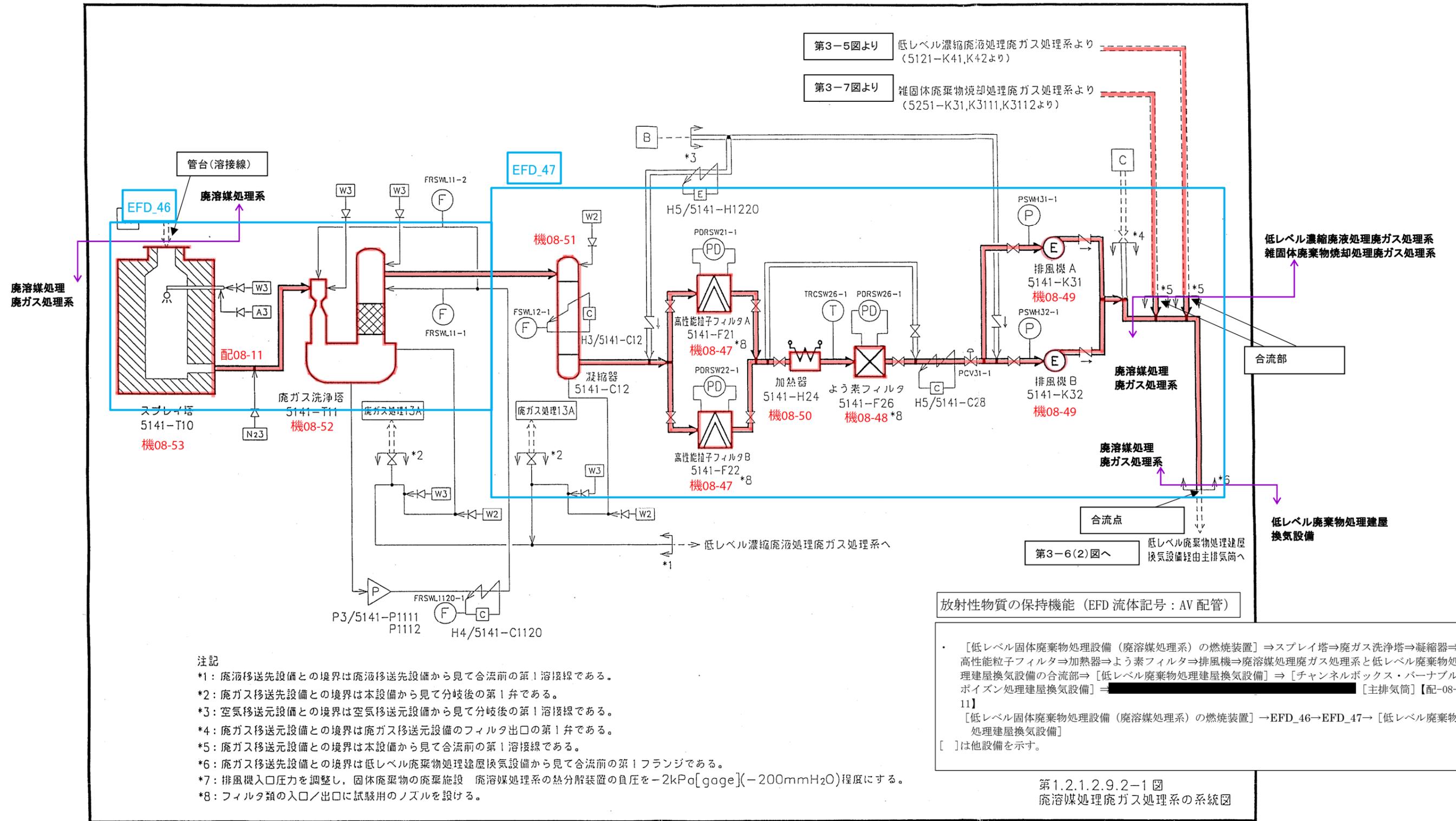
第1.2.1.2.9.1-1表
低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系の主な廃ガス発生元

接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	固体廃棄物の廃棄施設 低レベル濃縮廃液処理系	5112-E21 (乾燥装置)	

凡例
 のうち、 が排気対象の塔槽類

図-へ-1-12-2

E



注記

- *1: 廃液移送先設備との境界は廃液移送先設備から見て合流前の第1溶接線である。
- *2: 廃ガス移送先設備との境界は本設備から見て分岐後の第1弁である。
- *3: 空気移送元設備との境界は空気移送元設備から見て分岐後の第1溶接線である。
- *4: 廃ガス移送元設備との境界は廃ガス移送元設備のフィルタ出口の第1弁である。
- *5: 廃ガス移送元設備との境界は本設備から見て合流前の第1溶接線である。
- *6: 廃ガス移送先設備との境界は低レベル廃棄物処理建屋換気設備から見て合流前の第1フランジである。
- *7: 排風機入口圧力を調整し、固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系の熱分解装置の負圧を $-2\text{kPa}[\text{gage}](-200\text{mmH}_2\text{O})$ 程度にする。
- *8: フィルタ類の入口/出口に試験用のノズルを設ける。

放射性物質の保持機能 (EFD 流体記号: AV 配管)

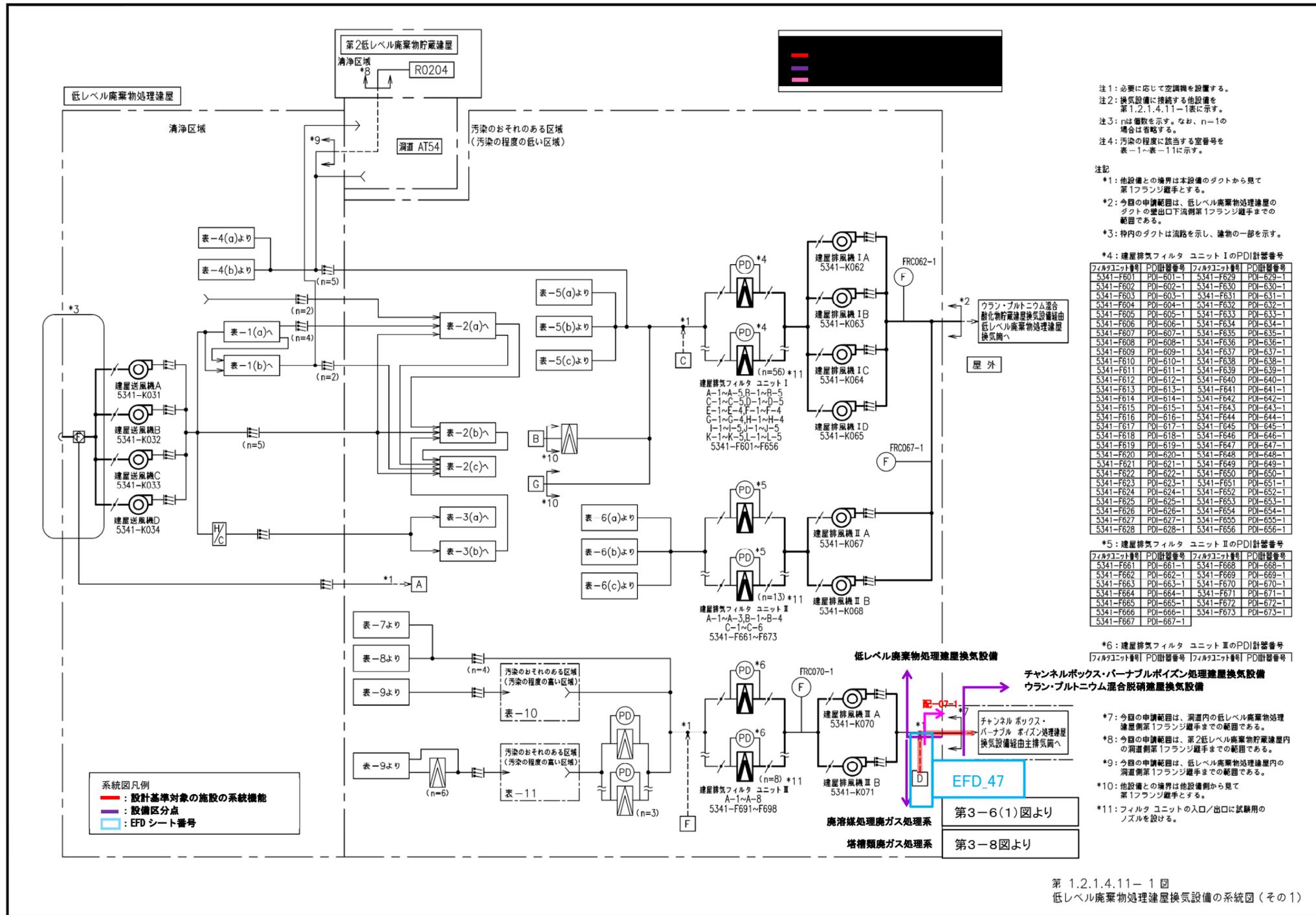
・ [低レベル固体廃棄物処理設備 (廃溶媒処理系) の燃焼装置] ⇒ スpray塔 ⇒ 廃ガス洗浄塔 ⇒ 凝縮器 ⇒ 高性能粒子フィルタ ⇒ 加熱器 ⇒ よう素フィルタ ⇒ 排風機 ⇒ 廃溶媒処理廃ガス処理系と低レベル廃棄物処理建屋換気設備の合流部 ⇒ [低レベル廃棄物処理建屋換気設備] ⇒ [チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気設備] ⇒ [主排気筒] [配-08-11]
 [低レベル固体廃棄物処理設備 (廃溶媒処理系) の燃焼装置] ⇒ EFD_46 ⇒ EFD_47 ⇒ [低レベル廃棄物処理建屋換気設備]
 []は他設備を示す。

第1.2.1.2.9.2-1 図
 廃溶媒処理廃ガス処理系の系統図

図-へ-1-13-1

第3-6(1) 図 廃溶媒処理廃ガス処理系 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)

系統図凡例
 ■: 設計基準対象の施設の系統機能
 ■: 設備区分点
 ■: EFDシート番号



第 3-6 (2) 図 廃溶媒処理廃ガス処理系 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)

第3-5表 廃溶媒処理廃ガス処理系 廃ガス発生元表

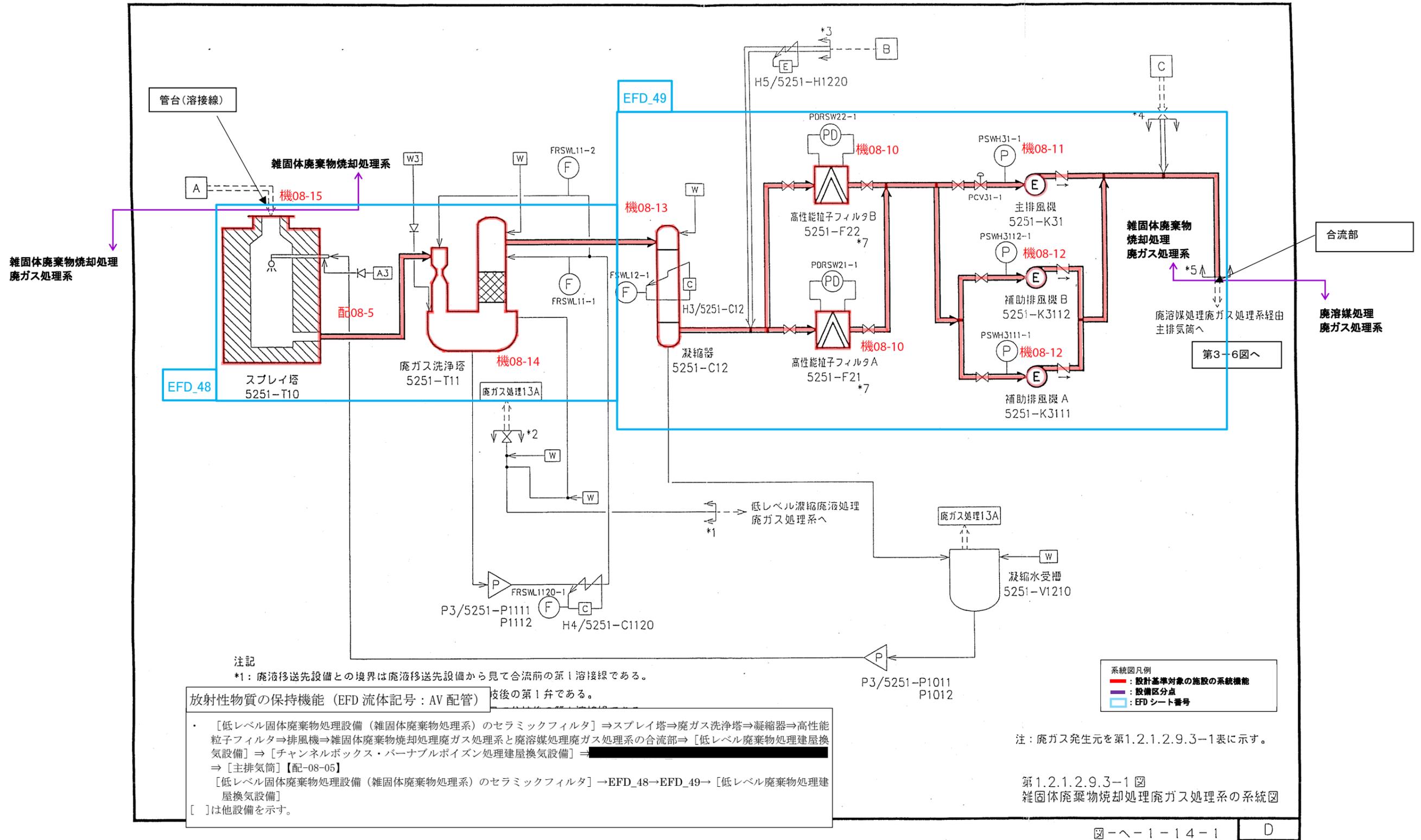
第1.2.1.2.9.2-1表
 廃溶媒処理廃ガス処理系の主な廃ガス発生元

接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系	5132-R21 (燃焼装置)	
B	固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系		
C	固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系	5132-F2140	

凡例
 のうち、 が排気対象の塔槽類

☒-へ-1-13-2

B



第3-7図 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)

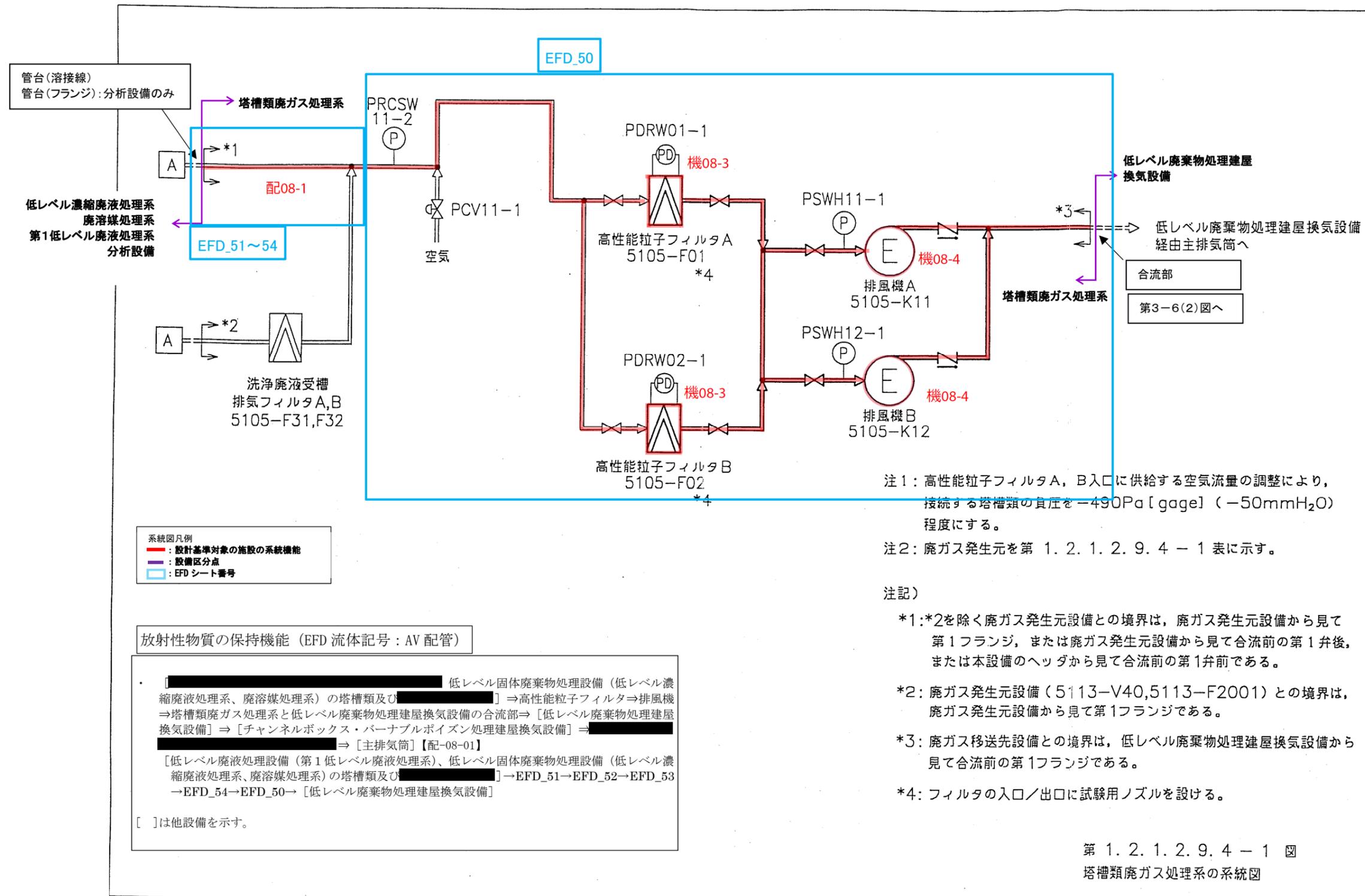
第3-6表 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.9.3-1表
雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系の主な廃ガス発生元

接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	固体廃棄物の廃棄施設 雑固体廃棄物焼却系	5241-F11(セラミックフィルタA) F12(セラミックフィルタB)	
B	固体廃棄物の廃棄施設 雑固体廃棄物焼却系		
C	固体廃棄物の廃棄施設 雑固体廃棄物焼却系	5241-F0215	

凡例
 のうち、 が排気対象の塔槽類

図-へ-1-14-2
C



注1：高性能粒子フィルタA，B入口に供給する空気流量の調整により，接続する塔槽類の負圧を -490Pa [gage] ($-50\text{mmH}_2\text{O}$)程度にする。

注2：廃ガス発生元を第1.2.1.2.9.4-1表に示す。

注記)

- *1:*2を除く廃ガス発生元設備との境界は，廃ガス発生元設備から見て第1フランジ，または廃ガス発生元設備から見て合流前の第1弁後，または本設備のヘッダから見て合流前の第1弁前である。
- *2：廃ガス発生元設備(5113-V40,5113-F2001)との境界は，廃ガス発生元設備から見て第1フランジである。
- *3：廃ガス移送先設備との境界は，低レベル廃棄物処理建屋換気設備から見て合流前の第1フランジである。
- *4：フィルタの入口/出口に試験用ノズルを設ける。

第1.2.1.2.9.4-1 図
塔槽類廃ガス処理系の系統図

図 - へ - 1 - 15 - 1 H

第3-8 図 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、フードの面速維持)

第3-7(1)表 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備
塔槽類廃ガス処理系 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.9.4-1表 (1/2)
塔槽類廃ガス処理系の主な廃ガス発生元

接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系		
	廃溶媒処理廃ガス処理系		
	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系		
	液体廃棄物の廃棄施設 第1低レベル廃液処理系	5108-V11	
	固体廃棄物の廃棄施設 低レベル濃縮廃液処理系	5111-V11 5111-V12 5111-V21 5112-V10 (給液槽) P3/5112-P1011 P1012 5113-F2001 5113-F2003 5113-F2005 5113-V40	
	固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系	5131-V11 5131-V12 5132-F1116 A12/5132-V11 5261-V29 5261-F31 5261-F32	
	固体廃棄物の廃棄施設 雑固体廃棄物焼却系	5241-V0210	

図-へ-1-15-2 H

凡例

のうち、 が排気対象の塔槽類

第3-7(2)表 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備
塔槽類廃ガス処理系 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.9.4-1表 (2/2)

塔槽類廃ガス処理系の主な廃ガス発生元

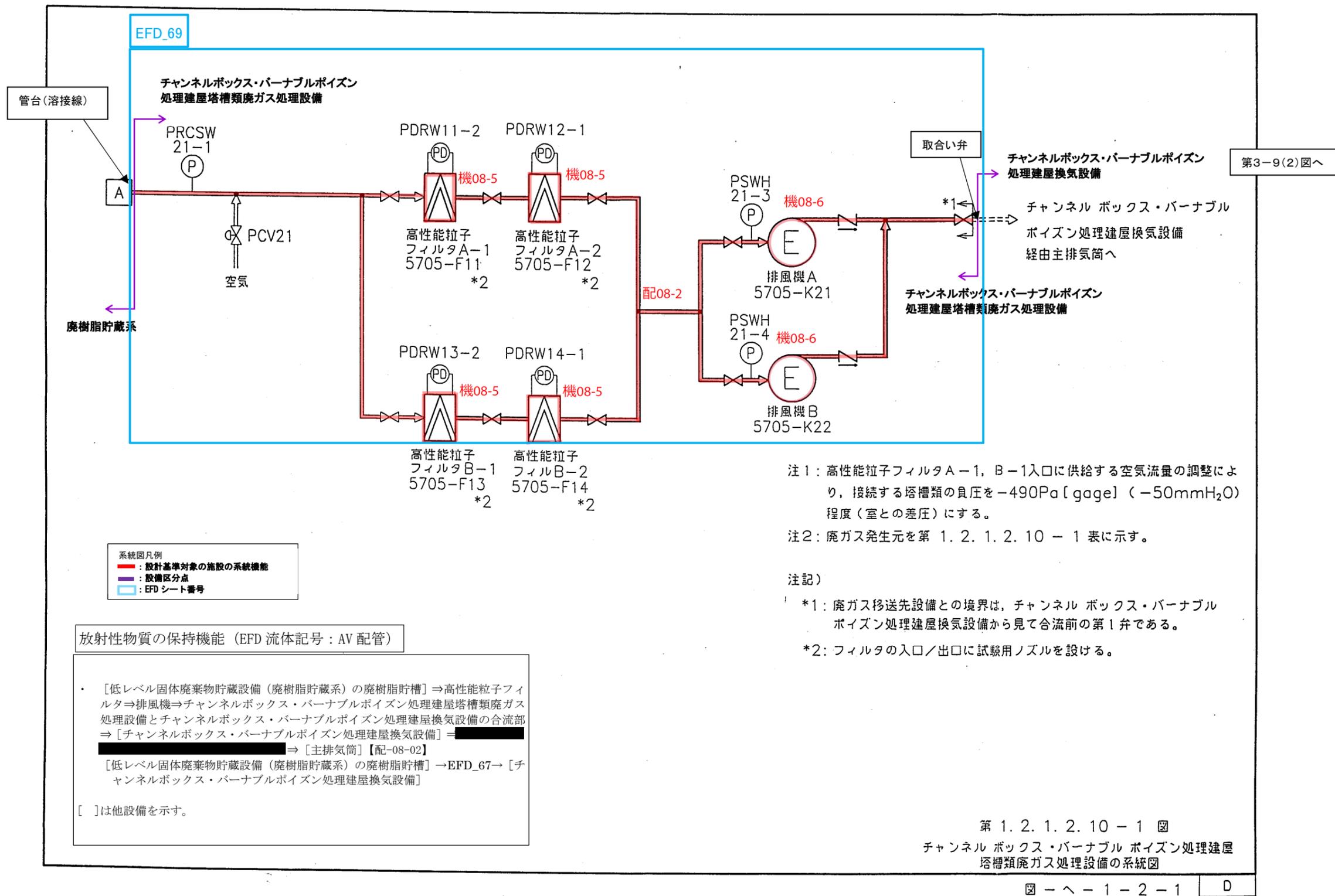
接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	固体廃棄物の廃棄施設 廃活性炭処理系		
	固体廃棄物の廃棄施設 雑固体系		
	その他再処理設備の附属施設 低レベル廃棄物処理建屋の 分析設備		

凡例

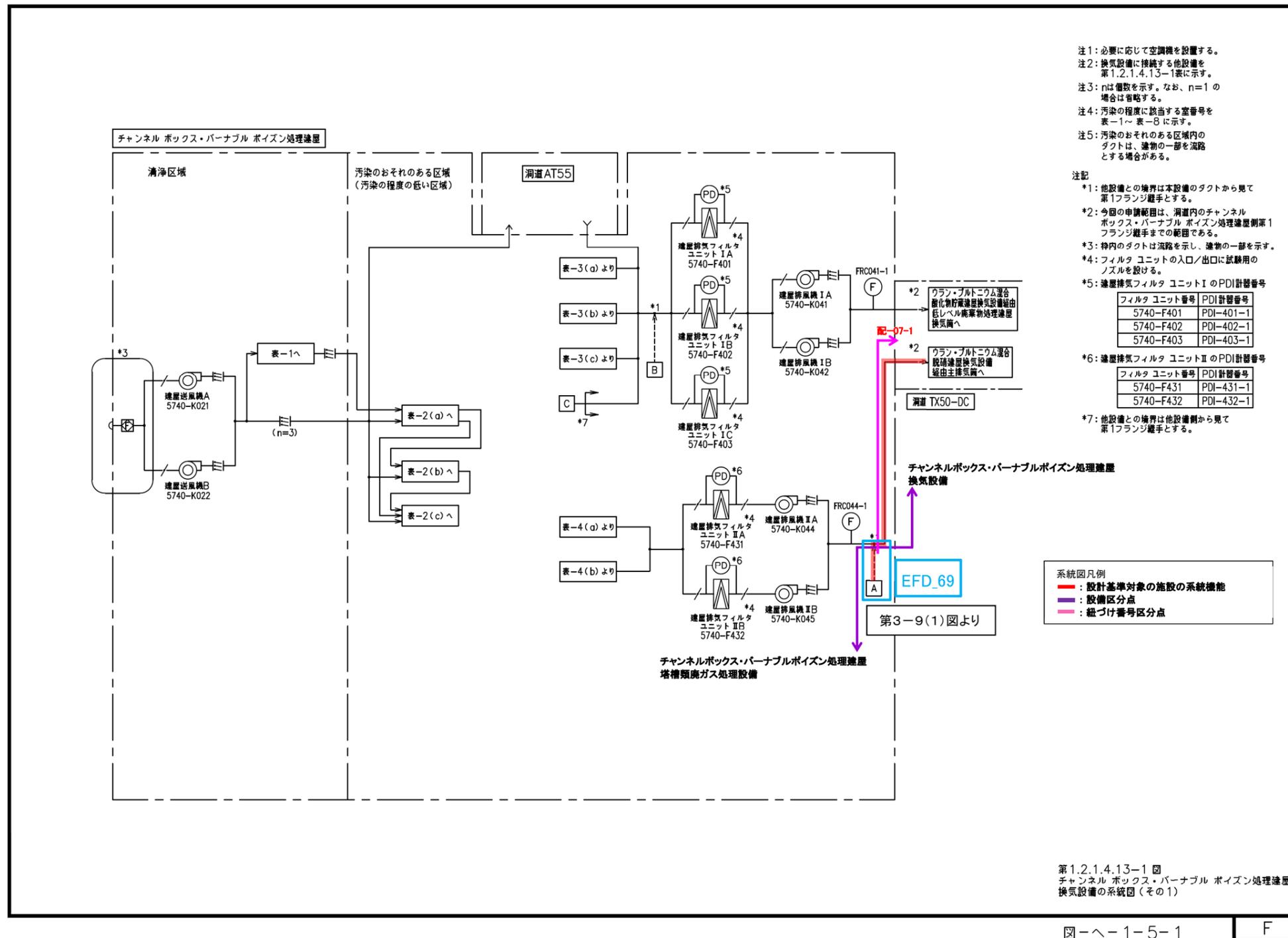
のうち、 が排気対象の塔槽類

図-へ-1-15-3

F



第3-9(1)図 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統図
(放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)



第3-9(2) 図 チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統図
 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持するシステムの負圧維持)

第3-8表 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋
塔槽類廃ガス処理設備 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.10-1表
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備
の主な廃ガス発生元

接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	固体廃棄物の廃棄施設 チャンネルボックス・バーナ ブルポイズン処理系	5713-M71(第2チャンネルボック ス切断装置A) 5713-M72(第2チャンネルボック ス切断装置B) 5714-M50(第2バーナブルボ イスン切断装置)	
	固体廃棄物の廃棄施設 廃樹脂貯蔵系	5722-V01(廃樹脂貯槽)	

図-へ-1-2-2

凡例

□のうち、■が排気対象の塔槽類



放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持 (EFD 流体記号: AV 配管)

、低レベル固体廃棄物貯蔵設備 (廃樹脂貯蔵系) の貯槽 ⇒ 高性能粒子フィルタ ⇒ 排風機 ⇒ ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備とハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備の合流部 ⇒ [ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備] ⇒ [第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備] ⇒ [北換気筒] 【配-02-1】 [発生元貯槽] → EFD_56, 57 → EFD_55 → [北換気筒] []は他設備を示す。

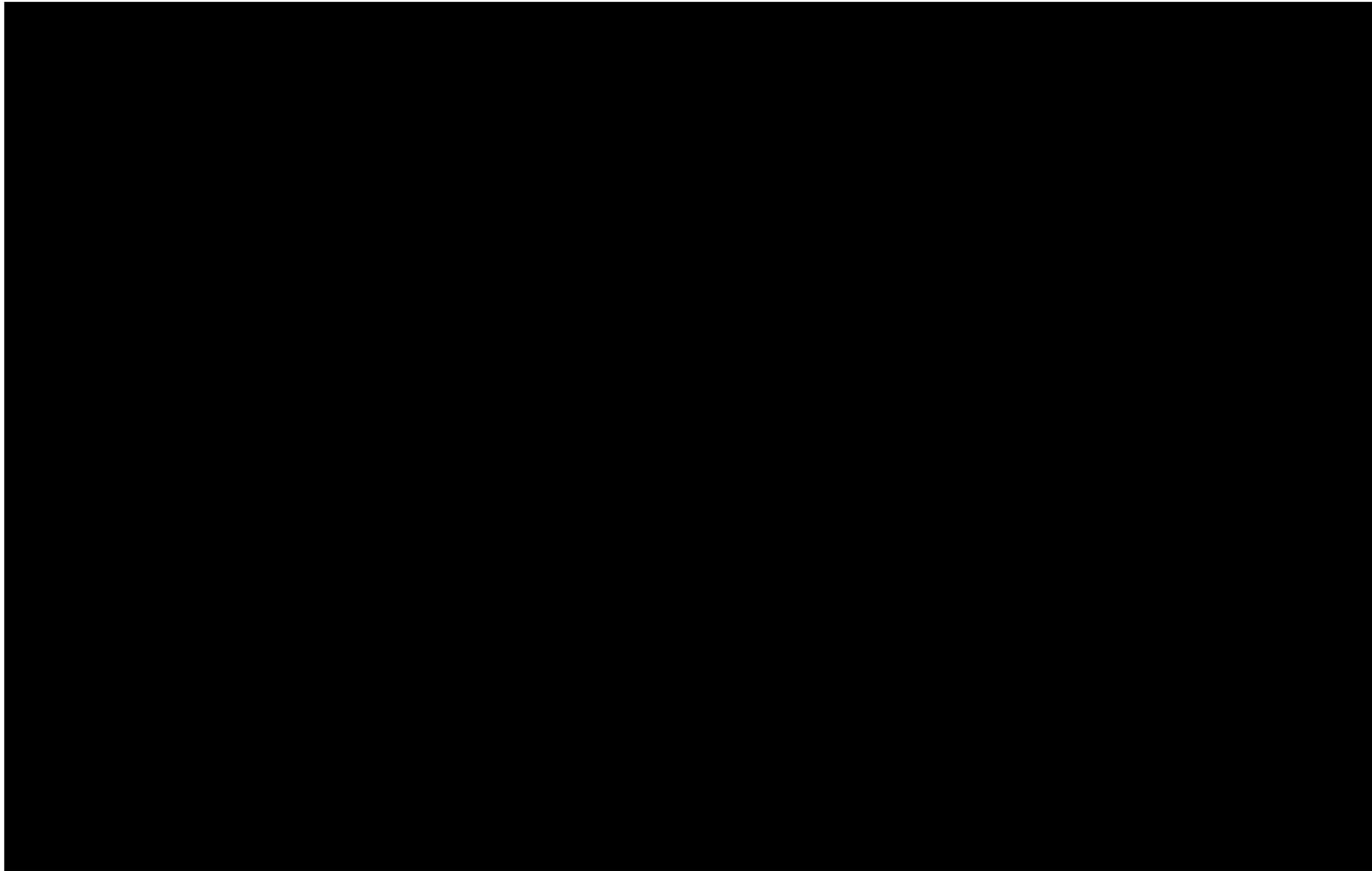
第1,2,1,2,11-1 図
ハル・エンドピース貯蔵建屋
塔槽類廃ガス処理設備の系統図

図-ヘ-1-16-1

F

系統図凡例
—: 設計基準対象の施設の系統機能
—: 設備区分点
: EFD シート

第3-10(1) 図 ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統図
(放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)



第1.2.1.4.12-1図
ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備の系統図(その1)

図-へ-1-4-1

F

系統図凡例
■: 設計基準対象の施設の系統機能
■: 設備区分点
■: 組付け番号区分点
■: EFDシート番号

第3-10(2)図 ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統図
(放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)

第3-9表 ハル・エンドピース貯蔵建屋 塔槽類廃ガス処理設備 廃ガス発生元表

第1.2.1.2.11-1表
ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備の主な廃ガス発生元

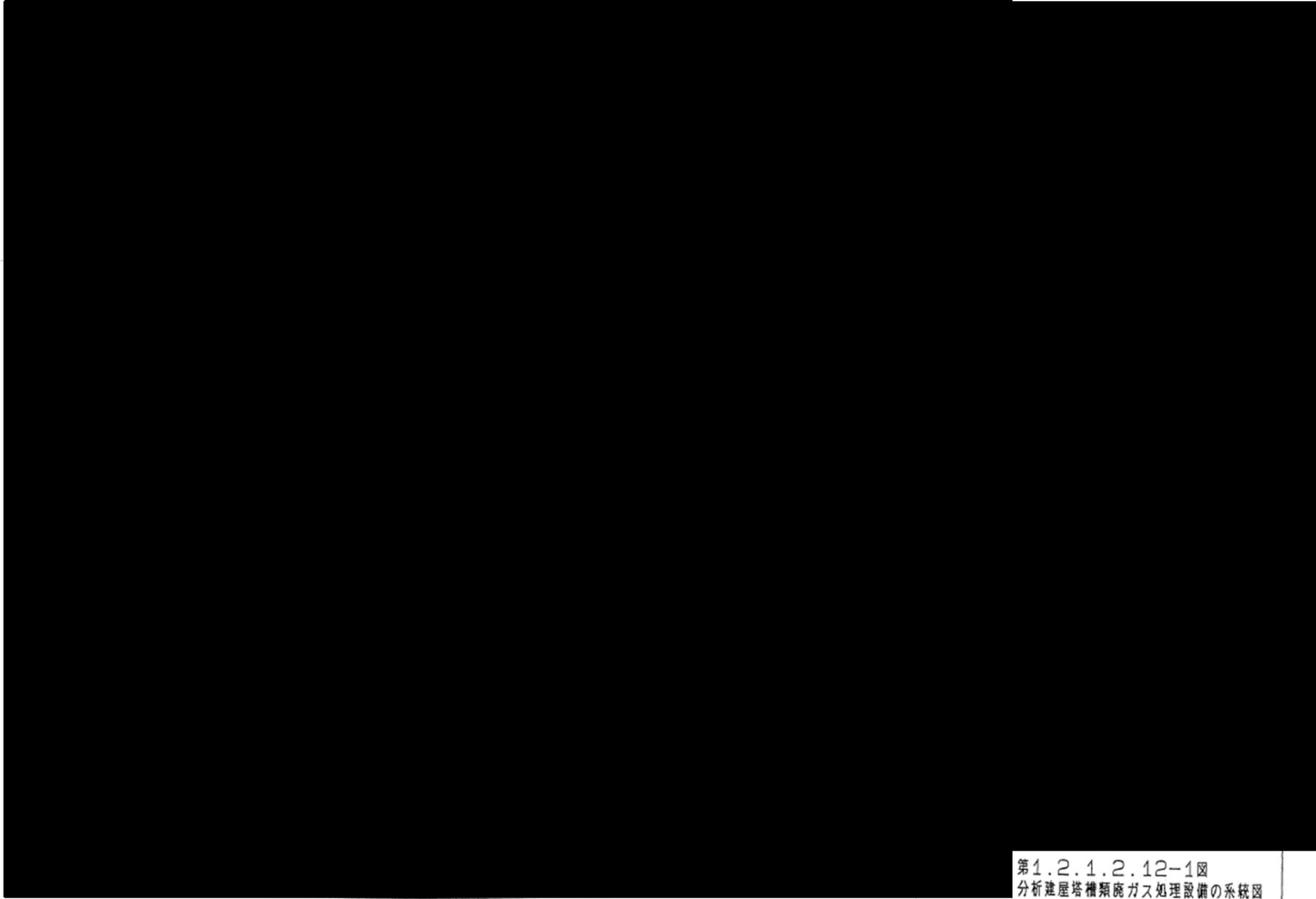
接続記号	設備名称	接続機器番号	備考
A	液体廃棄物の廃棄施設 第1低レベル廃液処理系	[REDACTED]	
	固体廃棄物の廃棄施設 廃樹脂貯蔵系		
	液体廃棄物の廃棄施設 海洋放出管理系		

凡例

のうち、 が排気対象の塔槽類

図-へ-1-16-2

C



第1.2.1.2.12-1図
分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の系統図

放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持（EFD 流体記号：AV 配管）

[]及び分析設備の貯槽 ⇒ 廃ガス洗浄塔⇒凝縮器⇒デミスタ⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒取合い弁 【配-13-1】
 取合い弁⇒ [] 【配-07-1】
 【配-13-1】 [発生元貯槽] →EFD_60~67→EFD_58→取合い弁, 【配-07-1】取合い弁→EFD_58→EFD_59→EFD_68 []
 []は他設備を示す。

系統図凡例
— : 設計基準対象の施設の系統機能
— : 設備区分点
— : 紐付け番号区分点
— : EFD シート番号

第3-11図 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備 系統図（放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持）

第3-10表 分析建屋 塔槽類廃ガス処理設備 廃ガス発生元表

第 1. 2. 1. 2. 12-1表
分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の主な廃ガス発生元

接続番号	設備名称	接続機器番号	備考
A	その他再処理設備の 附属施設 分析建屋の分析設備	[REDACTED]	
	その他再処理設備の 附属施設 分析済溶液処理系		
B	その他再処理設備の 附属施設 分析済溶液処理系		
C	その他再処理設備の 附属施設 分析済溶液処理系		
D	その他再処理設備の 附属施設 分析済溶液処理系		
E	酸及び溶媒の回収施 設 第2酸回収系		
F	その他再処理設備の 附属施設 分析建屋の分析設備		
G	その他再処理設備の 附属施設 分析建屋の分析設備		
	その他再処理設備の 附属施設 分析済溶液処理系		
	液体廃棄物の廃棄施 設 第1低レベル廃液 処理系		
H	液体廃棄物の廃棄施 設 第1低レベル廃液 処理系		

凡例

□のうち、■が排気対象の塔槽類

図-1-17-2

D



第 3 - 12 図 共同溝内の塔槽類廃ガス処理設備 系統図 (放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持)

(b) 第10条：閉じ込めの機能

i. 【室等の漏えい拡大防止】

(i) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）

塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）の【室等の漏えい拡大防止】に係る主流路の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（漏えい拡大防止系）」とする。（第3-13図参照）

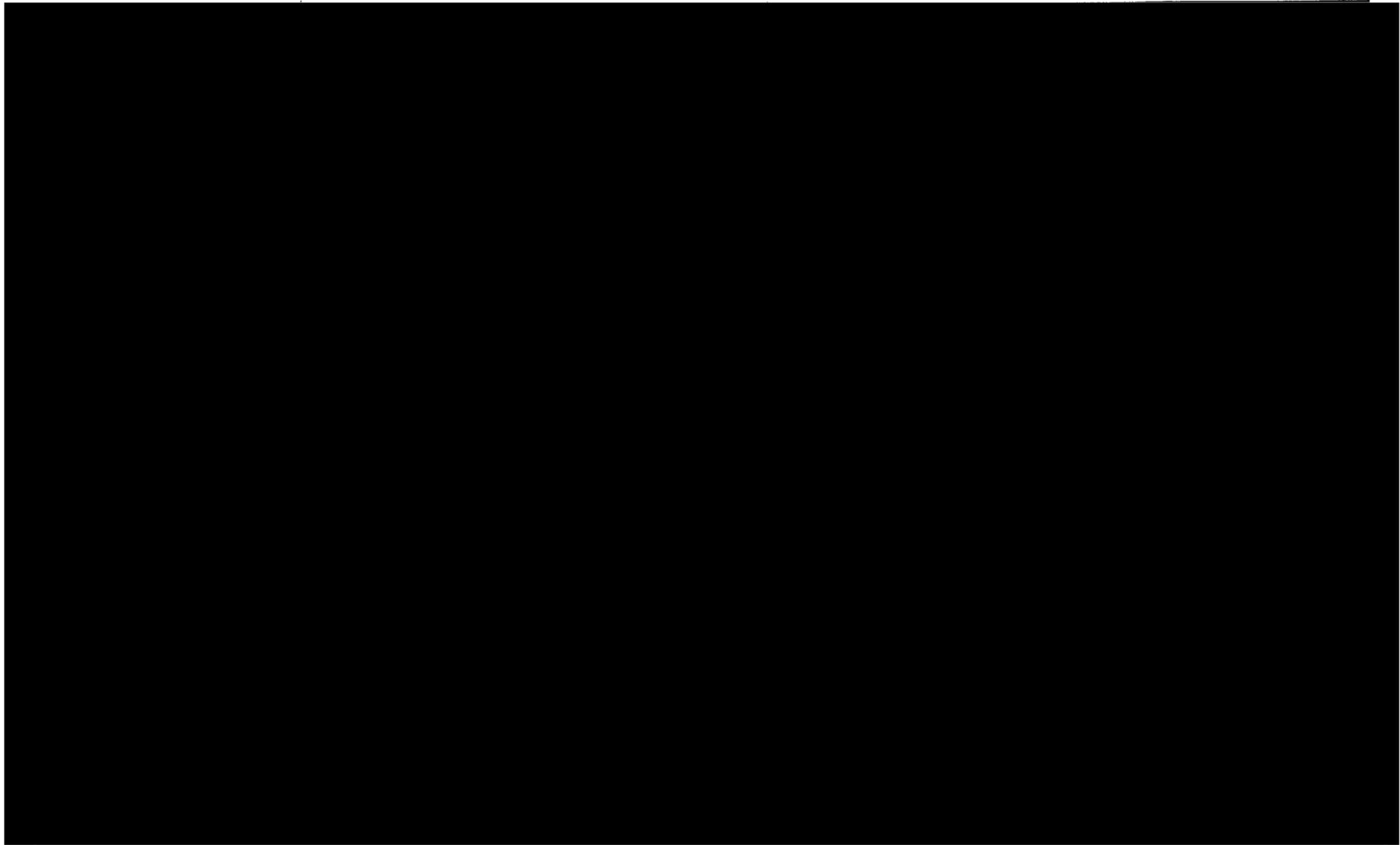
<重力流による回収>

- 漏えい液受皿⇒ [回収槽^{※1}]

※1 [redacted] [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下に示す。

別紙1-2-4-2-2-1 低レベル廃液処理設備



第1.2.1.2.3.1-1図
塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）の系統図

図-ヘ-1-4-1

H

第3-13図 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系） 系統図（室等の漏えい拡大防止）

(4) 主流路として設定しない範囲及びその考え方

共通 09 本文に基づき、テストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等については、主流路の対象としない。

2. (3) にて整理した各条文の系統機能を担保している主流路範囲の概要を第 4-1 図～第 4-11 図に示し、再処理施設に共通する主配管にしない対象の考え方を「第 4-1 表 再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」においてアルファベットごとに分類し、第 4-1 図～第 4-11 図にそのアルファベットを記載することで、主配管としない考え方を系統概要図上で示している。

また、「添付 3 (1) ②-b の理由整理表」では、設備ごとの主配管としない考え方を番号で整理し、「添付 3 (1) 色塗り結果 (設計図書等)」の EFD ごとに主配管にしない対象 (色塗りされていない範囲) にそれぞれ青四角番号を付記し、第 4-1 表のアルファベットの分類と各設備の「②-b の理由整理表」の青四角番号と紐づけて示している。

なお、主流路上に設置される弁、フィルタ等については、当該設備に要求される系統として機能、性能を達成するために仕様等で適合性を示す弁、フィルタ等は主要機器として抽出するが、それ以外の流路を形成する弁、フィルタ等である場合は主要機器として抽出しない。

上記以外の塔槽類廃ガス処理設備 (設計基準対象の施設のみ) の特徴を踏まえた主流路を設定する上での留意事項について、以下に示す。

a. 主流路として設定しない範囲

塔槽類廃ガス処理設備 (設計基準対象の施設のみ) において主流路としない範囲及び理由を以下に示す。

(a) 塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系)

- [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]、当該設備を 2. (1) に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する範囲に該当しないため、主流路と設定しない。(第 4-1 図 個別 1 参照)
- [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]、当該設備を 2. (1) に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個

- (f) 廃溶媒処理廃ガス処理系
- 系統内の負圧調整用の空気を供給する室内空気取り込みラインは、安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当しないラインで、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であり、当該設備を2. (1)に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する範囲に該当しないため、主流路と設定しない。（第4-6図 個別1参照）
- (g) 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系
- 系統内の負圧調整用の空気を供給する室内空気取り込みラインは、安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当しないラインで、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であり、当該設備を2. (1)に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する範囲に該当しないため、主流路と設定しない。（第4-7図 個別1参照）
- (h) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系
- 低レベル固体廃棄物処理設備 低レベル濃縮廃液処理系の主要機器に該当しない貯槽からの排気ラインは、安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当しないラインで、主流路に設定した範囲の廃ガスと比べ放射線量が極めて低く、当該設備を2. (1)に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する範囲に該当しないため、主流路と設定しない。（第4-8図 個別1参照）
 - 系統内の負圧調整用の空気を供給する室内空気取り込みラインは、安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当しないラインで、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であり、当該設備を2. (1)に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する範囲に該当しないため、主流路と設定しない。（第4-8図 個別2参照）
- (i) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備
- 系統内の負圧調整用の空気を供給する室内空気取り込みラインは、安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当しないラインで、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であり、当該設備を2. (1)に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する範囲に該当しないため、主流路と設定しない。（第4-9図 個別1参照）

(j) ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備

- [REDACTED] 安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当しないラインで、 [REDACTED] 、当該設備を2. (1) に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する範囲に該当しないため、主流路と設定しない。 (第4-10図 個別1参照)

(k) 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備

- [REDACTED] 、安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当しないラインで [REDACTED] 当該設備を2. (1) に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する範囲に該当しないため、主流路と設定しない。 (第4-11図 個別1参照)
- [REDACTED] 安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当しないラインで、 [REDACTED] 、当該設備を2. (1) に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する範囲に該当しないため、主流路と設定しない。 (第4-11図 個別2参照)



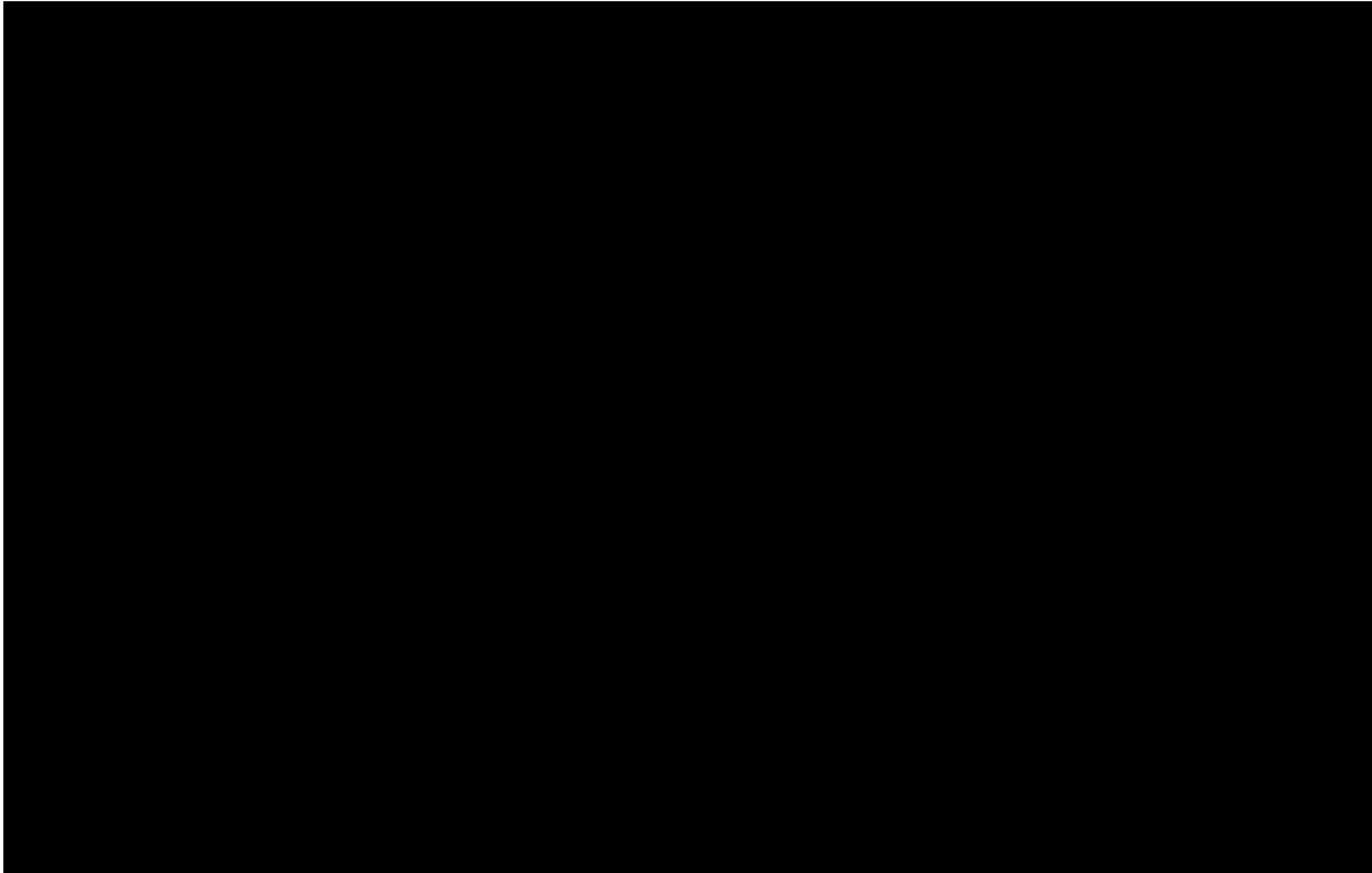
2023

第1.2.1.2.3.1-1図
塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）の系統図

図-へ-1-4-1

H

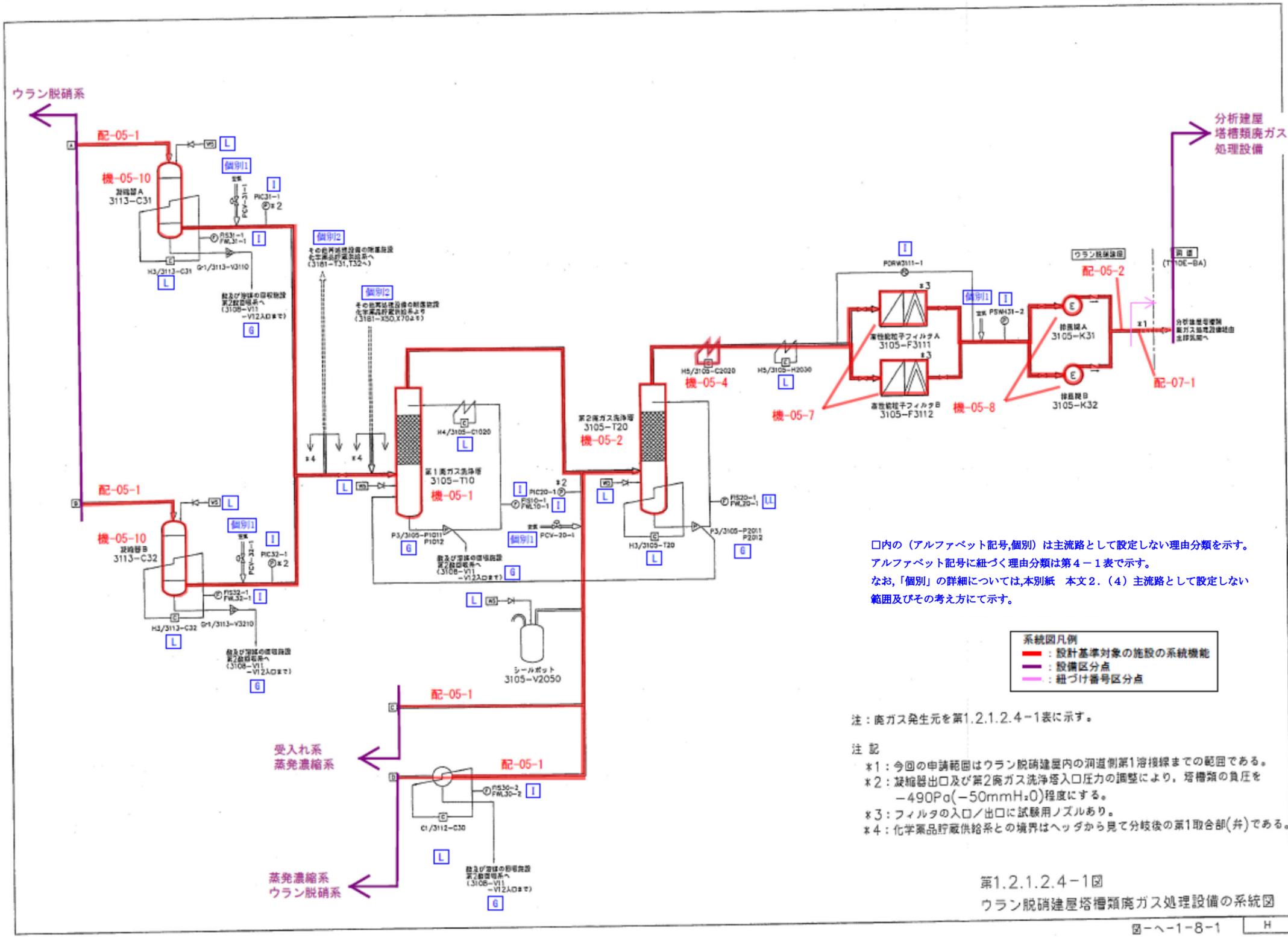
第4-1図 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）に係る主流路の範囲及び主流路として設定しない範囲の概要図



第 1.2.1.2.3.5-1 図
溶媒処理廃ガス処理系の系統図

図-へ-1-7-1 D

第 4-2 図 溶媒処理廃ガス処理系に係る主流路の範囲及び主流路として設定しない範囲の概要図



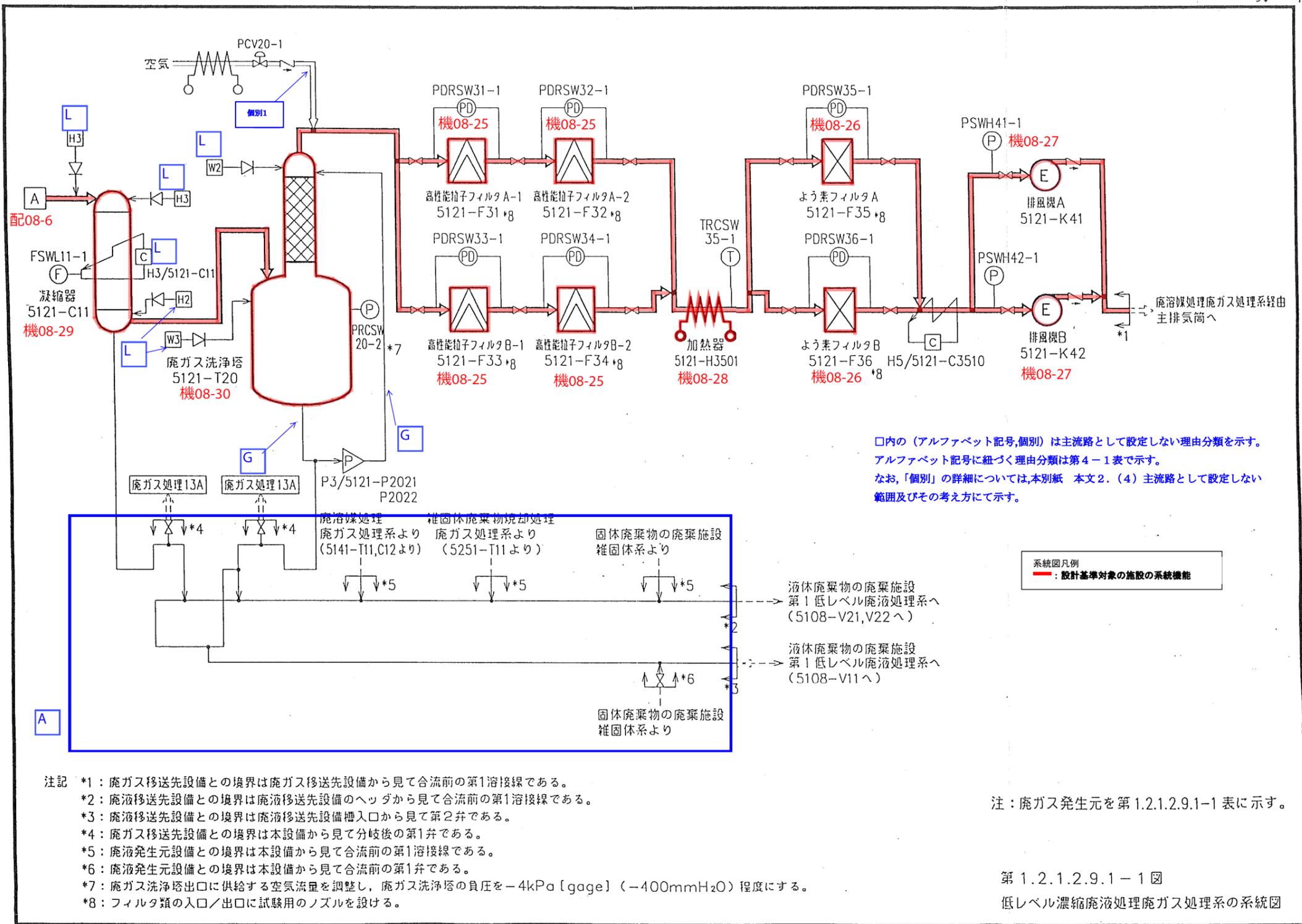
第4-3図 ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備に係る主流路の範囲及び主流路として設定しない範囲の概要図



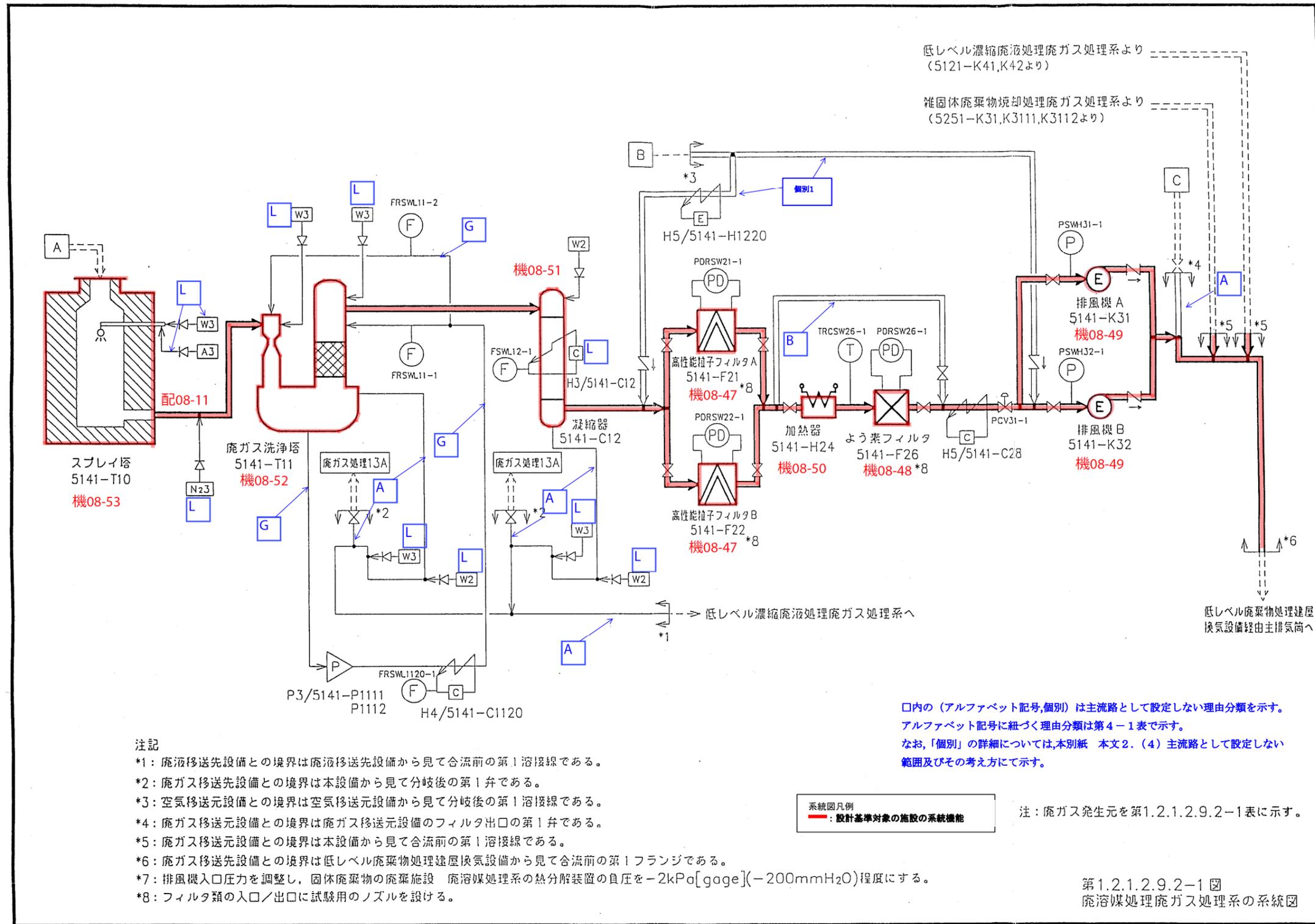
第1.2.1.2.8-1図
低レベル廃液処理建屋塔槽類
廃ガス処理設備の系統図

図-へ-1-11-1 E

第4-4図 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備に係る主流路の範囲及び主流路として設定しない範囲の概要図

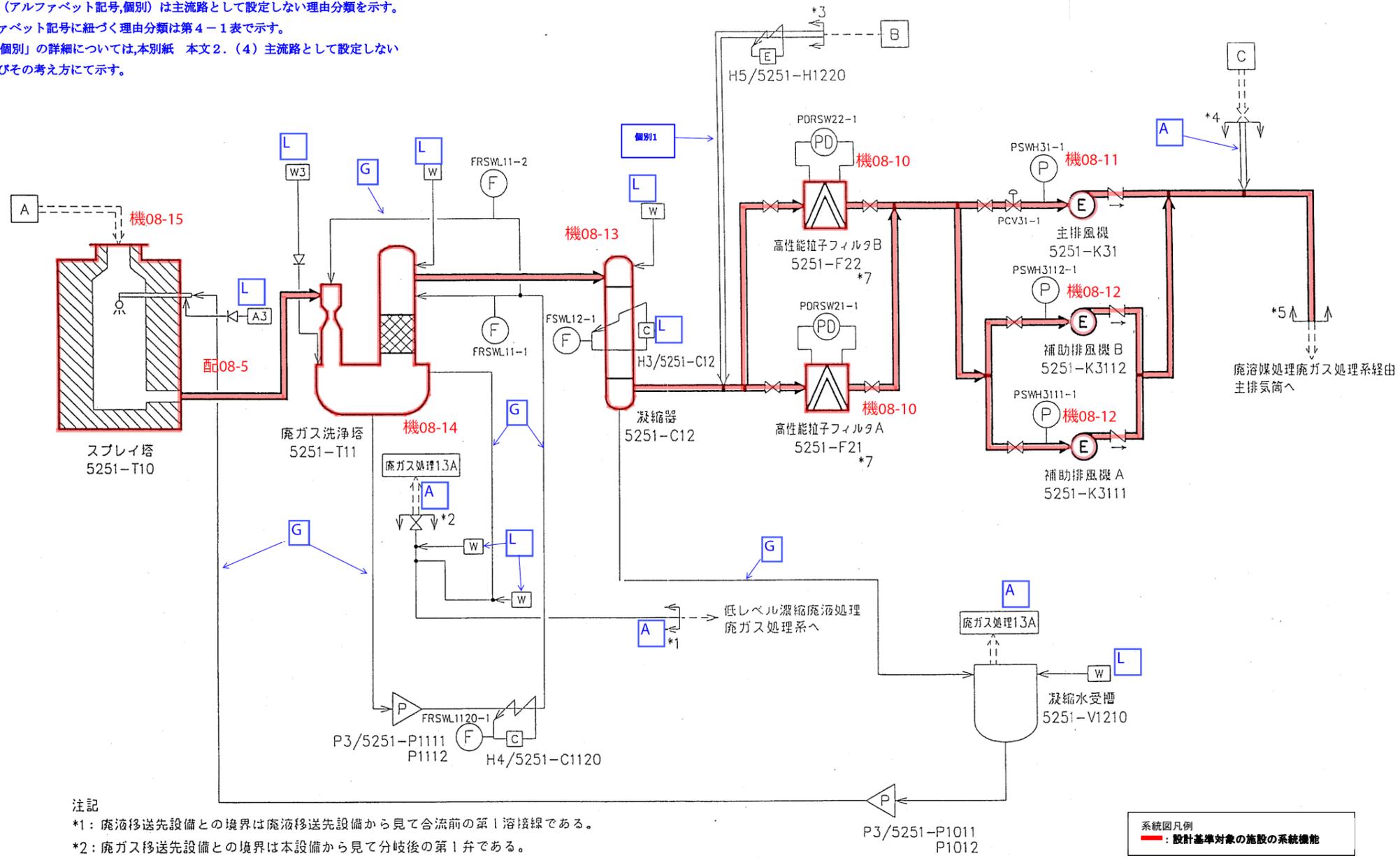


第4-5図 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系に係る主流路の範囲及び主流路として設定しない範囲の概要図



第4-6図 廃溶媒処理廃ガス処理系に係る主流路の範囲及び主流路として設定しない範囲の概要図

□内の（アルファベット記号,個別）は主流路として設定しない理由分類を示す。
 アルファベット記号に紐づく理由分類は第4-1表で示す。
 なお、「個別」の詳細については,本別紙 本文2.（4）主流路として設定しない
 範囲及びその考え方で示す。



- 注記
- *1: 廃液移送先設備との境界は廃液移送先設備から見て合流前の第1溶接線である。
 - *2: 廃ガス移送先設備との境界は本設備から見て分岐後の第1弁である。
 - *3: 空気移送元設備との境界は空気移送元設備から見て分岐後の第1溶接線である。
 - *4: 廃ガス移送元設備との境界は廃ガス移送元設備のフィルタ出口の第1弁である。
 - *5: 廃ガス移送先設備との境界は廃ガス移送先設備から見て合流前の第1溶接線である。
 - *6: 主排風機入口圧力を調整し, 固体廃棄物の廃棄施設 雑固体廃棄物焼却系の焼却装置の負圧を-2kPa[gage](-200mmH₂O)程度にする。
 - *7: フィルタの入口/出口には試験用のノズルを設ける。

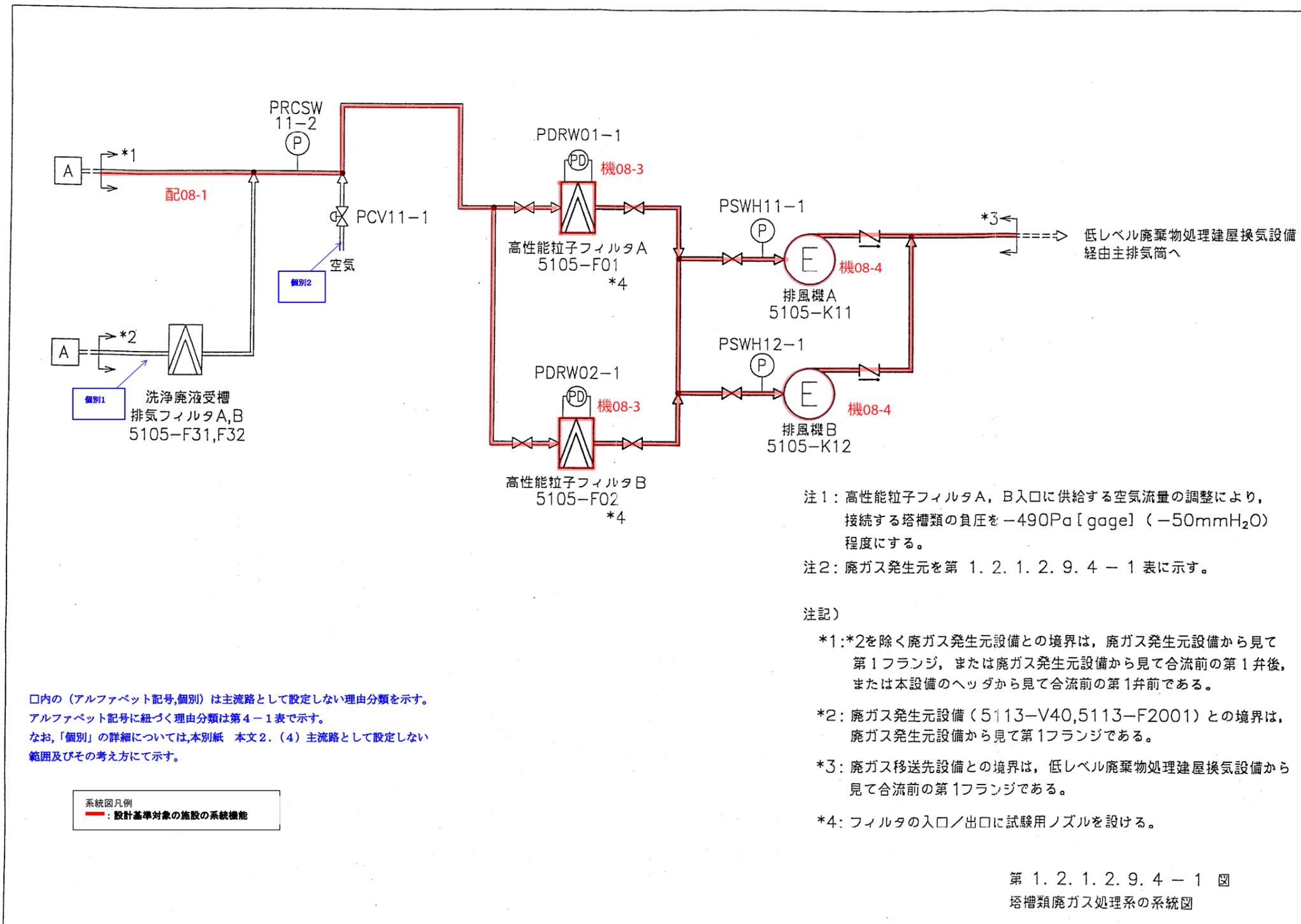
系統図凡例
 ■: 設計基準対象の施設の系統機能

注: 廃ガス発生元を第1.2.1.2.9.3-1表に示す。

第1.2.1.2.9.3-1 図
 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系の系統図

図-へ-1-14-1 D

第4-7 図 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系に係る主流路の範囲及び主流路として設定しない範囲の概要図

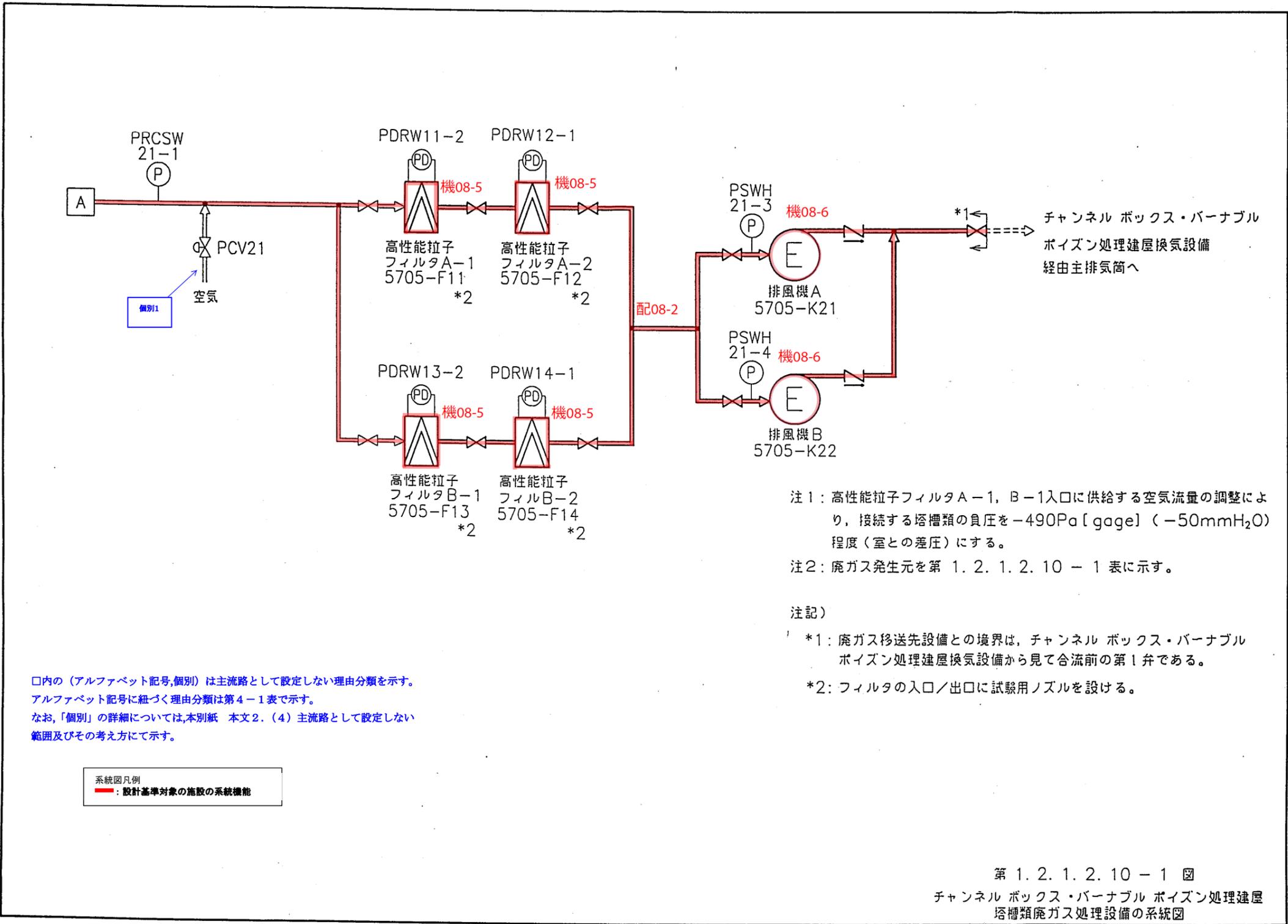


□内の(アルファベット記号,個別)は主流路として設定しない理由分類を示す。
 アルファベット記号に紐づく理由分類は第4-1表で示す。
 なお、「個別」の詳細については、本別紙 本文2.(4)主流路として設定しない範囲及びその考え方にて示す。

系統図凡例
 — : 設計基準対象の施設の系統機能

図 - へ - 1 - 15 - 1 H

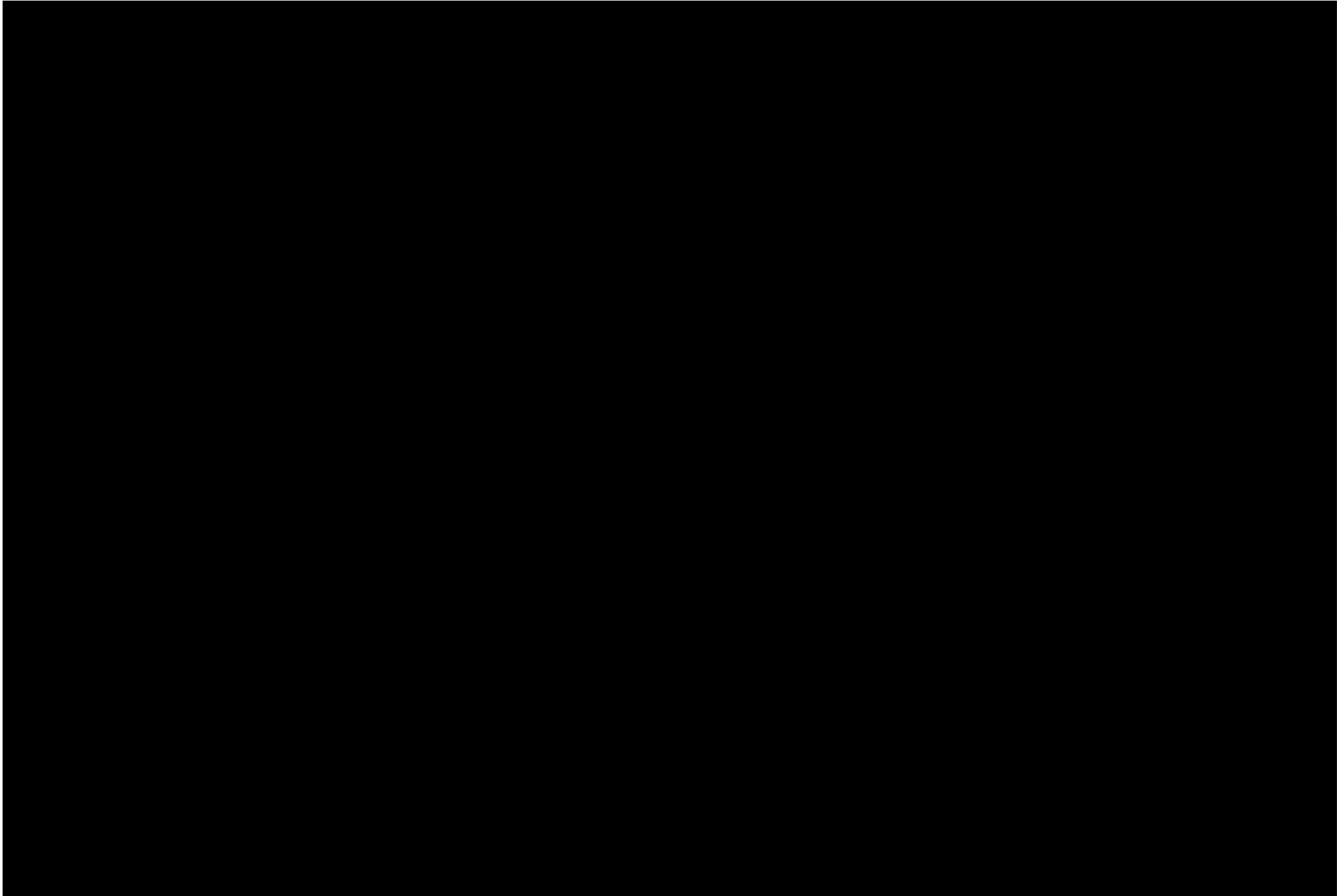
第4-8図 塔槽類廃ガス処理系に係る主流路の範囲及び主流路として設定しない範囲の概要図



第4-9図 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備に係る主流路の範囲及び主流路として設定しない範囲の概要図



第4-10 図 ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備に係る主流路の範囲及び主流路として設定しない範囲の概要図



第1.2.1.2.12-1図
分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の系統図

第4-11図 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備に係る主流路の範囲及び主流路として設定しない範囲の概要図

第4-1表 再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方

分類	主配管としない理由の類型	主配管としない対象(例)	具体的理由
A	ドレン・ベントライン	<ul style="list-style-type: none"> ・通常液移送時又は保守時における系統内への液張り後における系統内の空気を抜くベントライン ・容器、ポンプ、弁等の機器の保守時における系統内の溶液等を抜くためのドレンライン ・開放容器等の機器ベントライン ・系統に液張り（容器内への液張り、容器等シール部への液張り）を行う液張りライン ・機器等の保護の観点で設置するベントライン 	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するラインであるため、主配管としない。
B	バイパスライン	<ul style="list-style-type: none"> ・計器（流量計）の保守時に使用するバイパスライン ・容器、スチームトラップ、弁、フィルタ等の保守時に使用するバイパスライン 	
C	テストライン	<ul style="list-style-type: none"> ・保守時において試験を行う際に試験機器等を接続する試験ノズル ・保守時における系統試験を行うためのテストライン 	
D	除染・洗浄ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・保守時・停止時における機器等の除染・洗浄を行う除染・洗浄ライン 	
E	ミニマムフローライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ安定運転のためのミニマムフロー（逃がし）ライン 	
F	オーバーフローライン	<ul style="list-style-type: none"> ・万が一、容器等で溢れた流体を系統又は建屋内に保持するためのオーバーフローライン 	機器故障等で万が一使用する非正常ラインであるため、主配管としない。
G	循環（攪拌）ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・溶液等のポンプ（動力ポンプ、エアリフト、スチームジェット、エアジェット、水ジェット）による攪拌ライン ・圧縮空気（かくはん用空気によるバルセータ含む）による攪拌ライン 	溶液等均質化を目的として使用するラインであるため、主配管としない。
		<ul style="list-style-type: none"> ・熱交換器、デミスタ、ミストフィルタ等で凝縮した凝縮水を回収する循環ライン 	熱交換により発生する凝縮水を回収（循環）する目的で使用しているラインであるため、主配管としない。
		<ul style="list-style-type: none"> ・万が一基準値を満たさない流体等が発生した場合又は再利用を目的として前工程へ移送して処理を行うための循環ライン ・万が一室等へ低レベル等の溶液が漏えいした場合に貯槽へ移送して処理を行うための循環ライン 	再利用を目的として使用するラインであるため、主配管としない。
H	サンプリングライン	<ul style="list-style-type: none"> ・分析試料を採取するためのサンプリングライン ・放管用の試料を採取するためのサンプリングライン 	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するためにしようするラインであるため、主配管としない。
I	計装ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセス量の計測を行うための検出配管、計装専圧配管、チュービング（計装用空気配管）、ガイドパイプ 	計装配管及び計装信号ラインであるため、主配管としない。
J	機器駆動用サポートライン	<ul style="list-style-type: none"> ・エアリフト、サイホン、ゲデオン、スチームジェット[®]、フルイディックポンプ、MERC交換型連心ポンプ等の起動・停止に使用する真空ライン、真空破壊ライン、駆動用空気ライン、呼び水ライン、排気ライン <p>※安全上重要な施設のスチームジェットポンプを使用する漏えい液回収するラインは主配管</p>	機器駆動用システムに付随するサポートラインであるため、主配管としない。
K	小型機器等からの排気ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・小型ポット、サンプリングボックス、各室、機器駆動用サポートラインからの排気ライン 	廃棄、換気及び閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主配管としない。
L	液調整、置換、保守等を行うための一般ユーティリティライン	<ul style="list-style-type: none"> ・運転用、液調整、系統内置換等を行うための試薬、水、空気等の放射性物質等を含まない一般ユーティリティライン（水、空気、蒸気、試薬） ・流路を形成するために必要な機器に供給する一般ユーティリティライン（水、空気、蒸気、試薬） ・保守時における詰まりを除去するためのアイスプラグを形成するために使用する一般ユーティリティライン 	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主配管としない。
M	崩壊熱除去評価対象外の貯槽等への安全冷却水供給ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・崩壊熱除去評価対象外であり、安全上重要な施設の安全機能の支援[®]に頼らない貯槽、冷凍機等への安全冷却水を供給するライン <p>※安全空気圧縮装置、非常用ディーゼル発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のセル内クーラー等へ安全冷却水を供給するラインは主配管</p>	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主配管としない。
N	将来増設用ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・安全機能に影響しない将来増設用として設置しているライン 	安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであるため、主配管としない。
個別	分類A～Nの共通的な理由以外のライン	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙1-2-〇 本文2. (4) に記載の対象。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙1-2-〇 本文2. (4) に記載の理由。

b. 主要機器として抽出しない範囲

(a) 高性能粒子フィルタ入口の加熱器

塔槽類廃ガス処理設備の高性能粒子フィルタ入口には廃ガス中の相対湿度を下げるために加熱器がある。

加熱器は、高性能粒子フィルタの目詰まりを防止するために廃ガス中の相対湿度を下げるためのものでありよう素フィルタの加熱器のように浄化機能の支援を期待する機器ではないため主要機器（容器）としては抽出せずに配管（主流路）の一部として扱う。（第4-1、3、4、10、11図、EFD_1, 21, 28, 55, 58参照）

(b) 廃ガスラインライン中の

塔槽類廃ガス処理設備の廃ガスラインには廃ガス発生元設備の主要機器から発生する廃ガス中のミストを除去するための

、主要機器（）としては抽出せずに配管（主流路）の一部として扱う。

（第4-1図及び第4-11図、EFD_4, 60参照）

また、精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 溶媒処理廃ガス処理系の真空ポンプからの廃ガスラインには真空ポンプを

主要機器（）としては抽出せずに配管（主流路）の一部として扱う。

(c) 放射性気体廃棄物の処理及び排気ライン中の浄化性能を期待しない

塔槽類廃ガス処理設備には、

主要機器（）としては抽出せずに配管（主流路）の一部として扱う。（第4-2、5、6図、EFD_45, 47, 74参照）

3. 要求される耐震クラスの考え方

(1) 事業変更許可申請書の耐震クラス

申請対象設備の耐震クラスの整理は、事業変更許可申請書の「添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設」（以下、「クラス別施設」という。）を踏まえて実施する。

塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に申請対象設備の耐震クラスの全体像を第5-1図～第5-12図に示す。

<安全機能を有する施設の主配管の耐震設計>

条文	系統機能	主配管名称	安全機能を有する施設		
			S	B/C	1.2Ss
第24条：廃棄施設	放射性気体廃棄物の処理及び排気	主配管（廃ガス処理系）	—	○	—
第10条：閉じ込めの機能	放射性物質の保持機能				
	放射性物質を保持する系統の負圧維持				
	フードの面速維持	主配管（漏えい拡大防止系）	—	○	—
	室等の漏えい拡大防止				

<安全機能を有する施設の凡例>

S：耐震 S クラス（耐震重要施設）

B/C：耐震 B/C クラス

1.2Ss：基準地震動 Ss を 1.2 倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能が損なわれない施設

主配管を設定した範囲の耐震設計は、クラス別施設に示す主要機器の耐震設計に準じた設計を原則とし、安全上重要な施設の安全機能を確保する上で必要な主配管の範囲が耐震 S クラス、それ以外の主配管の範囲は耐震 B/C クラスであり、塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）の耐震設計は、機能喪失した場合の影響が S クラスに属する施設に比べて低い設備であるため、耐震 B/C クラスである。

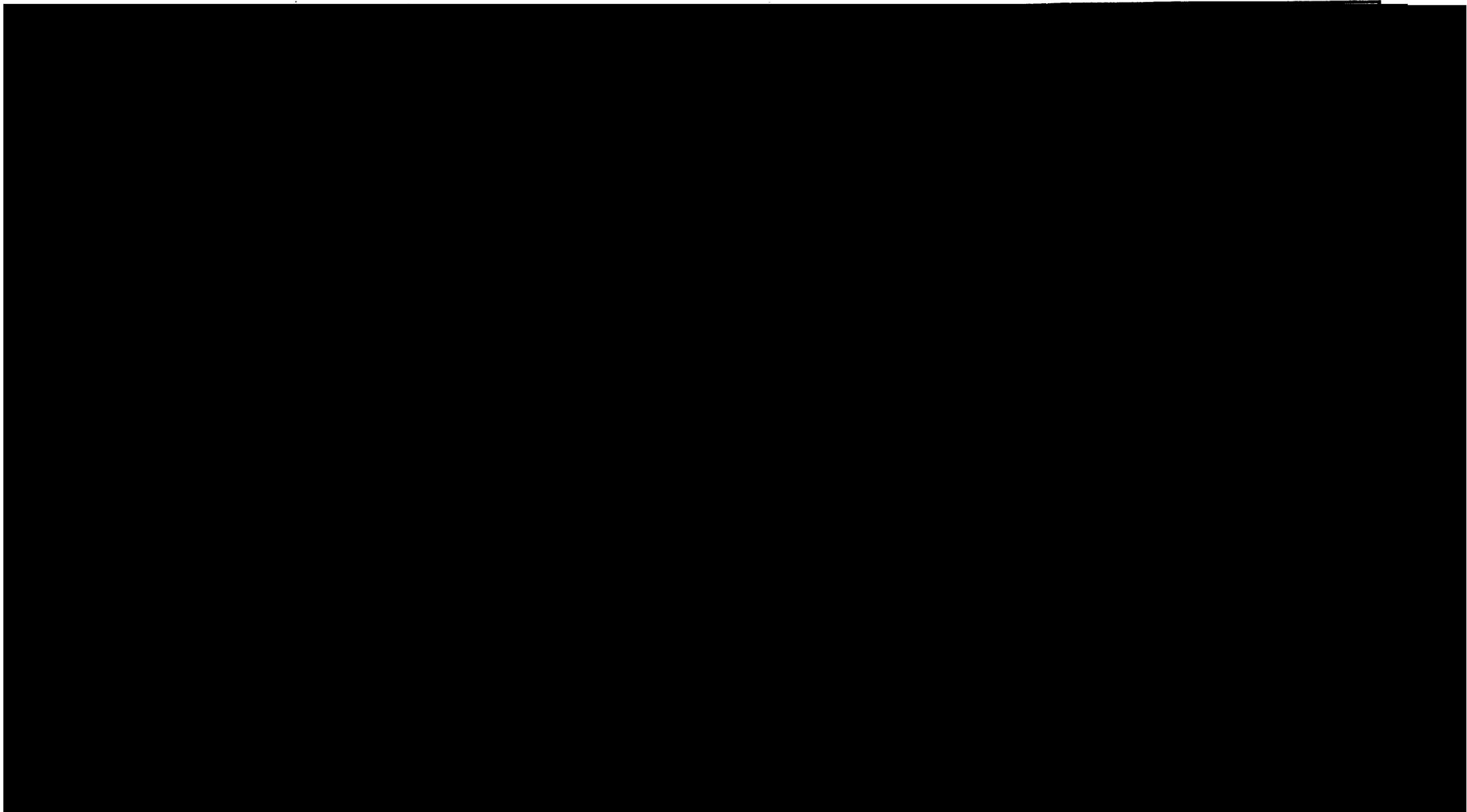
塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）の機器のクラス別施設、設備分類、安全機能に対する設備の耐震設計を以下に示す。

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋 (1/2)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 (注1)			補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4) (注10)	波及的影響を考慮すべき設備 (注5)
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
B	1) 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	気体廃棄物の廃棄施設	Bクラスの塔槽類の塔槽類廃ガス処理設備 〔Bクラスの塔槽類から排風機を経て弁までの範囲〕	B			機器等の支持構造物	B	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 低レベル廃液処理建屋 低レベル廃棄物処理建屋 チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 分析建屋	
			高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の廃ガス洗浄液槽	B			機器等の支持構造物	B	高レベル廃液ガラス固化建屋	
			Bクラスのセル等の換気設備 〔Bクラスのセル等から排風機を経てダンパまでの範囲〕	B			機器等の支持構造物	B	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 分析建屋	
			セル等	Bクラスの設備を収納するセル等	B					

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋 (2/2)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 (注1)			補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4) (注10)	波及的影響を考慮すべき設備 (注5)
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
C	S、Bクラスに属さない施設	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン 使用済燃料輸送容器移送台車 使用済燃料輸送容器保守設備	C C C			機器等の支持構造物	C	使用済燃料輸送容器管理建屋(注8) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	
		気体廃棄物の廃棄施設	S及びBクラス以外の塔槽類廃ガス処理設備及び換気設備	C			機器等の支持構造物	C		
		液体廃棄物の廃棄施設	第2放出前貯槽 第2海洋放出ポンプ 海洋放出管 〔第2海洋放出ポンプを経て第1海洋放出ポンプから導かれる海洋放出管との合流点までの範囲〕 低レベル廃液処理設備 〔MOX燃料加工施設との取合いに係る配管〕	C C C C			機器等の支持構造物	C	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 低レベル廃液処理建屋	

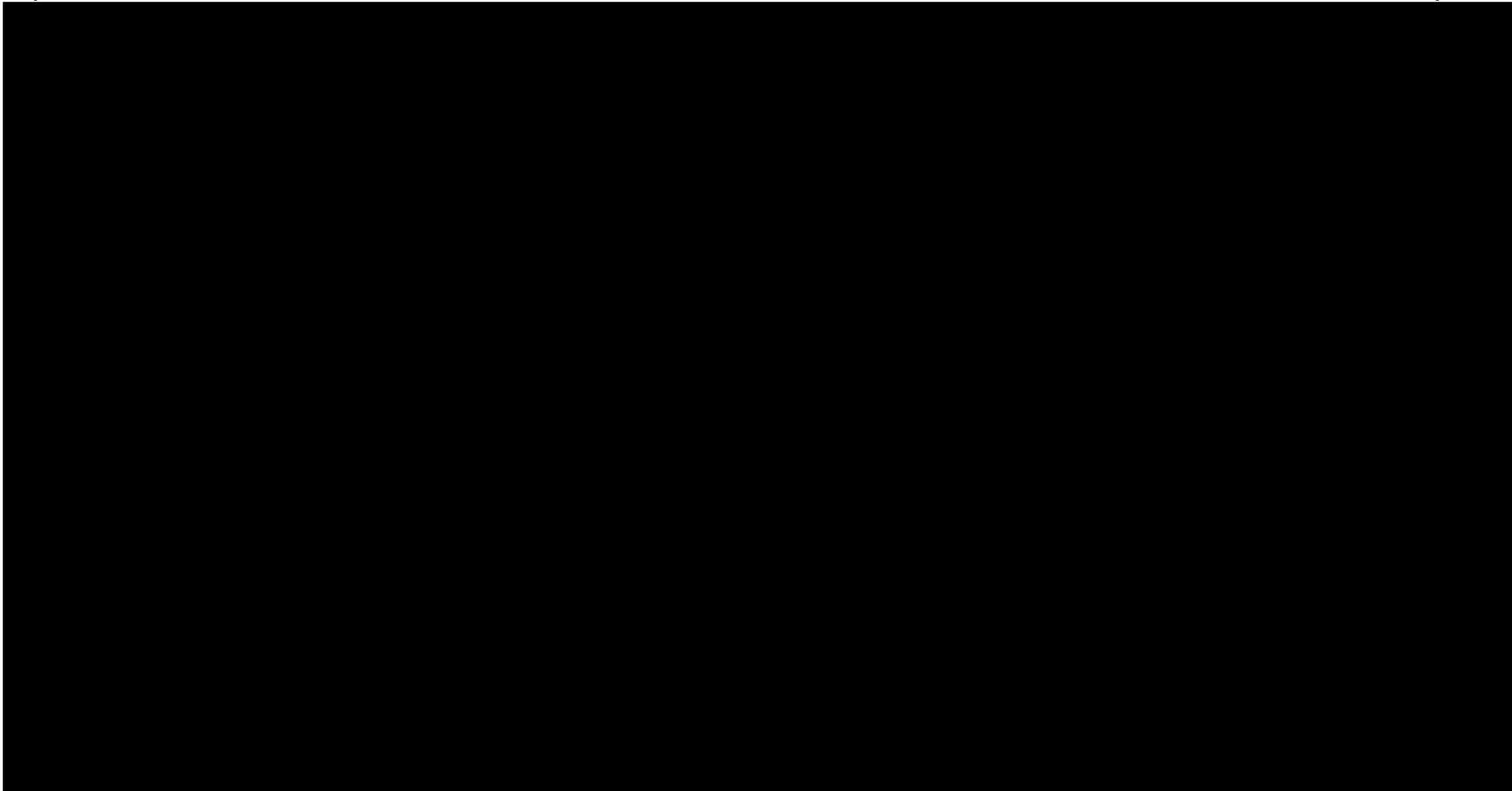


第1.2.1.2.3.1-1図
塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）の系統図

図-へ-1-4-1

H

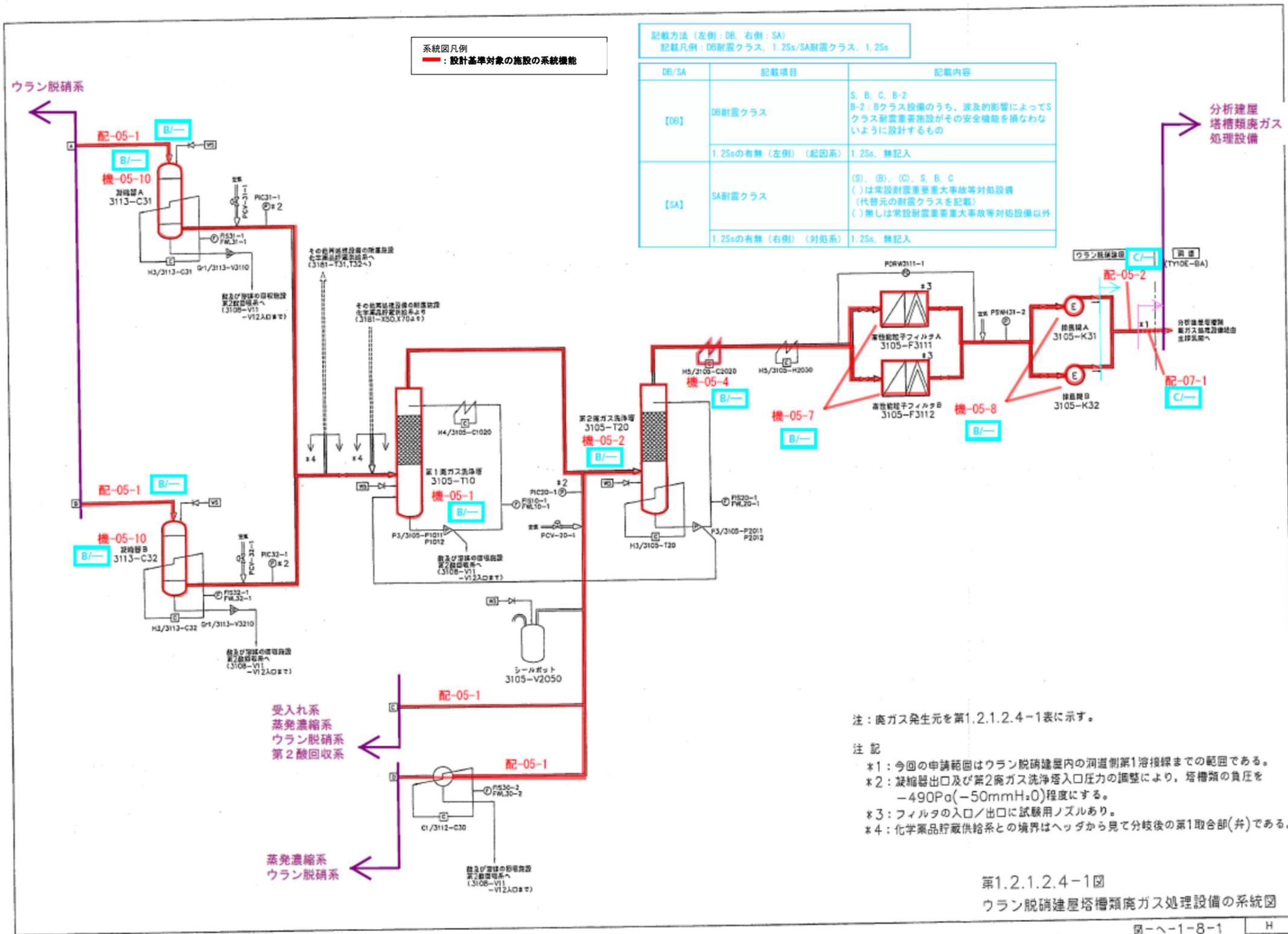
第5-1図 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）の耐震クラス範囲の概要図



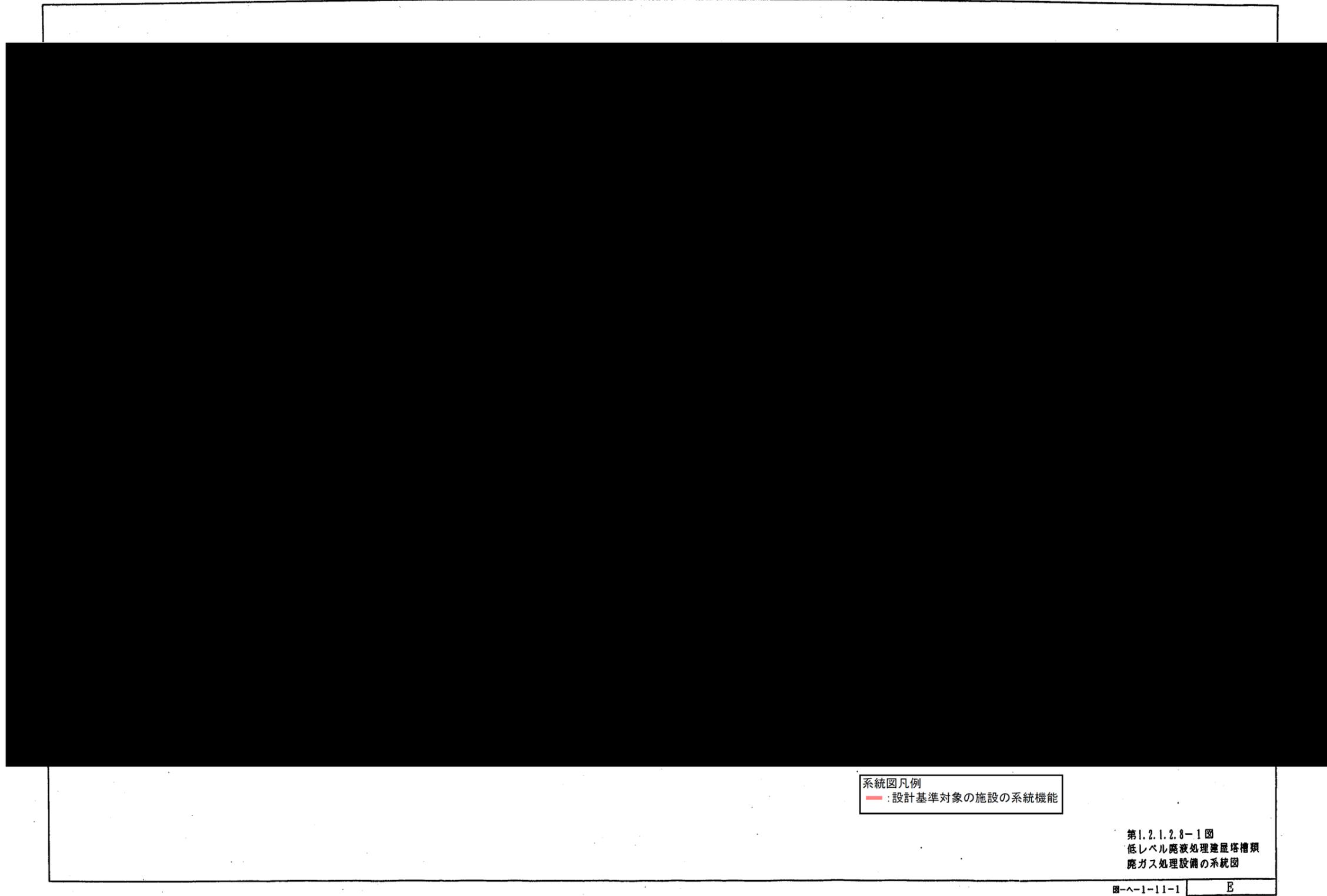
第 1.2.1.2.3.5-1 図
溶媒処理廃ガス処理系の系統図

図-へ-1-7-1 D

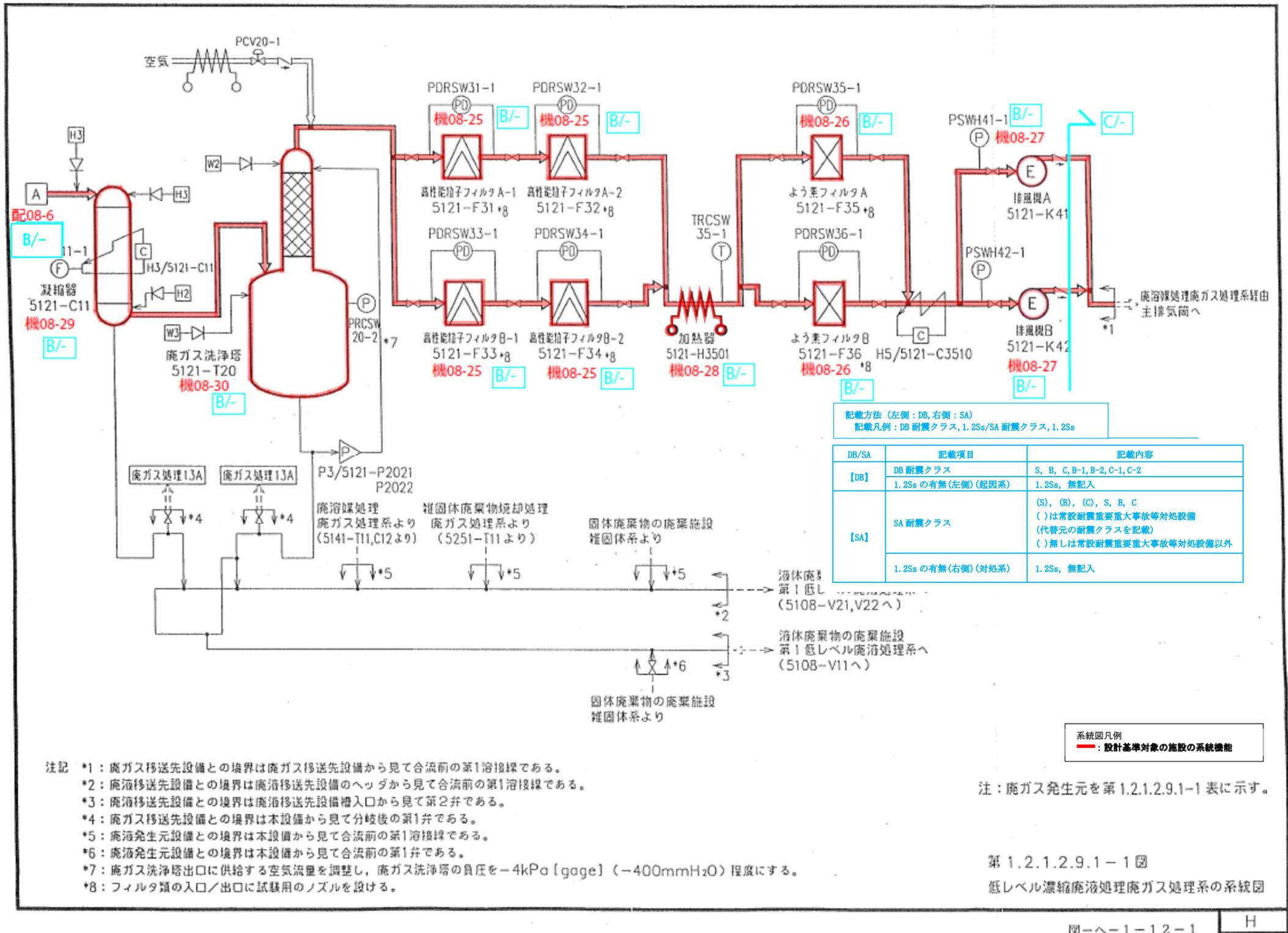
第 5-2 図 溶媒処理廃ガス処理系の耐震クラス範囲の概要図



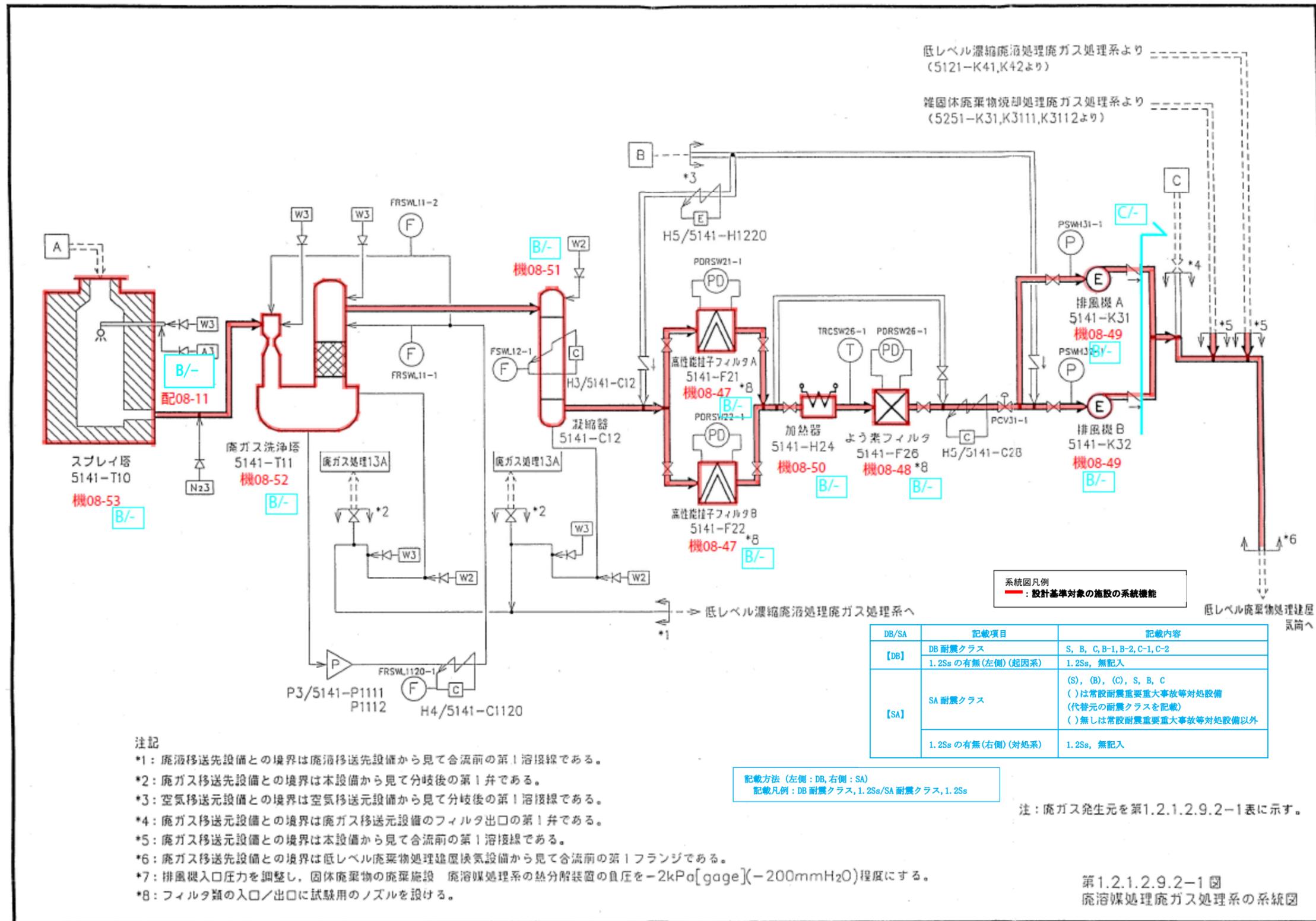
第5-3図 ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の耐震クラス範囲の概要図



第5-4図 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の耐震クラス範囲の概要図



第5-5図 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系の耐震クラス範囲の概要図



注記

- *1: 廃液移送先設備との境界は廃液移送先設備から見て合流前の第1溶接線である。
- *2: 廃ガス移送先設備との境界は本設備から見て分岐後の第1弁である。
- *3: 空気移送元設備との境界は空気移送元設備から見て分岐後の第1溶接線である。
- *4: 廃ガス移送元設備との境界は廃ガス移送元設備のフィルタ出口の第1弁である。
- *5: 廃ガス移送元設備との境界は本設備から見て合流前の第1溶接線である。
- *6: 廃ガス移送先設備との境界は低レベル廃棄物処理建屋換気設備から見て合流前の第1フランジである。
- *7: 排風機入口圧力を調整し、固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系の熱分解装置の負圧を $-2\text{kPa}[\text{gage}](-200\text{mmH}_2\text{O})$ 程度にする。
- *8: フィルタ類の入口/出口に試験用のノズルを設ける。

DB/SA	記載項目	記載内容
【DB】	DB 耐震クラス	S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2
	1.2Ssの有無(左側)(起因系)	1.2Ss, 無記入
【SA】	SA 耐震クラス	(S), (B), (C), (S, B, C) ()は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ()無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1.2Ssの有無(右側)(対処系)	1.2Ss, 無記入

記載方法 (左側: DB, 右側: SA)
 記載凡例: DB 耐震クラス, 1.2Ss/SA 耐震クラス, 1.2Ss

注: 廃ガス発生元を第1.2.1.2.9.2-1表に示す。

第1.2.1.2.9.2-1 図
 廃溶媒処理廃ガス処理系の系統図

図-へ-1-13-1 D

第5-6 図 廃溶媒処理廃ガス処理系の耐震クラス範囲の概要図

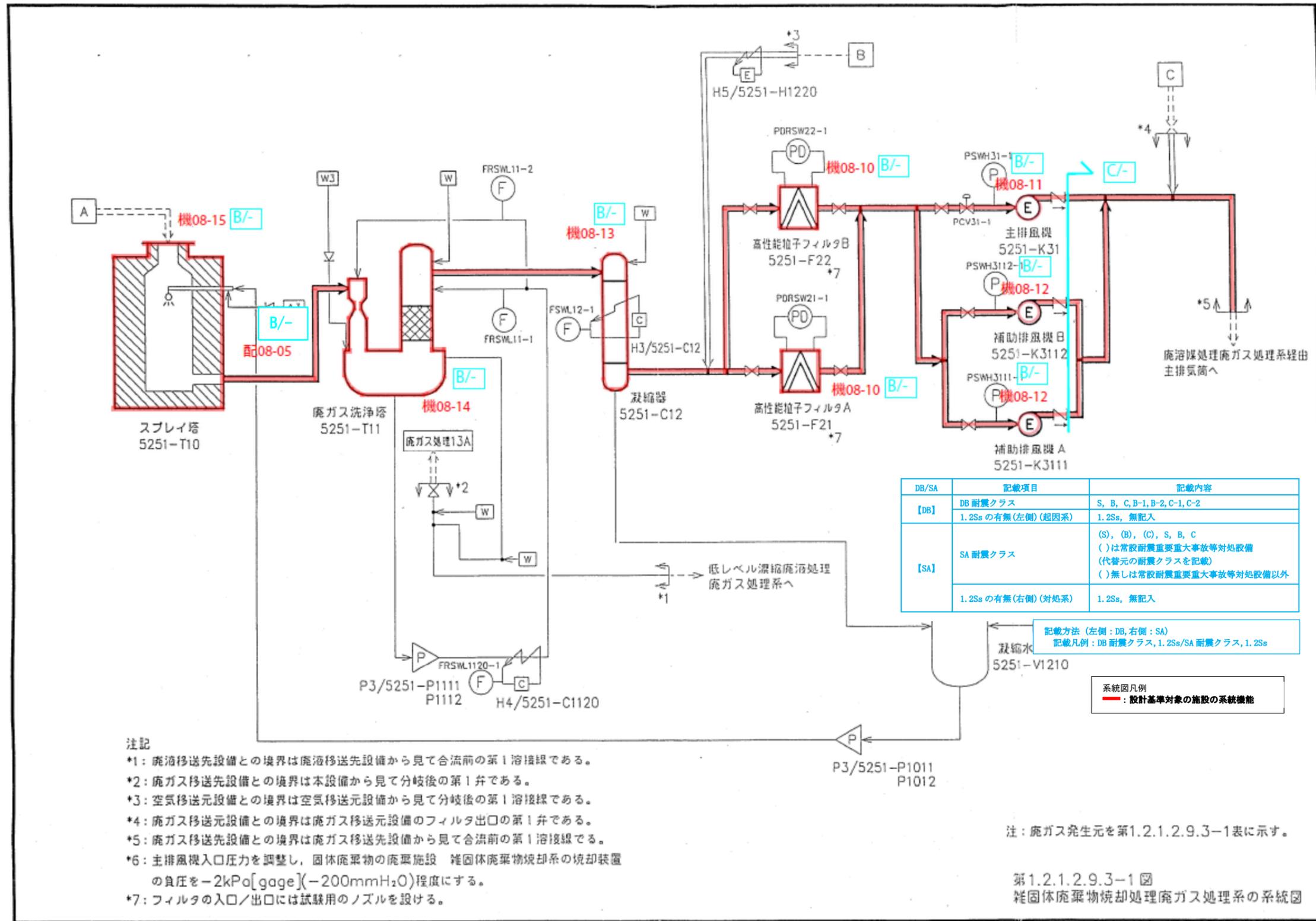


図-1-14-1 D

第5-7図 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系の耐震クラス範囲の概要図

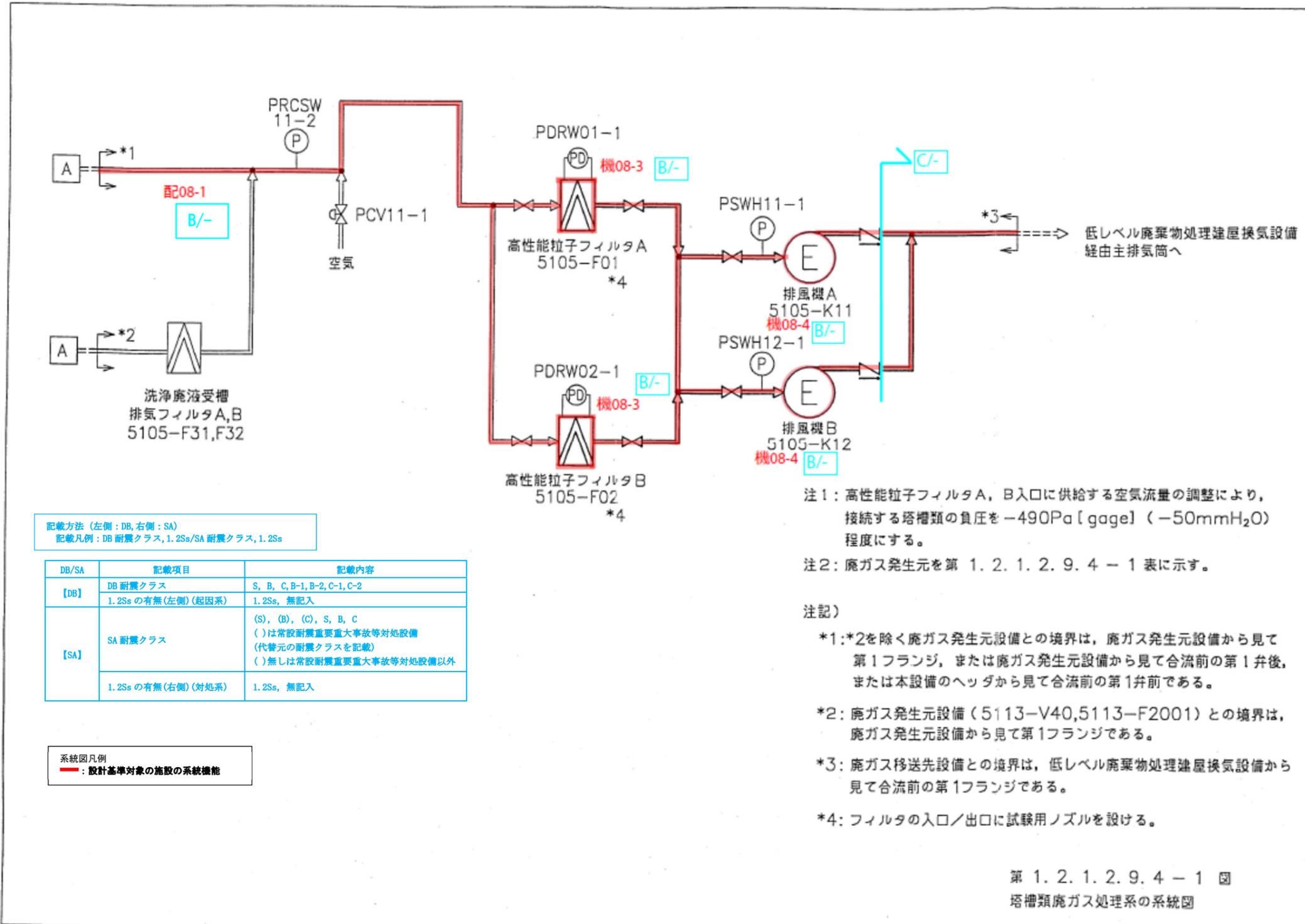
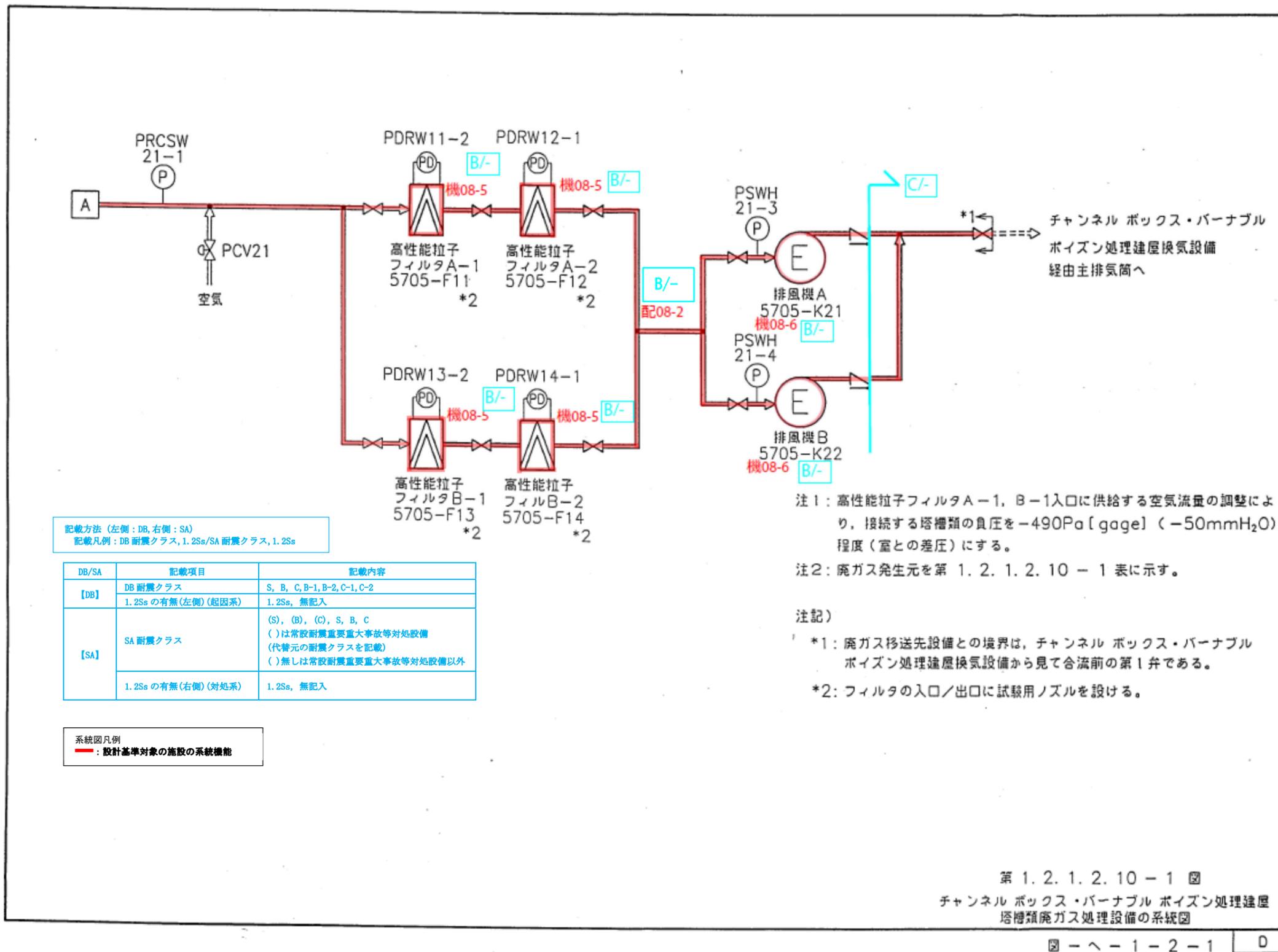


図 - へ - 1 - 15 - 1 H

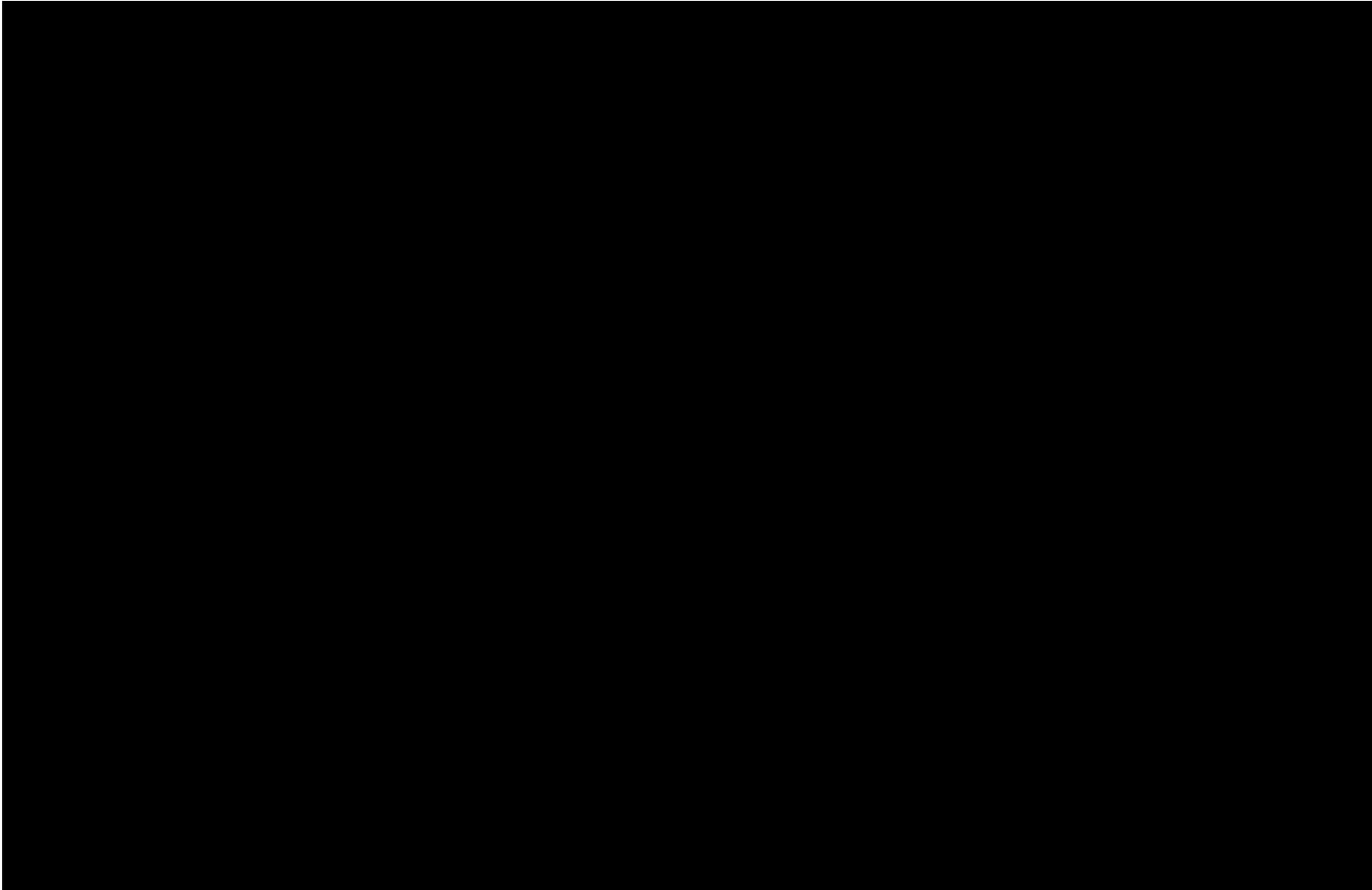
第5-8図 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系の耐震クラス範囲の概要図



第5-9図 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の耐震クラス範囲の概要図



第5-10 図 ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備の耐震クラス範囲の概要図



第1.2.1.2.12-1図
分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の系統図

第5-11図 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の耐震クラス範囲の概要図



第 5-12 図 共同溝内 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）の耐震クラス範囲の概要図

(2) 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）に係る系統機能と耐震クラス
各主流路の範囲に含まれる主要機器及び主配管（「2. (3) 主流路の範囲の設定」
に示す）に対する系統機能（「2. (1) 要求される機能、性能について」に示す）ご
との耐震クラスを第5-1表から第5-11表に示し、各主要機器及び主配管の耐震設計
を整理した。なお各主要機器の耐震設計は、設計基準対象の施設の最上位の耐震クラス
を示す。

第5-1表の耐震クラスの凡例を以下に示す。

<安全機能を有する施設の凡例>

S：耐震Sクラス（耐震重要施設）

B/C：耐震B/Cクラス

1.2Ss：基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機
能が損なわれない施設

(3) 下位クラス接続等の留意すべき設備

該当なし

第5-1表 耐震表（塔槽類廃ガス処理系（ウラン系））

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設					耐震設計
			第24条	第10条				
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	室等の漏えい拡大防止	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	フードの面速維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持、フードの面速維持：[ウラン精製設備、精製建屋一時貯留処理設備、第2酸回収系、溶媒再生系（ウラン精製系）、低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系）の塔槽類] ⇒ 廃ガス洗浄塔⇒凝縮器⇒デミスタ⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）と精製建屋建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の取合い弁⇒ [主排気筒] ⇒								
ウラン精製設備 他	[ウラン精製設備、精製建屋一時貯留処理設備、第2酸回収系、溶媒再生系（ウラン精製系）、低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系）の塔槽類]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-2-4-1 ウラン精製設備、別紙1-2-2-4-3 精製建屋一時貯留処理設備、別紙1-2-2-6-1 酸回収設備 第1、第2酸回収系、別紙1-2-2-6-2-1-1 溶媒回収設備 溶媒再生系 分離・分配系、プルトニウム精製系、ウラン精製系、別紙1-2-4-2-2-1 低レベル廃液処理設備にて記載。						
塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	—	B	B	—	B/—
	廃ガス洗浄塔	静的	B	—	B	—	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	—	B	B	—	B/—
	凝縮器	静的	B	—	B	—	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	—	B	B	—	B/—
	デミスタ	静的	B	—	B	—	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	—	B	B	—	B/—
	高性能粒子フィルタ	静的	B	—	B	—	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	—	B	B	—	B/—
	排風機	動的	B	—	B	B	—	B/—
主配管（廃ガス処理系）	静的	B, C	—	B, C	—	—	B, C/—	
塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）	[精製建屋建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の取合い弁]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-1-2-3-1 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備_塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）にて記載。						
室等の漏えい拡大防止<重力流による回収>：漏えい液受皿⇒[回収槽]								
塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）	漏えい液受皿	静的	—	B	—	—	—	B/—
	主配管（漏えい拡大防止系）	静的	—	C	—	—	—	C/—
第2低レベル廃液処理系	[回収槽]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-2-2-1 低レベル廃液処理設備にて記載。						

第5-2表 耐震表 (溶媒廃ガス処理系)

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設				耐震設計
			第24条	第10条			
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	フードの面速維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持，フードの面速維持： [溶媒回収設備溶媒処理系の第1蒸発缶及び溶媒蒸留塔] ⇒ 真空ポンプ ⇒ 溶媒処理廃ガス処理系と精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)の合流部 ⇒ [主排気筒]							
溶媒回収設備溶媒処理系	[溶媒回収設備溶媒処理系の第1蒸発缶及び溶媒蒸留塔]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-2-6-2-2 溶媒回収設備 溶媒処理系にて記載。					
溶媒処理廃ガス処理系	主配管 (廃ガス処理系)	静的	B	B	B	—	B/—
	真空ポンプ	動的	B	B	—	—	B/—
	主配管 (廃ガス処理系)	静的	B	B	B	—	B/—
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	[塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-1-2-3-1 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)にて記載。					
		左記設備の耐震設計は [] にて記載。					
主排気筒	[主排気筒]	左記設備の耐震設計は、別紙1-3 主排気筒にて記載。					

第5-3表 耐震表（ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備）（1/2）

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設				耐震設計
			第24条	第10条			
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	フードの面速維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持，フードの面速維持 廃ガス発生元機器から第1廃ガス洗浄塔への廃ガスライン>：[ウラン脱硝設備のウラン脱硝系の脱硝塔廃ガス出口下流のバックアップフィルタ]⇒凝縮器⇒第1廃ガス洗浄塔⇒第2廃ガス洗浄塔⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備と分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の合流部⇒ ⇒ [主排気筒]							
ウラン脱硝系	[ウラン脱硝系]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-2-5-1-3 ウラン脱硝設備 ウラン脱硝系にて記載。					
ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	凝縮器	静的	B	B	—	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	第1廃ガス洗浄塔	静的	B	B	—	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	第2廃ガス洗浄塔	静的	B	B	—	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	高性能粒子フィルタ	静的	B	B	—	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	排風機	動的	B	B	B	—	B/—
主配管（廃ガス処理系）	静的	B, C	B, C	—	—	B, C/—	
		左記設備の耐震設計は、にて記載。					
		左記設備の耐震設計は、にて記載。					
		左記設備の耐震設計は、にて記載。					
主排気筒	[主排気筒]	左記設備の耐震設計は、別紙1-3 主排気筒にて記載。					

第5-3表 耐震表（ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備）（2/2）

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設				耐震設計
			第24条	第10条			
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	フードの面速維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持，フードの面速維持＜廃ガス発生元機器から第2廃ガス洗浄塔への廃ガスライン＞：[ウラン脱硝設備（受入れ系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系）の濃縮缶及び貯槽] ⇒第2廃ガス洗浄塔							
受入れ系	[受入れ系]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-2-5-1-1 ウラン脱硝設備 受入れ系にて記載。					
蒸発濃縮系	[蒸発濃縮系]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-2-5-1-2 ウラン脱硝設備 蒸発濃縮系にて記載。					
ウラン脱硝系	[ウラン脱硝系]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-2-5-1-3 ウラン脱硝設備 ウラン脱硝系にて記載。					
ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	第2廃ガス洗浄塔	静的	B	B	—	—	B/—

第5-4表 耐震表（低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備）

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設				耐震設計
			第24条	第10条			
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	フードの面速維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持、フードの面速維持： [低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、油分除去系、海洋放出管理系）の凝縮器、貯槽] ⇒ 廃ガス洗浄塔 ⇒ 凝縮器 ⇒ デミスタ ⇒ 高性能粒子フィルタ ⇒ 排風機 ⇒ [主排気筒]							
低レベル廃液処理設備	[低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、油分除去系、海洋放出管理系）の凝縮器、貯槽]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-2-2 低レベル廃液処理設備にて記載。					
低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/-
	廃ガス洗浄塔	静的	B	B	—	—	B/-
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/-
	凝縮器	静的	B	B	—	—	B/-
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/-
	デミスタ	静的	B	B	—	—	B/-
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/-
	高性能粒子フィルタ	静的	B	B	—	—	B/-
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/-
	排風機	動的	B	B	B	—	B/-
主配管（廃ガス処理系）	静的	B, C	B, C	—	—	B, C/-	
[主排気筒]	[主排気筒]	左記設備の耐震設計は、別紙1-3 主排気筒にて記載。					

第5-5表 耐震表（低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系）

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設				耐震設計
			第24条	第10条			
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	フードの面速維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持，フードの面速維持： [低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系）の乾燥装置] ⇒凝縮器⇒廃ガス洗浄塔⇒高性能粒子フィルタ ⇒加熱器⇒よう素フィルタ⇒排風機⇒低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系と廃溶媒処理廃ガス処理系の合流部⇒[低レベル 廃棄物処理建屋換気設備] ⇒ [チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備] ⇒ [主排気筒]							
低レベル濃縮廃液処理系	[低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系）の乾燥装置]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備にて記載。					
低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	凝縮器	静的	B	B	—	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	廃ガス洗浄塔	動的	B	B	—	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	高性能粒子フィルタ	静的	B	B	—	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	加熱器	静的	B	B	—	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	よう素フィルタ	静的	B	B	—	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	排風機	動的	B	B	B	—	B/—
主配管（廃ガス処理系）	静的	B, C	B, C	—	—	B, C/—	
低レベル廃棄物処理建屋換気設備	[低レベル廃棄物処理建屋換気設備]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）にて記載。					
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	[チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）にて記載。					
■■■■	■■■■	左記設備の耐震設計は、■■■■にて記載。					
■■■■	■■■■						
■■■■	■■■■						
主排気筒	[主排気筒]	左記設備の耐震設計は、別紙1-3 主排気筒にて記載。					

第5-6表 耐震表（廃溶媒処理廃ガス処理系）

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設				耐震設計
			第24条		第10条		
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	フードの面圧維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気、放射性物質の保持機能、放射性物質を保持する系統の負圧維持、フードの面圧維持： [低レベル固体廃棄物処理設備（廃溶媒処理系）の燃焼装置] ⇒ スプレイ塔 ⇒ 廃ガス洗浄塔 ⇒ 凝縮器 ⇒ 高性能粒子フィルタ ⇒ 加熱器 ⇒ よう素フィルタ ⇒ 排風機 ⇒ 廃溶媒処理廃ガス処理系と低レベル廃棄物処理建屋換気設備の合流部 ⇒ [低レベル廃棄物処理建屋換気設備] ⇒ [チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備] ⇒ [主排気筒]							
廃溶媒処理系	[低レベル固体廃棄物処理設備（廃溶媒処理系）の燃焼装置]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備にて記載。					
廃溶媒処理廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	-	B/-
	スプレイ塔	静的	B	B	-	-	B/-
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	-	B/-
	廃ガス洗浄塔	動的	B	B	-	-	B/-
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	-	B/-
	凝縮器	静的	B	B	-	-	B/-
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	-	B/-
	高性能粒子フィルタ	静的	B	B	-	-	B/-
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	-	B/-
	加熱器	静的	B	B	-	-	B/-
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	-	B/-
	よう素フィルタ	動的	B	B	-	-	B/-
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	-	B/-
	排風機	動的	B	B	B	-	B/-
主配管（廃ガス処理系）	静的	B, C	B, C	-	-	B, C/-	
低レベル廃棄物処理建屋換気設備	[低レベル廃棄物処理建屋換気設備]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）にて記載。					
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	[チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）にて記載。					
		左記設備の耐震設計は、[]にて記載。					
主排気筒	[主排気筒]	左記設備の耐震設計は、別紙1-3 主排気筒にて記載。					

第5-7表 耐震表（雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系）

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設				耐震設計
			第24条	第10条			
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	フードの面速維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持，フードの面速維持： [低レベル固体廃棄物処理設備（雑固体廃棄物処理系）のセラミックフィルタ] ⇒ スプレイ塔 ⇒ 廃ガス洗浄塔 ⇒ 凝縮器 ⇒ 高性能粒子フィルタ ⇒ 排風機 ⇒ 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系と廃溶媒処理廃ガス処理系の合流部 ⇒ [低レベル廃棄物処理建屋換気設備] ⇒ [チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備] ⇒ [主排気筒] ⇒ [主排気筒]							
雑固体廃棄物処理系	[低レベル固体廃棄物処理設備（雑固体廃棄物処理系）のセラミックフィルタ]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備にて記載。					
雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	スプレイ塔	静的	B	B	—	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	廃ガス洗浄塔	動的	B	B	—	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	凝縮器	静的	B	B	—	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	高性能粒子フィルタ	静的	B	B	—	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	排風機	動的	B	B	B	—	B/—
主配管（廃ガス処理系）	静的	B, C	B, C	—	—	B, C/—	
低レベル廃棄物処理建屋換気設備	[低レベル廃棄物処理建屋換気設備]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）にて記載。					
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	[チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）にて記載。					
		左記設備の耐震設計は、 [] にて記載。					
主排気筒	[主排気筒]	左記設備の耐震設計は、別紙1-3 主排気筒にて記載。					

第5-8表 耐震表 (低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備)

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設				耐震設計
			第24条	第10条			
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	フードの面速維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持，フードの面速維持： [] 低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系）の塔槽類及び [] ⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒塔槽類廃ガス処理系と低レベル廃棄物処理建屋換気設備の合流部⇒ [低レベル廃棄物処理建屋換気設備] ⇒ [チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備] ⇒ [主排気筒]							
低レベル固体廃棄物処理設備	[]、低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系）の塔槽類及び []	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備にて記載。					
低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	B	B/-
	高性能粒子フィルタ	静的	B	B	-	-	B/-
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	B	B/-
	排風機	動的	B	B	B	B	B/-
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B, C	B, C	-	-	B, C/-
低レベル廃棄物処理建屋換気設備	[低レベル廃棄物処理建屋換気設備]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）にて記載。					
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	[チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）にて記載。					
[]	[]	左記設備の耐震設計は、 []にて記載。					
主排気筒	[主排気筒]	左記設備の耐震設計は、別紙1-3 主排気筒にて記載。					

第5-9表 耐震表

(チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備)

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設				耐震設計
			第24条	第10条			
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	フードの面速維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持，フードの面速維持： [低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系）の廃樹脂貯槽] ⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備とチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備の合流部⇒ [チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備] ⇒ [主排気筒]							
廃樹脂貯蔵系	[低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系）の廃樹脂貯槽]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備にて記載。					
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	高性能粒子フィルタ	静的	B	B	—	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/—
	排風機	動的	B	B	B	—	B/—
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B, C	B, C	—	—	B, C/—
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	[チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）にて記載。					
		左記設備の耐震設計は、 []にて記載。					
主排気筒	[主排気筒]	左記設備の耐震設計は、別紙1-3 主排気筒にて記載。					

第5-10表 耐震表 (ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備)

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設				耐震設計
			第24条	第10条			
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	フードの面速維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持，フードの面速維持： [██████████] 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系）の貯槽 ⇒ 高性能粒子フィルタ ⇒ 排風機 ⇒ ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備とハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備の合流部 ⇒ [ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備] ⇒ [第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備] ⇒ 北換気筒							
██████████	[██████████]	静的	左記設備の耐震設計は、██████████にて記載。				
廃樹脂貯蔵系	[廃樹脂貯槽]	静的	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-3-3-1 廃樹脂貯蔵系にて記載。				
ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/-
	高性能粒子フィルタ	静的	B	B	B	—	B/-
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B	B	B	—	B/-
	排風機	静的	B	B	B	—	B/-
	主配管（廃ガス処理系）	静的	B、C	B、C	—	—	B、C/-
[ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備]	[ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備]	静的	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）にて記載。				
[第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備]	[第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備]	静的	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-1-4-7 建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）にて記載。				
[北換気筒]	[北換気筒]	静的	左記設備の耐震設計は、別紙1-3 北換気筒にて記載。				

第5-11表 耐震表（分析建屋塔槽類廃ガス処理設備）（1/2）

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設				耐震設計
			第24条	第10条			
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	フードの面速維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持，フードの面速維持： [██████████] 及び分析設備の貯槽] ⇒ 廃ガス洗浄塔⇒凝縮器⇒デミスタ⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒ ██████████ ██████████ ⇒ [主排気筒]							
██████████	██████████		左記設備の耐震設計は、██████████にて記載。				
分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管(廃ガス処理系)	静的	B	B	B	—	B/—
	凝縮器	静的	B	B	—	—	B/—
	主配管(廃ガス処理系)	静的	B	B	B	—	B/—
	デミスタ	静的	B	B	—	—	B/—
	主配管(廃ガス処理系)	静的	B	B	B	—	B/—
	高性能粒子フィルタ	静的	B	B	—	—	B/—
	主配管(廃ガス処理系)	静的	B	B	B	—	B/—
	排風機	動的	B	B	B	—	B/—
	主配管(廃ガス処理系)	静的	B, C	B, C	—	—	B, C/—
██████████	██████████		左記設備の耐震設計は、██████████にて記載。				
██████████	██████████		左記設備の耐震設計は、██████████にて記載。				
主排気筒	[主排気筒]		左記設備の耐震設計は、別紙1-3 主排気筒にて記載。				

第5-11表 耐震表（分析建屋塔槽類廃ガス処理設備）（2/2）

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設				耐震設計
			第24条	第10条			
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	フードの面速維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持，フードの面速維持： [] ⇒ 廃ガス洗浄塔⇒凝縮器⇒デミスタ⇒高性能粒子フィルタ⇒排風機⇒ [] ⇒ [主排気筒]							
			左記設備の耐震設計は、 [] にて記載。				
分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管(廃ガス処理系)	静的	B	B	B	—	B/—
	凝縮器	静的	B	B	—	—	B/—
	主配管(廃ガス処理系)	静的	B	B	B	—	B/—
	デミスタ	静的	B	B	—	—	B/—
	主配管(廃ガス処理系)	静的	B	B	B	—	B/—
	高性能粒子フィルタ	静的	B	B	—	—	B/—
	主配管(廃ガス処理系)	静的	B	B	B	—	B/—
	排風機	動的	B	B	B	—	B/—
	主配管(廃ガス処理系)	静的	B, C	B, C	—	—	B, C/—
			左記設備の耐震設計は、 [] にて記載。				
			左記設備の耐震設計は、 [] にて記載。				
主排気筒	[主排気筒]		左記設備の耐震設計は、別紙1-3 主排気筒にて記載。				

4. 抽出結果

色塗りにて抽出した機器等のリスト(抽出リスト)、色塗り結果を「添付3」に示す。
抽出結果を反映した申請対象設備リストを「添付2」に示す。

設計図書等を確認するにあたり、設計図書の記載に係る留意事項を「別紙 1-2-6 別紙 1-2 における共通的な記載事項」に示す。

また、塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）の設計図書等の色塗りについては、主流路となる部分が明確になるように着色（設計基準対象の施設に係る系統機能は赤）する。

以上

添付 1

別紙 2 機能要求②抜粋

(塔槽類廃ガス処理設備 (設計基準対象の施設のみ))

共通09 別紙 2 一覧参照

名称
第 10 条 : 閉じ込めの機能
第 24 条 : 廃棄施設

系統機能及び基本設計方針番号の整理表(塔槽類廃ガス処理設備 (設計基準対象の施設のみ))
 第十条 閉じ込めの機能

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	共通09 別紙への展開		
				機能名称	基本設計方針紐付け番号	
1	第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 安全機能を有する施設は、放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める。又は漏えいした場合においても、セル、グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し、放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	プルトニウム精製設備の注水槽、注水槽の液位計 ・北換気筒 ・低レベル廃棄物処理建屋換気筒 ・施設共通 基本設計方針 【機能要求②】 ・使用済燃料受入れ設備（燃料取出し設備） ・使用済燃料貯蔵設備（燃料移送設備、燃料貯蔵設備、燃料送出し設備、プール水冷却系、プール水浄化系、補給水設備） ・せん断処理設備 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン精製設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備（受入れ系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系、ウラン・プルトニウム混合脱硝系、焙焼・還元系、粉体系） ・酸回収設備（第1酸回収系、第2酸回収系） ・溶媒回収設備（分離・分配系、プルトニウム精製系、ウラン精製系、溶媒処理系） ・ウラン酸化物貯蔵設備 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 ・計測制御設備 ・安全保護回路 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理系（分離建屋）、パルセータ廃ガス処理系（分離建屋）、 塔槽類廃ガス処理系（ウラン系） 、塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）、パルセータ廃ガス処理系（精製建屋）、 溶媒処理廃ガス処理系 、 ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 、 不溶解残渣廃液廃ガス処理系 、 低レベル濃縮廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 、 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系 、 廃溶媒処理廃ガス処理系 、 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系 、 塔槽類廃ガス処理系（低レベル廃棄物処理建屋） 、 チャンネルボックス・バーナブルボイゾン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 、 ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備 、 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備 ） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・主排気筒 ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系、アルカリ廃液濃縮系、高レベル濃縮廃液貯蔵系、不溶解残渣廃液貯蔵系、アルカリ濃縮廃液貯蔵系、共用貯蔵系） ・低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系、油分除去系、海洋放出管理系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系、雑固体廃棄物処理系、チャンネルボックス・バーナブルボイゾン処理系） ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系、ハル・エンドピース貯蔵系） ・安全圧縮空気系 ・安全冷却水系 ・分析設備 上記の設備のうち、使用済燃料等を内包又は取り扱う主要な系統及び機器 ・換気設備（使用済燃料輸送容器管理建屋排気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系、前処理建屋排気系、分離建屋排気系、精製建屋排気系、ウラン脱硝建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系、高レベル廃液ガラス固化建屋排気系、第1ガラス固化体貯蔵建屋排気系、低レベル廃液処理建屋排気系、低レベル廃棄物処理建屋排気系、ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系、チャンネルボックス・バーナブルボイゾン処理建屋排気系、分析建屋排気系） 上記の換気設備のうち、主要な系統及び機器	⇒ (別紙1-2、別紙1-3)へ展開	・放射性物質の保持機能 ・安全上重要な施設の安全機能の支援 (計測制御設備等については、別紙1-3へ展開)	10条-1

系統機能及び基本設計方針番号の整理表(塔槽類廃ガス処理設備 (設計基準対象の施設のみ))
 第十条 閉じ込めの機能

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	共通09 別紙への展開		
				機能名称	基本設計方針紐付け番号	
6	(2) 漏えい液の回収 液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は、漏えい検知装置により検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	<ul style="list-style-type: none"> ・せん断処理設備 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン精製設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 (溶液系, ウラン・プルトニウム混合脱硝系) ・酸回収設備 (第1酸回収系, 第2酸回収系) ・溶媒回収設備 (分離・分配系, プルトニウム精製系, ウラン精製系, 溶媒処理系) ・計測制御設備 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備 (塔槽類廃ガス処理系 (分離建屋), 塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系), 塔槽類廃ガス処理系 (プルトニウム系), ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備, 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系, 不溶解残渣廃液廃ガス処理系) ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備 (高レベル廃液ガラス固化建屋排気系) ・高レベル廃液処理設備 (高レベル廃液濃縮系, アルカリ廃液濃縮系, 高レベル濃縮廃液貯蔵系, 不溶解残渣廃液貯蔵系, アルカリ濃縮廃液貯蔵系, 共用貯蔵系) ・低レベル廃液処理設備 (第1低レベル廃液処理系, 第2低レベル廃液処理系) ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・分析設備 <p>上記の設備のうち、セル等からの漏えい液回収に係る系統及び機器 回収が重力流によらない場合：漏えい液受皿, 漏えい検知装置 回収が重力流による場合：漏えい液受皿, 漏えい検知装置及び漏えい液受皿から最終回収先の貯槽までの配管</p> <p>※漏えいした液が沸騰又は爆発のおそれのある液体状の放射性物質を内包する機器からの漏えいにおける受皿以降の回収系統は、項目番号8で抽出する。 ※未臨界濃度以上のプルトニウム溶液を連続移送する配管からの漏えいの可能性があり、回収が重力流によらない漏えい液受皿の集液溝を監視する装置については、項目番号10で抽出する。</p>	⇒ (別紙1-2、別紙1-3)へ展開	<ul style="list-style-type: none"> ・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収 ・室等の漏えい拡大防止 <p>(計測制御設備等については、別紙1-3へ展開)</p>	10条-6
7	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し、万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は、漏えいを検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料貯蔵設備 (プール水浄化系) ・ウラン精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備 (受入系, 蒸発濃縮系, ウラン脱硝系) ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 (溶液系, ウラン・プルトニウム混合脱硝系) ・溶媒回収設備 (プルトニウム精製系) ・計測制御設備 ・高レベル廃液処理設備 (高レベル濃縮廃液貯蔵系) ・低レベル廃液処理設備 (第1低レベル廃液処理系, 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系, 海洋放出管理系) ・低レベル固体廃棄物処理設備 (低レベル濃縮廃液処理系, 廃溶媒処理系) ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備 (廃樹脂貯蔵系, ハル・エンドピース貯蔵系) ・分析設備 <p>上記の設備のうち、室に設置している漏えい液受皿からの漏えい液回収に係る系統及び機器 回収が重力流によらない場合：漏えい液受皿, 漏えいを検知するための設備 回収が重力流による場合：漏えい液受皿, 漏えいを検知するための設備及び漏えい液受皿から最終回収先の貯槽までの配管</p>	⇒ (別紙1-2、別紙1-3)へ展開	<ul style="list-style-type: none"> ・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収 ・室等の漏えい拡大防止 <p>(計測制御設備等については、別紙1-3へ展開)</p>	10条-7
9	a. 沸騰するおそれのある又はn-ドデカン引火点に達するおそれのある漏えい液の回収 漏えいした液の発熱量が大きく、沸騰のおそれがあるか又はTBP, n-ドデカン及びこれらの混合物 (以下「有機溶媒」という。)を含む漏えいした液がn-ドデカンの引火点に達するおそれのあるセル等については、漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し、万一外部電源が喪失した場合でも、漏えいした液を確実に移送するために、スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気はその再処理設備の附属施設の安全蒸気系から、ポンプを使用する場合の電源は非常用所内電源系統から供給する設計とする。また、ポンプは、多重化するか、万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。 なお、沸騰するおそれのある又はn-ドデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液をスチームジェットポンプにより移送する場合に使用する安全蒸気系の設計については、第2章 個別項目の「7. その他再処理設備の附属施設」の「7.2.3 蒸気供給設備」に示す。	機能要求① 機能要求② 評価要求 冒頭宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・プルトニウム精製設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 (溶液系) ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・高レベル廃液処理設備 (高レベル濃縮廃液貯蔵系, 高レベル濃縮廃液貯蔵系, 不溶解残渣廃液貯蔵系, 共用貯蔵系) ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・計測制御設備 ・安全蒸気系 <p>上記の設備のうち、沸騰するおそれがある漏えい液又はn-ドデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液受皿, 漏えい検知装置, 漏えい液受皿から回収貯槽までの配管, ポンプで回収する場合はポンプ, スチームジェットポンプで回収する場合はスチームジェットポンプ並びに安全蒸気の供給に必要な系統及び機器を対象とする。発熱量が大きく、安全に回収するために希釈が必要な場合には、希釈液の供給系統も含める。</p>	⇒ (別紙1-2、別紙1-3)へ展開	<ul style="list-style-type: none"> ・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収 ・安全上重要な施設の安全機能の支援 <p>(計測制御設備等については、別紙1-3へ展開)</p>	10条-9
10	b. 臨界のおそれのある漏えい液の回収 通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸プルトニウム及び硝酸ウランの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器を収納するセルの床には、万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。 なお、漏えい液受皿の臨界管理に関する設計については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」の「1.1 核燃料物質の臨界防止に関する設計」に基づくものとする。	機能要求② 評価要求 冒頭宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・プルトニウム精製設備 ・精製施設一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 (溶液系) <p>上記の設備のうち、臨界防止として、液厚管理の必要がある漏えい液受皿</p>	⇒ (別紙1-2、別紙1-3)へ展開	<ul style="list-style-type: none"> ・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収 	10条-10

系統機能及び基本設計方針番号の整理表(塔槽類廃ガス処理設備 (設計基準対象の施設のみ))
 第十条 閉じ込めの機能

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	共通09 別紙への展開		
				機能名称	基本設計方針紐付け番号	
11	連続移送の配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は、漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し、万一漏えいした場合には、漏えいを確実に検知し移送する設計とする。 通常の運転状態において無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を連続移送する配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は、漏えい液受皿の集液溝を監視する装置により、漏えいを検知する設計とする。	設置要求 機能要求② 評価要求	施設共通 基本設計方針 【機能要求②】 ・プルトニウム精製設備 ・計測制御設備 上記の設備のうち、連続移送配管から漏えいした未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない漏えい液受皿、漏えい検知装置	⇒ (別紙1-3) へ展開	・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収	10条-11
13	熱媒をセル内に設置された流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は、熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	施設共通 基本設計方針 【機能要求②】 セル内に熱媒を供給する設備の経路上に設置している計測制御設備	⇒ (別紙1-3) へ展開	・熱媒中への使用済燃料等の漏えい検知	10条-13
15	4.1.4 放射性物質を取り扱う設備、セル等及び室の負圧維持 プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器、セル等並びにこれらを収納する建屋は、原則として、気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち、それぞれの気圧は、原則として、建屋、セル等、系統及び機器の順に低くすることで漏えいの拡大を防止する設計とする。 また、上記以外の放射性物質を内包する系統及び機器、セル等並びにこれらを収納する建屋は、気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち、それぞれの気圧は、建屋、セル等、系統及び機器の順に低くすることで漏えいの拡大を防止する設計とする。 気体廃棄物の廃棄施設は、放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに、フィルタ、洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後、主排気筒、北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。 なお、放射性物質を適切に除去するための系統及び機器に関する設計については、第2章 個別項目の「5.放射性廃棄物の廃棄施設」に示す。	機能要求① 機能要求② 冒頭宣言	・分離設備 ・分配設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備(受入れ系、ウラン脱硝系) ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備(溶液系、ウラン・プルトニウム混合脱硝系、焙焼・還元系、粉体系) ・酸回収設備(第1酸回収系、第2酸回収系) ・溶媒回収設備(溶媒処理系) ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備(前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理系(分離建屋)、パルセータ廃ガス処理系(分離建屋)、 塔槽類廃ガス処理系(ウラン系) 、塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)、パルセータ廃ガス処理系(精製建屋)、 溶媒処理廃ガス処理系 、 ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、高レベル濃縮廃液廃ガス処理系、不溶解残渣廃液廃ガス処理系、 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 、 低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系 、 廃溶媒処理廃ガス処理系 、 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系 、 塔槽類廃ガス処理系(低レベル廃棄物処理建屋) 、 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 、 ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備 、 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備) ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備(使用済燃料輸送容器管理建屋排気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系、前処理建屋排気系、分離建屋排気系、精製建屋排気系、ウラン脱硝建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系、高レベル廃液ガラス固化建屋排気系、第1ガラス固化体貯蔵建屋排気系、低レベル廃液処理建屋排気系、低レベル廃棄物処理建屋排気系、ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系、分析建屋排気系) ・高レベル濃縮廃液処理設備(高レベル廃液濃縮系、高レベル濃縮廃液貯蔵系) ・低レベル廃液処理設備(第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系) ・低レベル固体廃棄物処理設備(雑固体廃棄物処理系) ・分析設備 上記の設備のうち、主要な系統及び機器	⇒ (別紙1-2) へ展開	・放射性物質を保持する系統の負圧維持	10条-15
16	設計基準事故時においても、可能な限り負圧維持並びに漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても、再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。	機能要求① 機能要求②	・分離設備 ・分配設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝系、焙焼・還元系、粉体系) ・計測制御設備 ・安全保護回路 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備(前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理系(分離建屋)、パルセータ廃ガス処理系(分離建屋)、塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)、パルセータ廃ガス処理系(精製建屋)、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、高レベル濃縮廃液廃ガス処理系、不溶解残渣廃液廃ガス処理系) ・高レベル濃縮廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備(前処理建屋排気系、分離建屋給気系、分離建屋排気系、精製建屋給気系、精製建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系、高レベル廃液ガラス固化建屋排気系) ・主排気筒 ・高レベル廃液処理設備(高レベル廃液濃縮系) 上記の設備のうち、主要な系統及び機器	⇒ (別紙1-2) へ展開	・設計基準事故時における閉じ込め機能	10条-16
17	4.1.5 グローブボックス及びフード プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックスは、給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。	機能要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備(溶液系、ウラン・プルトニウム混合脱硝系、焙焼・還元系、粉体系) 上記の設備のプルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックス	⇒ (別紙1-3) へ展開	・G Bの密閉構造	10条-17
18	フードは、気体廃棄物の廃棄施設により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。	機能要求① 機能要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン脱硝設備(受入れ系、ウラン脱硝系) ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備(粉体系) ・ 塔槽類廃ガス処理設備(塔槽類廃ガス処理系(低レベル廃棄物処理建屋)) ・換気設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系、分離建屋排気系、精製建屋排気系、ウラン脱硝建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系、分析建屋排気系) ・分析設備 上記の設備のうち、フード及びフードからの排気系	⇒ (別紙1-2) へ展開	・フードの面速維持	10条-18

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	共通09 別紙への展開		
				機能名称	基本設計方針紐付け番号	
19	<p>4.1.6 崩壊熱除去 再処理施設は、使用済燃料及びその溶解液、放射性廃棄物等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。 なお、溶解液等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱による溶液の異常な温度上昇を防止するために使用する安全冷却水系の設計については、第2章 個別項目の「7. その他再処理設備の附属施設」の「7.2.2 冷却水設備」に示す。 また、使用済燃料、製品貯蔵容器及び放射性廃棄物であるガラス固化体の貯蔵時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇の防止に関する設計については、それぞれ第2章 個別項目の「1. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設」、「3. 製品貯蔵施設」及び「5. 放射性廃棄物の廃棄施設」の「5.3 固体廃棄物の廃棄施設」に示す。</p>	機能要求① 機能要求② 評価要求 冒頭宣言	<ul style="list-style-type: none"> 溶解設備 清澄・計量設備 分離設備 分離建屋一時貯留処理設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） 高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系、高レベル濃縮廃液貯蔵系、不溶解残渣廃液貯蔵系、共用貯蔵系） 高レベル廃液ガラス固化設備 安全冷却水系 <p>上記設備のうち、事業変更許可申請書 添付書類六 第9.5-2表に記載の崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器へ冷却水を供給する系統及び機器（冷却塔、ポンプ、熱交換器、容器）</p>	⇒ (別紙1-2、別紙1-3)へ展開	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料等を含む溶液の崩壊熱除去 安全上重要な施設の安全機能の支援 <p>(計測制御設備等については、別紙1-3へ展開)</p>	10条-19
20	<p>4.1.7 液体状の放射性物質の施設外への漏えい防止 液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には「4.1.3 放射性物質の漏えい拡大防止」に示す漏えい液受皿を設置し、液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計としている。 漏えい液受皿を設置しない場合は、液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部に堰を設置し、最大容量の機器から全量漏えいした場合においても、液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。</p>	機能要求② 評価要求	<ul style="list-style-type: none"> 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 低レベル廃棄物処理建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 <p>上記の建屋において、施設外に通じる出入口又はその周辺部に設置している液体状の放射性物質の施設外への漏えいを防止する堰</p>	⇒ (別紙1-3)へ展開	施設外漏えい防止堰の設置	10条-20

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	共通09 別紙への展開		
				機能名称	基本設計方針紐付け番号	
3	<p>気体廃棄物の廃棄施設は、各施設の塔槽類等から発生する廃ガス及びセル等内の雰囲気中から環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くするよう、放射性物質の核種、性状、濃度に応じて、廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ等で洗浄、ろ過等の処理をした後、十分な拡散効果の期待できる排気筒から監視しながら放出する設計とする。</p>	<p>機能要求① 機能要求②</p>	<p>せん断処理・溶解廃ガス処理設備 （許可文中、第7.2-1表、第7.2-2図） 塔槽類廃ガス処理設備 （許可文中、第7.2-2表～12表、第7.2-5図～15図） 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 （許可文中、第7.2-13表、第7.2-16図）</p> <p>換気設備のうち排気系 （許可文中、第7.2-14表～28表、第7.2-19図～33図） 北換気筒 （許可文中、第7.2-29表、第7.2-34図） 低レベル廃棄物処理建屋換気筒 （許可文中、第7.2-29表、第7.2-35図） 主排気筒 （許可文中、第7.2-30表、第7.2-36図）</p> <p>【機能要求②】 浄化機能に関わる廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ、ルテニウム吸着塔、凝縮器等の機器 排気性能に関わる排風機 気体廃棄性能に関わる主排気筒 主配管</p>	<p>⇒ （別紙1-2、別紙1-3）へ展開</p>	<p>・放射性気体廃棄物の処理及び排気 （北換気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒、主排気筒については、別紙1-3へ展開）</p>	<p>24条-3</p>
4	<p>液体廃棄物の廃棄施設は、周辺環境に放出する放射性液体廃棄物による公衆の線量を合理的に達成できる限り低くするよう、廃液の放射性物質の核種、性状、濃度に応じてろ過、脱塩、蒸発処理を行い、放射性物質の量及び濃度を確認した上で、十分な拡散効果を有する海洋放出口から海洋に放出する設計とする。</p>	<p>機能要求① 機能要求②</p>	<p>液体廃棄物の廃棄施設 （許可文中、第7.3-1表～3表、第7.3-1図、第7.3-3図、第7.3-5図）</p> <p>【機能要求②】 液体の廃棄処理に関わる第1低レベル廃液蒸発缶等の機器 廃液の浄化機能に関わる第1ろ過装置等の機器 液体廃棄性能に関わる第1海洋放出ポンプ等の機器 主配管</p>	<p>⇒ （別紙1-2）へ展開</p>	<p>・放射性液体廃棄物の処理及び廃棄</p>	<p>24条-4</p>

添付 2

申請対象設備リスト

(塔槽類廃ガス処理設備 (設計基準対象の施設のみ))

申請対象設備リスト (系統設備)
(1/3)

番号	施設区分		設備区分		機器名称 (事業変更許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B 区分	S A 区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考	
1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系)	デミスタ	デミスタ	容器	10条-1 24条-3	機-04-1	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_1
2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系)	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器	10条-1 24条-3	機-04-6	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_1
3	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系)	漏えい液受皿	ウラン系塔槽類廃ガス洗浄塔セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-04-7	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_1
4	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系)	凝縮器	凝縮器	熱交換器	10条-1 24条-3	機-04-8	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_1
5	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系)	排風機	排風機	ファン	10条-1, 15 24条-3	機-04-9	AC	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_1
6	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系)	高性能粒子フィルタ	第1, 第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	10条-1 24条-3	機-04-10	AC	8	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_1
7	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系)	塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系)	主配管 (廃ガス処理系)	主配管	10条-1, 15 24条-3	配-04-1	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体: 廃ガス
8	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系)	塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系)	主配管 (漏えい拡大防止系)	主配管	10条-6	配-04-2	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体: 廃ガス洗浄液
9	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	溶媒処理廃ガス処理系	真空ポンプ	第1真空ポンプ	ポンプ	10条-1, 15 24条-3	機-04-4	AC	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_74
10	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	溶媒処理廃ガス処理系	真空ポンプ	第2真空ポンプ	ポンプ	10条-1, 15 24条-3	機-04-5	AC	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_74
11	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	溶媒処理廃ガス処理系	溶媒処理廃ガス処理系	主配管 (廃ガス処理系)	主配管	10条-1, 15 24条-3	配-04-1	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体: 廃ガス
12	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	第1廃ガス洗浄塔	容器	10条-1 24条-3	機-05-1	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_21
13	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	第2廃ガス洗浄塔	容器	10条-1 24条-3	機-05-2	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_21
14	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	凝縮器	凝縮器	熱交換器	10条-1 24条-3	機-05-10	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_25, 26
15	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	凝縮器	廃気冷却器	熱交換器	10条-1 24条-3	機-05-4	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_21
16	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	排風機	排風機	ファン	10条-1, 15 24条-3	機-05-8	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_21
17	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	10条-1 24条-3	機-05-7	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_21
18	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管 (廃ガス処理系)	主配管	10条-1, 15 24条-3	配-05-1	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体: 廃ガス
19	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管 (廃ガス処理系)	主配管	10条-1 24条-3	配-05-2	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体: 廃ガス
20	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管 (廃ガス処理系)	主配管	10条-1 24条-3	配-07-1	BA TY10E	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体: 廃ガス
21	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	デミスタ	デミスタ	容器	10条-1 24条-3	機-04-1	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_28
22	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器	10条-1 24条-3	機-04-4	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_28
23	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	凝縮器	凝縮器	熱交換器	10条-1 24条-3	機-04-5	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_28
24	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	排風機	排風機	ファン	10条-1, 15 24条-3	機-04-6	AD	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_28
25	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	10条-1 24条-3	機-04-7	AD	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_28
26	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管 (廃ガス処理系)	主配管	10条-1 24条-3	配-07-1	AD, TY10E	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体: 廃ガス
27	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管 (廃ガス処理系)	主配管	10条-1, 15 24条-3	配-04-1	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体: 廃ガス

申請対象設備リスト（系統設備）
(2/3)

番号	施設区分	設備区分	機器名称 (事業変更許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考	
28	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器	10条-1 24条-3	機08-30	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_44
29	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	凝縮器	凝縮器	熱交換器	10条-1 24条-3	機08-29	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_43
30	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	加熱器	加熱器	熱交換器	10条-1 24条-3	機08-28	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_45
31	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	排風機	排風機	ファン	10条-1, 15 24条-3	機08-27	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_45
32	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	よう素フィルタ	よう素フィルタ	フィルタ	10条-1 24条-3	機08-26	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_45
33	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	10条-1 24条-3	機08-25	DA	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_45
34	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系	主配管(廃ガス処理系)	主配管	10条-1, 15 24条-3	配08-6	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	流体：廃ガス
35	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	スプレイ塔	スプレイ塔	容器	10条-1 24条-3	機08-53	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_46
36	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器	10条-1 24条-3	機08-52	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_46
37	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	凝縮器	凝縮器	熱交換器	10条-1 24条-3	機08-51	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_47
38	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	加熱器	加熱器	熱交換器	10条-1 24条-3	機08-50	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_47
39	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	排風機	排風機	ファン	10条-1, 15 24条-3	機08-49	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_47
40	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	よう素フィルタ	よう素フィルタ	フィルタ	10条-1 24条-3	機08-48	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_47
41	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	10条-1 24条-3	機08-47	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_47
42	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガス処理系	廃溶媒処理廃ガス処理系	主配管(廃ガス処理系)	主配管	10条-1, 15 24条-3	配08-11	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	流体：廃ガス
43	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	スプレイ塔	スプレイ塔	容器	10条-1 24条-3	機08-15	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_48
44	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器	10条-1 24条-3	機08-14	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_48
45	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	凝縮器	凝縮器	熱交換器	10条-1 24条-3	機08-13	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_49
46	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	主排風機	主排風機	ファン	10条-1, 15 24条-3	機08-11	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_49
47	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	補助排風機	補助排風機	ファン	10条-1, 15 24条-3	機08-12	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_49
48	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	10条-1 24条-3	機08-10	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_49
49	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系	主配管(廃ガス処理系)	主配管	10条-1, 15 24条-3	配08-5	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	流体：廃ガス
50	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系	排風機	排風機	ファン	10条-1, 15, 18 24条-3	機08-4	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_50
51	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	10条-1, 15 24条-3	機08-3	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	EFD番号：EFD_50
52	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系	塔槽類廃ガス処理系	主配管(廃ガス処理系)	主配管	10条-1, 15, 18 24条-3	配08-1	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	流体：廃ガス

申請対象設備リスト（系統設備）
(3/3)

番号	施設区分		設備区分		機器名称 (事業変更許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考	
53	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	排風機	排風機	ファン	10条-1,15 24条-3	機08-6	DC	2	②-2	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_69
54	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	10条-1 24条-3	機08-5	DC	4	②-2	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_69
55	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管(廃ガス処理系)	主配管	10条-1,15 24条-3	配08-2	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/-	—	—	流体：廃ガス
56	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	排風機	排風機	ファン	10条-1,15 24条-3	機-02-2	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_55
57	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	10条-1 24条-3	機-02-1	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_55
58	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管(廃ガス処理系)	主配管	10条-1,15 24条-3	配-02-1	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/-	—	—	流体：廃ガス
59	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	デミスタ	デミスタ	容器	10条-1 24条-3	機-13-2	AH	1	②-2	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_58
60	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器	10条-1 24条-3	機-13-3	AH	1	②-2	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_58
61	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	凝縮器	凝縮器	熱交換器	10条-1 24条-3	機-13-1	AH	1	②-2	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_58
62	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	排風機	排風機	ファン	10条-1,15 24条-3	機-13-4	AH	2	②-2	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_58
63	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	10条-1 24条-3	機-13-5	AH	4	②-2	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_58
64	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管(廃ガス処理系)	主配管	10条-1,15 24条-3	配-13-1	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/-	—	—	流体：廃ガス
65	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管(廃ガス処理系)	主配管	10条-1 24条-3	配-07-1	AH, TY10E	一式	②-2	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体：廃ガス

添付 3

申請対象設備抽出結果

(塔槽類廃ガス処理設備 (設計基準対象の施設のみ))

(1) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系
(ウラン系)

抽出リスト (機器)
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-04-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	精製建屋塔槽類 廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処 理系(ウラン 系)	デミスタ	デミスタ	容器	■■■■	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_1
機-04-6	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	精製建屋塔槽類 廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処 理系(ウラン 系)	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器	■■■■	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_1
機-04-7	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	精製建屋塔槽類 廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処 理系(ウラン 系)	漏えい液受皿	ウラン系塔槽類廃ガス洗浄塔セル漏えい液 受皿	容器	■■■■	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_1
機-04-8	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	精製建屋塔槽類 廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処 理系(ウラン 系)	凝縮器	凝縮器	熱交換器	■■■■	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_1
機-04-9	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	精製建屋塔槽類 廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処 理系(ウラン 系)	排風機	排風機	ファン	■■■■ (排風機A) ■■■■ (排風機B)	AC	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_1
機-04-10	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	精製建屋塔槽類 廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処 理系(ウラン 系)	高性能粒子フィルタ	第1, 第2高性能粒子フィルタ	フィルタ	■■■■ (第1高性能粒子 フィルタA~D) ■■■■ (第2高性能粒子 フィルタA~D)	AC	8	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_1

抽出リスト（配管）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
配-04-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	精製建屋塔槽類 廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処 理系（ウラン 系）	塔槽類廃ガス処理系（ウラ ン系）	主配管（廃ガス処理系）	主配管	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：廃ガス
配-04-2	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	精製建屋塔槽類 廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処 理系（ウラン 系）	塔槽類廃ガス処理系（ウラ ン系）	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：廃ガス洗浄液

(2) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 溶媒処理廃ガス処理
系

抽出リスト (機器)
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-04-4	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	精製建屋塔槽類 廃ガス処理設備	溶媒処理廃ガス 処理系	真空ポンプ	第1真空ポンプ	ポンプ [REDACTED] (第1真空ポンプ A) [REDACTED] (第1真空ポンプ B)	AC	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	EFD番号 : EFD_74
機-04-5	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	精製建屋塔槽類 廃ガス処理設備	溶媒処理廃ガス 処理系	真空ポンプ	第2真空ポンプ	ポンプ [REDACTED] (第2真空ポンプ A) [REDACTED] (第2真空ポンプ B)	AC	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	EFD番号 : EFD_74

抽出リスト（配管）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
配-04-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	精製建屋塔槽類 廃ガス処理設備	溶媒処理廃ガス 処理系	溶媒処理廃ガス処理系	主配管	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	—	流体：廃ガス

(3) ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備

抽出リスト(機器)
(1/1)

【機器等の抽出】																			
紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機-05-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	第1廃ガス洗浄塔	容器	3105-T10	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_21
機-05-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	第2廃ガス洗浄塔	容器	3105-T20	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_21
機-05-10	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	凝縮器	凝縮器	熱交換器	3113-C31 (凝縮器A) 3113-C32 (凝縮器B)	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	3113-C31 (凝縮器A) 3113-C32 (凝縮器B) EFD番号: EFD_25, 26
機-05-4	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	凝縮器	廃気冷却器	熱交換器	3105-C2020	BA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_21
機-05-8	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	排風機	排風機	ファン	3105-K31 (排風機A) 3105-K32 (排風機B)	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	3105-K31 (排風機A) 3105-K32 (排風機B) EFD番号: EFD_21
機-05-7	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	3105-F3111 (高性能粒子フィルタA) 3105-F3112 (高性能粒子フィルタA)	BA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	3105-F3111 (高性能粒子フィルタA) 3105-F3112 (高性能粒子フィルタA) EFD番号: EFD_21

抽出リスト(配管)
(1/1)

【機器等の抽出】																			
紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
配-05-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管(廃ガス処理系)	主配管	—	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体: 廃ガス
配-05-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管(廃ガス処理系)	主配管	—	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体: 廃ガス
配-07-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管(廃ガス処理系)	主配管	—	BA TY10E	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体: 廃ガス

(4) 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

抽出リスト(機器)
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分		機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考	
機-04-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃液処 理建屋塔槽類廃 ガス処理設備	—	デミスタ	デミスタ	容器	■■■■■	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_28
機-04-4	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃液処 理建屋塔槽類廃 ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器	■■■■■	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_28
機-04-5	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃液処 理建屋塔槽類廃 ガス処理設備	—	凝縮器	凝縮器	熱交換器	■■■■■	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_28
機-04-6	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃液処 理建屋塔槽類廃 ガス処理設備	—	排風機	排風機	ファン	■■■■■ (排風機A) ■■■■■ (排風機B)	AD	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_28
機-04-7	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃液処 理建屋塔槽類廃 ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	■■■■■ (高性能粒子フィ ルタA) ■■■■■ (高性能粒子フィ ルタB)	AD	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_28

抽出リスト（配管）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
配-07-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃液処 理建屋塔槽類廃 ガス処理設備	—	溶媒処理廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	—	AD, TY10E	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：廃ガス
配-04-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃液処 理建屋塔槽類廃 ガス処理設備	—	溶媒処理廃ガス処理系	主配管（廃ガス処理系）	主配管	—	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：廃ガス

(5) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系

抽出リスト(機器)
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-08-25	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃 液処理廃ガス処 理系	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	5121-F31 (高性能粒子フィ ルタA-1) 5121-F32 (高性能粒子フィ ルタA-2) 5121-F33 (高性能粒子フィ ルタB-1) 5121-F34 (高性能粒子フィ ルタB-2)	DA	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_45
機-08-26	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃 液処理廃ガス処 理系	よう素フィルタ	よう素フィルタ	フィルタ	5121-F35 (よう素フィルタ A) 5121-F36 (よう素フィルタ B)	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_45
機-08-27	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃 液処理廃ガス処 理系	排風機	排風機	ファン	5121-K41 (排風機A) 5121-K42 (排風機B)	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_45
機-08-28	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃 液処理廃ガス処 理系	加熱器	加熱器	熱交換器	5121-H3501 (加熱器)	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_45
機-08-29	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃 液処理廃ガス処 理系	凝縮器	凝縮器	容器	5121-C11 (凝縮器)	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_43
機-08-30	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃 液処理廃ガス処 理系	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器	5121-T20 (廃ガス洗浄 塔)	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_44

抽出リスト（配管）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
配-08-6	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	低レベル濃縮廃 液処理廃ガス処 理系	低レベル濃縮廃液処理廃ガ ス処理系	主配管(廃ガス処理系)	主配管	—	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	B-1, C/—	—	—	流体：廃ガス

(6) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

廃溶媒処理廃ガス処理系

抽出リスト(機器)
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-08-47	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガ ス処理系	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	5141-F21 (高性能粒子フィ ルタA) 5141-F22 (高性能粒子フィ ルタB)	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_47
機-08-48	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガ ス処理系	よう素フィルタ	よう素フィルタ	フィルタ	5141-F26 (よう素フィル タ)	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_47
機-08-49	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガ ス処理系	排風機	排風機	ファン	5141-K31 (排風機A) 5141-K32 (排風機B)	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_47
機-08-50	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガ ス処理系	加熱器	加熱器	熱交換器	5141-H24 (加熱器)	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_47
機-08-51	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガ ス処理系	凝縮器	凝縮器	容器	5141-C12 (凝縮器)	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_47
機-08-52	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガ ス処理系	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器	5141-T11 (廃ガス洗浄 塔)	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_46
機-08-53	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガ ス処理系	スプレイ塔	スプレイ塔	容器	5141-T10 (スプレイ塔)	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_46

抽出リスト（配管）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
配-08-11	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	廃溶媒処理廃ガ ス処理系	廃溶媒処理廃ガス処理系	主配管(廃ガス処理系)	主配管	—	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：廃ガス

(7) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系

抽出リスト(機器)
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-08-10	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼 却処理廃ガス処 理系	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	5251-F21 (高性能粒子フィ ルタA) 5251-F22 (高性能粒子 フィルタB)	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_49
機-08-11	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼 却処理廃ガス処 理系	主排風機	主排風機	ファン	5251-K31	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_49
機-08-12	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼 却処理廃ガス処 理系	補助排風機	補助排風機	ファン	5251-K3111 (補助排風機 A) 5251-K3112 (補助排風機 B)	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_49
機-08-13	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼 却処理廃ガス処 理系	凝縮器	凝縮器	熱交換器	5251-C12	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_49
機-08-14	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼 却処理廃ガス処 理系	廃ガス洗浄塔 洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器	5251-T11	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_48
機-08-15	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼 却処理廃ガス処 理系	スプレイ塔	スプレイ塔	容器	5251-T10	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_48

抽出リスト（配管）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
配-08-5	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	雑固体廃棄物焼 却処理廃ガス処 理系	雑固体廃棄物焼却処理廃ガ ス処理系	主配管(廃ガス処理系)	主配管	—	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：廃ガス

(8) 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

塔槽類廃ガス処理系

抽出リスト（機器）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-08-3	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処 理系	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	5105-F01 (高性能粒子 フィルタA) 5105-F02 (高性能粒子 フィルタB)	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_50
機-08-4	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処 理系	排風機	排風機	ファン	5105-K11 (排風機A) 5105-K12 (排風機B)	DA	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_50

抽出リスト（配管）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	設計基準対象の 施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備														
配-08-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	設計基準対象の 施設	塔槽類廃ガス処 理設備	低レベル廃棄物 処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系	塔槽類廃ガス処理系	主配管(廃ガ ス処理系)	主配管	—	DA	一式	②-4	既設	非安重	—	B,C/—	—	—

(9) チャンネル ボックス・バーナブル ポイズン処理建屋

塔槽類廃ガス処理設備

抽出リスト（機器）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-08-5	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	設計基準対象の 施設	塔槽類廃ガス処 理設備	チャンネルボク ス・バーナブルポ イズン処理建屋塔 槽類廃ガス処理設 備	—	高性能粒子フィルタ	高性能粒子 フィルタ	フィルタ	5705-F11 (高性能粒子 フィルタA- 1) 5705-F12 (高性能粒子 フィルタA- 2) 5705-F13 (高性能粒子 フィルタB- 1) 5705-F14 (高性能粒子 フィルタB- 2)	DC	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—
機-08-6	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	設計基準対象の 施設	塔槽類廃ガス処 理設備	チャンネルボク ス・バーナブルポ イズン処理建屋塔 槽類廃ガス処理設 備	—	排風機	排風機	ファン	5705-K21 (排風機A) 5705-K22 (排風機B)	DC	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—

抽出リスト（配管）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分		機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
配-08-2	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	チャンネルボク ス・バーナブルボ イズン処理建屋塔 槽類廃ガス処理設 備	—	チャンネルボックス・バーナブ ルボイズン処理建屋塔槽類 廃ガス処理設備	主配管	—	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	B,C/—	—	—	流体：廃ガス

(10) ハル・エンド ピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備

抽出リスト (機器)
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-02-2	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	ハル・エンド ピース貯蔵建屋 塔槽類廃ガス処 理設備	—	排風機	排風機	ファン	██████████ (排風機A) ██████████ (排風機B)	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号 : EFD_55
機-02-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	ハル・エンド ピース貯蔵建屋 塔槽類廃ガス処 理設備	—	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	██████████ (高性能粒子フィ ルタA) ██████████ (高性能粒子フィ ルタB)	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号 : EFD_55

抽出リスト（配管）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
配-02-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	ハル・エンド ピース貯蔵建屋 塔槽類廃ガス処 理設備	—	ハル・エンドピース貯蔵建 屋塔槽類廃ガス処理設備	主配管（廃ガス処理系）	主配管	—	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：廃ガス

(11) 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備

抽出リスト (機器)
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-13-2	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	分析建屋塔槽類 廃ガス処理設備	—	デミスタ	デミスタ	容器	■■■■■	AH	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_58
機-13-3	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	分析建屋塔槽類 廃ガス処理設備	—	廃ガス洗浄塔	廃ガス洗浄塔	容器	■■■■■	AH	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_58
機-13-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	分析建屋塔槽類 廃ガス処理設備	—	凝縮器	凝縮器	熱交換器	■■■■■	AH	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_58
機-13-4	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	分析建屋塔槽類 廃ガス処理設備	—	排風機	排風機	ファン	■■■■■ (排風機A) ■■■■■ (排風機B)	AH	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_58
機-13-5	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	分析建屋塔槽類 廃ガス処理設備	—	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	フィルタ	■■■■■ (第1高性能粒子 フィルタA) ■■■■■ (第1高性能粒子 フィルタB) ■■■■■ (第2高性能粒子 フィルタA) ■■■■■ (第2高性能粒子 フィルタB)	AH	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_58

抽出リスト (配管)
(1 / 1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
配-13-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	分析建屋塔槽類 廃ガス処理設備	—	分析建屋塔槽類廃ガス処理 設備	主配管(廃ガス処理系)	主配管	—	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体: 廃ガス
配-07-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	塔槽類廃ガス処 理設備	分析建屋塔槽類 廃ガス処理設備	—	分析建屋塔槽類廃ガス処理 設備	主配管(廃ガス処理系)	主配管	—	AH, TY10E	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体: 廃ガス

塔槽類廃ガス処理設備（塔槽類廃ガス処理系(ウラン系), 溶媒処理廃ガス処理系, 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理系) ②-bの理由整理表

対象EFDシート番号：1~20, 28~42, 70~76

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	計装用の配管(SA対処設備以外)又は信号であり流路ではない
3	K	系統機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
4	A	洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない
5	G	デミスタで発生した凝縮水ラインであり主流としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、かくはん、テストラインであり主流路としない
7	G	非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない
8	G	Pu溶液/高レベル廃液保持に係らない非定常のラインであり主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
10	J	移送機器用の真空系統であり主流路としない
13	I	Pu溶液/高レベル廃液保持に係らない分析設備のラインであり、主流路としない
14	G	Pu溶液/高レベル廃液保持に係らない廃液、硝酸、溶媒等の移送ラインのため主流路としない
14	個別※1	逆抽出器から溶媒再生系のウラン精製系への溶媒移送ラインは、ウランの抽出で使用した使用済溶媒を溶媒再生系で洗浄し、再利用処理するために溶媒を移送するラインであるが硝酸ウラニル溶液に対して比放射能が小さく、漏えい時の影響が小さいため、当該設備を主流路と設定しない
14	個別※1	抽出器から抽出廃液TBP洗浄器を介して酸回収設備の第2酸回収系へ抽出廃液を移送する移送ラインは、ウランの抽出で使用した使用済硝酸を酸回収設備の第2酸回収系で蒸留処理し、再利用処理するために抽出廃液を移送するラインであるが硝酸ウラニル溶液に対して比放射能が小さく、漏えい時の影響が小さいため、当該設備を主流路と設定しない
14	個別※1	ウラン濃縮液第1中間貯槽からリサイクル槽経由でウラン溶液供給槽へ再循環するラインは、分析により核分裂生成物等の量を確認して硝酸ウラニル溶液の精製度が低い場合に再精製するための再循環ラインのため、当該設備を主流路と設定しない

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
14	個別※1	ウラン濃縮缶凝縮液受槽から逆抽出器までの逆抽出用硝酸移送ラインは、ウラン濃縮缶で蒸発処理した際の凝縮液を逆抽出器での逆抽出用硝酸として再利用するための試薬等ユーティリティの再循環ラインのため、当該設備を主流路と設定しない
14	個別※1	ウラン濃縮液第2中間貯槽からウラン濃縮液第2受槽までの移送ライン及びウラン脱硝設備の硝酸ウラニル貯槽からの硝酸ウラニル溶液戻りラインは設備停止時に行う硝酸ウラニルの計量管理後に前貯槽へ戻す再循環移送ラインのため、当該設備を主流路と設定しない
14	個別※1	ウラン濃縮液第2受槽からウラナス製造設備（ウラナス製造器等）への硝酸ウラニル溶液の移送ライン、ウラナス製造設備から分離設備及び分配設備等への硝酸ウラナス溶液の移送ライン及びウラナス製造設備の廃ガスの排気ラインは、分離設備及び分配設備等で使用する放射性試薬である硝酸ウラナスを製造、供給する試薬等ユーティリティライン及び放射性試薬の廃ガスの排気ラインのため、当該設備を主流路と設定しない
14	個別※2	洗浄液等の回収ラインのため主流路としない
14	個別※2	洗浄した有機溶媒等を供給するユーティリティラインのため主流路としない
14	個別※3	溶媒回収設備の溶媒再生系、第2酸回収系及びプルトニウム精製設備等からの少量のウラン及びプルトニウムを含む溶液を取り扱う回収ラインは、漏えい時の影響が小さいため、当該設備を主流路と設定しない
14	個別※3	ウラン精製設備のウラナス製造設備からの溶液ラインは、設備内で製造したウラナスの一時貯留ラインであり、漏えい時の影響が小さいため、当該設備を主流路と設定しない
14	個別※3	酸回収設備及び液体廃棄物の廃棄施設への低レベル廃液またはアルカリ廃液の移送ラインは、設備内で処理した低レベル廃液等を再利用又は廃液処理するための回収ラインであり、漏えい時の影響が小さいため、当該設備を主流路と設定しない
14	個別※3	溶媒回収設備の溶媒再生系への有機溶媒移送ラインは、設備内で処理した有機溶媒等を再利用するための回収ラインであり、漏えい時の影響が小さいため、当該設備を主流路と設定しない
14	個別※3	プルトニウム精製設備への有機溶媒等の移送ラインは、設備内で処理した有機溶媒等を再利用するための回収ラインであり、漏えい時の影響が小さいため、当該設備を主流路と設定しない
14	個別※4	各建屋からの使用済みの硝酸を含む廃液から硝酸を回収するラインは、発電炉の廃液処理設備等の主流路範囲を参考とし、使用済みの硝酸を含む廃液を収集する貯槽（第2酸回収系の油水分離槽、供給液受槽、低レベル無塩廃液受槽）を始点として主流路を設定しているため、各建屋からの使用済み硝酸の受入れラインは、主流路と設定しない
14	個別※4	高レベル廃液処理設備への濃縮液移送ラインは、蒸発缶の濃縮液を高レベル廃液処理設備に移送するラインであり、移送する廃液は低レベル廃液であり、万が一漏えいが発生した場合でも影響は小さいことから主流路と設定しない

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
14	個別※4	精留塔からの一部の濃縮液戻りラインは、精留塔の塔底液が蒸発操作で放射能等が濃縮された濃縮液を供給槽へ戻して再度蒸発処理する再循環ラインであり、放射性トリチウムを低レベル廃液処理設備へ移送し、海洋廃棄するために必要なラインを主流路として設定していることから再循環ラインは主流路と設定しない
14	個別※4	精留塔で回収した回収硝酸を各設備へ供給する再利用ラインは、放射性ユーティリティの供給ラインであり、万が一漏えいが発生した場合でも影響は小さいことから主流路と設定しない
14	個別※5	溶媒処理系の蒸発缶で処理した低レベル廃液の移送ラインは、洗浄液等の回収ラインのため主流路と設定しない
14	個別※5	溶媒処理系で蒸発処理した再利用可能な有機溶媒等を各設備へ供給するラインは、放射性試薬供給するユーティリティラインのため主流路と設定しない
14	個別※6	各建屋からの油分除去系の██████████への試薬ドレン、手洗い水等の廃液移送ラインは、廃棄のための浄化を期待する廃液処理ラインでないため、主流路とは設定しない
14	個別※6	各建屋からの第1海洋放出前貯槽への空調ドレン等の廃液移送ラインは、廃棄のための浄化を期待する通常の廃液処理ラインでないため、主流路と設定しない
14	個別※6	洗濯廃液処理系の洗濯廃液ろ過装置からの廃液移送ラインは、廃棄のための浄化を期待する廃液処理ラインでないため、主流路と設定しない
15	個別1	██████████ ██████████ ██████████ 当該設備を主流路と設定しない
16	個別2	██████████ ██████████ ██████████ 当該設備を主流路と設定しない

※1 別紙1-2-2-4-1 ウラン精製設備の個別理由を示す。

※2 別紙1-2-2-6-2-1 溶媒再生系 分離・分配系、プルトニウム精製系、ウラン精製系の個別理由を示す。

※3 別紙1-2-2-4-3 精製建屋一時貯留処理設備の個別理由を示す。

※4 別紙1-2-2-6-1 酸回収設備 第1、第2酸回収系の個別理由を示す。

※5 別紙1-2-2-4-1 溶媒処理系の個別理由を示す。

※6 別紙1-2-4-2-2-1 低レベル廃液処理設備の個別理由を示す。

共通09 別紙1-2-4-1-2-7
 ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 ②-bの理由整理表

対象EFDシート番号：21～26

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
18	個別1	系統内の負圧調整用の空気を供給する室内空気取り込みラインは、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であるため、当該設備を主流路と設定しない
19	個別2	化学薬品貯蔵供給系へ脱硝塔からの廃ガスを移送するラインは、化学薬品貯蔵供給系においてNO _x ガスを製造する試薬等のユーティリティラインであるため、当該設備を主流路と設定しない
20	個別 ※1	運転開始時のみに使用する脱硝塔における流動層を形成するシードUO ₃ 供給ラインであるため、主流路と設定しない
21	個別 ※1	規格外UO ₃ 粉末をUO ₃ 溶解槽に供給した後、溶解し、硝酸ウラニル溶液として受入れ系の硝酸ウラニル貯槽へ移送するラインであるため、主流路と設定しない

※1 別紙1-2-2-5-1-3 ウラン脱硝設備 ウラン脱硝系の個別理由を示す。

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	A	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するドレン・ベントラインであるため主流路としない。
2	B	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するバイパスラインであるため主流路としない。
4	D	除染・洗浄ラインであるため主流路としない。
7	G	溶液等均質化、凝縮水を回収（循環）、再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
8	H	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために使用するラインであるため主流路としない。
9	I	計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。
11	K	閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
12	L	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
14	N	予備配管及び安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインのため、主流路としない。
20	個別1	系統内の負圧調整用の空気を供給する室内空気取り込みラインは、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であるため、当該設備を主流路と設定しない

共通09 別紙1-2-4-1-2-7
 廃溶媒処理廃ガス処理系 ②-bの理由整理表

対象EFDシート番号：46~47

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	A	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するドレン・ベントラインであるため主流路としない。
4	D	除染・洗浄ラインであるため主流路としない。
7	G	溶液等均質化、凝縮水を回収（循環）、再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
12	L	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
20	個別1	系統内の負圧調整用の空気を供給する室内空気取り込みラインは、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であるため、当該設備を主流路と設定しない

共通09 別紙1-2-4-1-2-7
 雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系 ②-bの理由整理表

対象EFDシート番号：48~49

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	A	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するドレン・ベントラインであるため主流路としない。
7	G	溶液等均質化、凝縮水を回収（循環）、再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
8	H	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために使用するラインであるため主流路としない。
12	L	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
20	個別1	系統内の負圧調整用の空気を供給する室内空気取り込みラインは、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であるため、当該設備を主流路と設定しない

共通09 別紙1-2-4-1-2-7
 塔槽類廃ガス処理系 ②-bの理由整理表

対象EFDシート番号：50～54

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
14	N	予備配管及び安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインのため、主流路としない。
19	個別	放射線量が極めて低い排気経路のため主流路と設定しない。
20	個別2	系統内の負圧調整用の空気を供給する室内空気取り込みラインは、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であるため、当該設備を主流路と設定しない

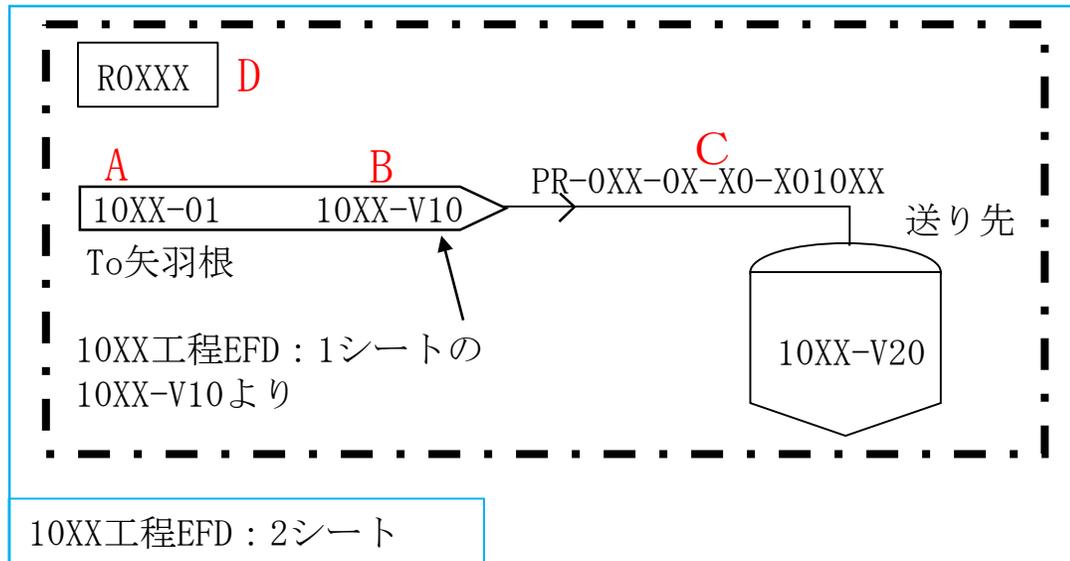
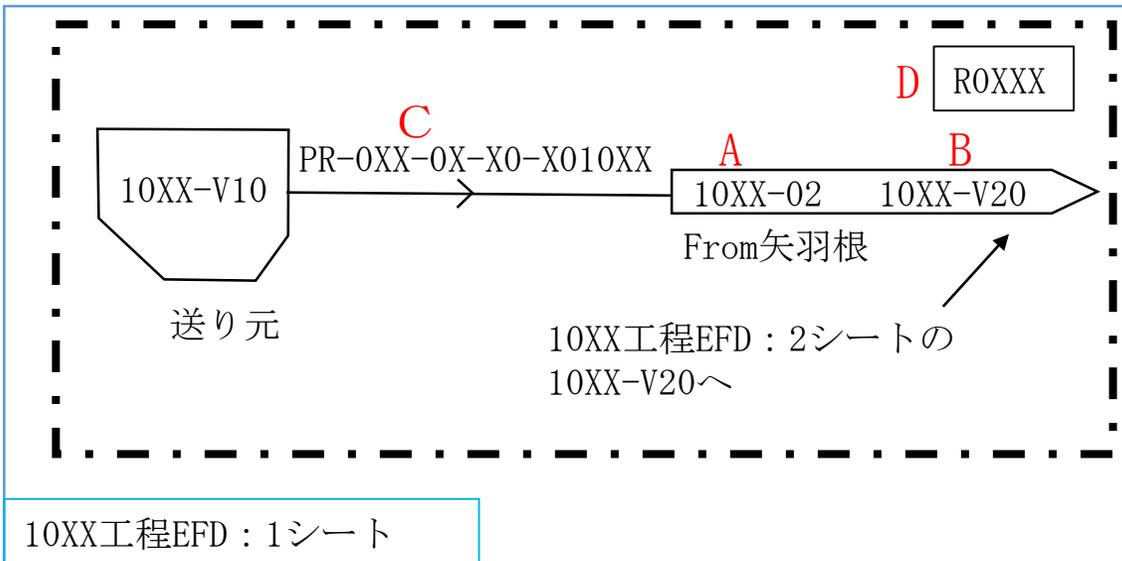
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理系 ②-bの理由整理表
 対象EFDシート番号：69

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
11	K	閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
12	L	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
20	個別1	系統内の負圧調整用の空気を供給する室内空気取り込みラインは、系統に異常が発生した場合においても排風機のみでの負圧維持が可能であるため、当該設備を主流路と設定しない

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
4	A	洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない
5	G	デミスタ、凝縮器で発生した凝縮水ラインであり主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
7	F	非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない
8	G	非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない
13	個別1※	 当該設備を主流路と設定しない。
15	個別3※	分析廃液の移送に使用する配管であり主流路としない
18	個別2※	 当該設備を主流路と設定しない。
20	G	貯槽内のかくはんのための、ポンプ、圧縮空気、攪拌機であり主流路としない
22	個別1	 主流路と設定しない。
27	個別2	 主流路と設定しない。

※別紙1-2-5-3-1 分析設備の個別理由を示す。

<EFD矢羽根取合い概要>



A : 送り元、送り先の工程番号とその系統番号の系統図のシート番号を示す。

「(系統番号: 10XX) - (系統番号の系統図のシート番号: 01, 02)」

※同一シート内で矢羽根で送り元、送り先を示す場合は、系統番号を省略する場合がある。

B : 送り元、送り先のタンク等を示す。「送り先: 10XX-V20, 送り元: 10XX-V10」

※配管分岐、ヘッダ等から機器へ接続される場合は、Bの記載を「MANIFOLD」、「HEADER」と記載する。

C : 配管番号を示す。「配管番号: PR-0XX-0X-X010XX」

※他系統の配管を記載する場合は、「(系統番号) + (配管番号)」で示す。

D : 部屋番号を示す。「部屋番号: ROXXX」、一点鎖線にて部屋の範囲を示している。

※ From-To の関係にある矢羽根は同一の部屋で取合う。

<矢羽根取合い確認>

①From矢羽根内の情報より、To矢羽根が記載されているEFDシートが特定される。(10XX工程、シート番号: 2)

②From矢羽根が記載されている部屋と同一の部屋にTo矢羽根が記載されている。

(10XX工程、シート番号: 2のROXXXの一点鎖線の範囲内にTo矢羽根が存在)

③上記②において、複数の矢羽根が存在している場合はFrom矢羽根の情報(系統番号、シート番号、送り元)及び配管番号が一致しているものが目的のTo矢羽根となる。(10XX工程、シート番号: 1、送り元: 10XX-V10、配管番号: PR-0XX-0X-X010XX)

矢羽根に取合うEFDの
シート番号を追加

EFDにシート番号
(EFD_1,EFD_2,…)を振る

矢羽根に取合うEFDのシート番号を追加

1

EFDにシート番号 (EFD_1,EFD_2,...)を振る

<EFD中の色塗り凡例>

— : 設計基準対象の施設の系統機能

— : 重大事故等対処設備の系統機能

↷ : 設備区分点

↷ : 耐震設計区分点

↷ : 紐付番号区分点

1, 2, 3... : EFDシート番号

□ : 主流路としない理由 (番号は別紙②-b 理由整理表に示す。)

□ : 2. (4)b. 主要機器として抽出しない範囲で抜粋

○設備 : 本別紙1-2にて説明対象の設備区分

ただし、兼用設備の従登録の設備区分に該当する場合は、○設備で示す主登録の設備区分において説明

記載方法 (左側 : DB、右側 : SA)

記載凡例 : DB耐震クラス、1.2Ss / SA耐震クラス、1.2Ss

DB耐震クラス : S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2

1.2Ssの有無 (左側) (起因系) : 1.2Ss, 無記入

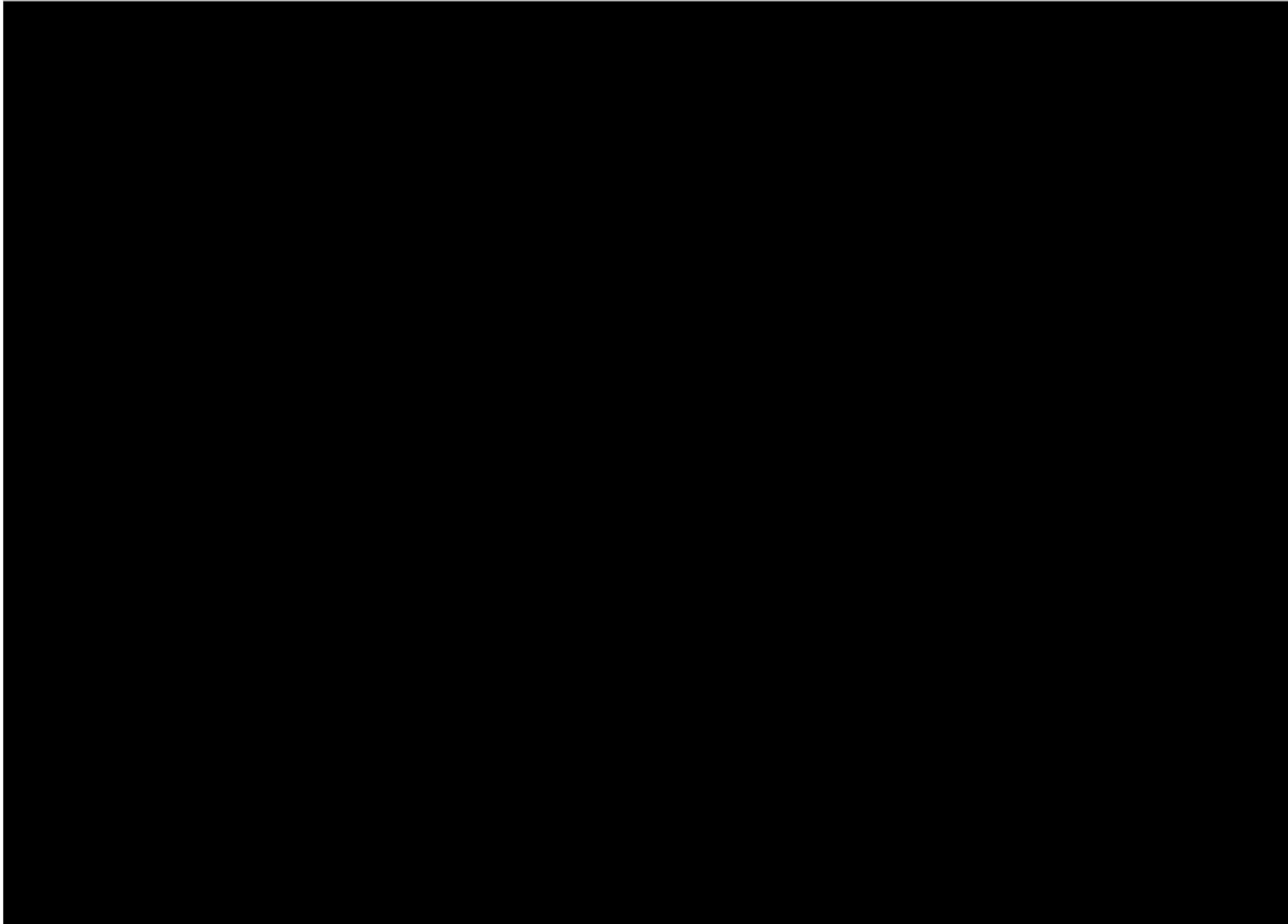
SA耐震クラス : (S), (B), (C), S, B, C

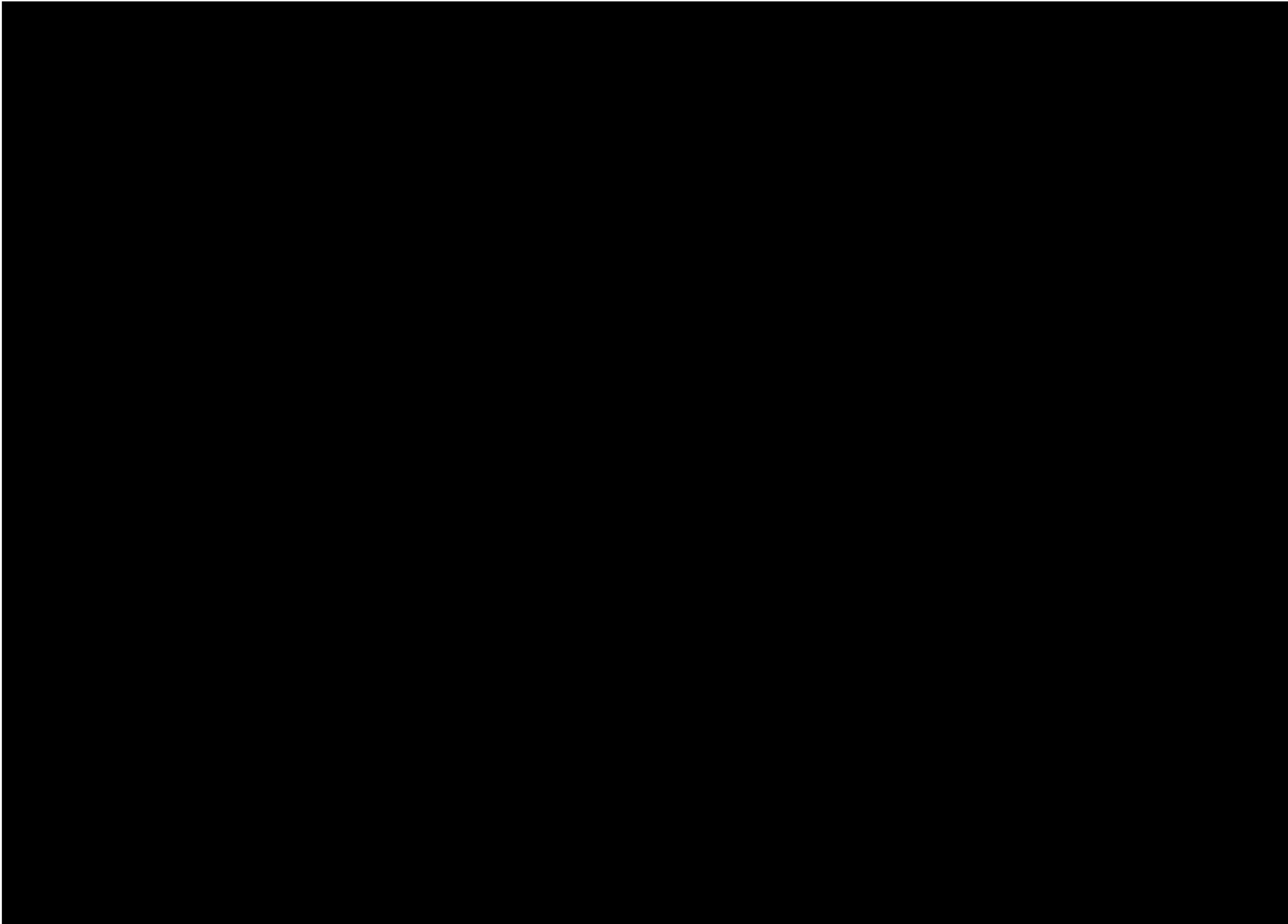
: ()は常設耐震重要重大事故等対処設備

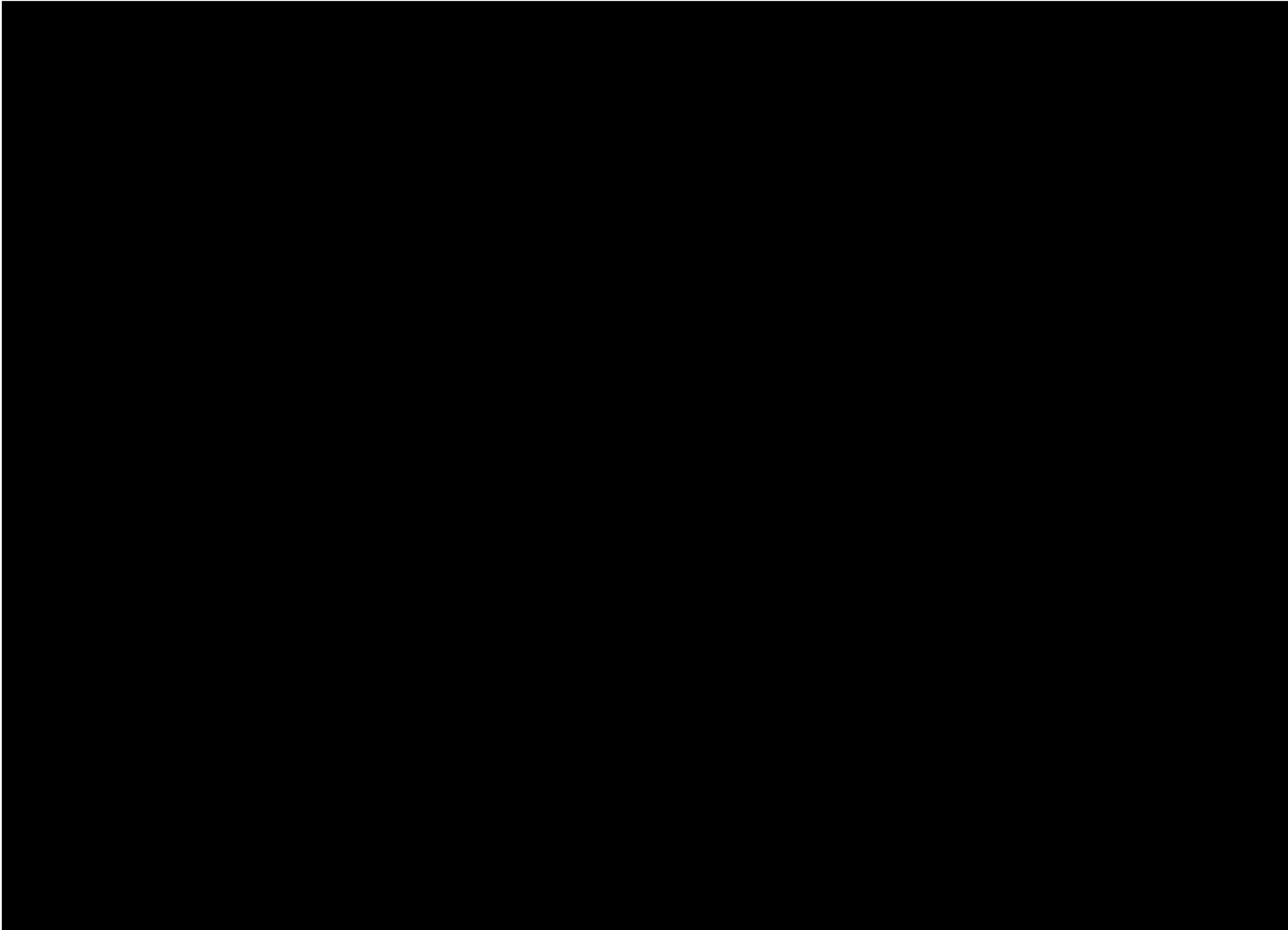
: (代替元の耐震クラスを記載)

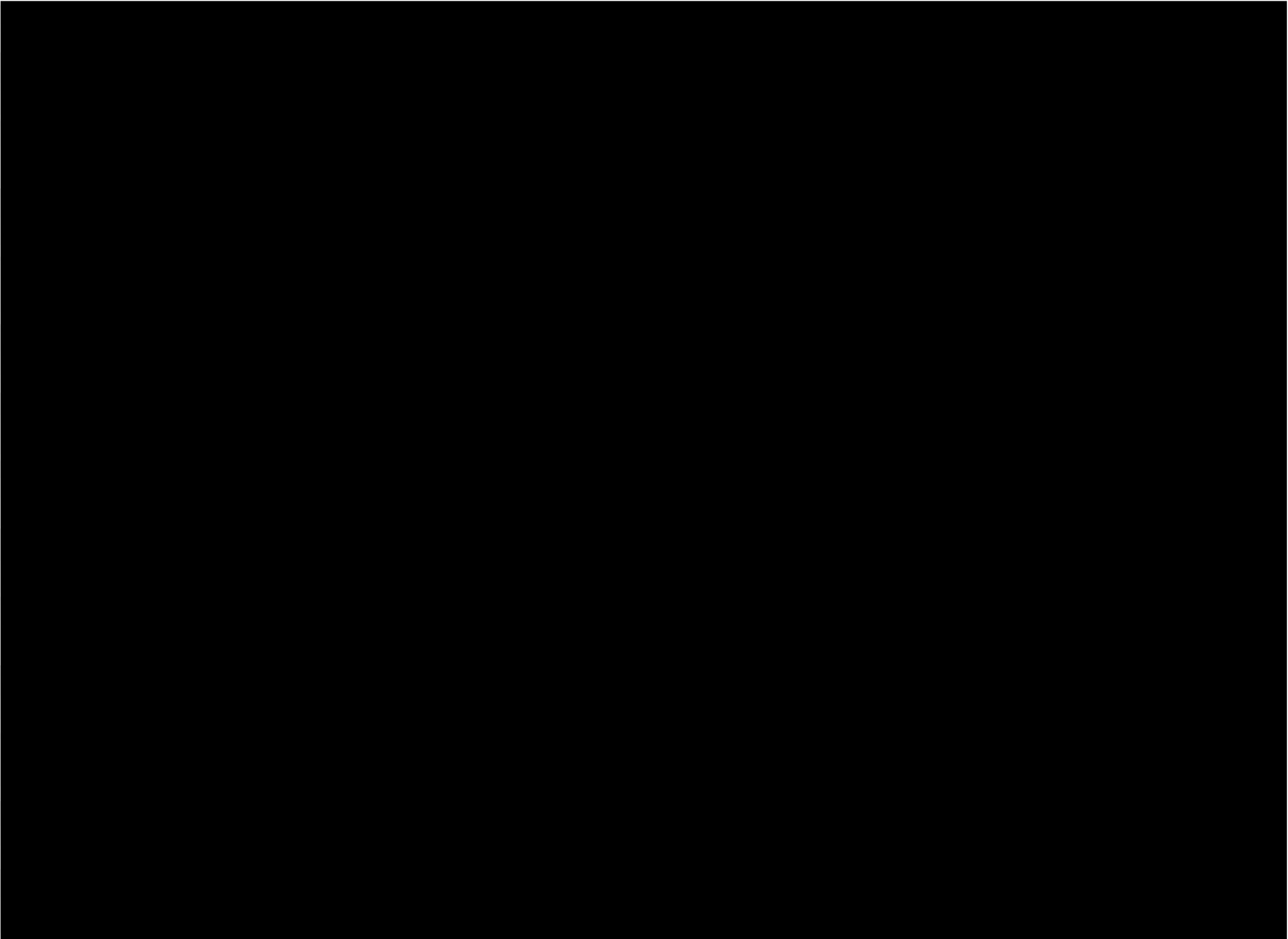
: ()無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外

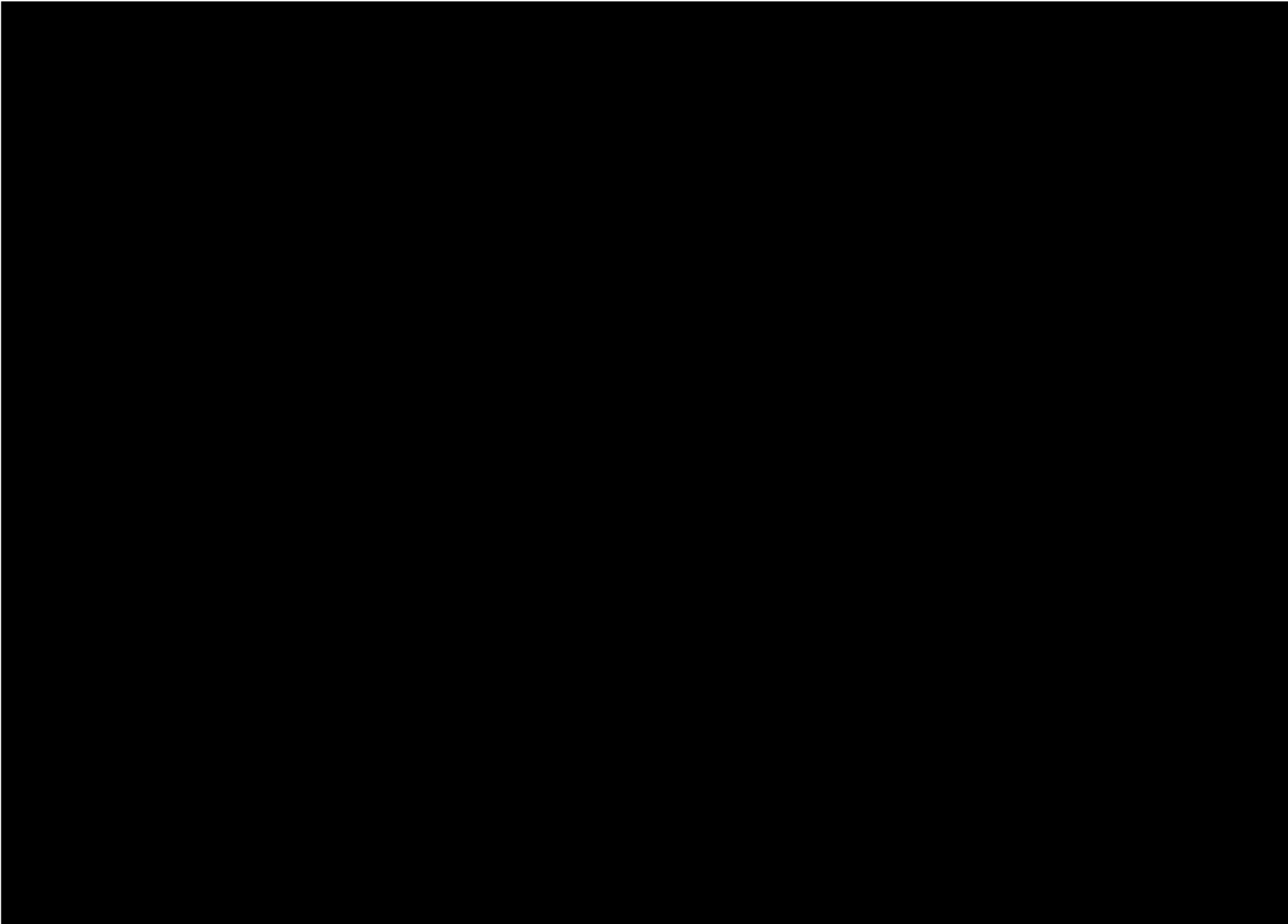
1.2Ssの有無 (右側) (対処系) : 1.2Ss, 無記入

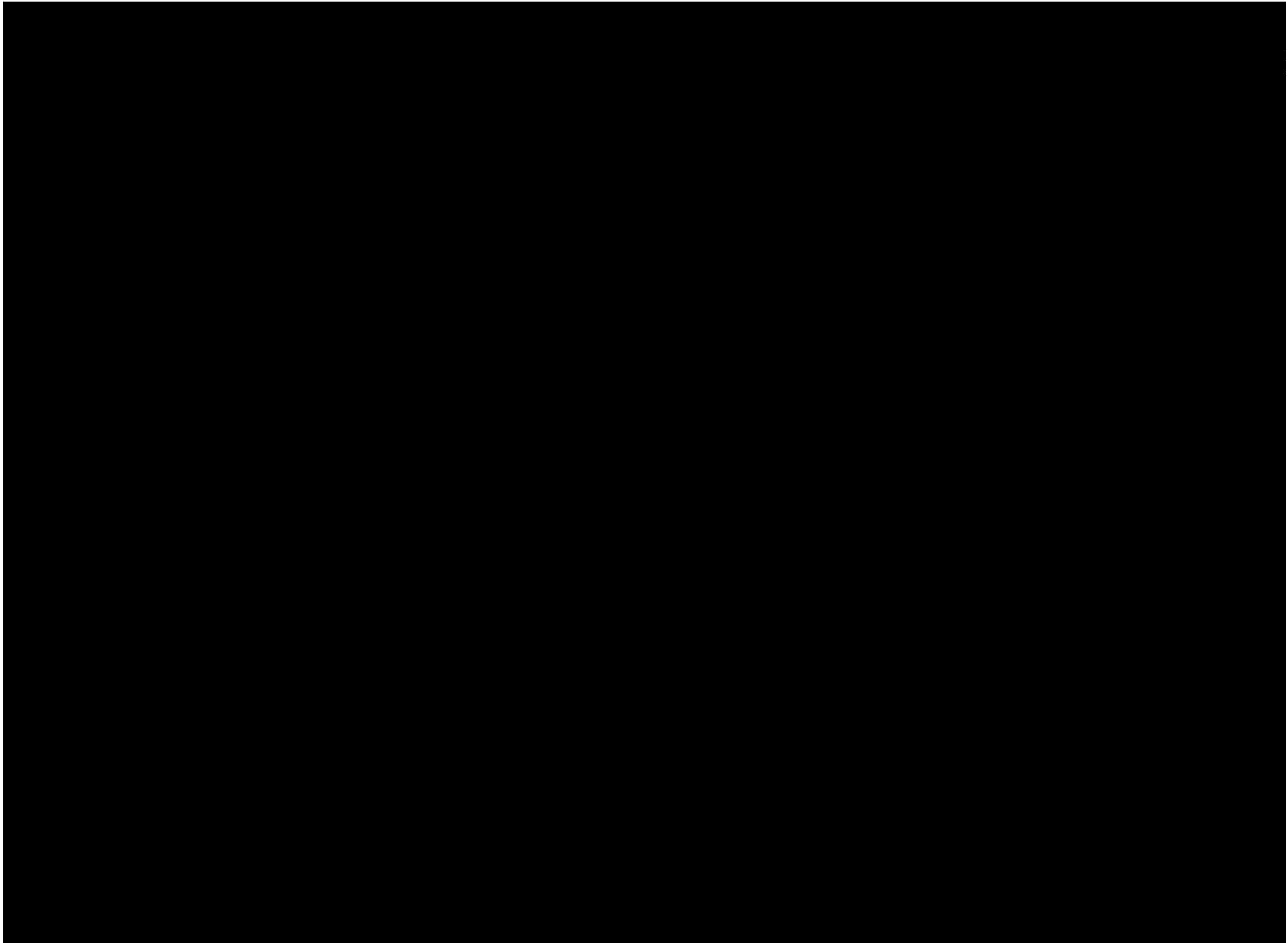




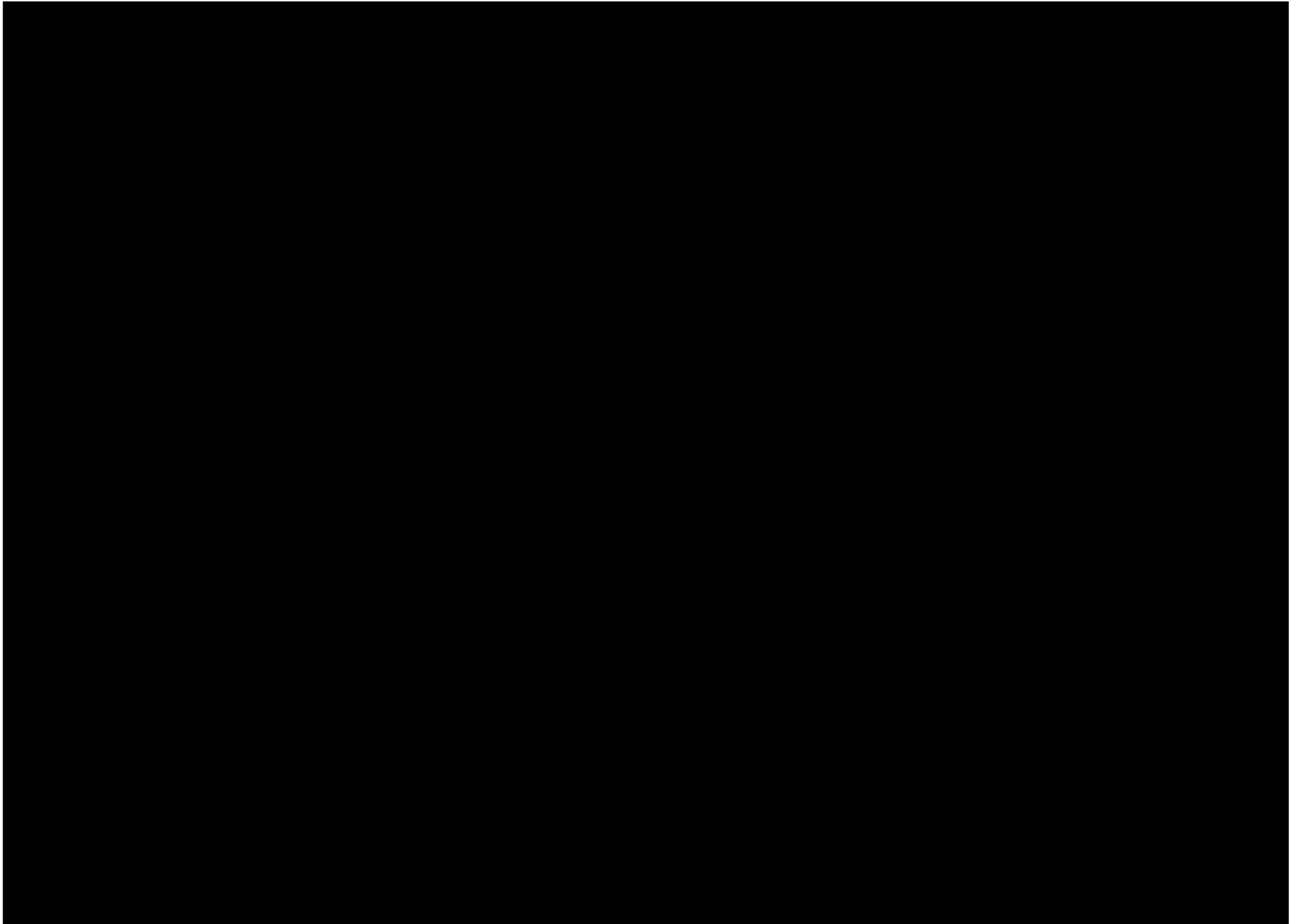


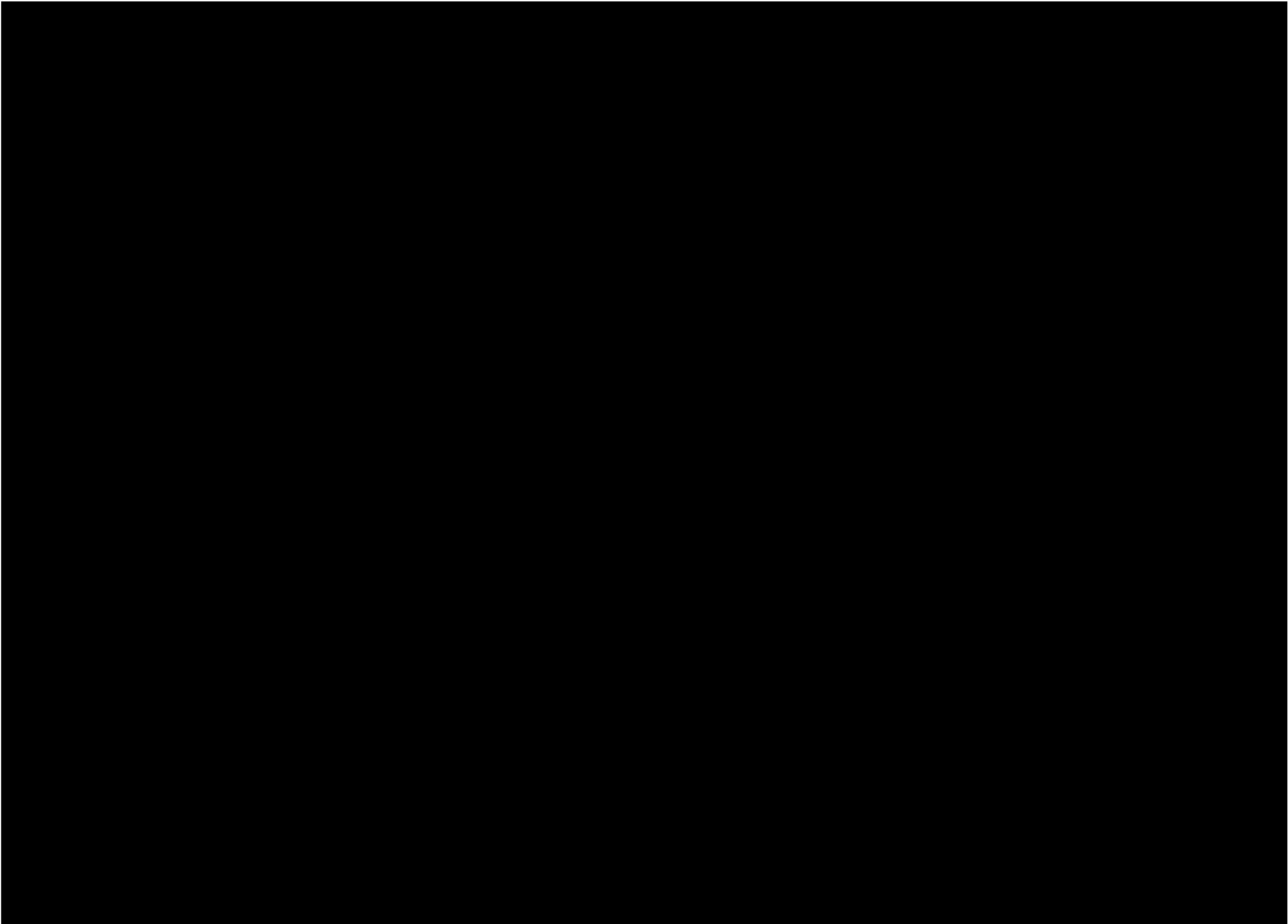


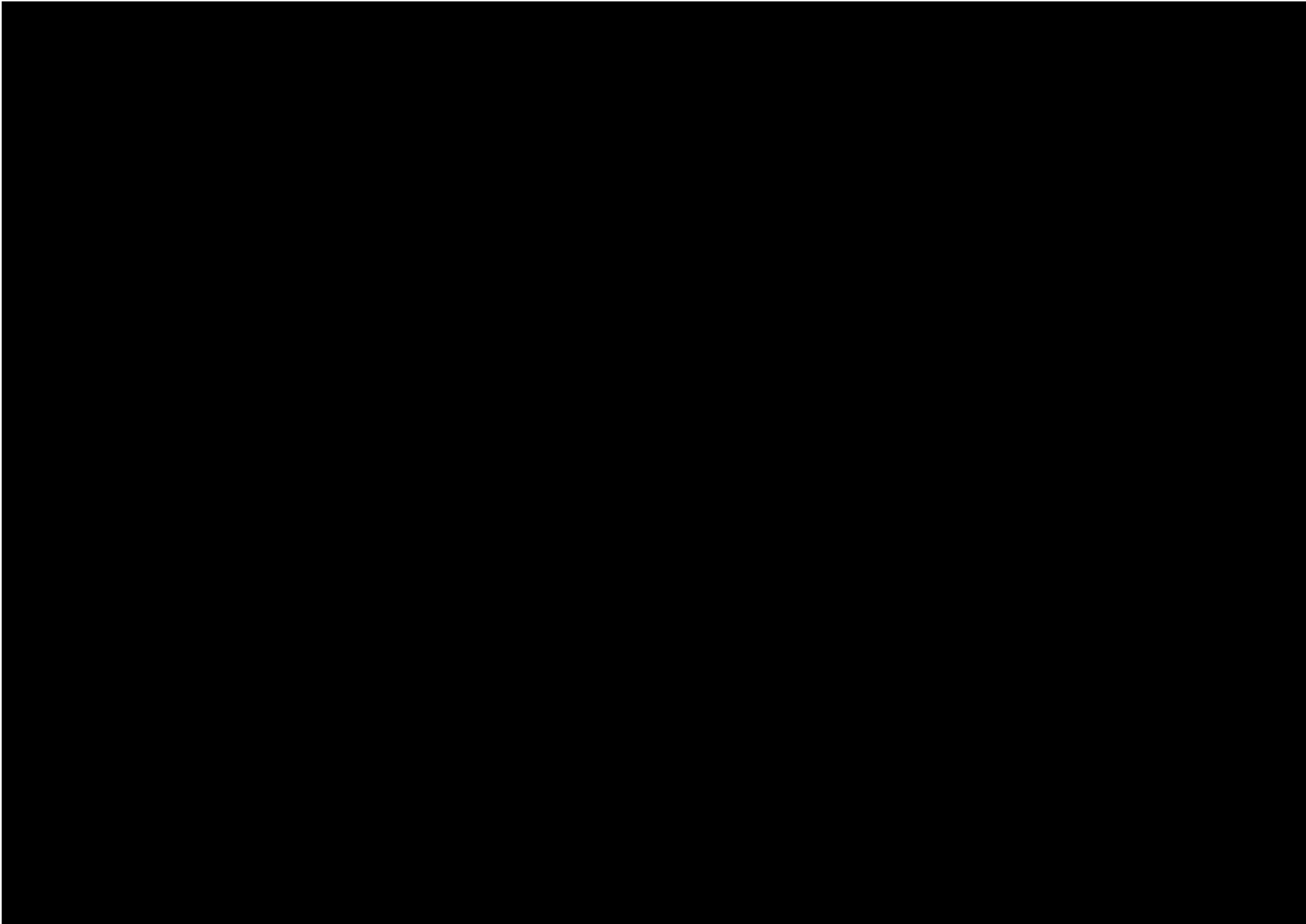


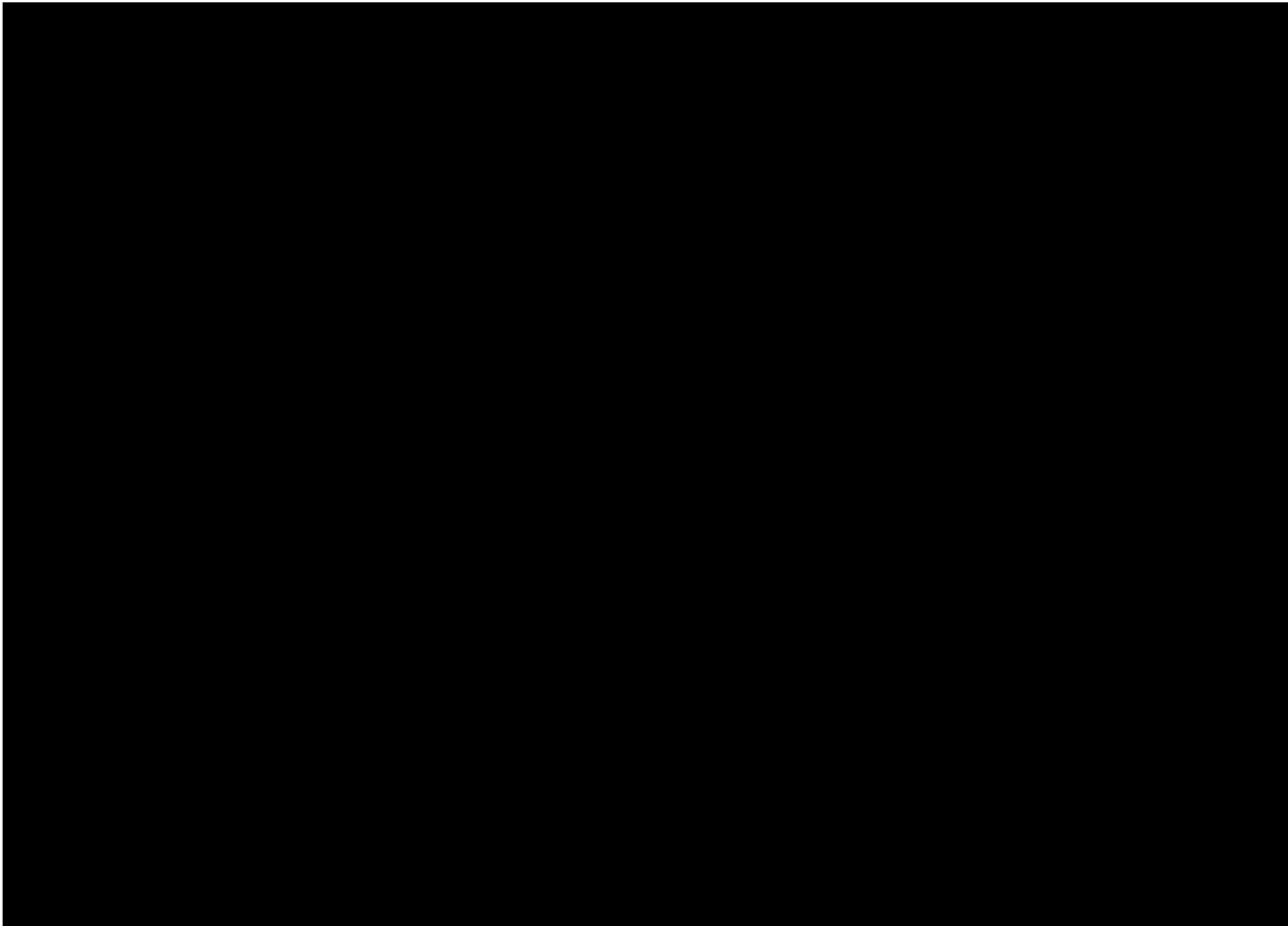




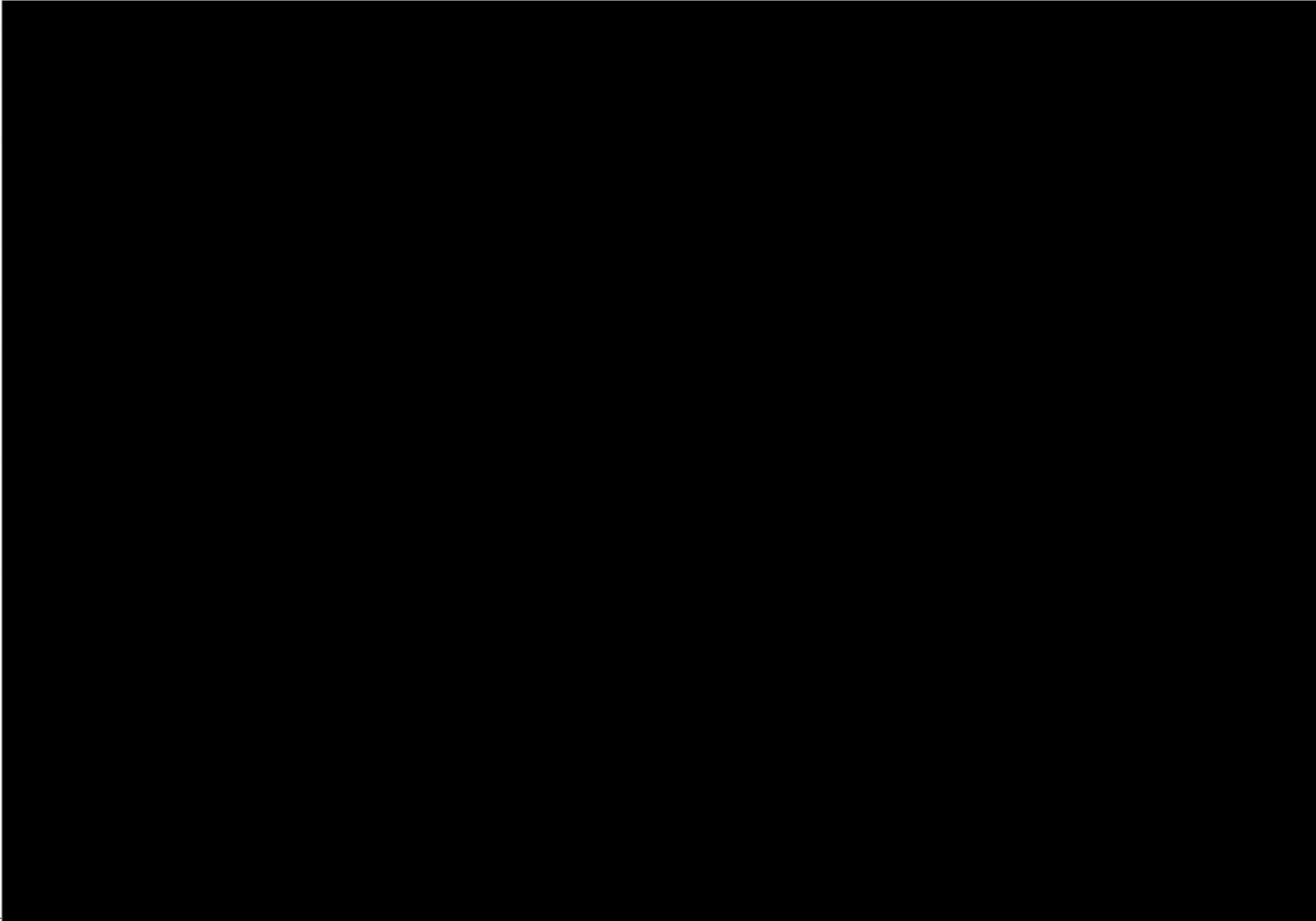


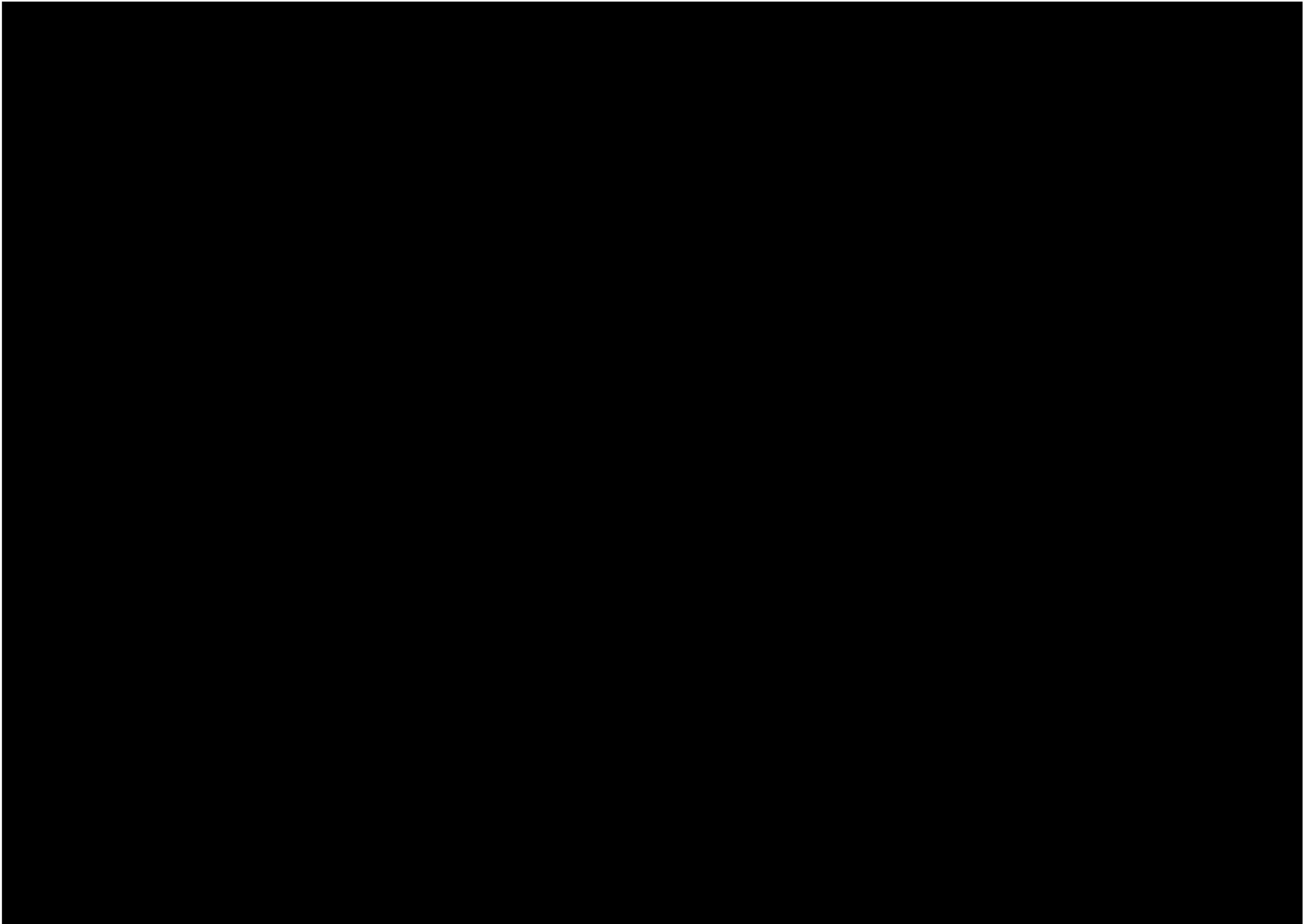


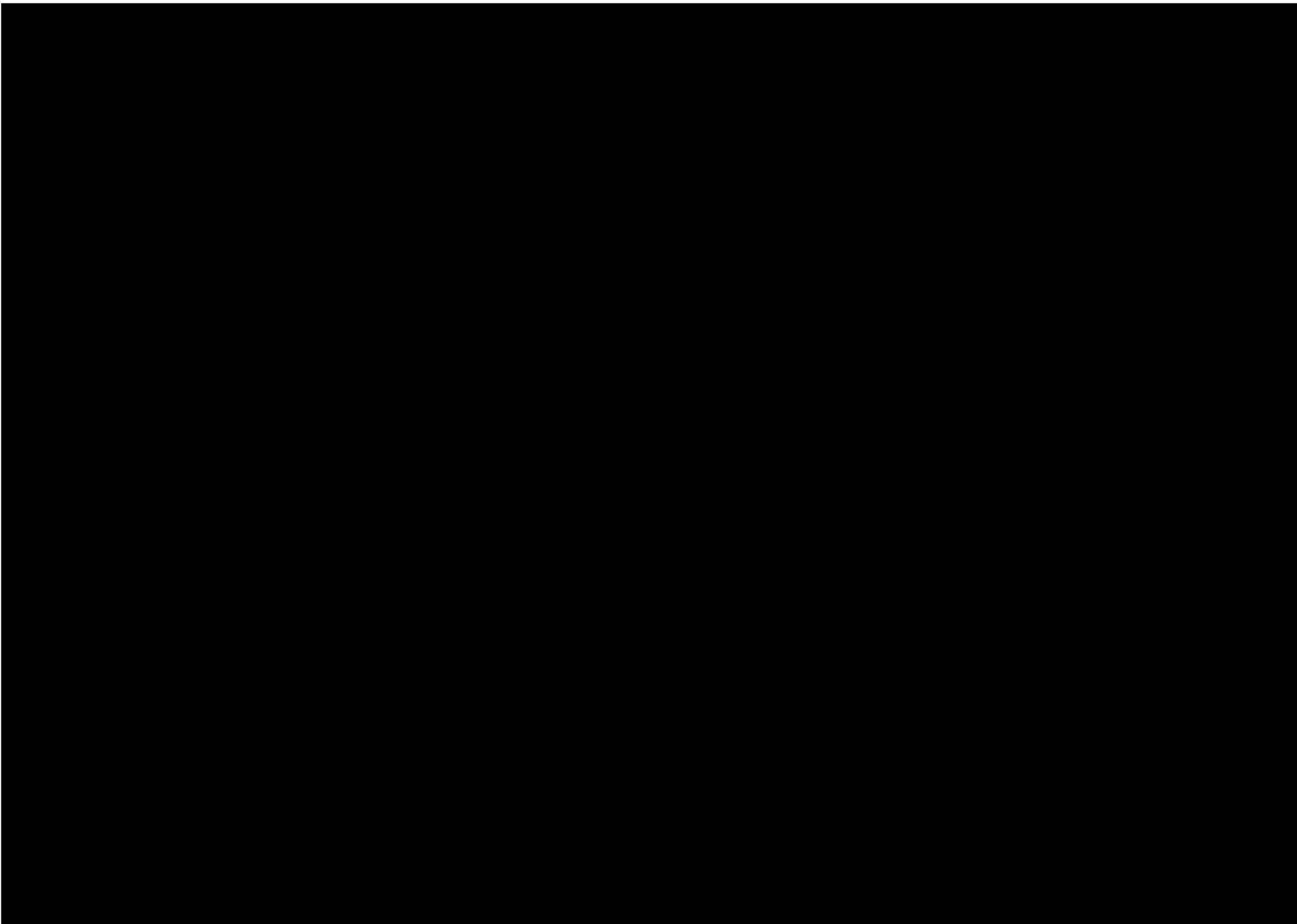


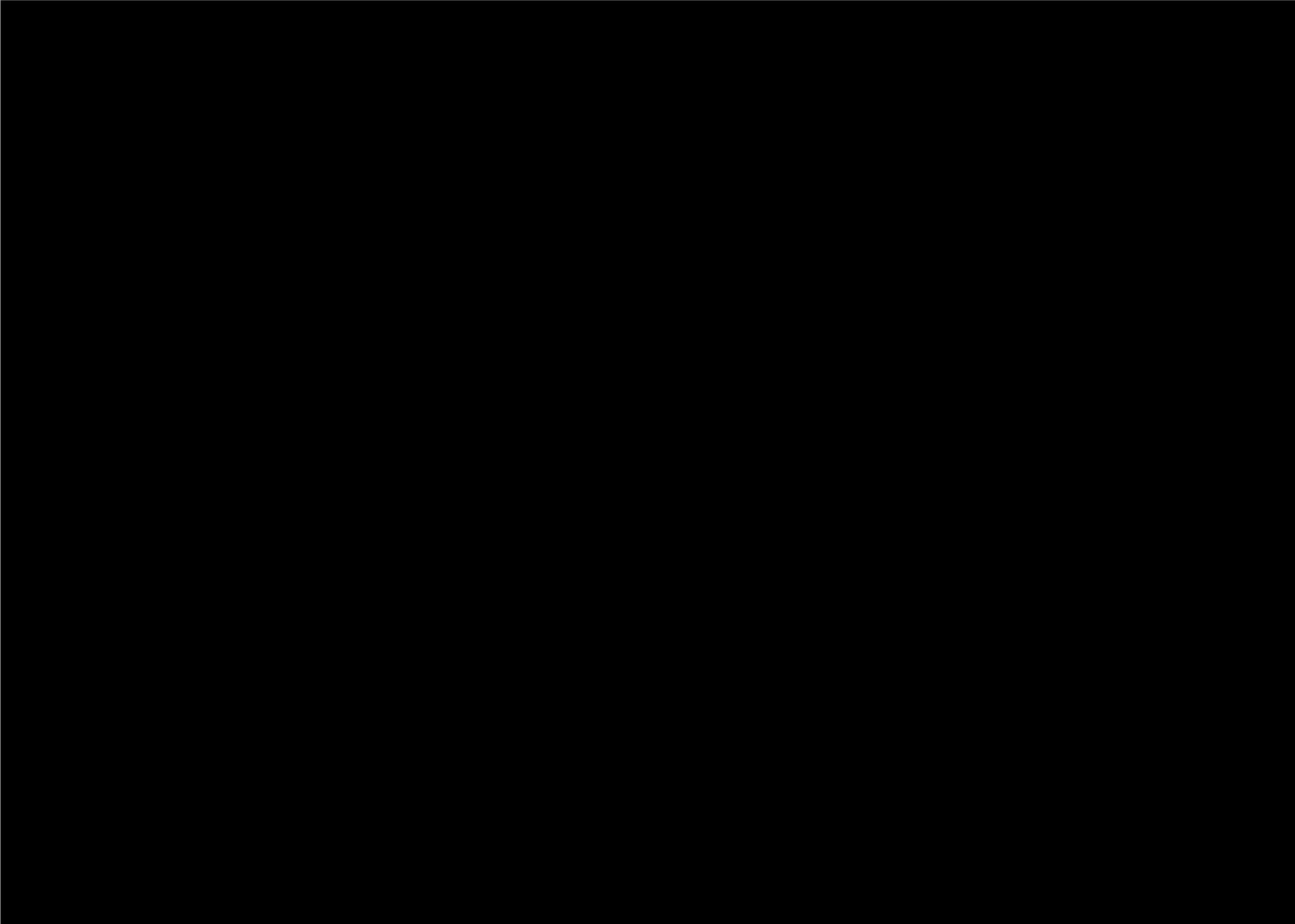


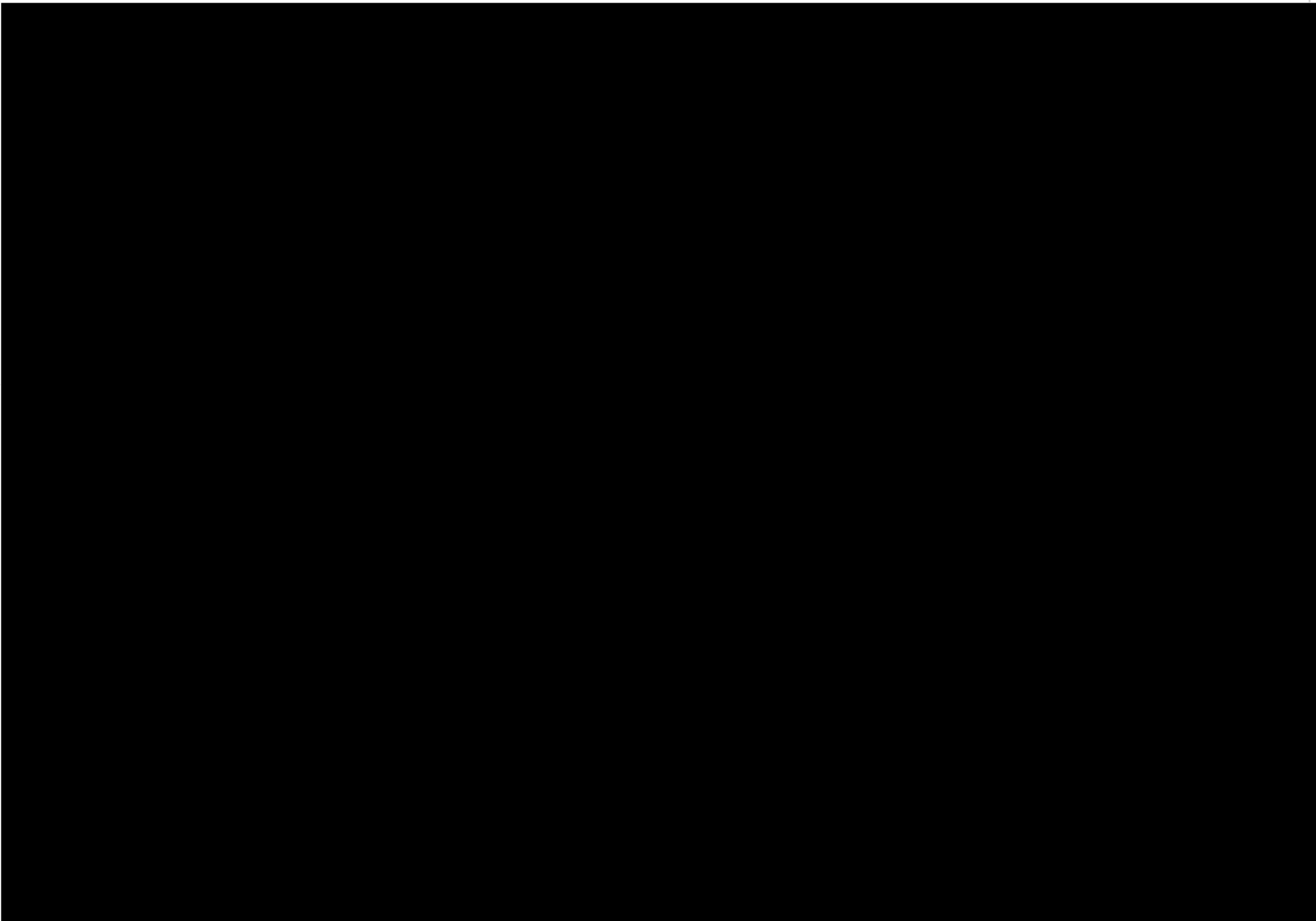
精製建屋一時貯留

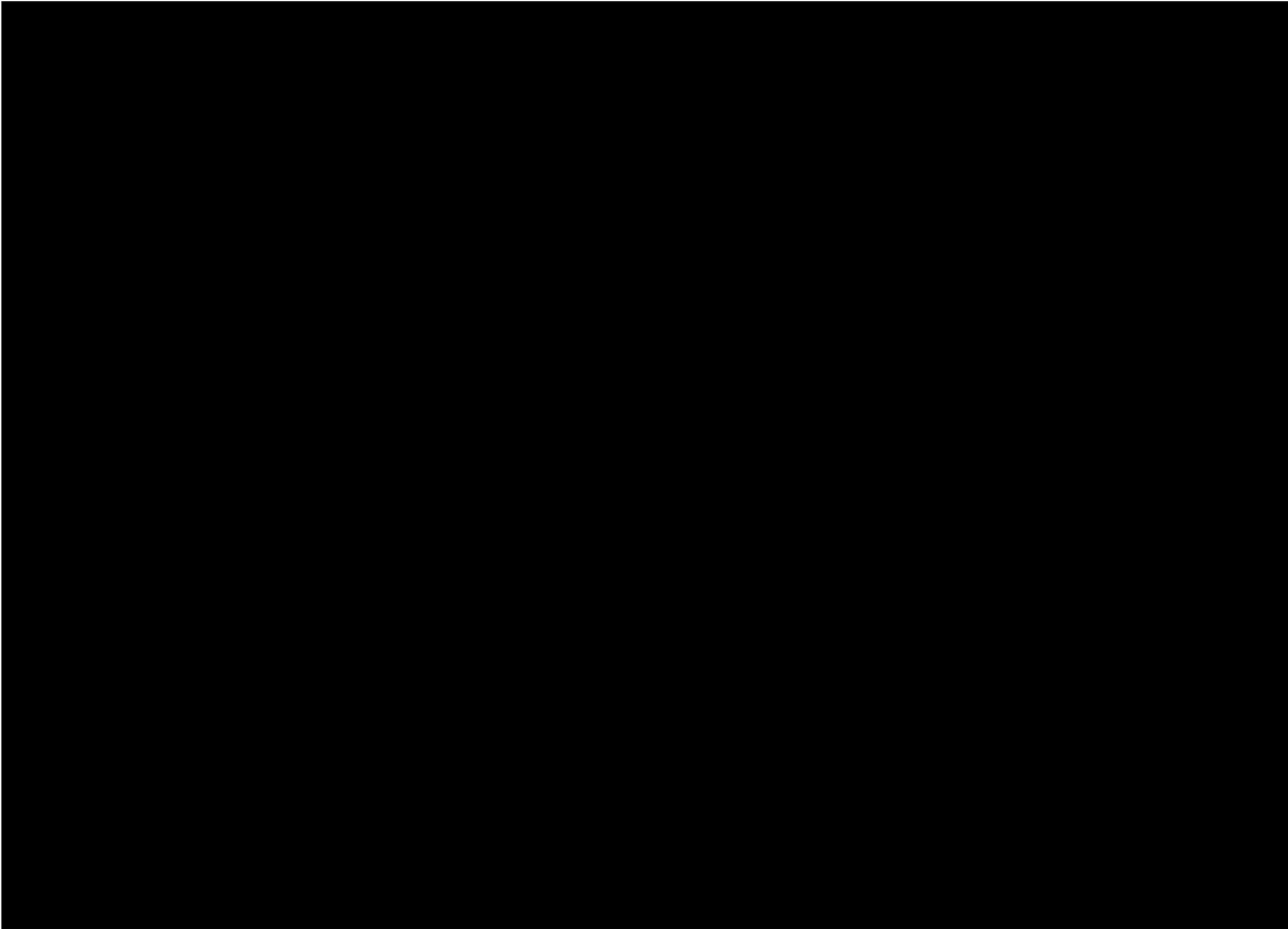


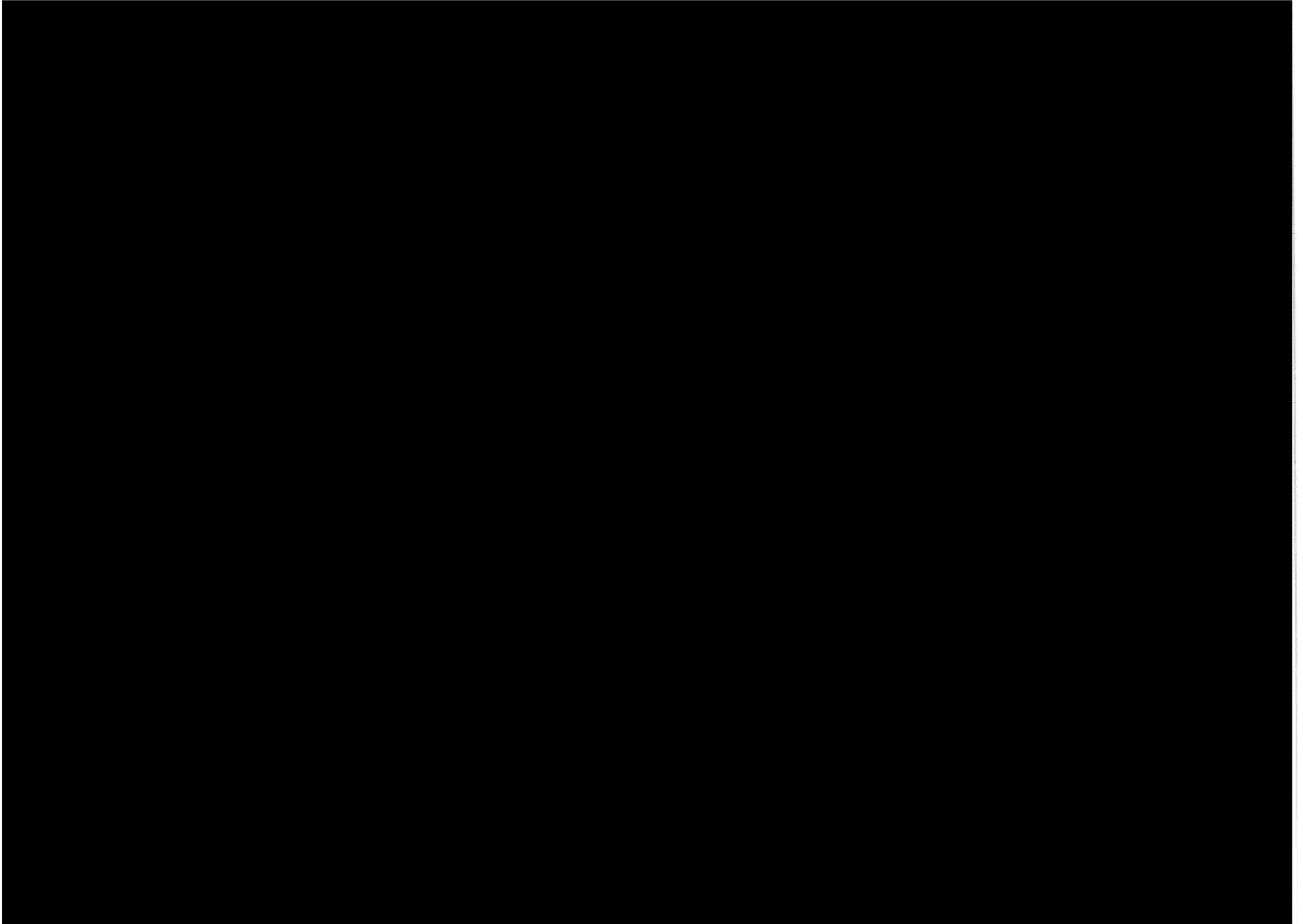


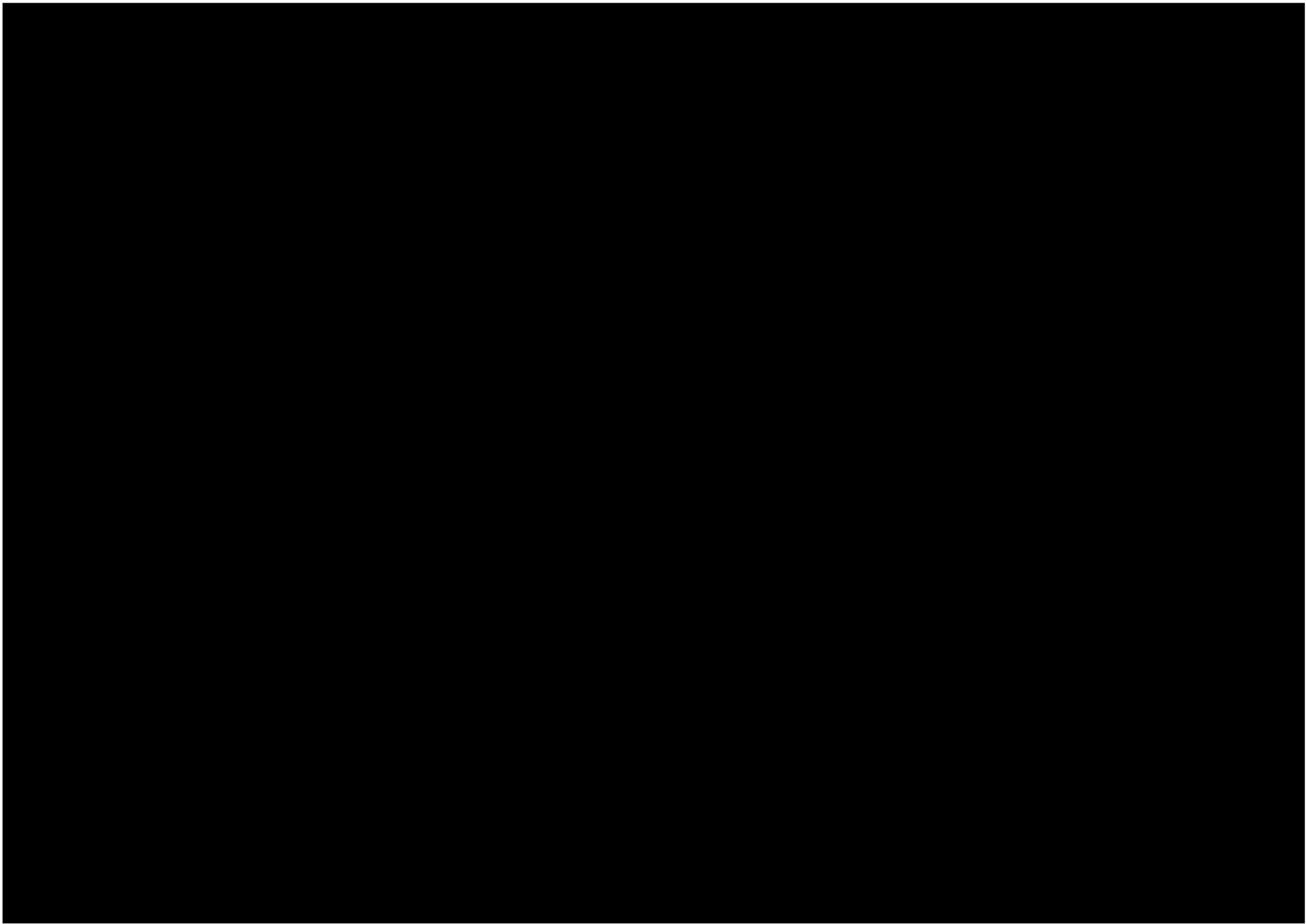


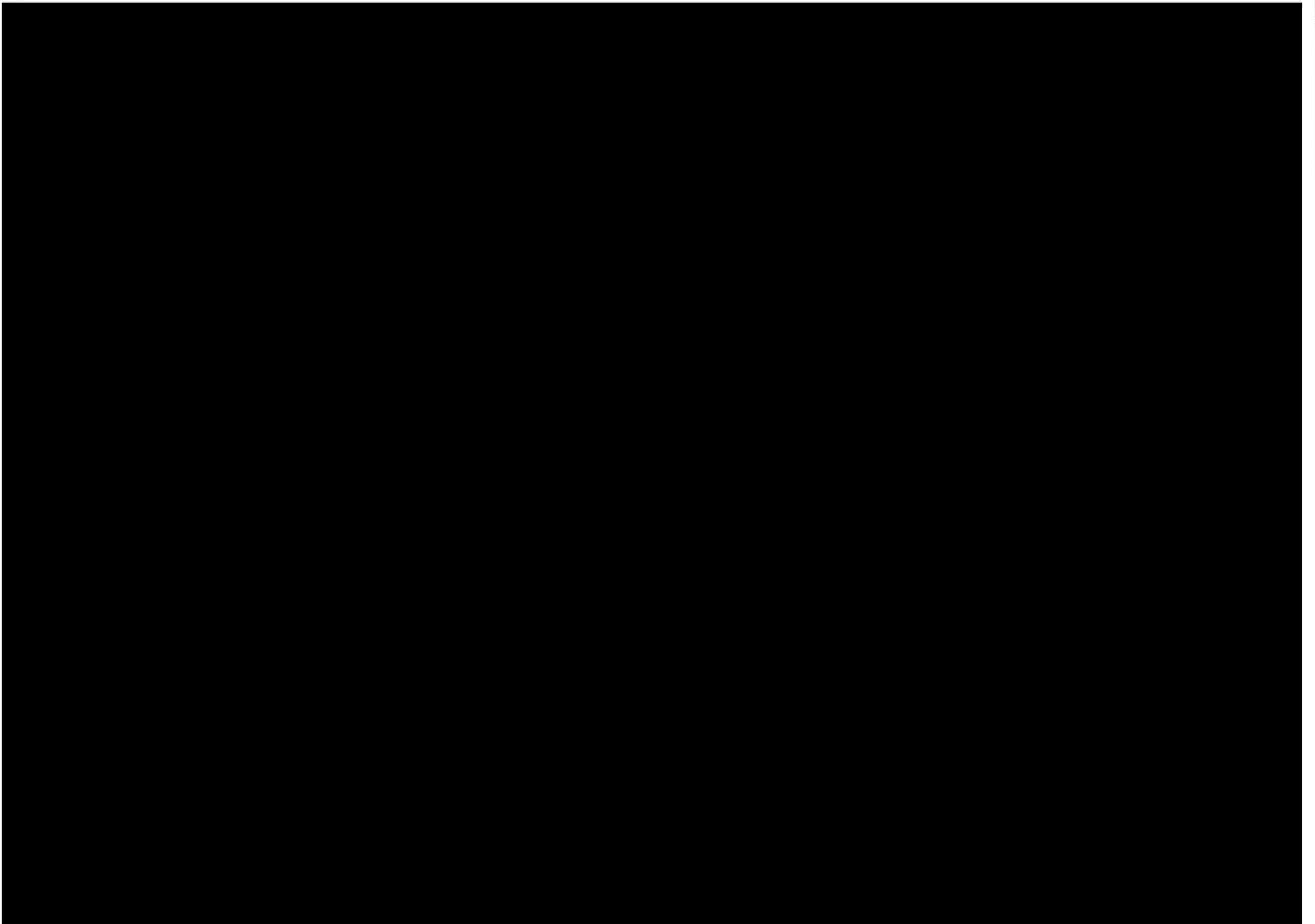


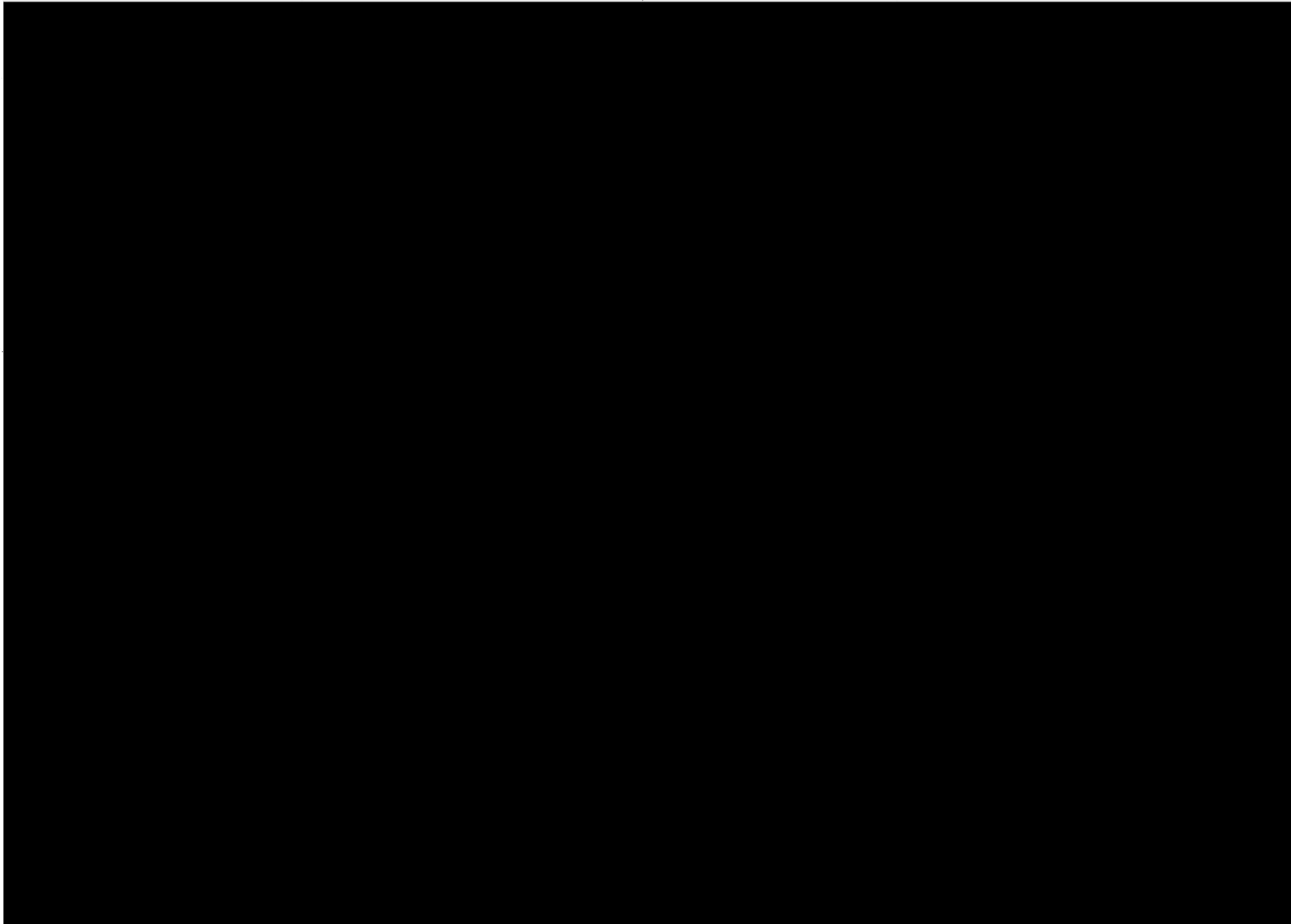


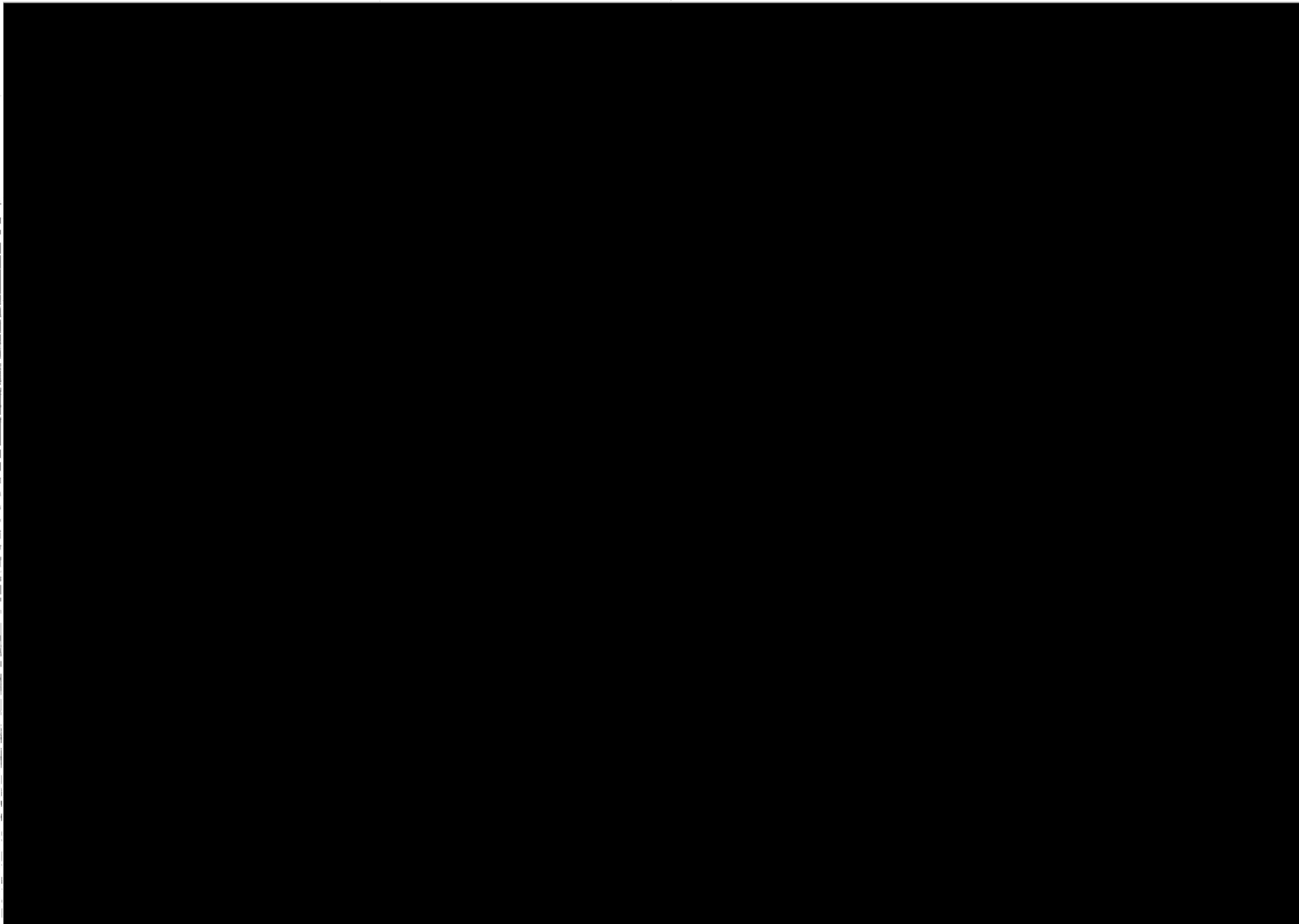


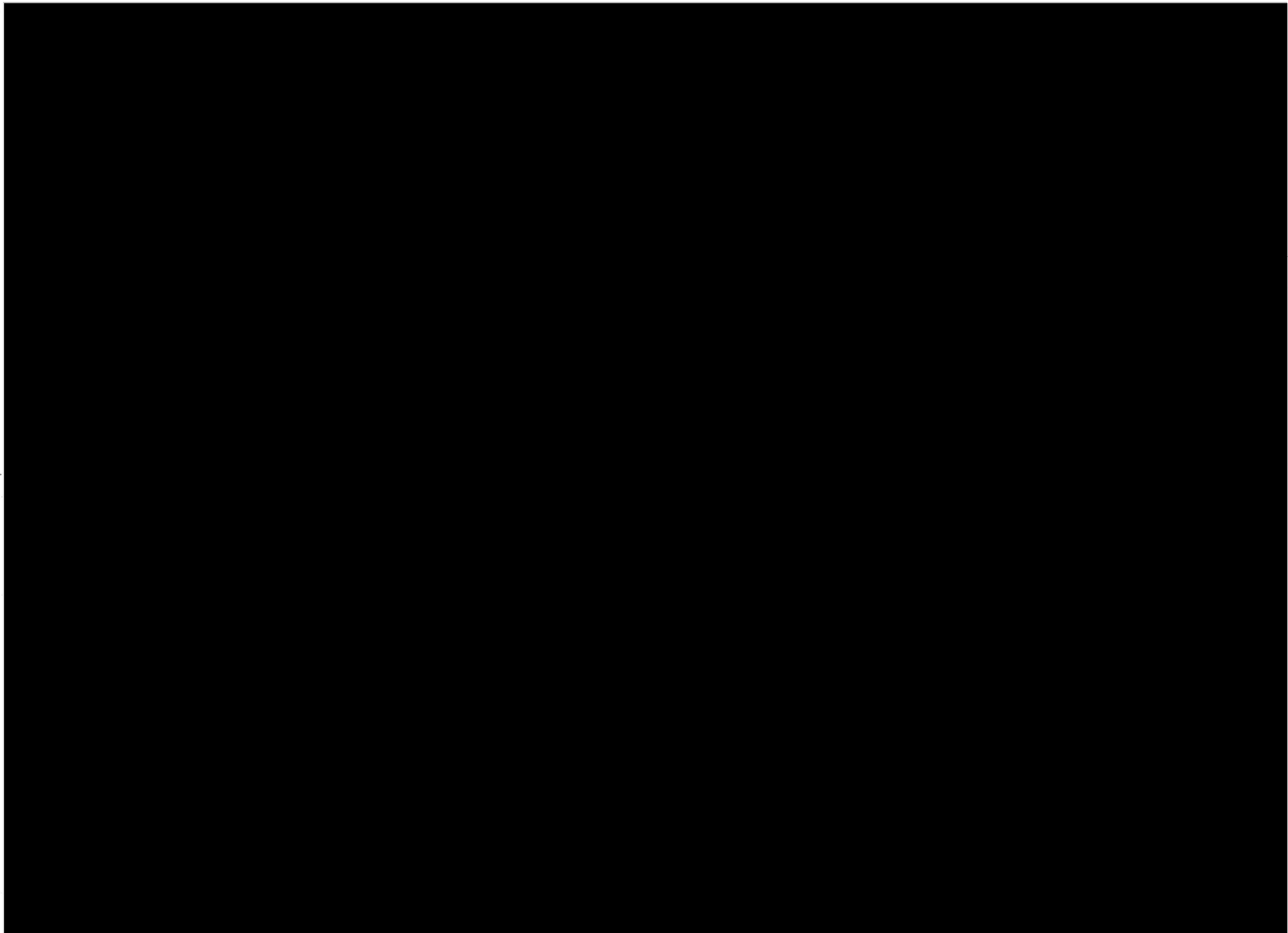


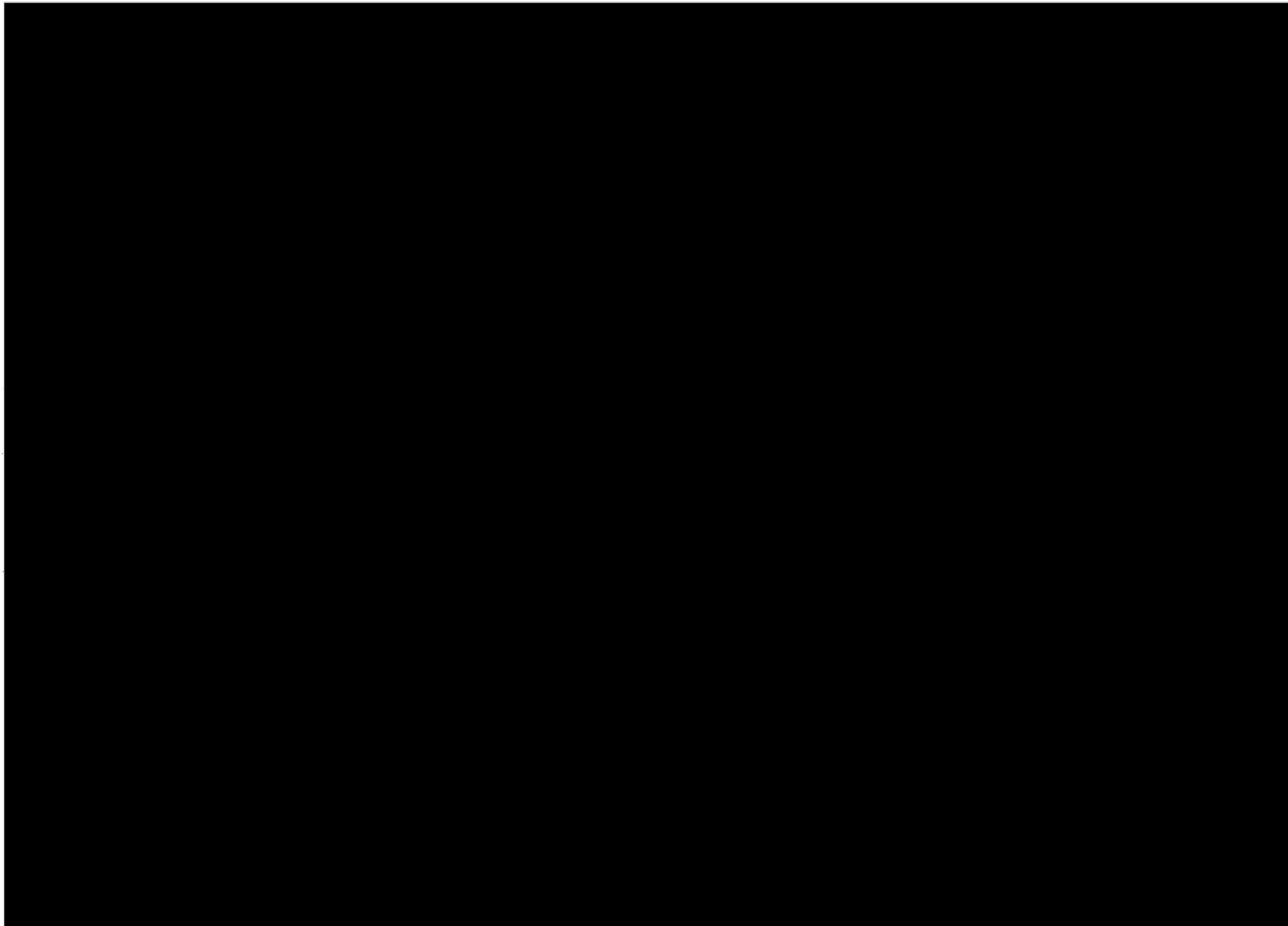


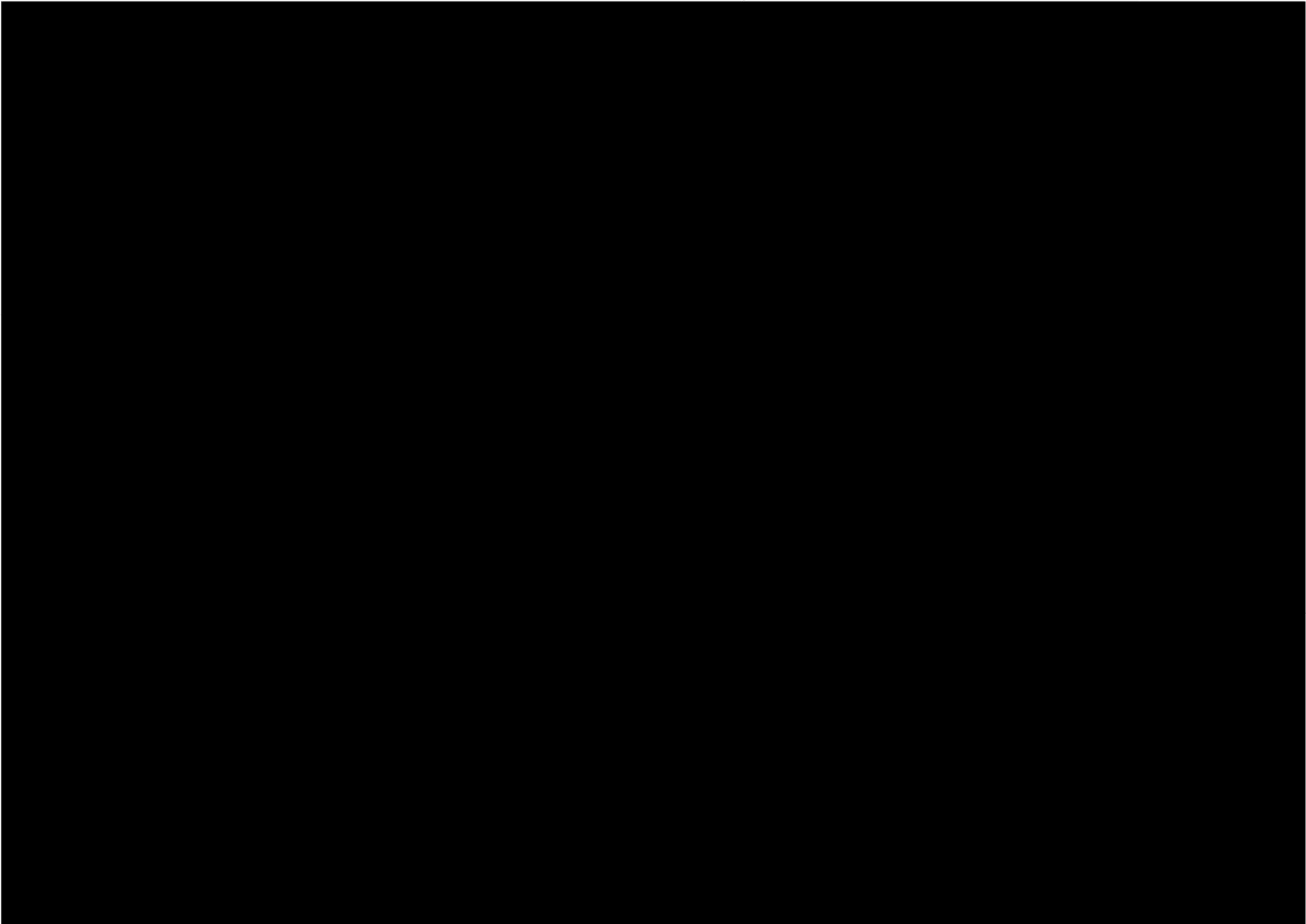


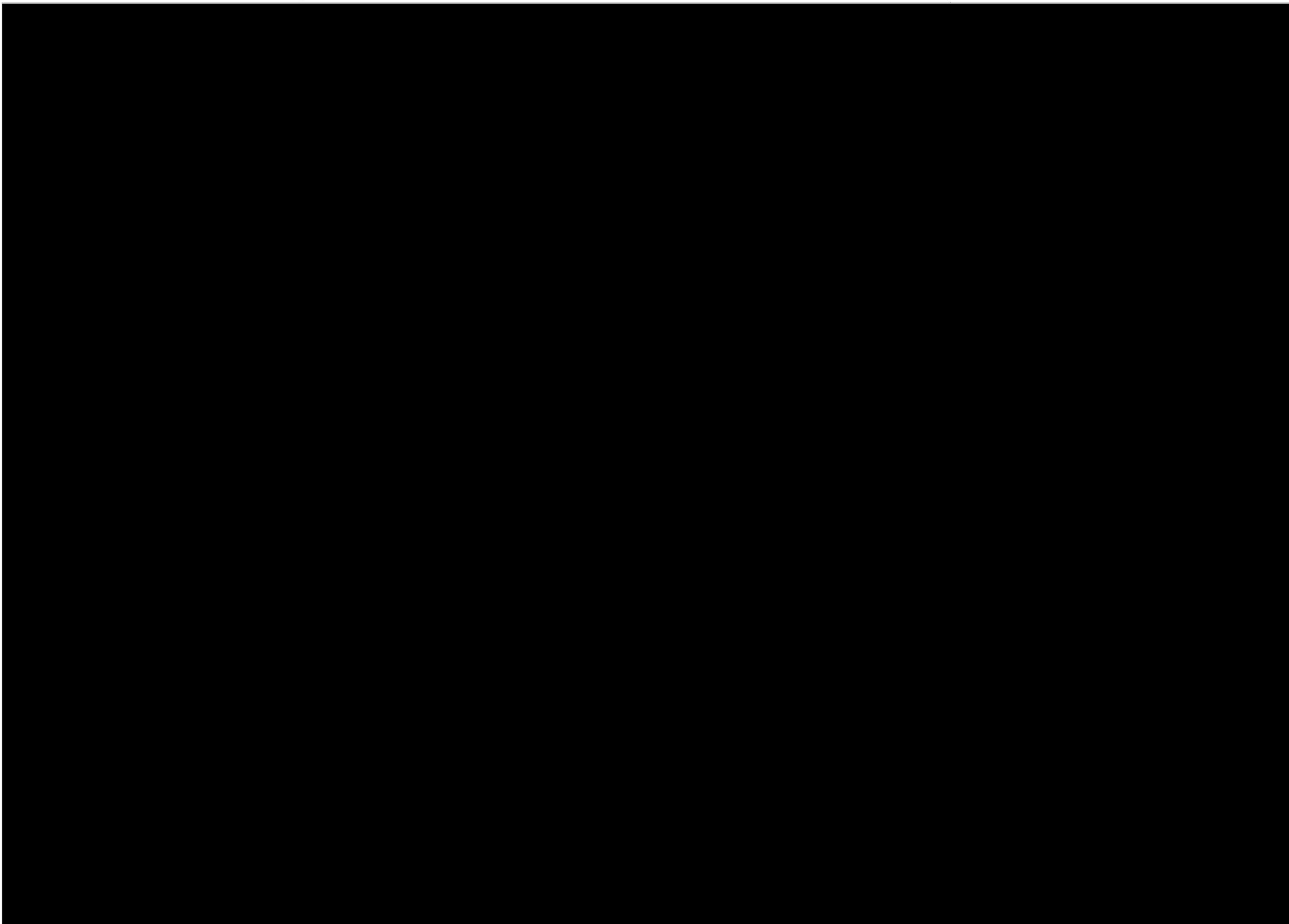




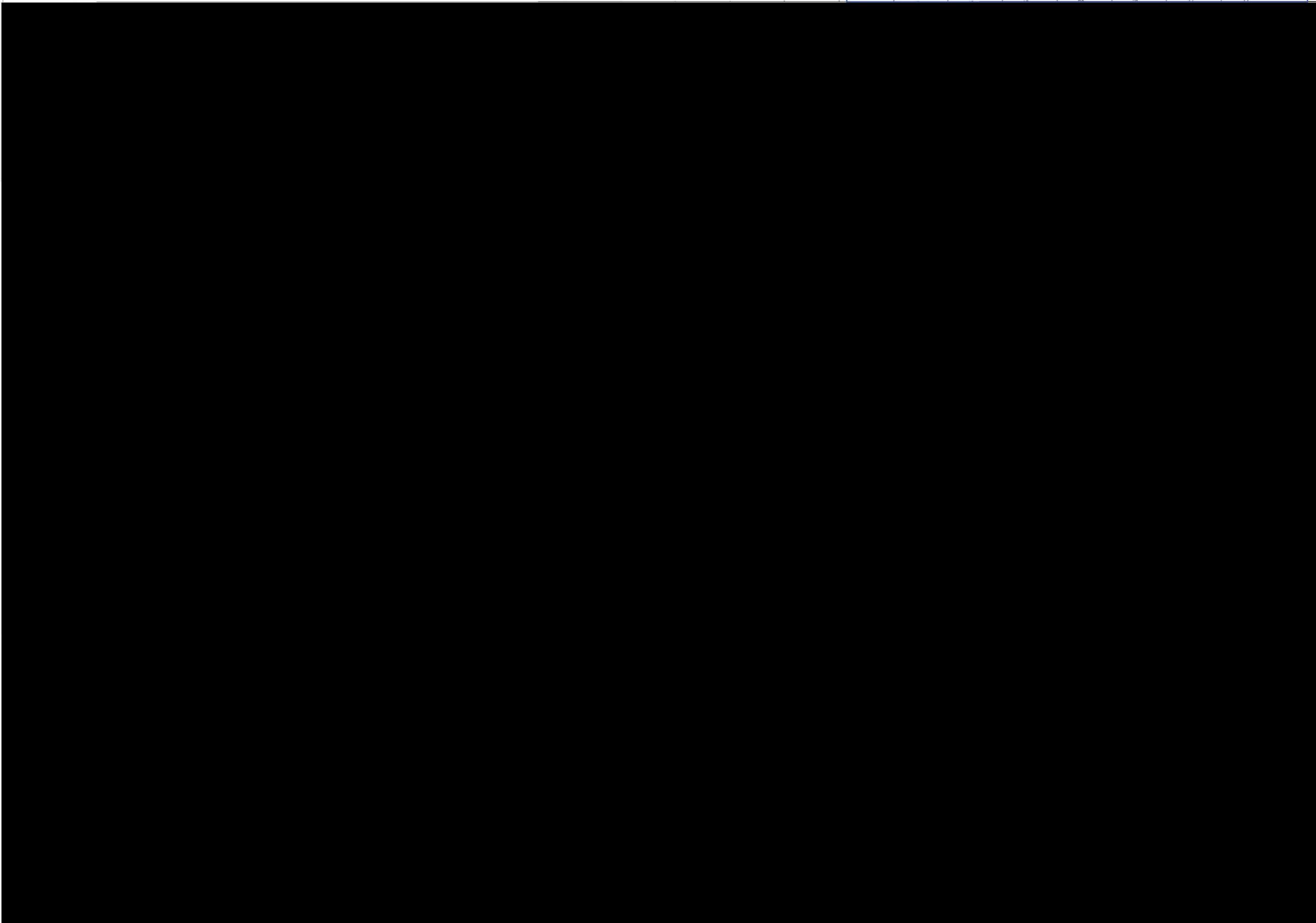




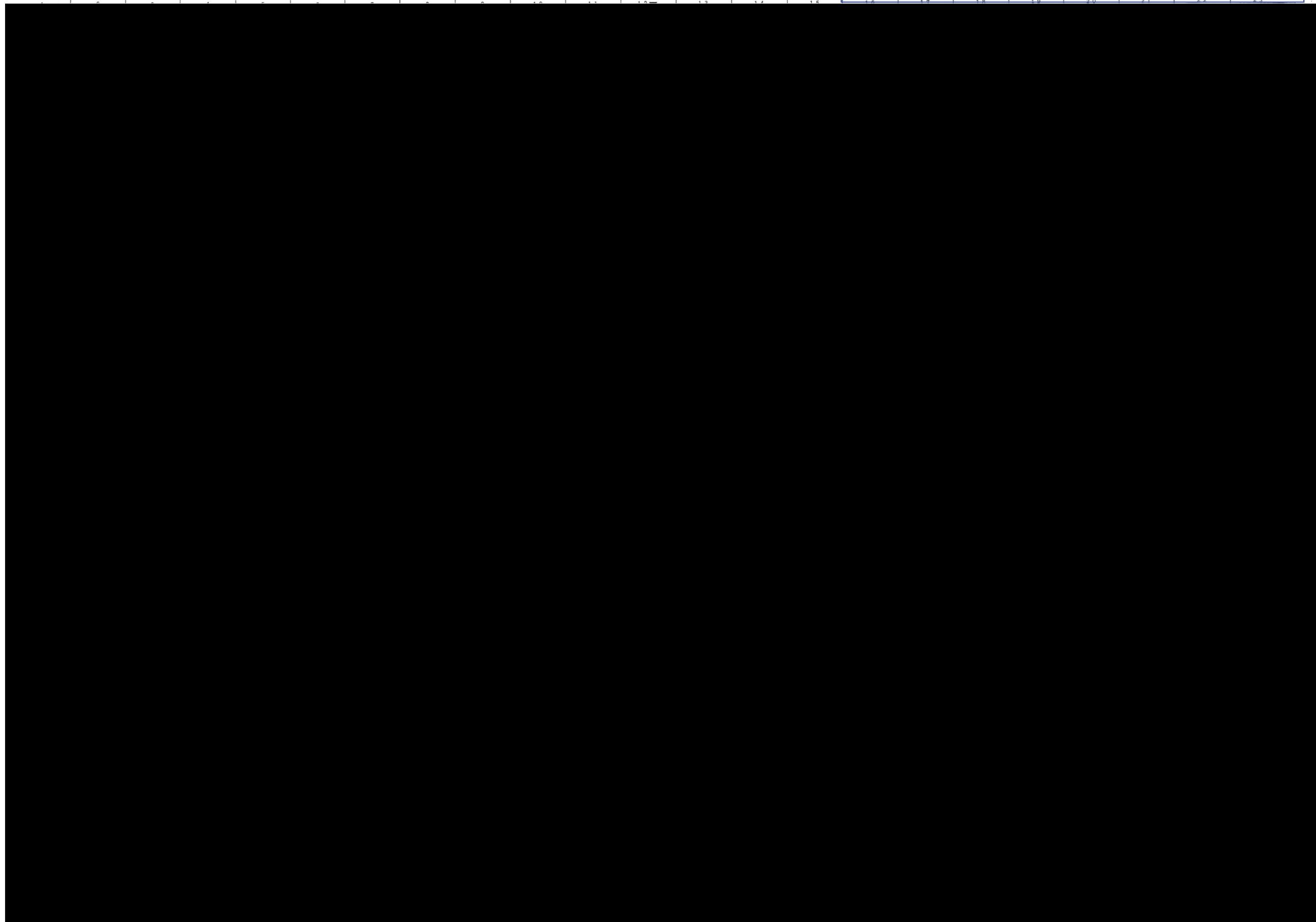


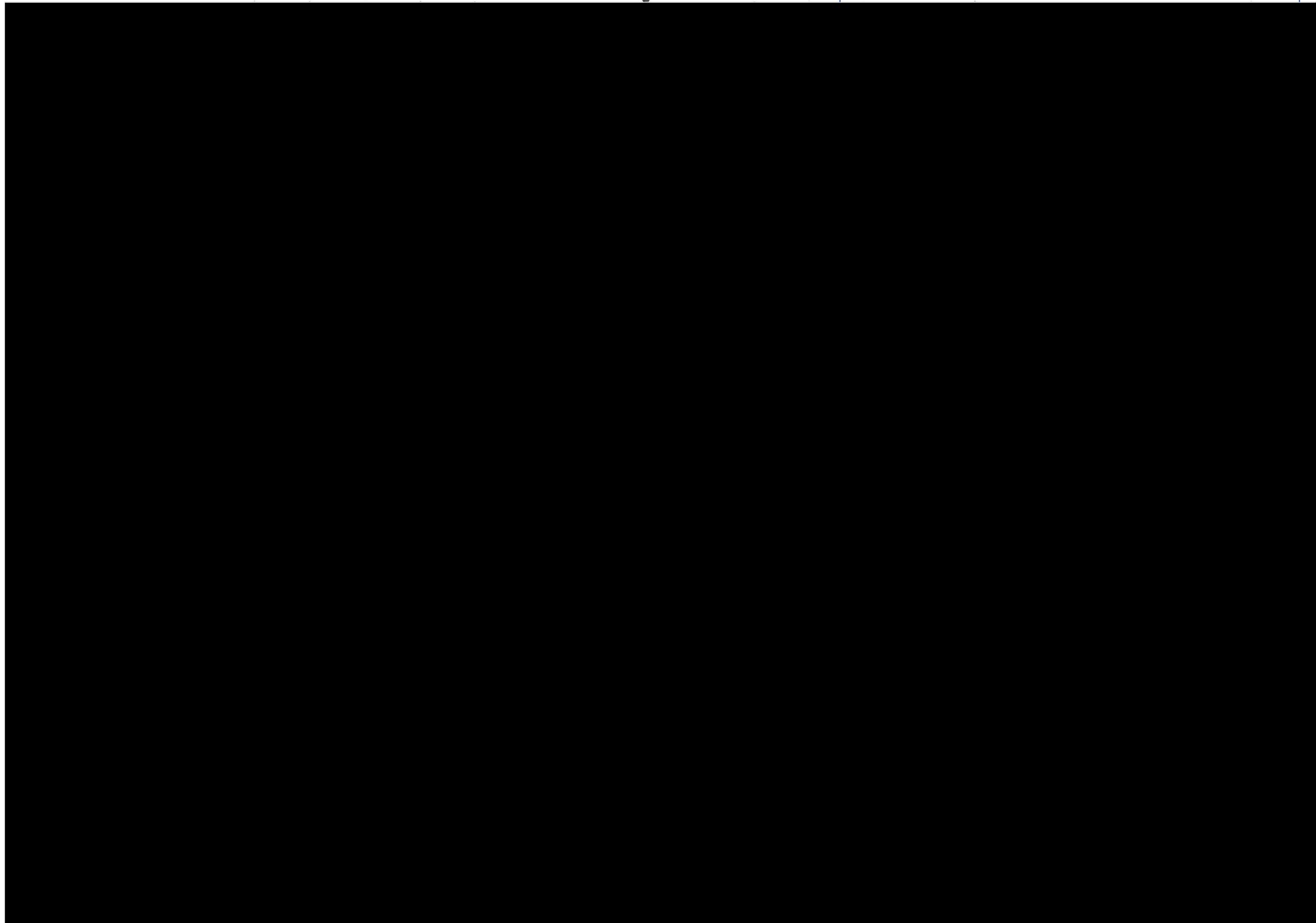


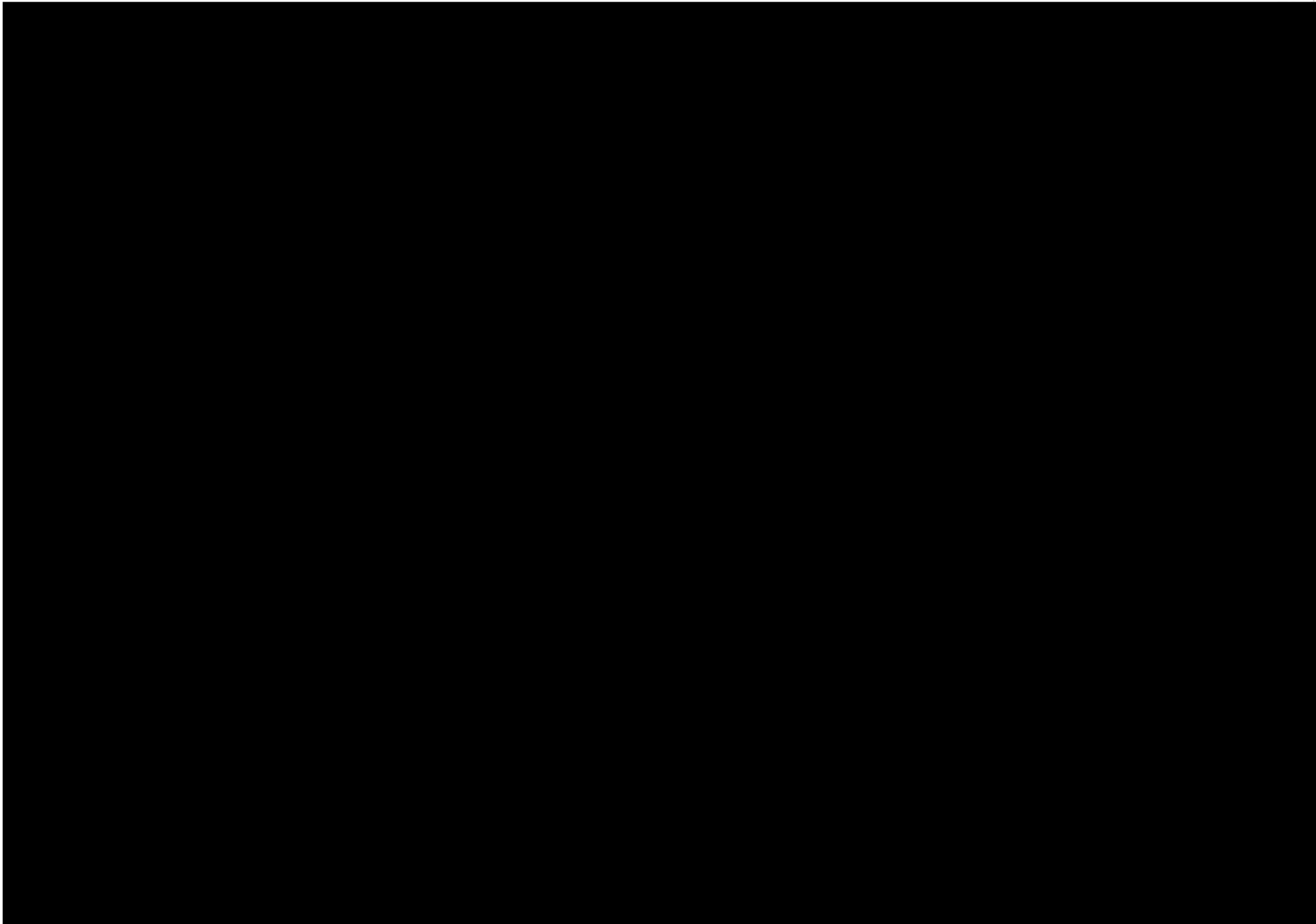
低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

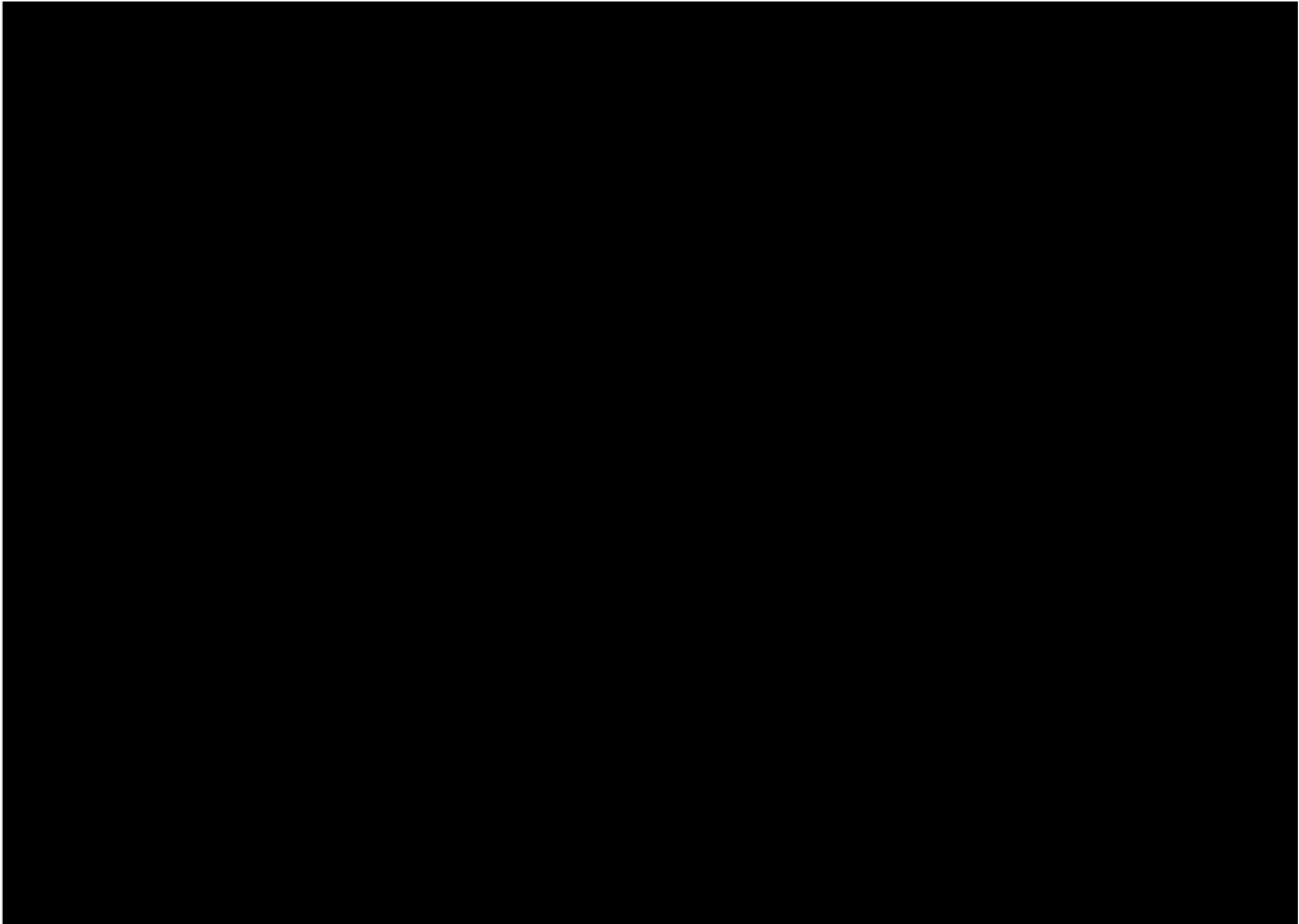


低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

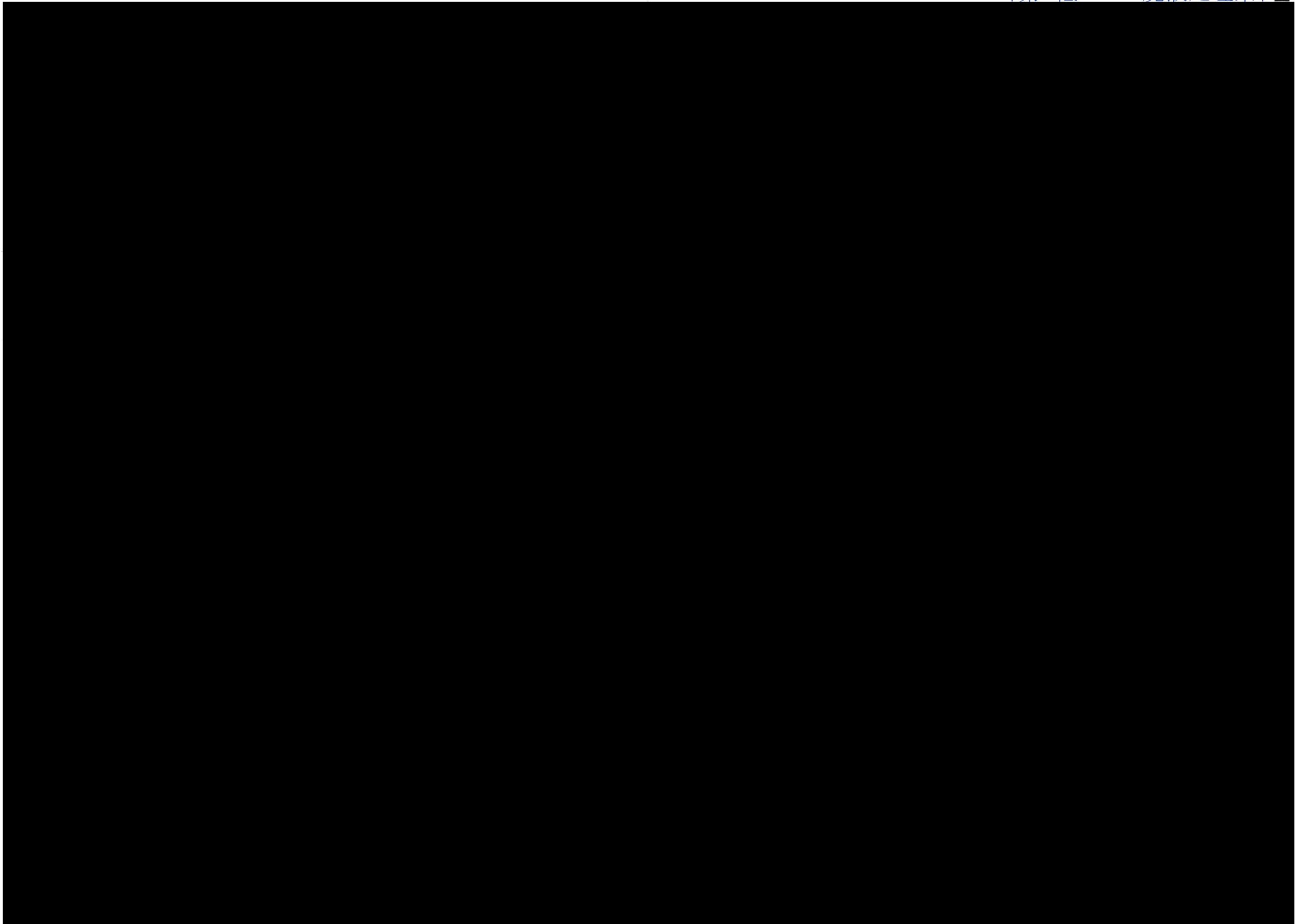


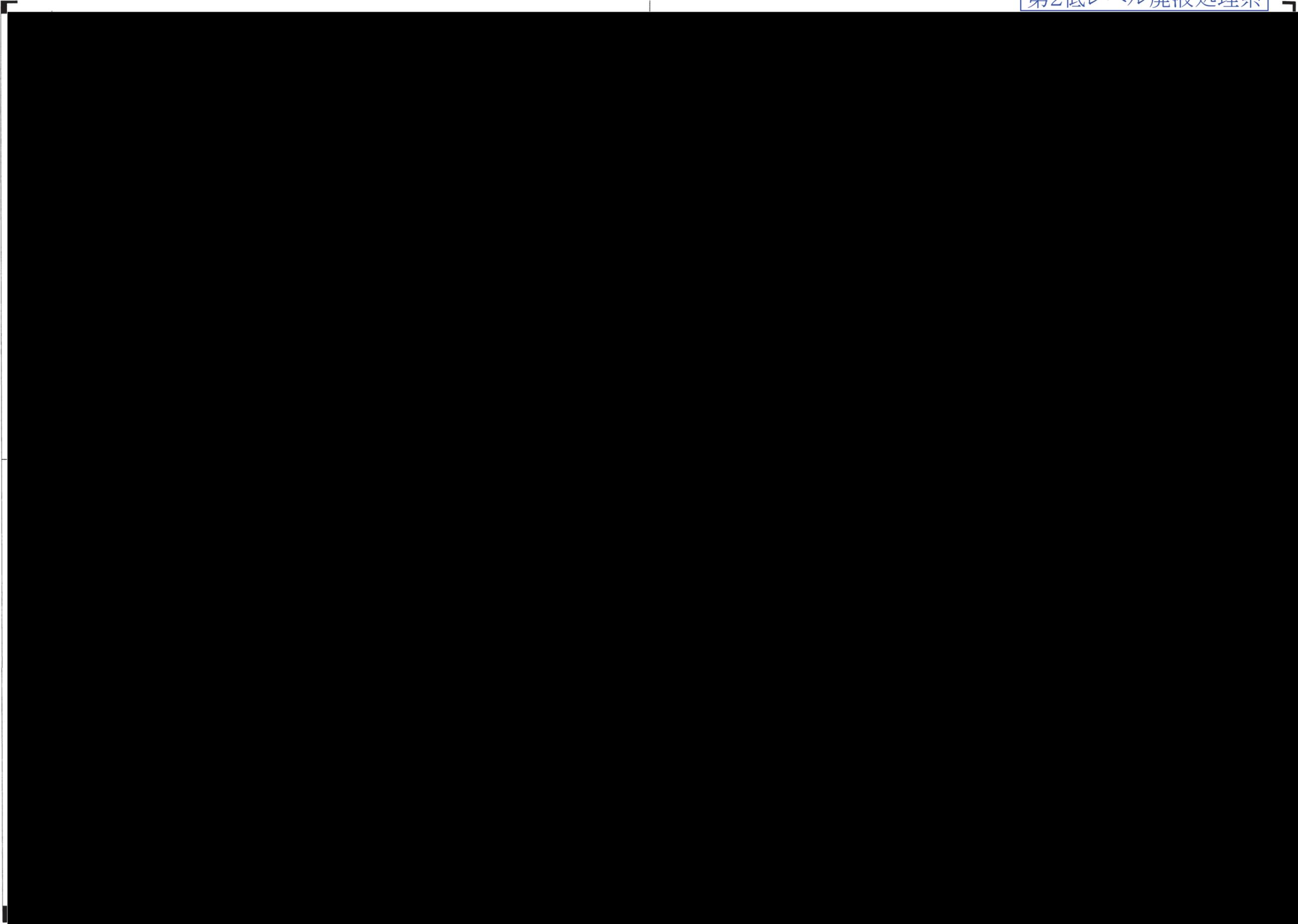


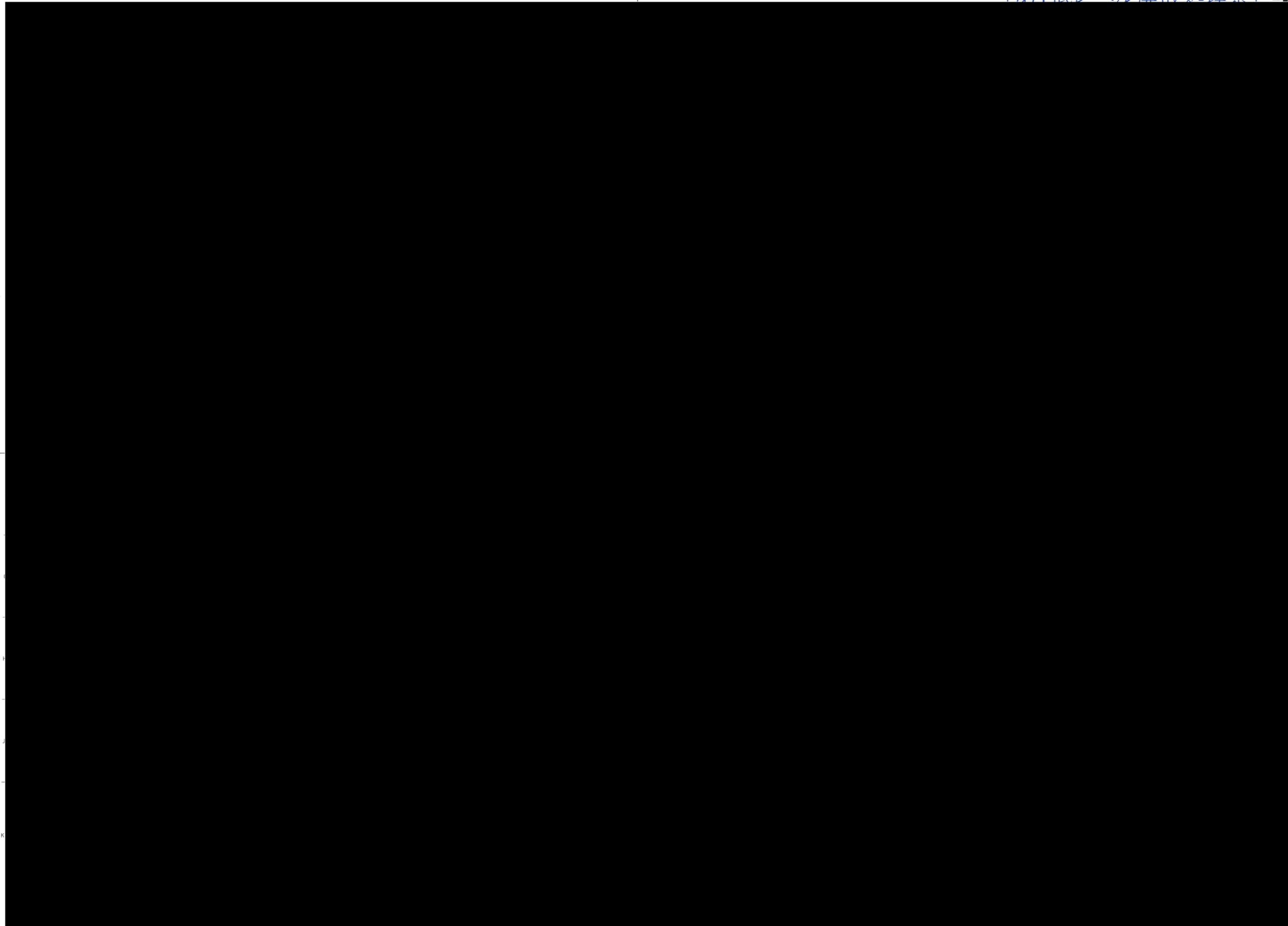


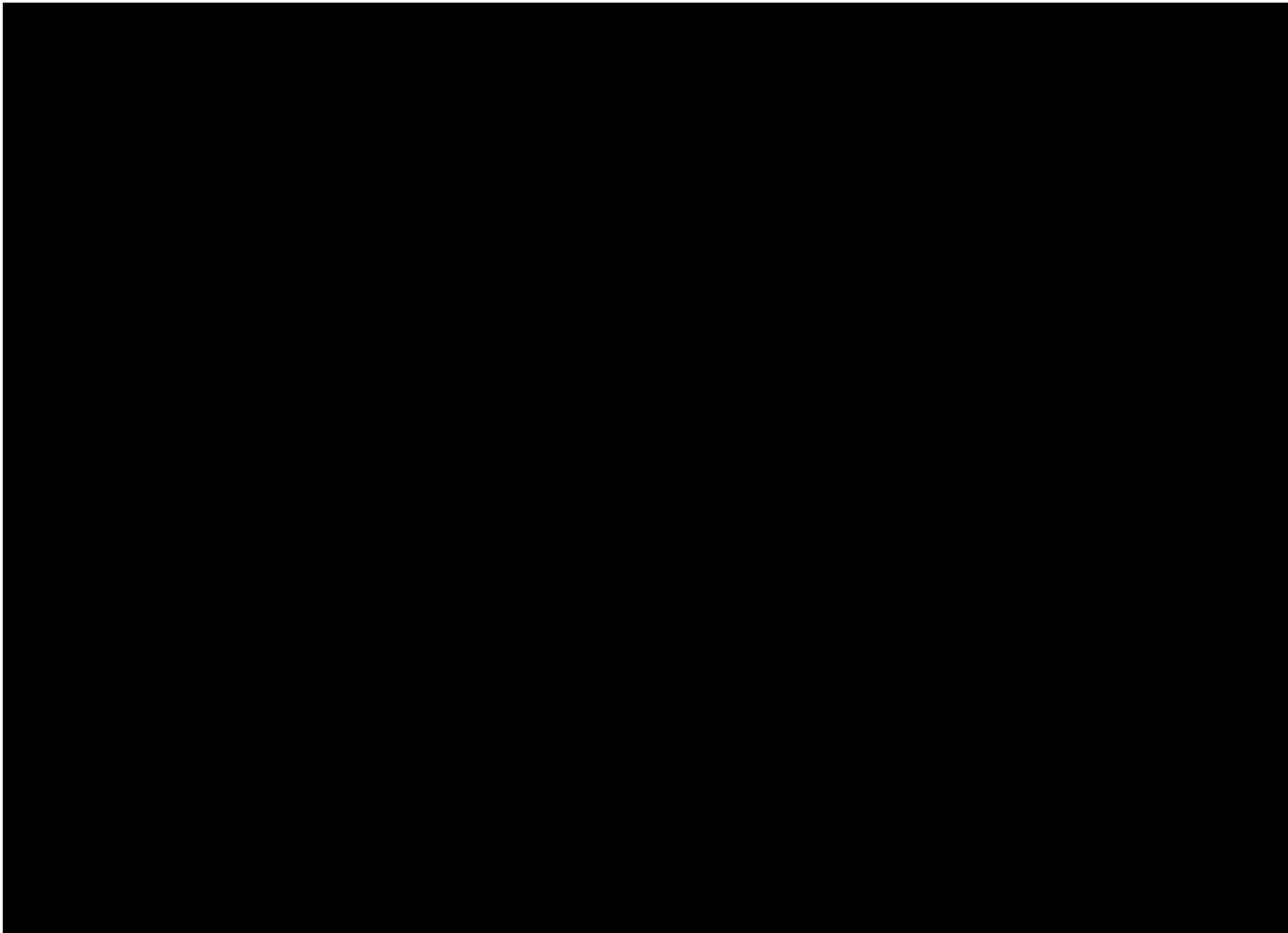


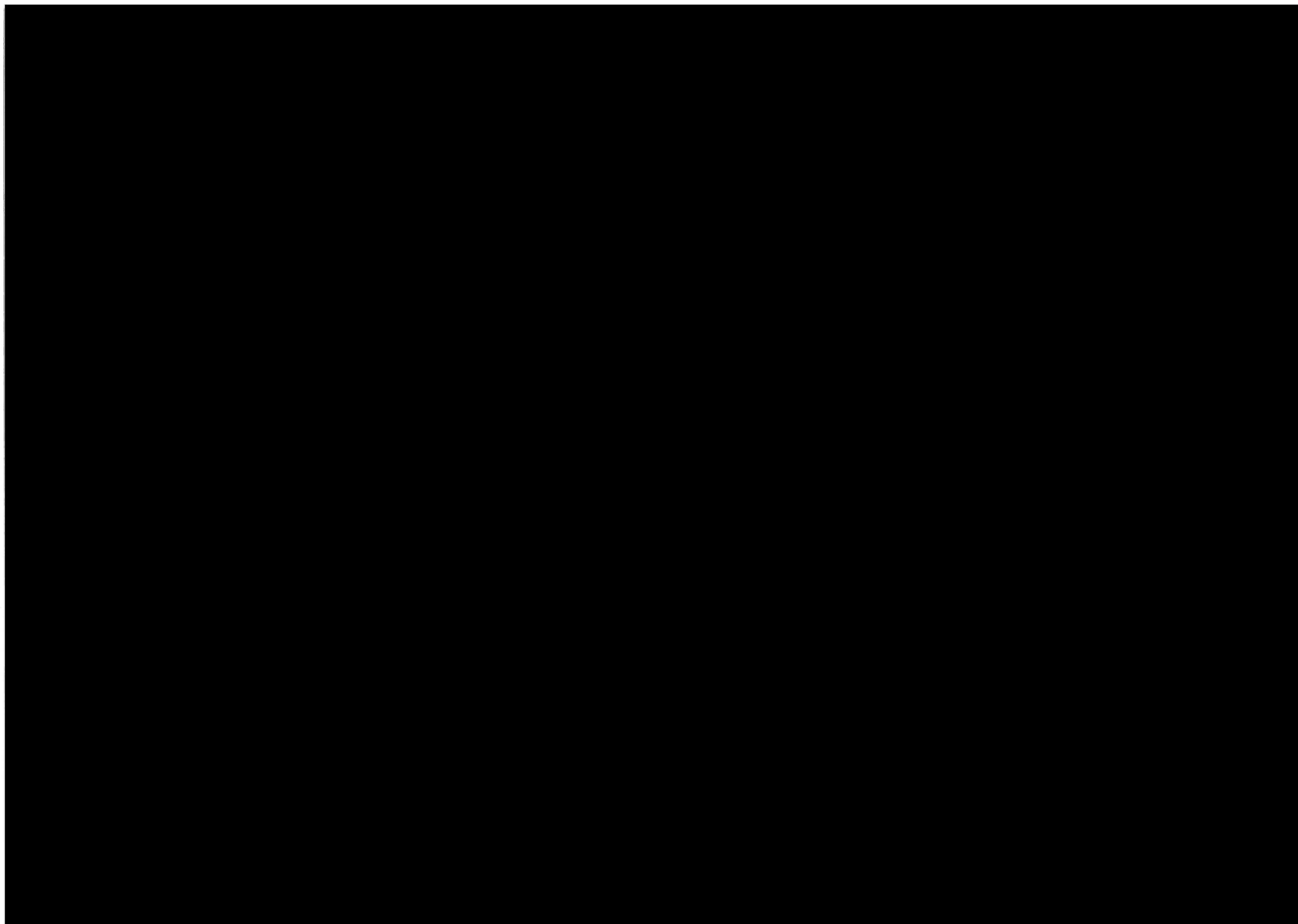
第2低レベル廃液処理系

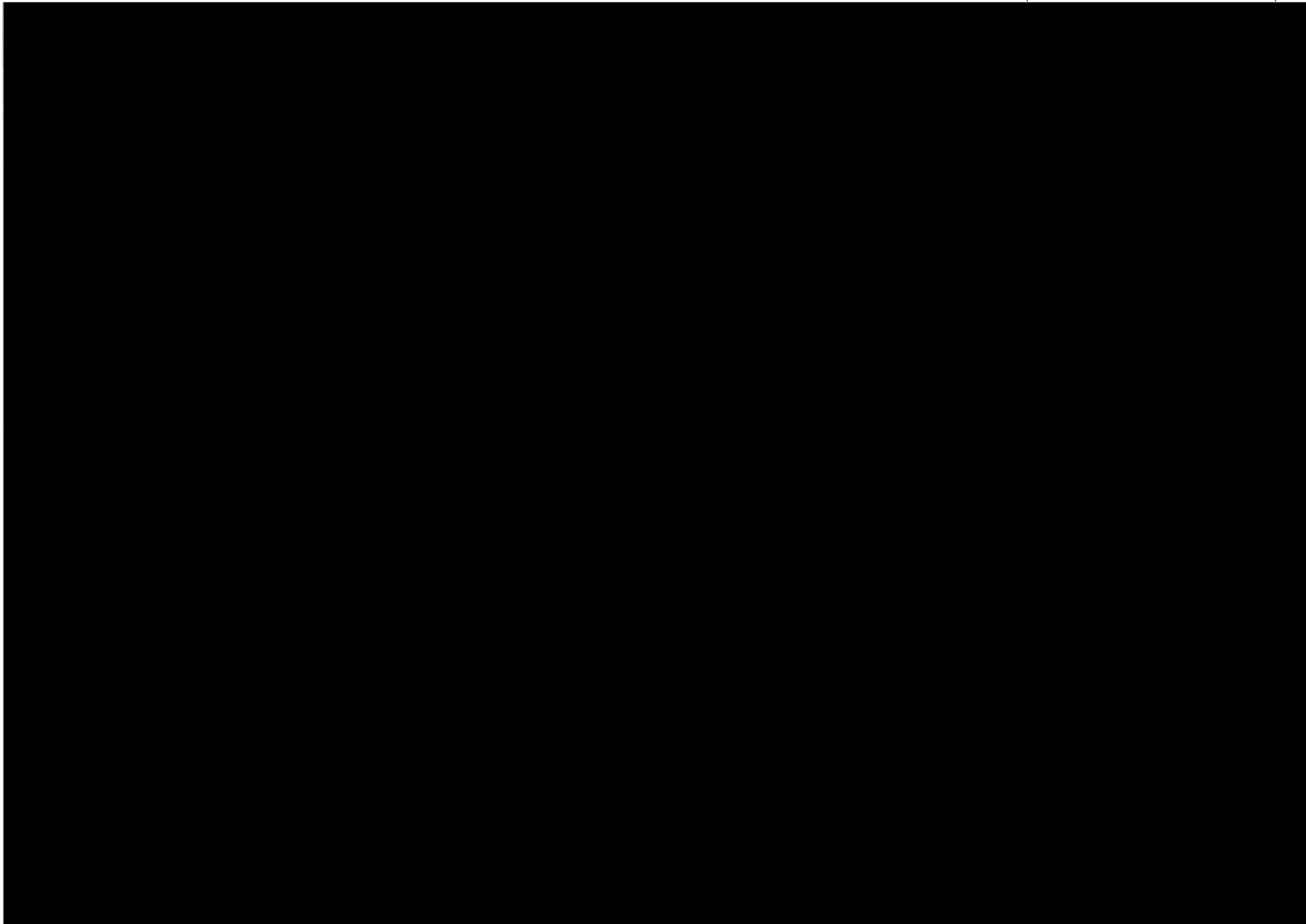


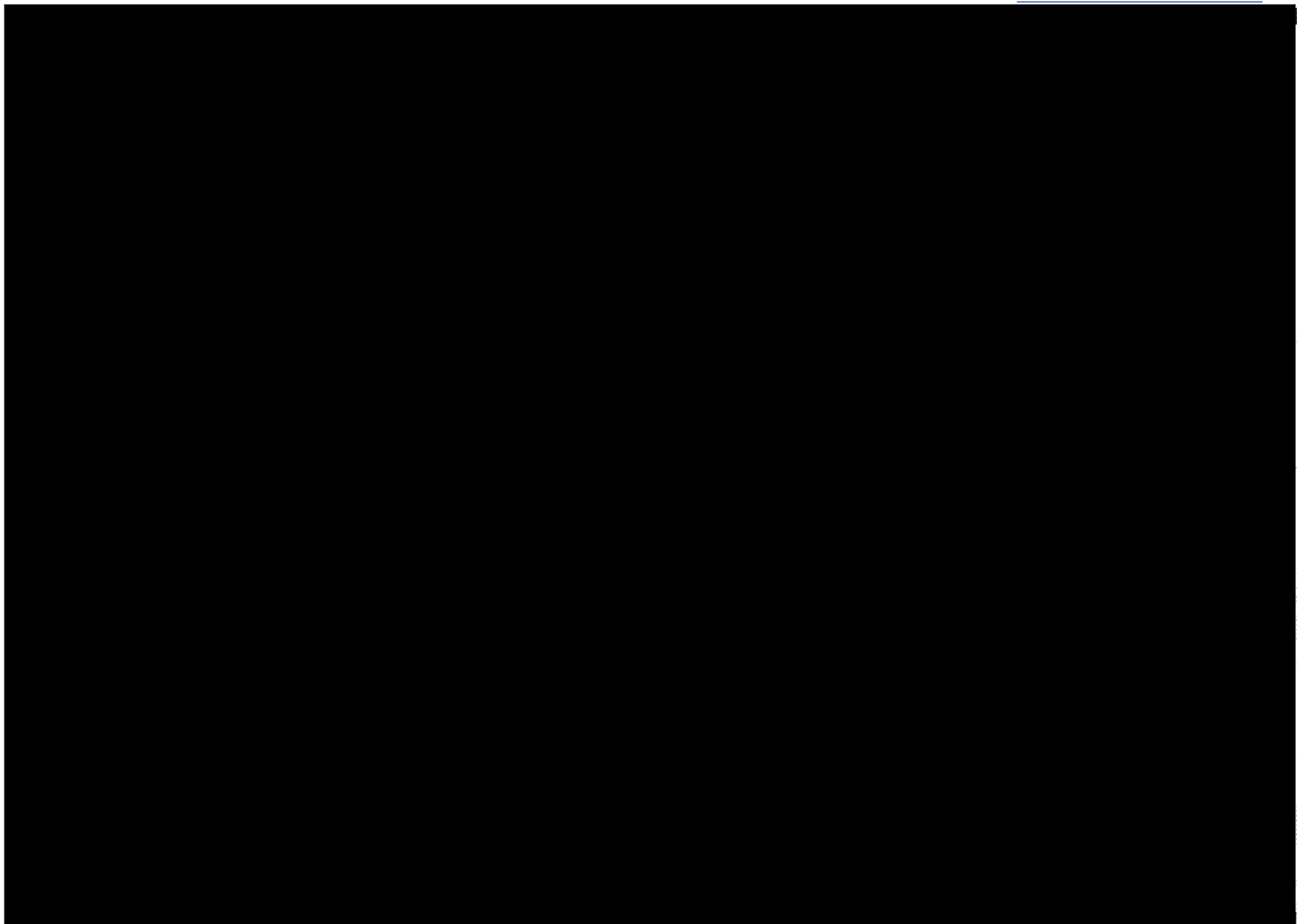


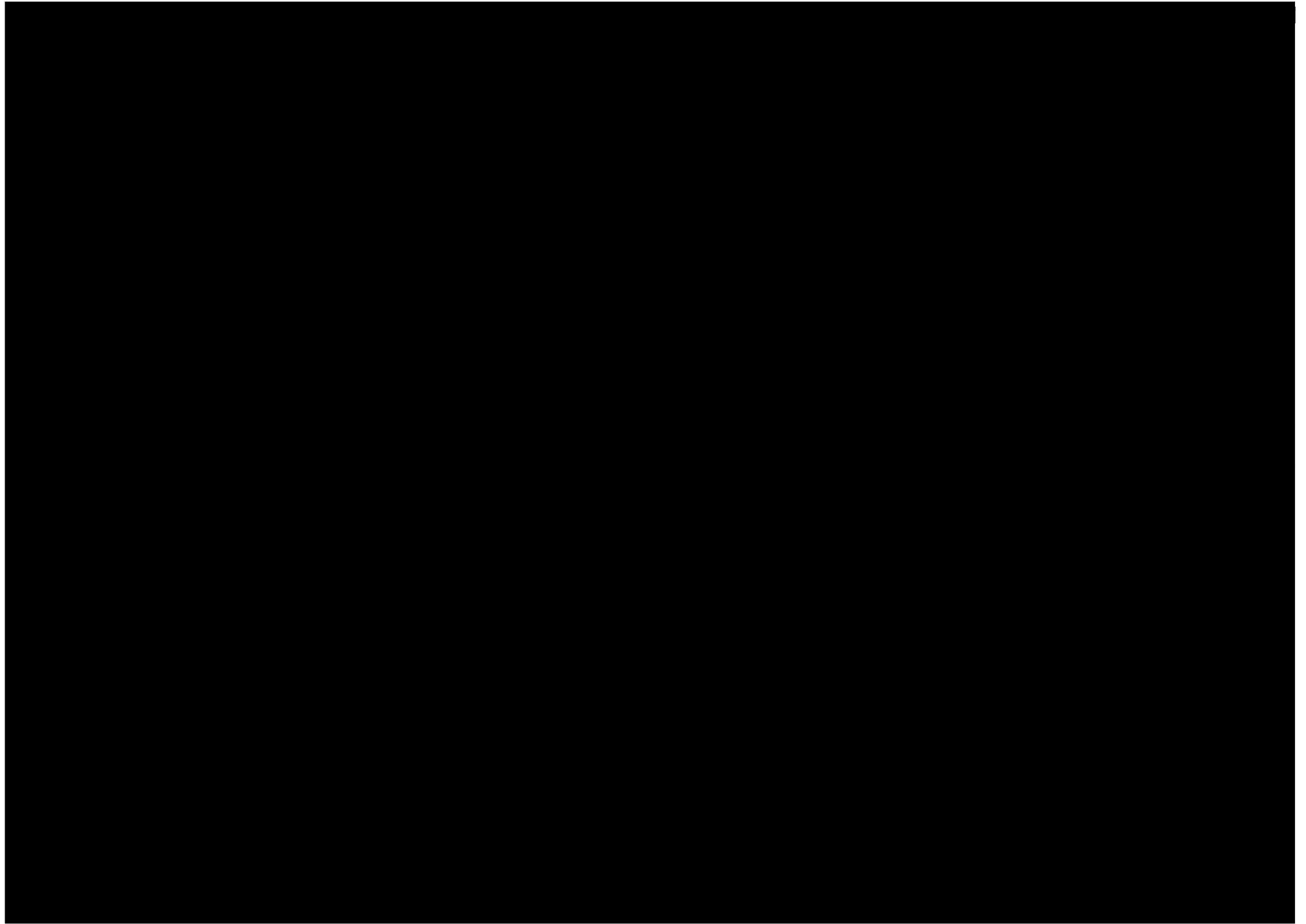


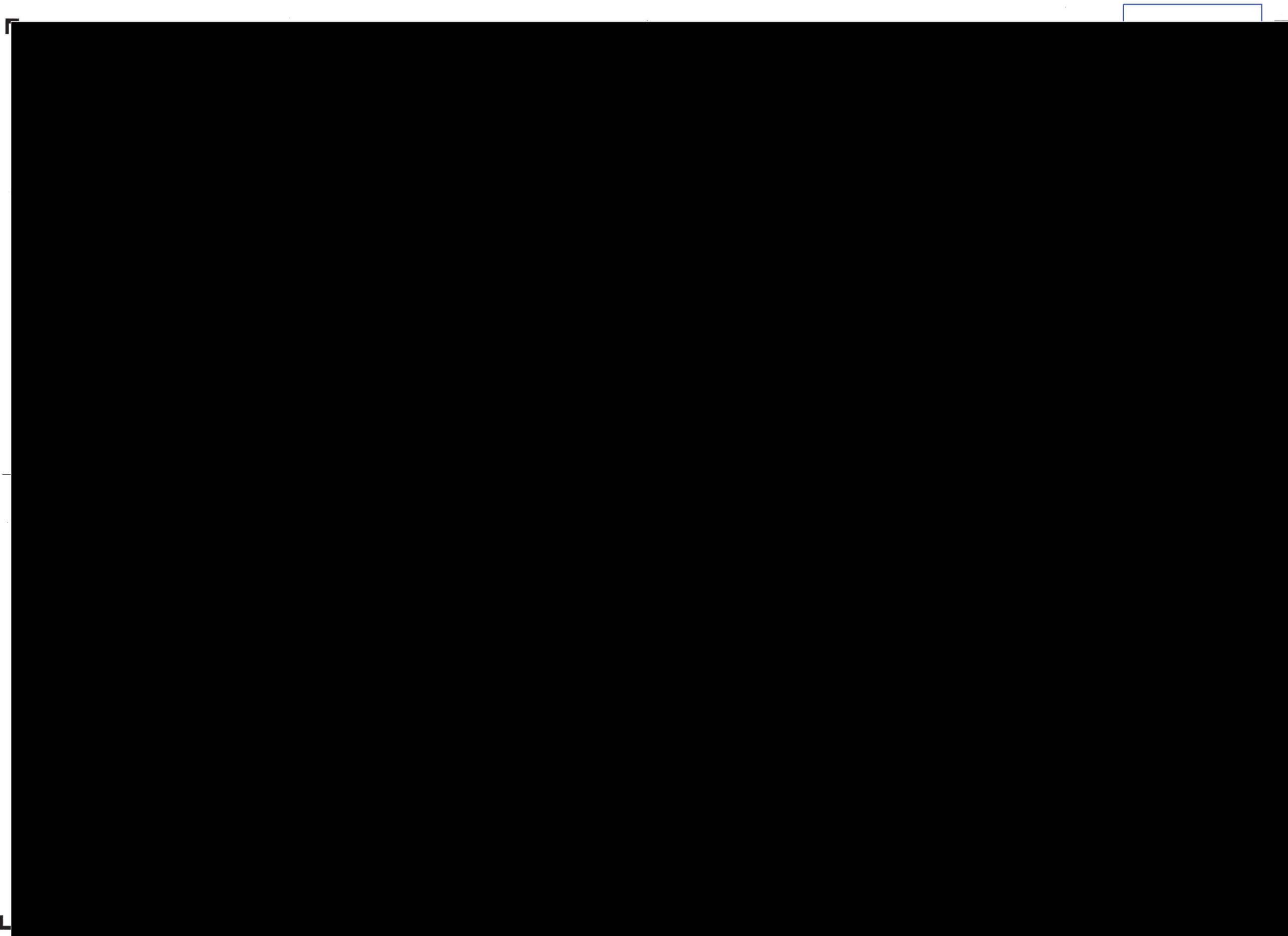


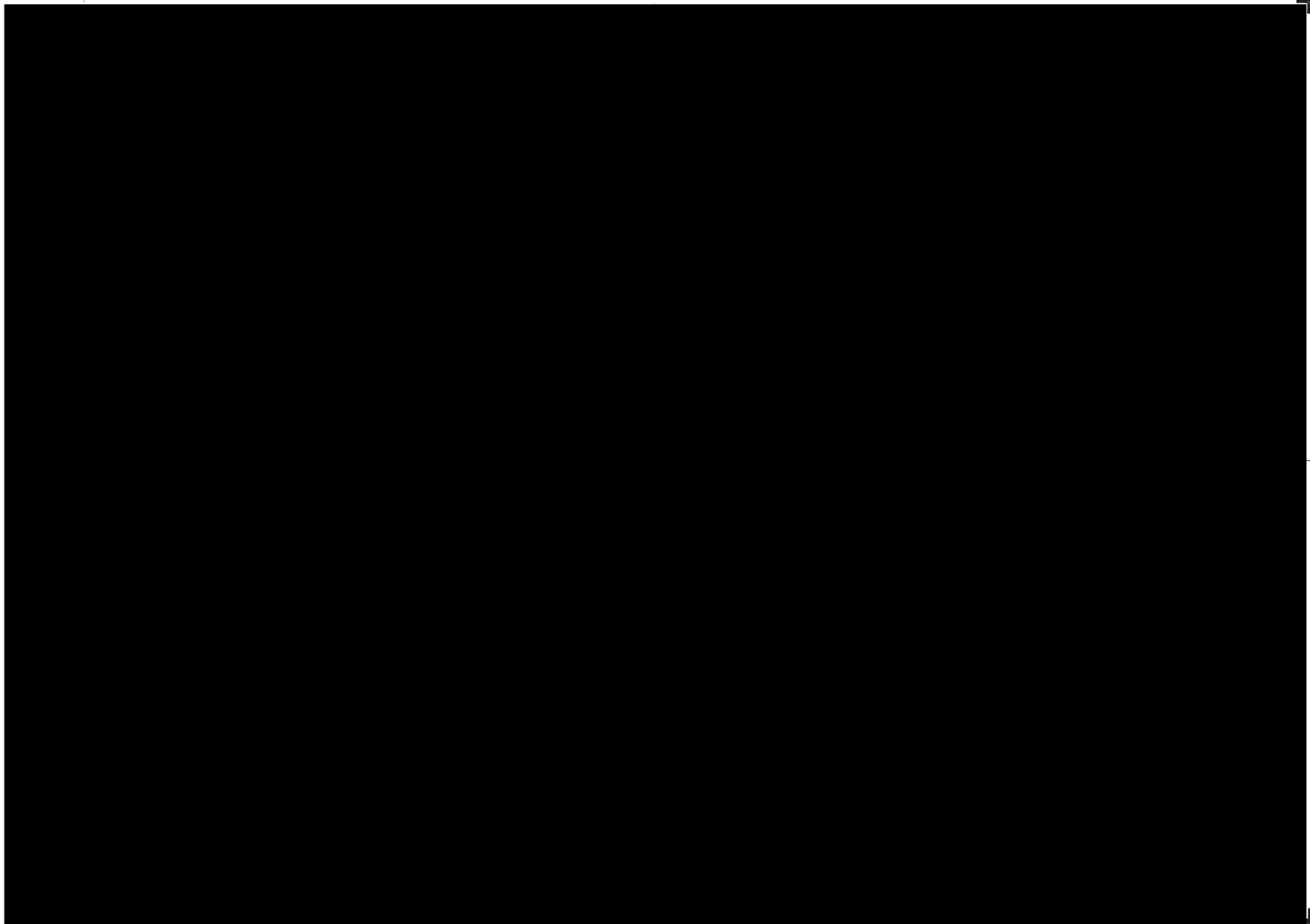


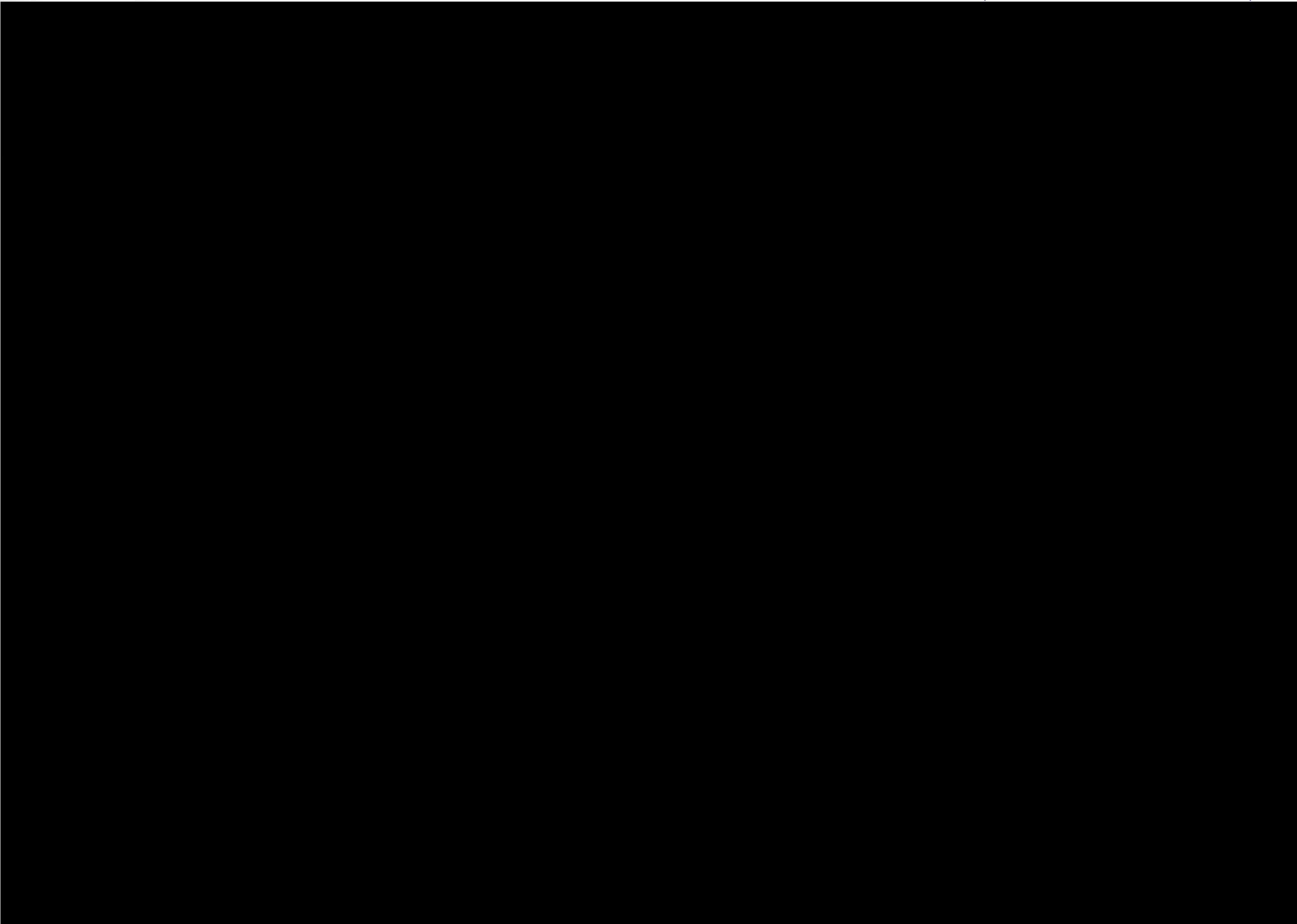




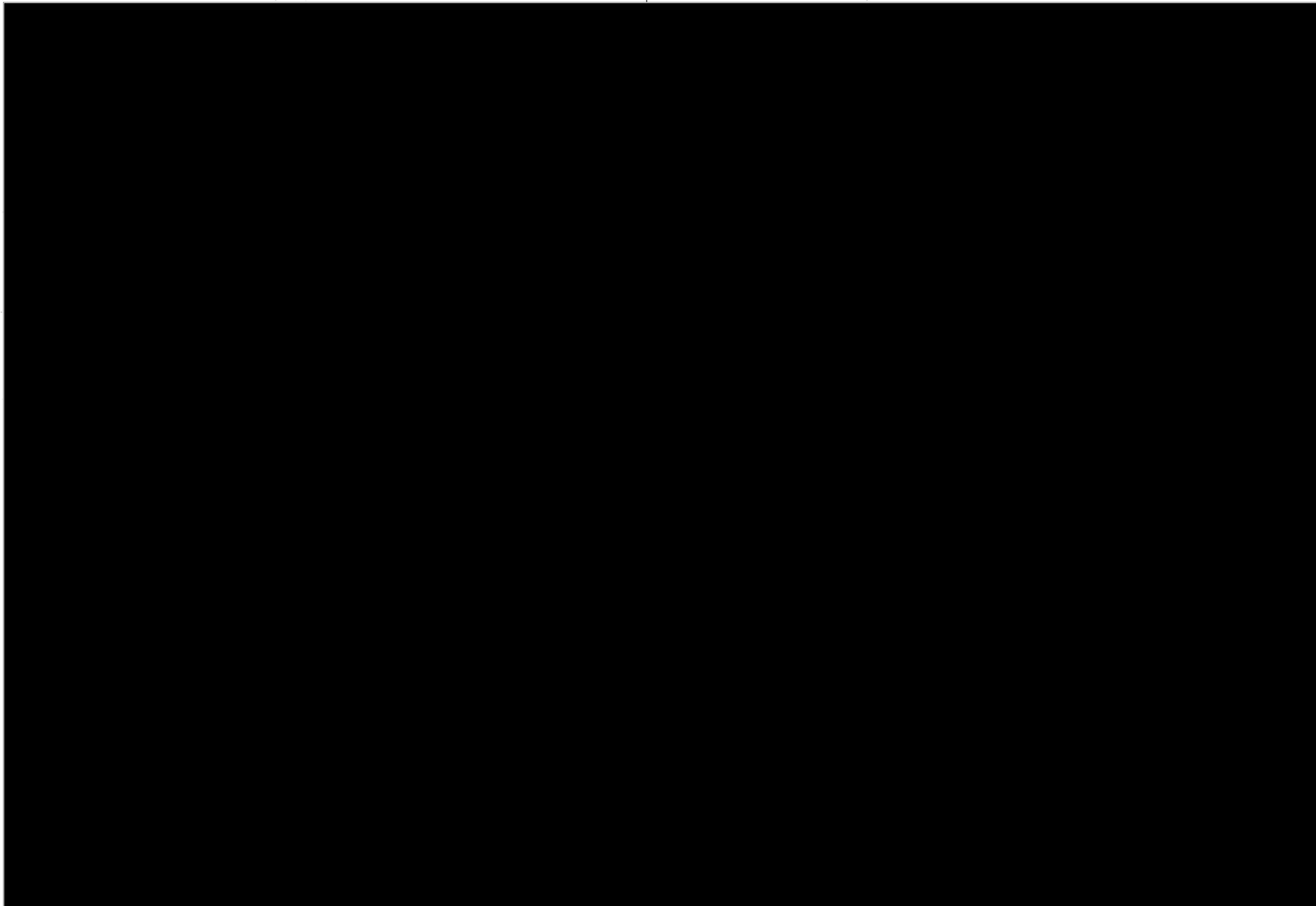


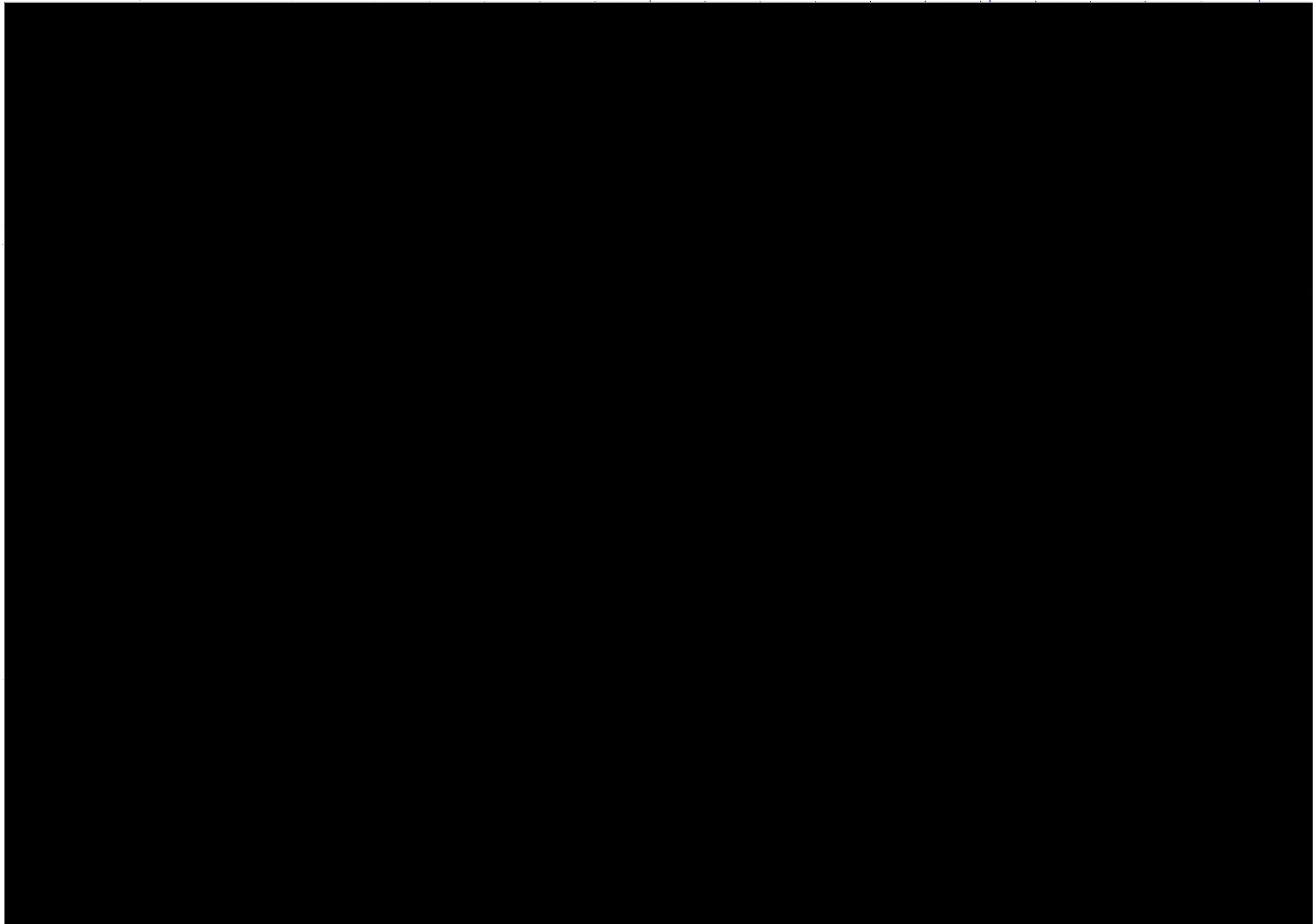


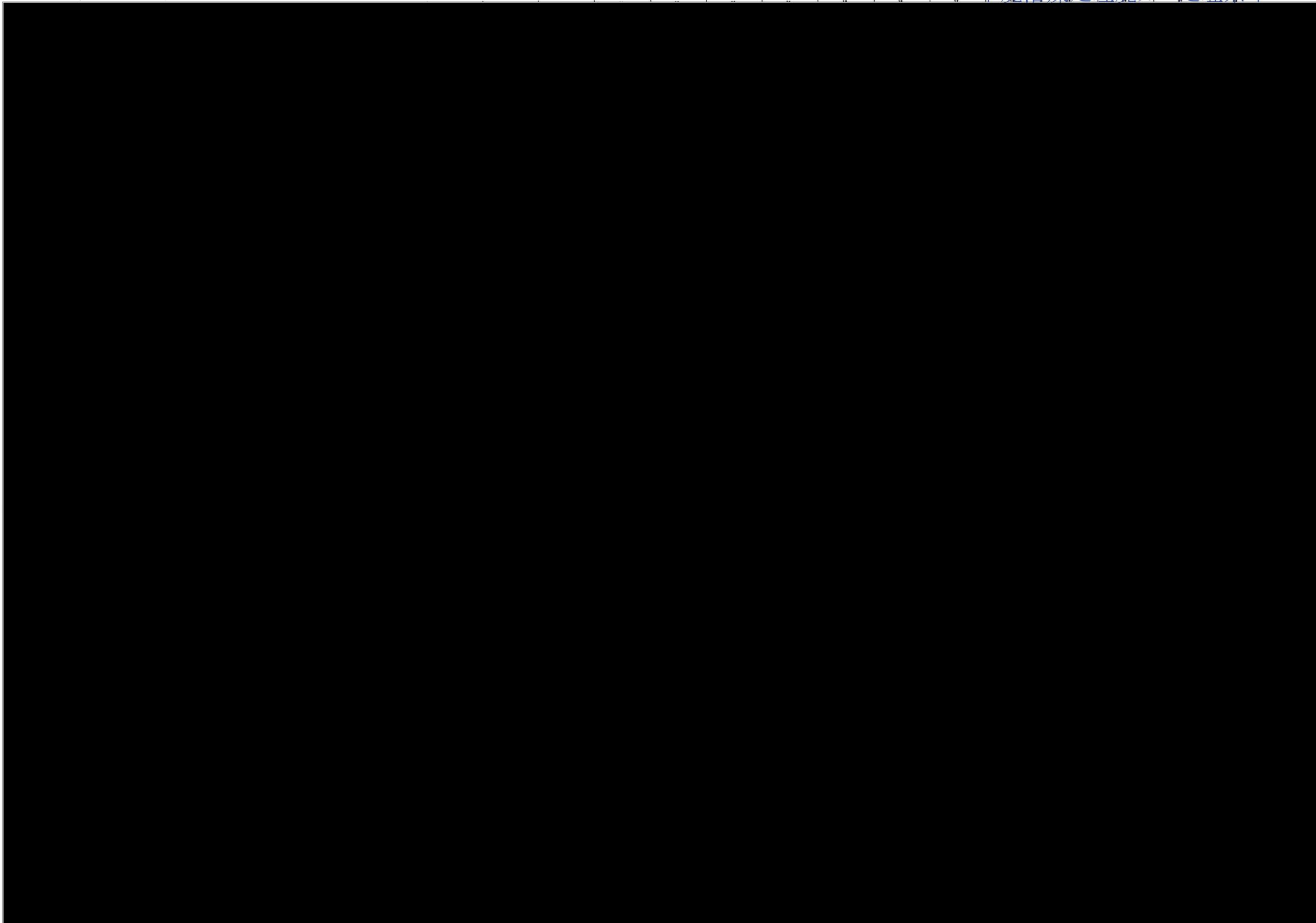


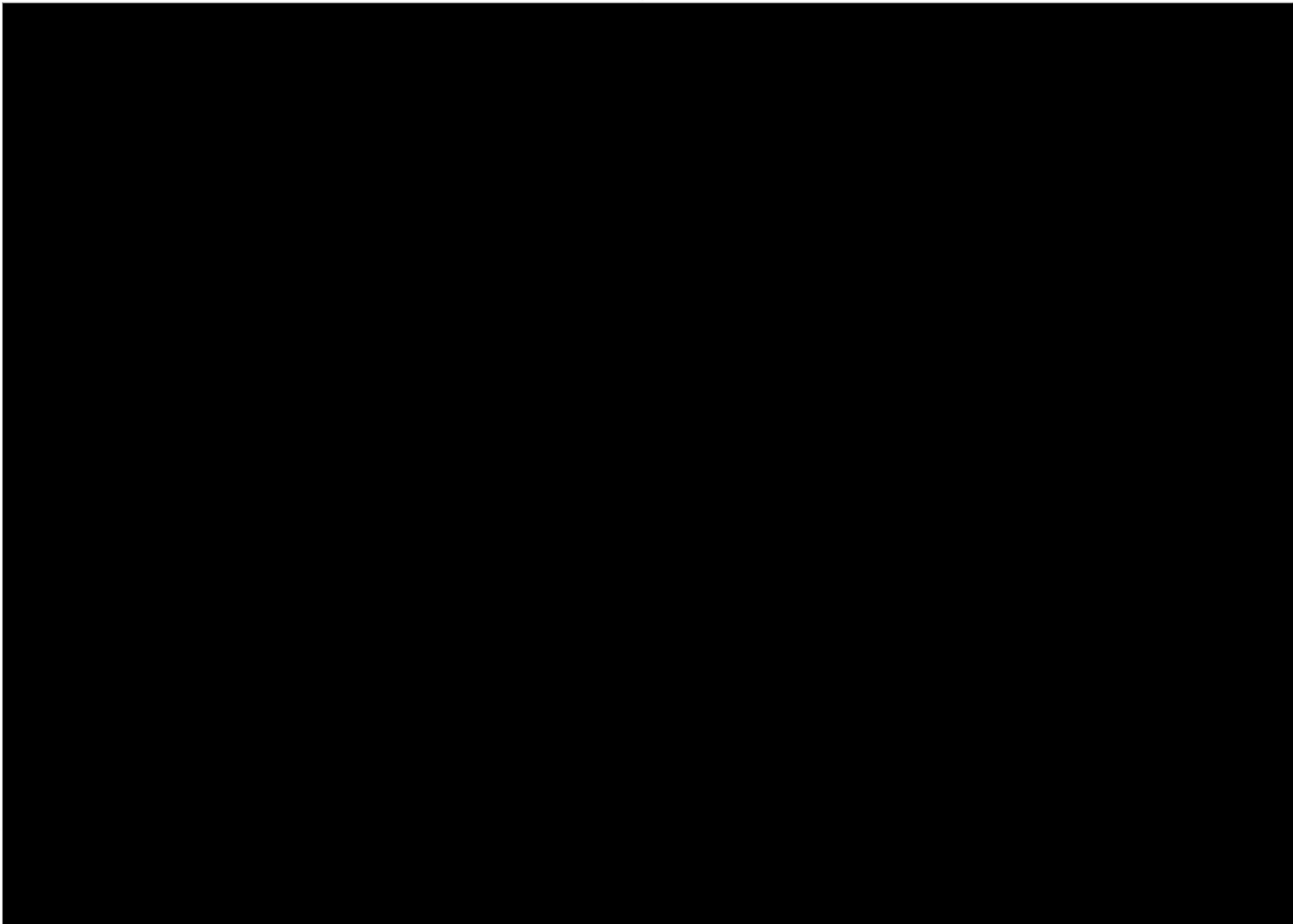


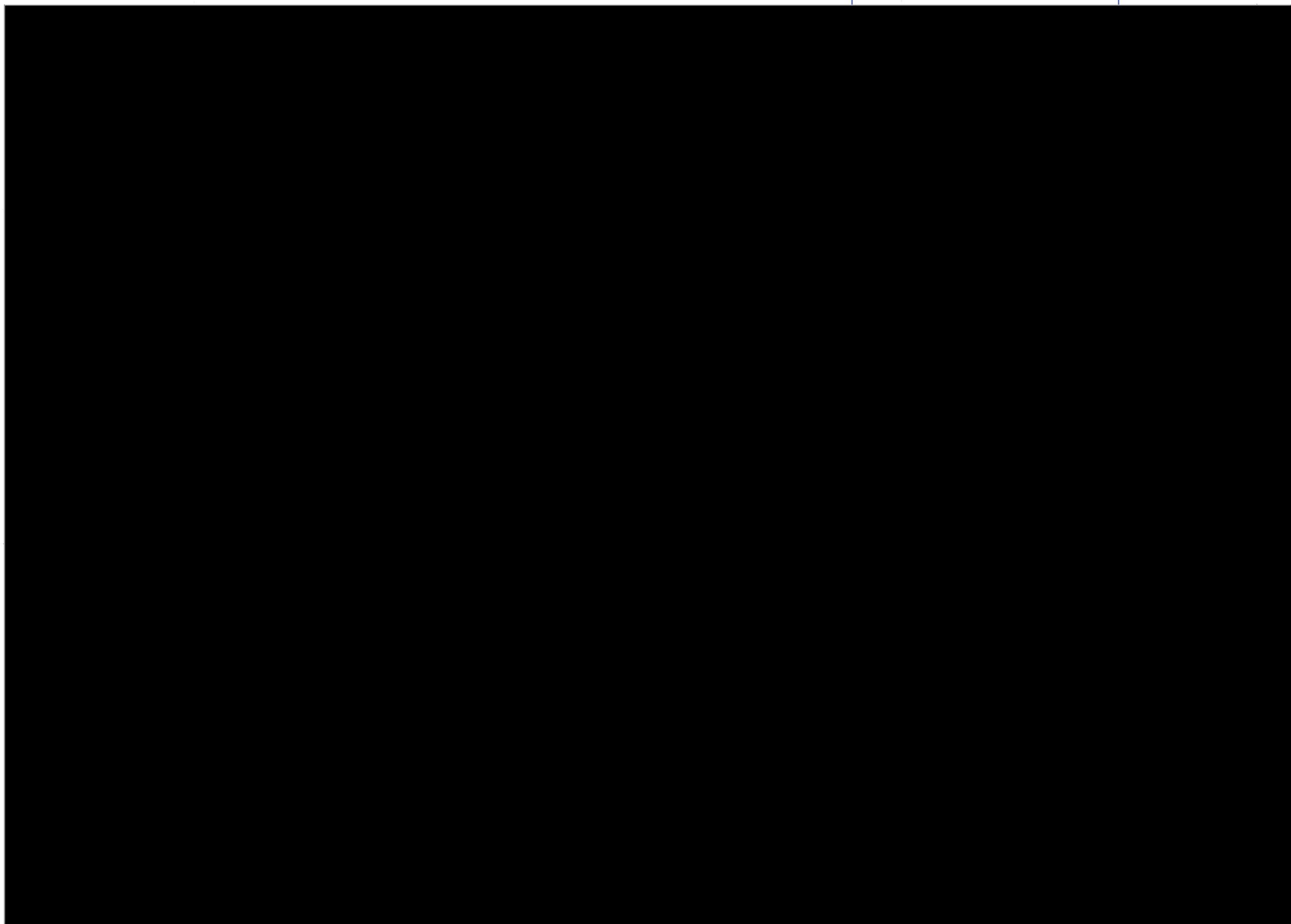


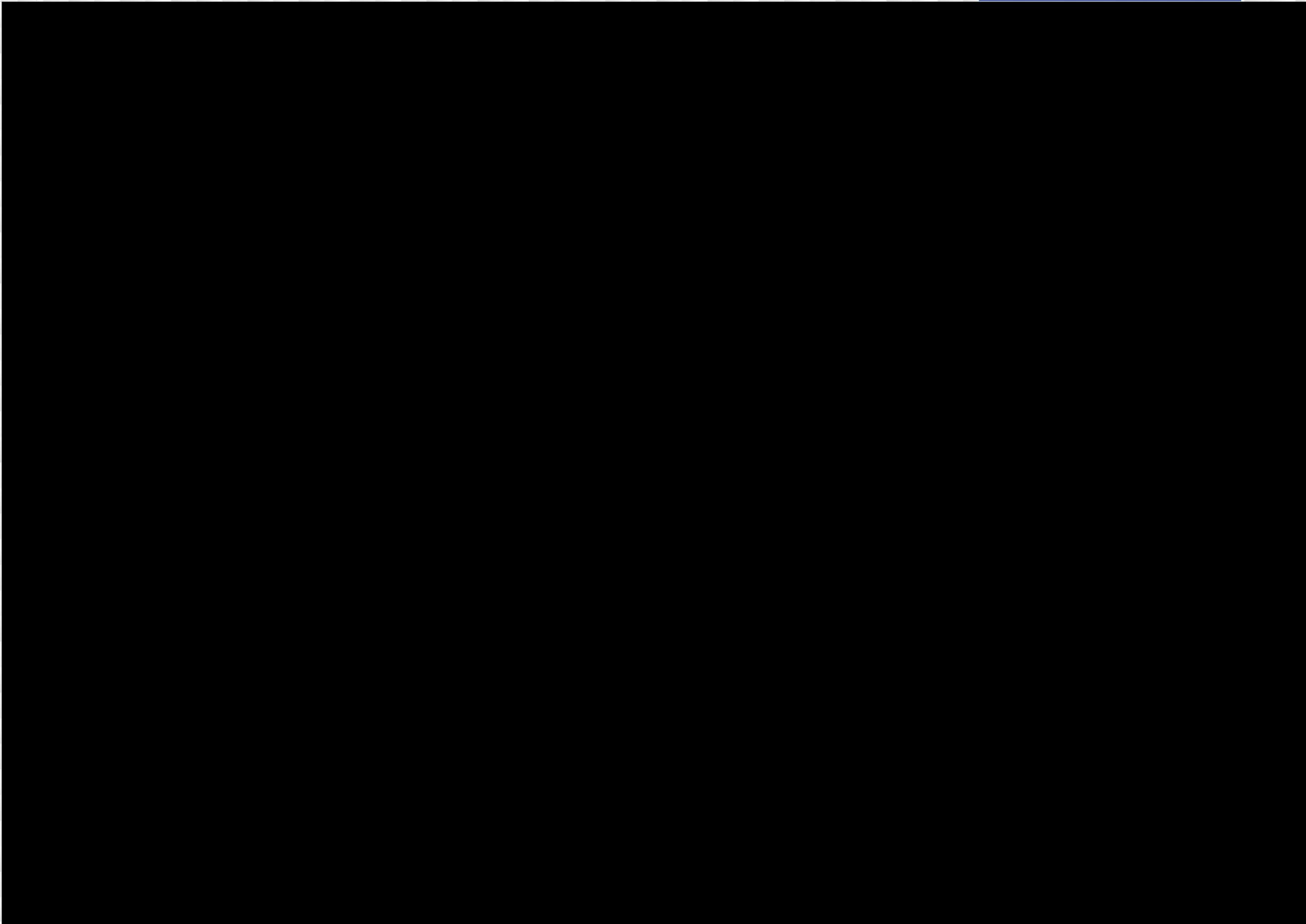


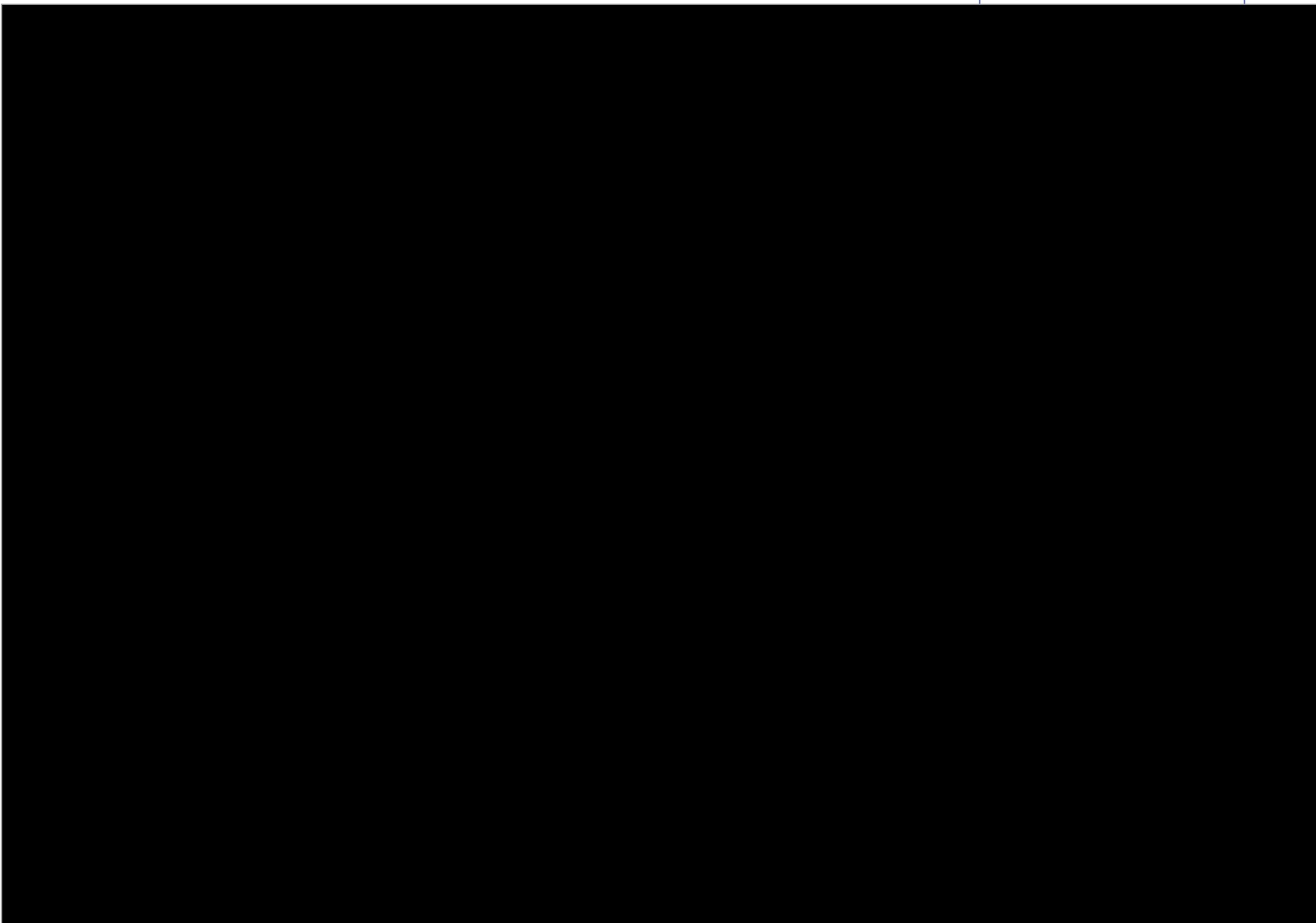


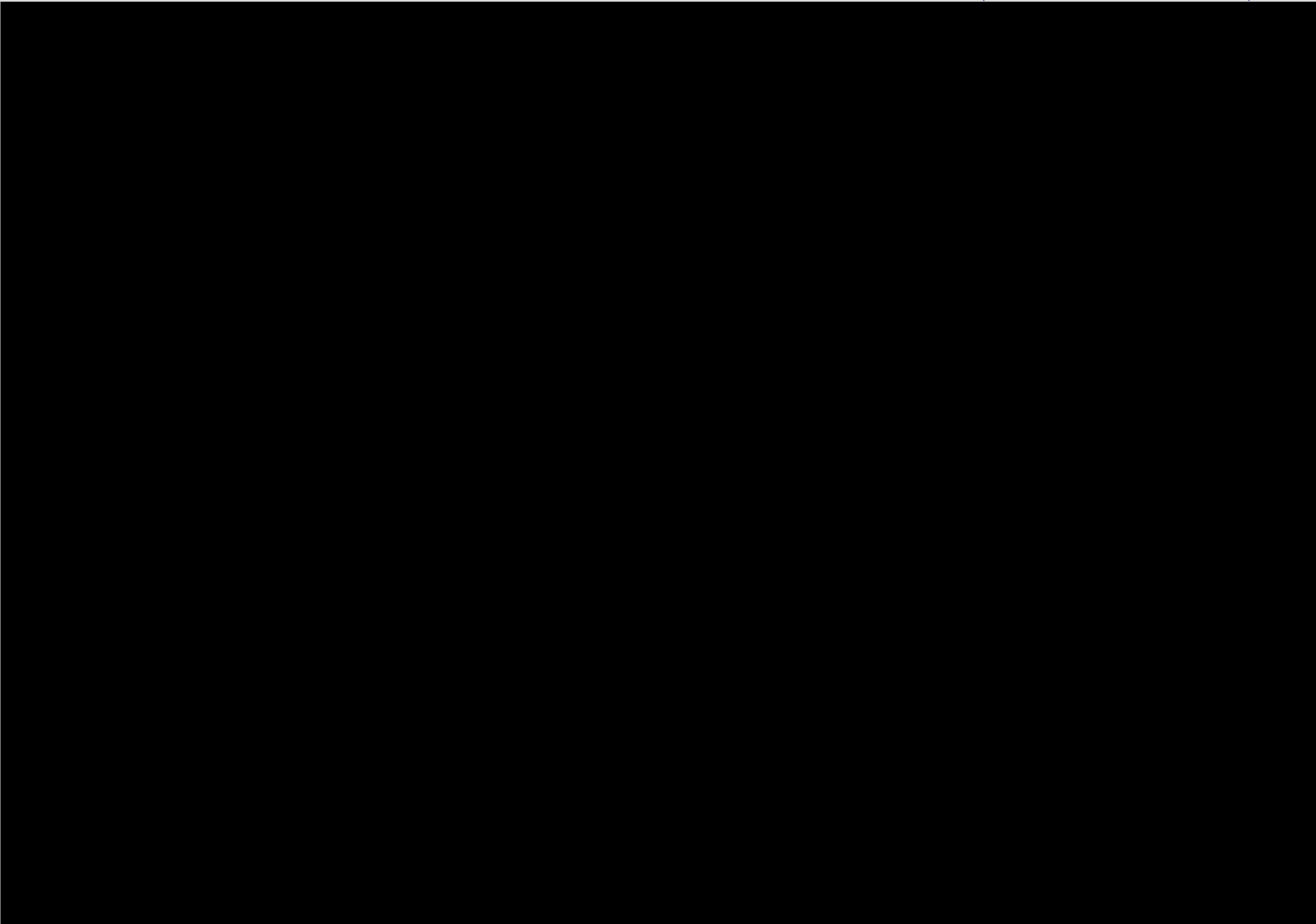


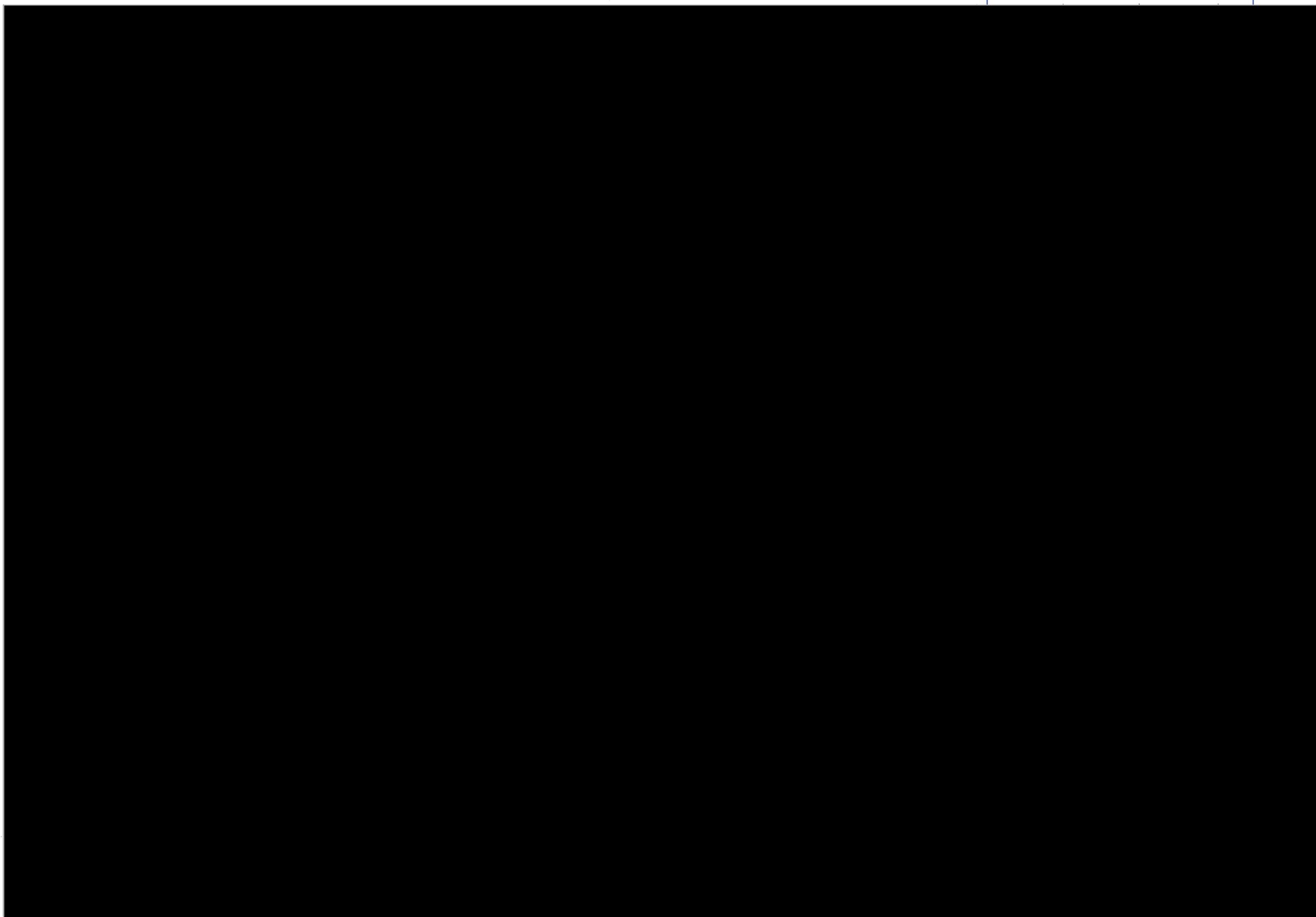


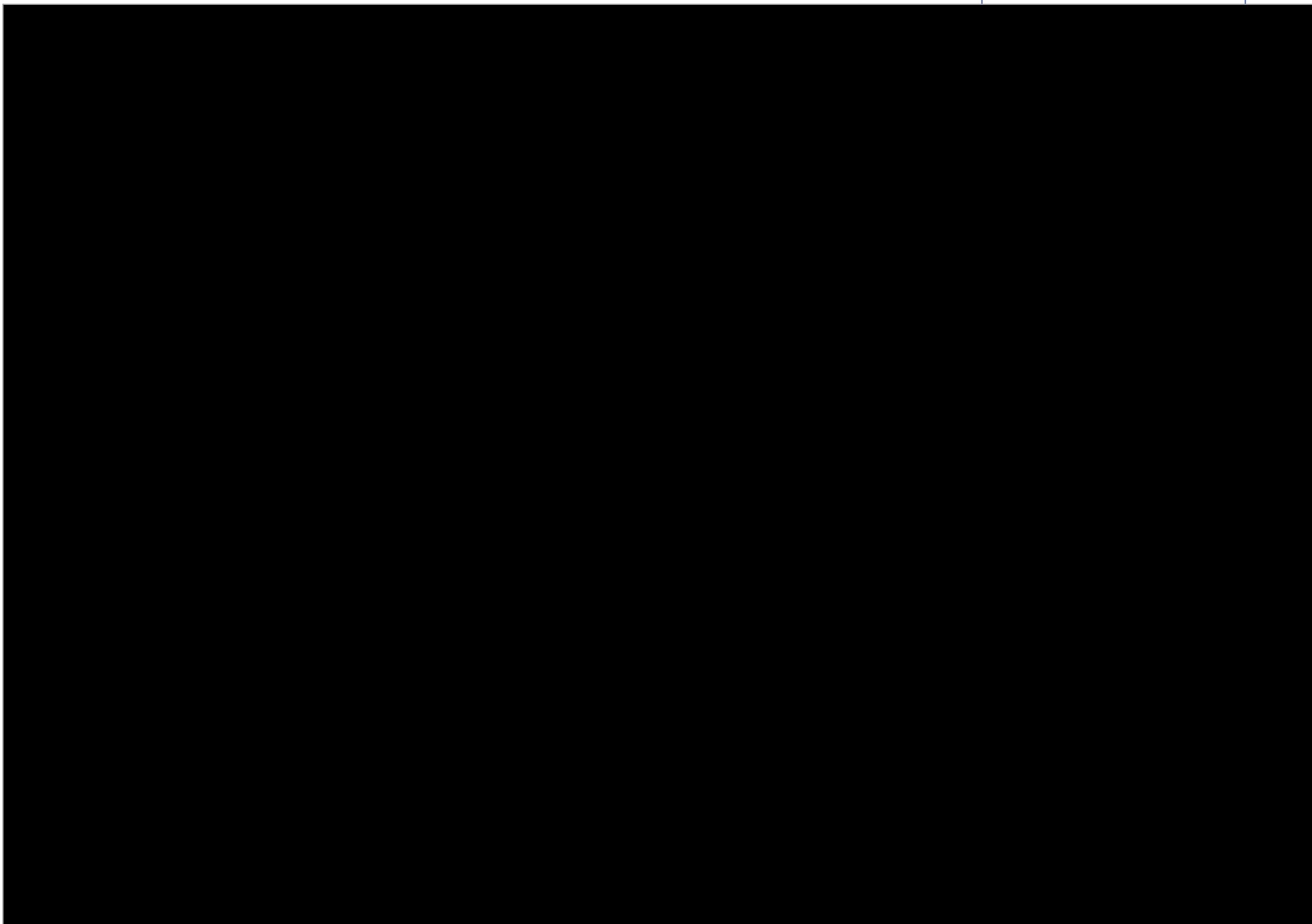


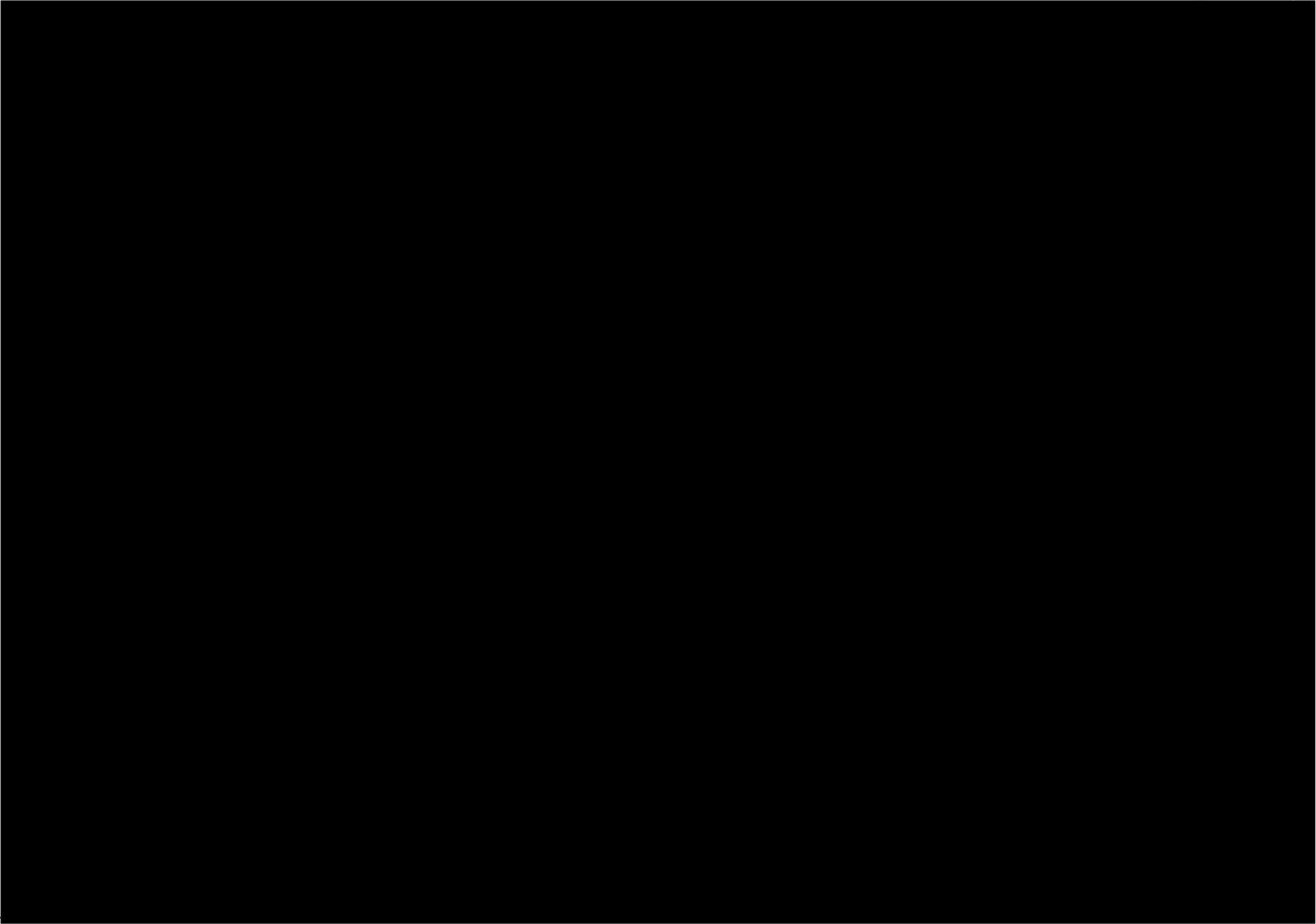


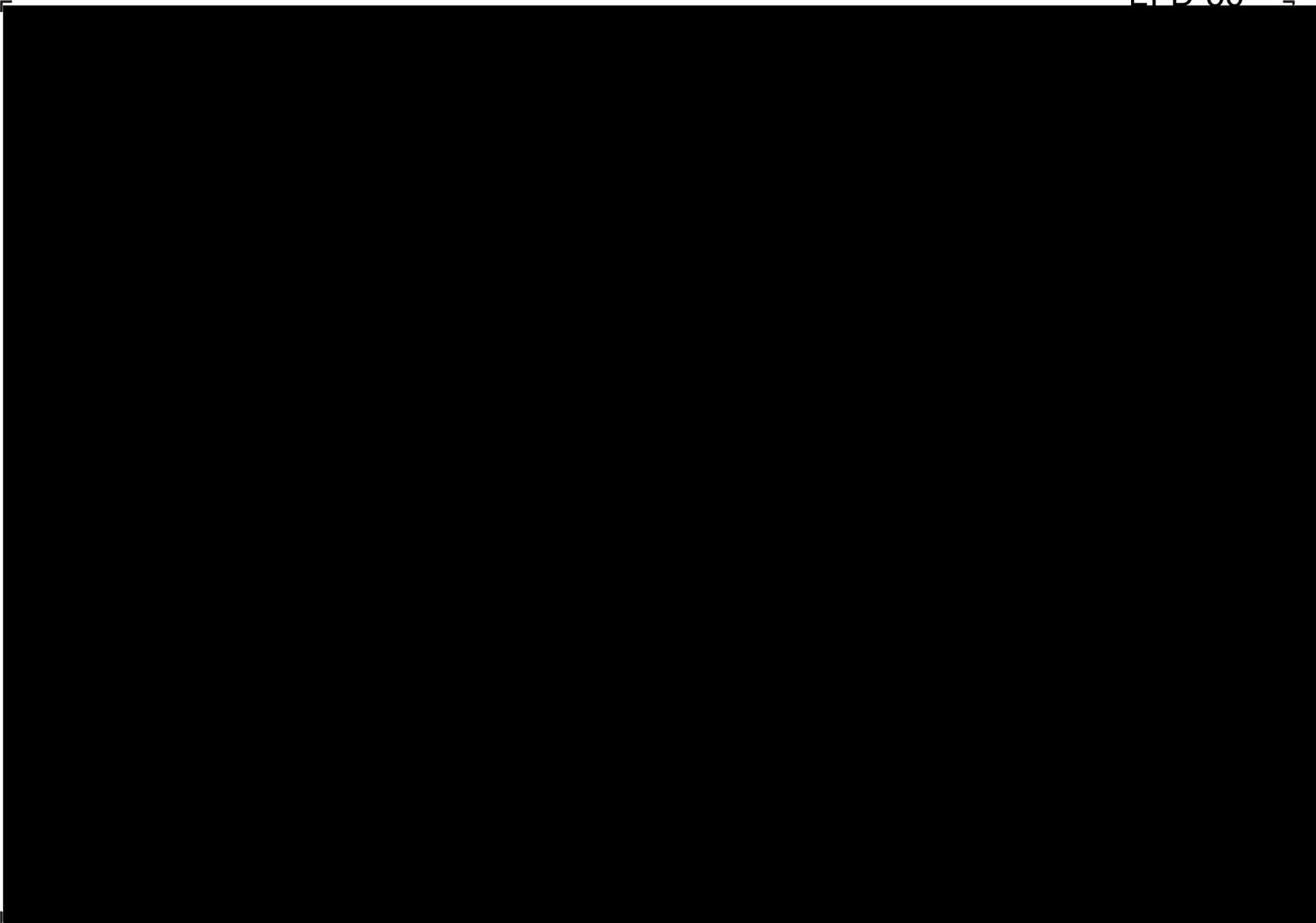


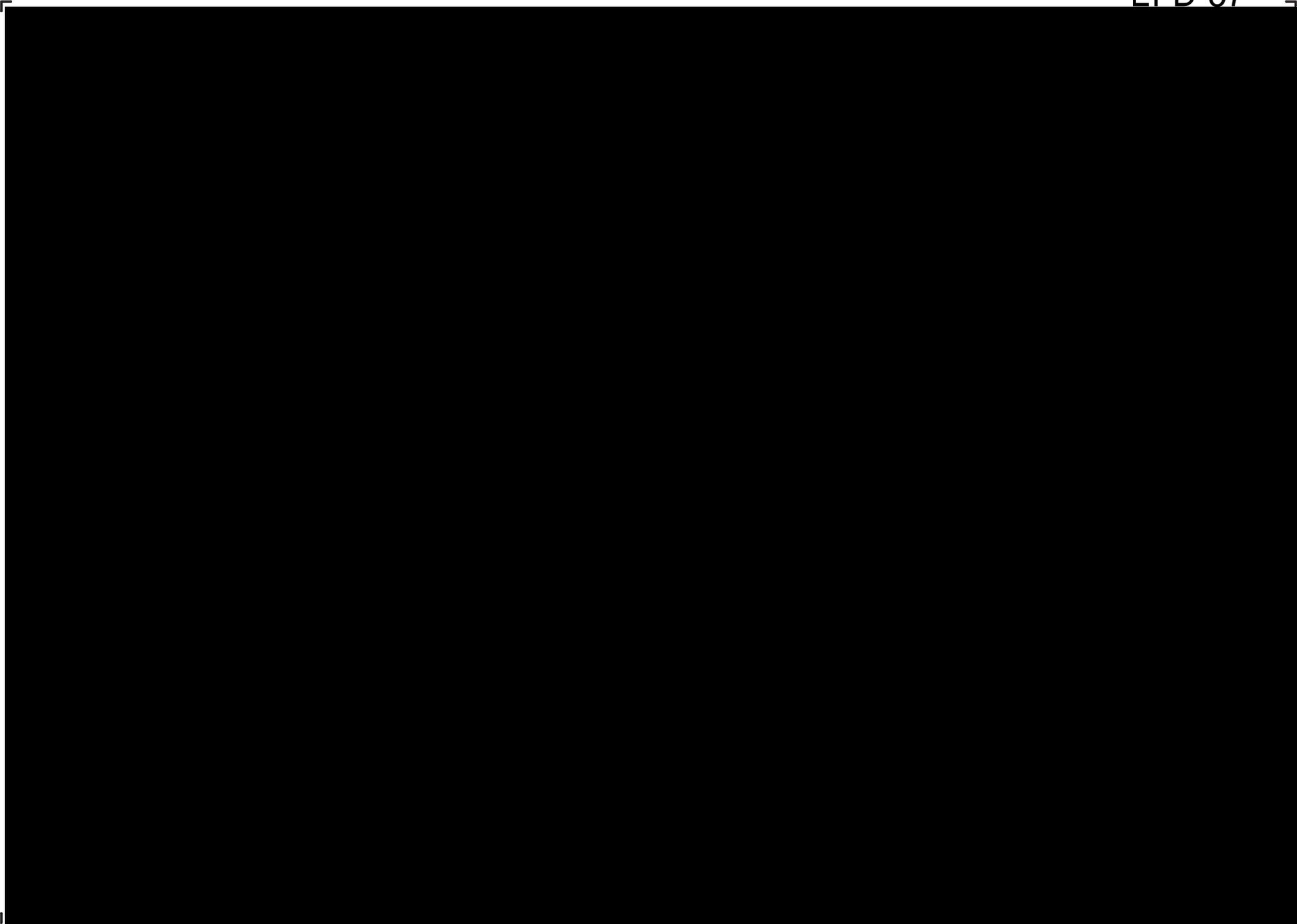


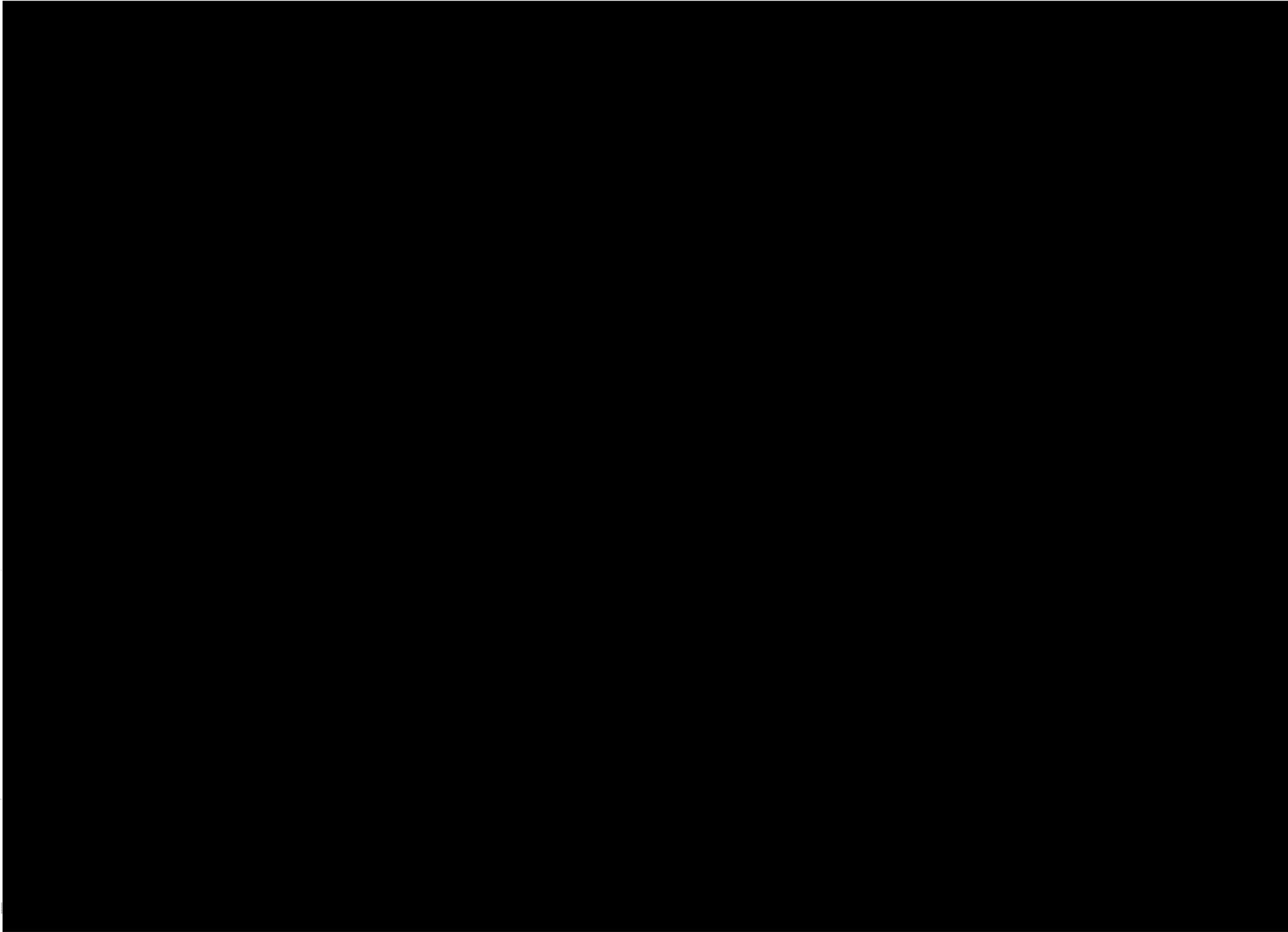


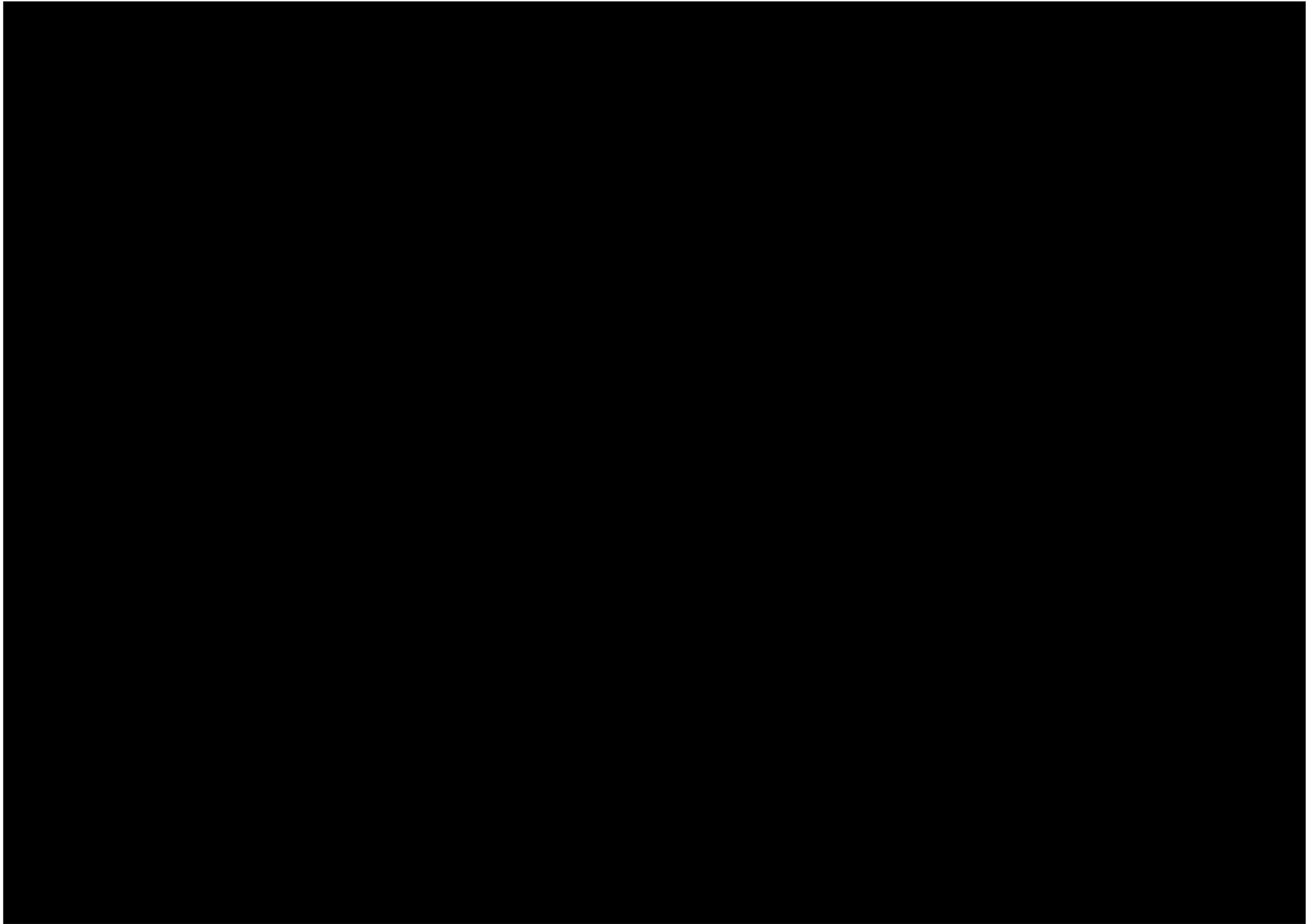


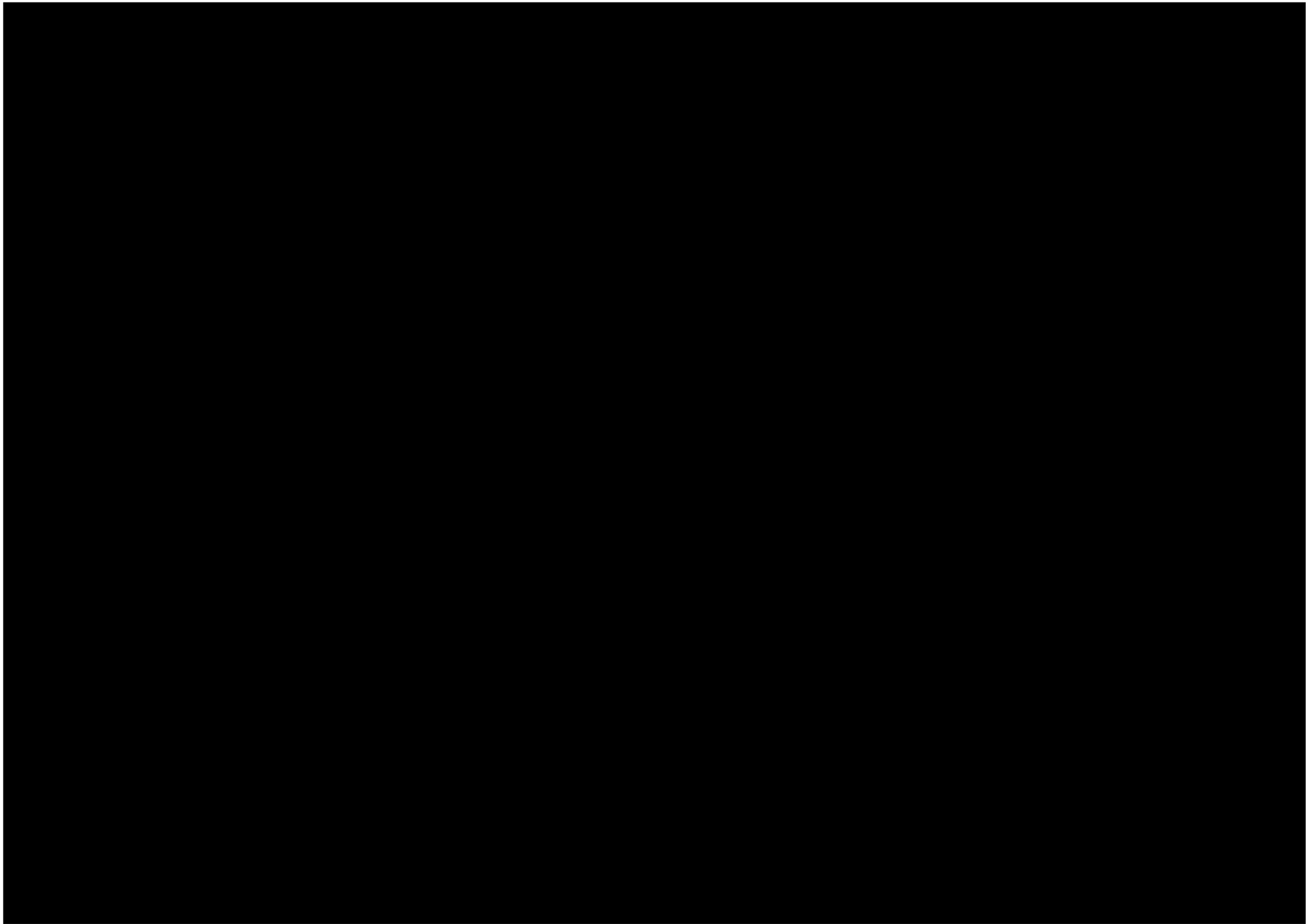


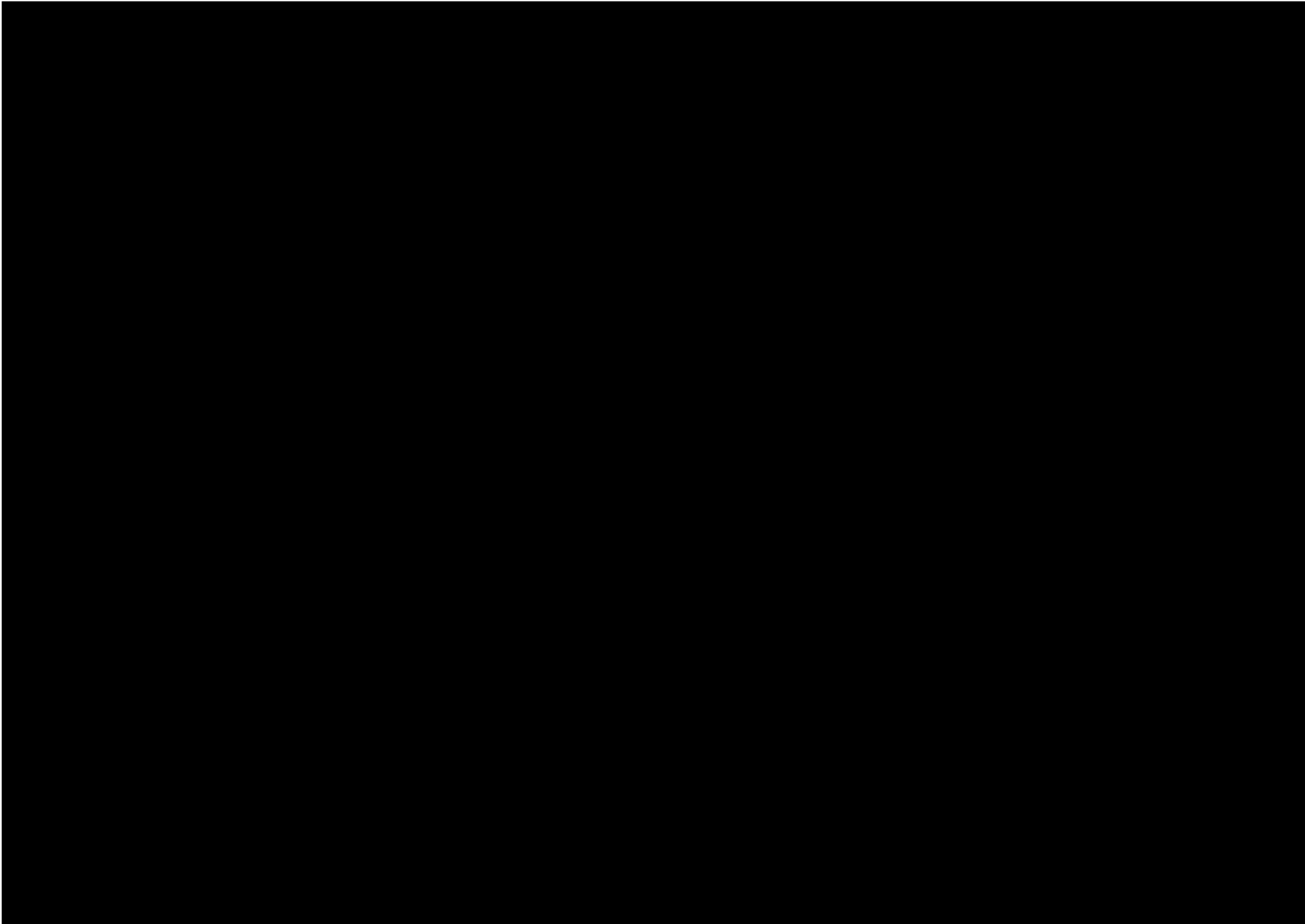










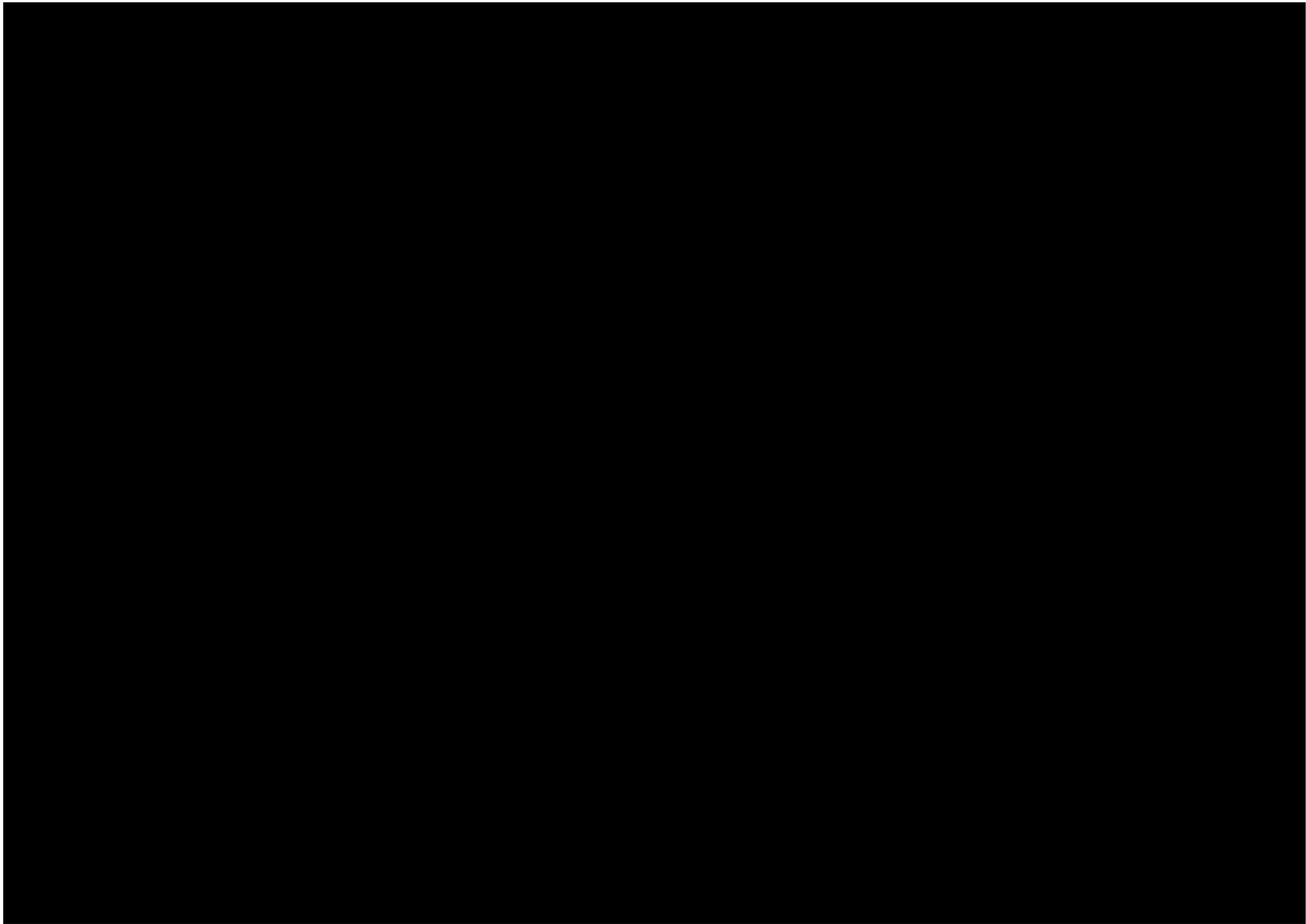


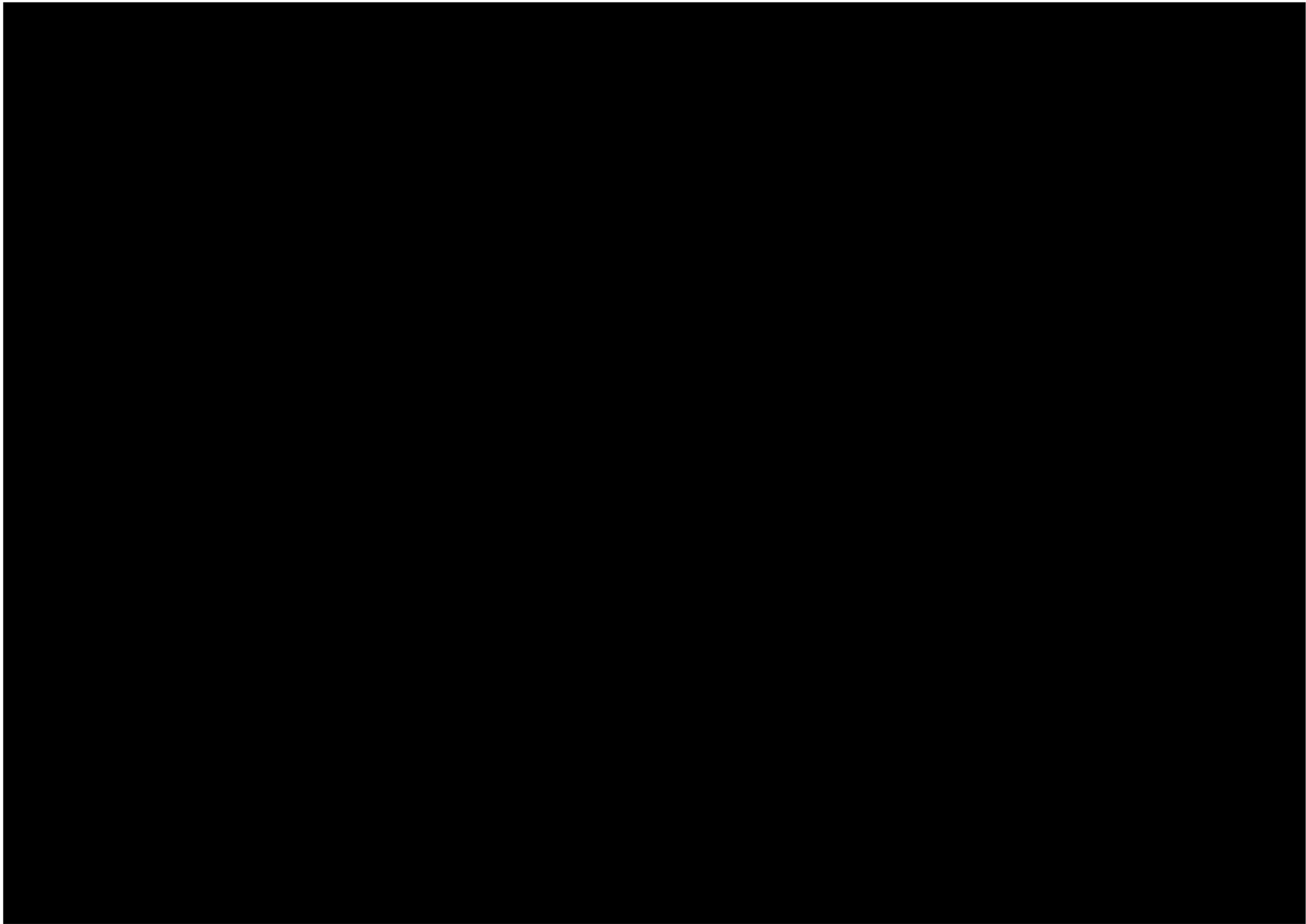












主：高レ
高レ
従：廃ガ

主：前処理建
従：廃ガス貯

